

平成 2 1 年旭市議会第 3 回定例会会議録目次

第 1 号（9月3日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	3
開 会.....	4
人事の紹介.....	4
議長報告事項.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
議案上程.....	6
議案第 1 号 平成 2 0 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 2 0 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 2 0 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 2 0 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 2 0 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 2 0 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 2 0 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 8 号 平成 2 0 年度旭市水道事業会計決算の認定について	
議案第 9 号 平成 2 0 年度旭市病院事業会計決算の認定について	
議案第 1 0 号 平成 2 0 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について	
議案第 1 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 平成 2 1 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 4 号 平成 2 1 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 5 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい	

て

議案第 16 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
報告第 1 号 平成 20 年度旭市土地開発基金の運用状況について	
報告第 2 号 平成 20 年度旭市奨学基金の運用状況について	
報告第 3 号 平成 20 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について	
報告第 4 号 平成 20 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について	
報告第 5 号 平成 20 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について	
報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について	
報告第 7 号 平成 20 年度旭市病院事業会計継続費の精算について	
提案理由の説明並びに政務報告.....	7
議案の補足説明及び報告の説明.....	18
散 会.....	81

第 2 号 (9月7日)

議事日程.....	83
本日の会議に付した事件.....	83
出席議員.....	83
欠席議員.....	84
説明のため出席した者.....	84
事務局職員出席者.....	84
開 議.....	85
議案質疑.....	85
議案第 17 号直接審議 (先議).....	107
決算審査特別委員会設置.....	107
決算審査特別委員会委員の選任.....	108
決算審査特別委員会議案付託.....	108
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告.....	109
常任委員会議案付託.....	109
常任委員会陳情付託.....	110

散 会.....	1 1 0
----------	-------

第 3 号 (9月8日)

議事日程.....	1 1 1
本日の会議に付した事件.....	1 1 1
出席議員.....	1 1 1
欠席議員.....	1 1 1
説明のため出席した者.....	1 1 1
事務局職員出席者.....	1 1 2
開 議.....	1 1 3
一般質問.....	1 1 3
1 1 番 木 内 欽 市.....	1 1 3
3 番 平 野 忠 作.....	1 3 1
6 番 向 後 悦 世.....	1 4 6
4 番 伊 藤 房 代.....	1 5 4
8 番 滑 川 公 英.....	1 6 3
散 会.....	1 7 9

第 4 号 (9月9日)

議事日程.....	1 8 1
本日の会議に付した事件.....	1 8 1
出席議員.....	1 8 1
欠席議員.....	1 8 1
説明のため出席した者.....	1 8 1
事務局職員出席者.....	1 8 2
開 議.....	1 8 3
一般質問.....	1 8 3
1 0 番 柴 田 徹 也.....	1 8 3
1 番 伊 藤 保.....	2 0 4
1 3 番 日 下 昭 治.....	2 1 3

2番 島田和雄.....	232
24番 神子功.....	248
散会.....	261

第5号(9月28日)

議事日程.....	263
本日の会議に付した事件.....	263
出席議員.....	263
欠席議員.....	264
説明のため出席した者.....	264
事務局職員出席者.....	264
開議.....	265
決算審査特別委員長報告.....	265
質疑、討論、採決.....	269
常任委員長報告.....	271
質疑、討論、採決.....	275
常任委員長陳情報告.....	277
質疑、討論、採決.....	278
事務報告.....	279
閉会.....	280

平成21年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成21年9月3日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 議長報告事項
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議案上程
- 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 8 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 議長報告事項
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議案上程
- 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（21名）

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也

11番 木内 欽市
 13番 日下 昭治
 15番 林 俊介
 18番 高木 武雄
 22番 林 正一郎
 26番 林 一哉

12番 佐久間 茂樹
 14番 平野 浩
 17番 林 一雄
 19番 嶋田 茂樹
 24番 神子 功

欠席議員（1名）

20番 向後 和夫

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	増田 雅男
教育長	多田 哲雄	代表監査委員	木村 哲三
病院事務部長	渡辺 清一	総務課長	平野 哲也
秘書広報課長	米本 壽一	企画課長	堀江 隆夫
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	野口 徳和
市民課長	増田 富雄	環境課長	平野 修司
保険年金課長	花香 寛源	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在田 豊	高齢者福祉課長	渡辺 輝明
商工観光課長	神原 房雄	農水産課長	林 清明
建設課長	北村 豪輔	都市整備課長	伊藤 恒男
下水道課長	佐藤 邦雄	会計管理者	高山 重幸
消防長	菅谷 衛一	水道課長	横山 秀喜
庶務課長	浪川 敏夫	学校教育課長	平野 一男
生涯学習課長	野口 國男	国体推進室長	高野 晃雄
監査委員 事務局長	林 久男	農業委員会 事務局長	伊藤 浩
国民宿舎 支配人	堀川 茂博	病院事務次長	石鍋 秀和
病院経理課長	鈴木 清武		

事務局職員出席者

事務局長 加瀬 寿一

事務局次長 石毛 健一

開会 午前10時 0分

副議長（林 一雄） おはようございます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解を願いたいと思います。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第1 開 会

副議長（林 一雄） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成21年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 人事の紹介

副議長（林 一雄） 日程第2、人事の紹介。

ここで、人事の紹介をいたします。

去る8月19日、教育長に就任されました埴田哲雄氏をご紹介いたします。

埴田哲雄教育長より、あいさつの申し出がございましたので、これを許可いたします。

埴田哲雄教育長、ご登壇願います。

（教育長 埴田哲雄 登壇）

教育長（埴田哲雄） ただいまご紹介がありました米本教育長に代わりまして、8月19日付で教育長に就任いたしました埴田哲雄と申します。どうぞよろしく申し上げます。

就任以降、よい意味での緊張感と責任を感じ毎日生活をしているところであります。どうぞこれからよろしくお願いをします。

また、2学期がスタートしましたので、まずは学校教育をはじめ、さまざまな教育関係、実りある2学期にできるよう指導と支援に頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

よろしく申し上げます。（拍手）

副議長（林 一雄） ありがとうございました。

日程第3 議長報告事項

副議長（林 一雄） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

日程第4 会議録署名議員の指名

副議長（林 一雄） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

18番、高木武雄議員、19番、嶋田茂樹議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

副議長（林 一雄） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第3回定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（林 一雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

副議長（林 一雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 17 号までの 17 議案と報告第 1 号から報告第 7 号までの報告 7 件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（林 一雄） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第 6 議案上程

副議長（林 一雄） 日程第 6、議案上程。

議案第 1 号から議案第 17 号までの 17 議案と報告第 1 号から報告第 7 号までの報告 7 件を一括上程いたします。

議案第 1 号 平成 20 年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 2 号 平成 20 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 3 号 平成 20 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

議案第 4 号 平成 20 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第 5 号 平成 20 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第 6 号 平成 20 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

議案第 7 号 平成 20 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

議案第 8 号 平成 20 年度旭市水道事業会計決算の認定について

議案第 9 号 平成 20 年度旭市病院事業会計決算の認定について

議案第 10 号 平成 20 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第 11 号 平成 21 年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 12 号 平成 21 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

- 議案第 13 号 平成 21 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 平成 21 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 平成 20 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 20 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 20 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 4 号 平成 20 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 5 号 平成 20 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について
- 報告第 7 号 平成 20 年度旭市病院事業会計継続費の精算について

日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

副議長（林 一雄） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成 21 年旭市議会第 3 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げます。

去る 8 月の臨時会でも申し上げましたとおり、我が旭市は合併後「新市建設計画」に掲げた施策を着実に実施してきたことにより、バランスのとれたまちづくりが展開されておりますが、今後のまちづくりには、市民一人ひとりが一体感を持ち、「真に合併してよかったと思えるまちづくり」、「心の通い合える絆づくり」が、必要不可欠であると考えております。

運営にあたっては、本市が掲げる将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健

康都市「旭」日本一住みよいまちを目指し、今まで実施してきた基盤整備の現状を踏まえつつ、今後は、財政状況や市民ニーズに照らし合わせて、迅速に対応すべき事業と慎重に進むべき事業を振り分けながら、私の信条でもあります「ふれあい、まごころ、思いやり」の心で、市政運営に取り組んでまいります。

次に、財政運営の方針について申し上げます。

ご案内のとおり、昨年のサブプライムローンの破綻に端を発した経済金融危機は、世界を覆い尽くす規模まで広がり、急激な円高の進行や株価の大幅下落が、我が国の経済にも大きく影響を及ぼしています。こうした情勢の中で、国は補正予算による数々の経済、生活対策等を実施してきました。しかしながら、先の衆議院議員総選挙の結果、政権が変わろうとしており、国政の方向性等も未だ不透明でありますので、今後も国の政策等の情報収集に努め、遅滞なく対応してまいりたいと考えております。

今後の財政運営にあたっては、合併による国の財政支援の終期も見据えながら、行財政運営の効率化、スリム化を一層推進してまいります。

また、「旭市総合計画」や「旭市行政改革アクションプラン」に掲げる施策を着実に実施するとともに、合併の効果や財源などを最大限に生かすことで、緊急度、重要度の高い施策に優先的に取り組んでいく所存でございます。

なお、市債の発行にあたっては、交付税算入率の高いものを活用し、将来の負担額の減少に努めるとともに、予算執行につきましては、「財政健全化判断比率」の「4指標」を念頭におき、徹底した「無駄の排除」を行うなど、全職員が創意工夫し、財政の健全化に努めてまいります。

次に、今回提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第10号までは、平成20年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成20年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額は257億5,970万3,832円、歳出総額は247億8,614万267円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億5,454万6,933円を差し引いた実質収支は、8億1,901万6,632円となりました。

議案第2号は、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額83億3,428万4,723円、歳出総額79億2,384万8,885円、差し引き4億1,043万5,838円となりました。施設勘定は、歳入総額8,121万1,153円、歳出総額6,195万389円、差し引き1,926万764円となりました。

議案第3号は、平成20年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額5億1,874万5,254円、歳出総額4億4,113万3,129円、差し引き7,761万2,125円となりました。

議案第4号は、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額6億8,517万3,066円、歳出総額6億7,417万6,368円、差し引き1,099万6,698円となりました。

議案第5号は、平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額34億2,169万5,820円、歳出総額33億5,919万807円、差し引き6,250万5,013円となりました。

議案第6号は、平成20年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額7億5,212万2,716円、歳出総額7億1,095万6,596円、差し引き4,116万6,120円となりました。

議案第7号は、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額5,068万6,314円、歳出総額4,546万7,508円、差し引き521万8,806円となりました。

議案第8号は、平成20年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万8,470件、普及率は79.8%、年間給水量は611万7,173立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は16億7,577万6,606円に対し、事業費用は15億1,312万8,209円となり、差し引き1億6,264万8,397円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入9億4,433万1,550円に対し、支出は14億861万9,108円となり、収支不足額4億6,428万7,558円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第9号は、平成20年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は31万5,719人、外来患者数は83万848人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は305億7,584万3,553円に対し、事業費用は301億7,673万5,005円となり、差し引き3億9,910万8,548円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入2億9,123万5,000円に対し、支出は29億5,597万4,668円となり、収支不足額26億6,473万9,668円は、損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第10号は、平成20年度旭市国民宿舎事業会計決算でありまして、施設の使用実績は、宿泊者1万2,611人、休憩者5,898人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は1億7,175万7,307円に対し、事業費用は2億1,267万5,220円、差し引き4,091万7,913円の純損失となりました。

また、資本的収支は、収入が2億2,980万円で、この中には19年度許可済企業債7,410万円が含まれております。支出は1億7,917万7,756円となり、収支不足額2,347万7,756円は、建設改良積立金で補てんいたしました。

議案第11号は、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてであります。

去る5月29日、国会において、経済危機対策として総額14兆円の平成21年度補正予算が成立いたしました。

この中では、地域活性化のための交付金を創設するなど、経済危機克服のための政策展開を図っており、国の予算規模約1兆円の地域活性化・経済危機対策臨時交付金のうち本市への試算額は6億1,000万円余りとなっておりますので、今回の補正予算に経済危機対策事業の財源として計上いたしました。

主なものを申し上げますと、蛇園南地区流末排水整備のための調査・設計委託、小中学校へのデジタルテレビの導入や校内LANの整備など学校のICT環境の充実、小中学校へのAED（自動体外式除細動器）の設置による学校現場での安全管理の充実、このほかに安全・安心のまちづくりに向けた高規格救急車の更新をはじめ、公用車の低公害車への更新なども計上したところであります。

また、1兆4,000億円の地域活性化・公共投資臨時交付金については、現段階では具体的な国の方針が明らかになっておりませんので、今後、詳細が分かり次第、速やかに事業内容を詰め、必要な対応をとってまいりたいと考えております。

その他、子育て応援特別手当、緊急雇用創出臨時特例基金事業費交付金などが交付される予定であります。

本市といたしましては、地域経済の一刻も早い回復に向け、国の経済危機対策を的確に活用して地域課題を解決し、この厳しい状況を乗り越えなければならないと考え、このたび補正予算額として総額23億7,100万円の追加を提案するものでございまして、補正後の平成21年度一般会計予算総額は279億2,100万円となります。

議案第12号は、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定は、歳入歳出にそれぞれ2,958万5,000円を追加し、予算総額を86億1,958万5,000円とし、施設勘定は、歳入歳出にそれぞれ80万8,000円を追加し、予算総額を7,380万8,000円とするものであります。

議案第13号は、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、国の経済対策臨時交付金制度に基づき、今回、地上デジタル放送対応テレビ端末の購入や低公害車の導入、旧飯岡診療所解体撤去工事等を計上いたしました。

また、看護師養成所への普通交付税算入単価の変更や救急告示病院にかかる新たな交付税措置による普通交付税の増額、さらに本年10月開設予定の訪問看護ステーションに対し、所要の予算措置をするものであります。

議案第14号は、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、資本的収入として525万円、支出に1,270万5,000円を追加するものであります。

議案第15号は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成20年8月の人事院勧告及び同年10月の千葉県人事委員会勧告に基づき、職員の勤務時間等について所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金について見直しを行うものであります。

議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、阿部秀利氏が適任であり再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

報告第1号は、平成20年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、平成20年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号は、平成20年度の旭市公営企業会計決算に関する資金不足比率について、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、報告第7号は、平成20年度旭市病院事業会計継続費の精算について、それぞれ報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、病院事業について申し上げます。

全国の医療機関において医師不足等が深刻化し、各地で地域医療が危機的な状況におかれている中、旭中央病院においては、医師、看護師等の確保を図りつつ、引き続き経営の効率化や地域医療の確保に努めてまいります。

また、再整備工事は順調に進捗しており、現在は基礎部分のコンクリート工事を施工中です。今後は免震装置を設置し、10月中には基礎工事が完了する予定であります。

工事期間中、来院者の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、安全を第一に考え施設の完成を目指しておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

次に、生活環境について申し上げます。

地球的規模で広がっている温暖化現象は次世代への大きな不安要素であり、全人類が解決に向け一致団結して取り組まなければならない問題であると認識しております。

本市においても、旭市地球温暖化対策推進実行計画を策定し、地球温暖化防止策に取り組んでおり、今後も温室効果ガスの削減に努めてまいります。

次に、広域行政について申し上げます。

平成21年度から2か年事業で整備を進めている東総衛生組合旭クリーンパークの汚泥再生処理センターにつきましては、現在、工事の発注に向け準備を進めており、10月中の入札を予定しております。

また、ごみ処理広域化計画の取り組みについては、現在、東総地区広域市町村圏事務組合が中心となって候補地の選定を進めております。ごみ処理施設は大変重要な施設であり、先延ばしにできない施設ですので、本市としても東総地区広域市町村圏事務組合の構成市と協働し、住民の方々のご理解を得ながら候補地の選定に向け取り組んでまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、来る9月21日の敬老の日に保育所や文化協会等のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3施設において開催いたします。

また、隔年で実施しております戦没者追悼式は、来る10月14日に東総文化会館で挙行いたします。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画は、今年度から第4期目がスタートしたところであります。

7月末の高齢者人口は1万6,368人で、高齢化率は23.3%、要介護認定者数は2,024人で認定率は12.4%となっております。高齢者人口の増加とともに要介護認定者も増加してきております。

このような中、介護予防事業の推進につきましては、地域包括支援センターを中心に総合相談や通所型介護予防事業などに積極的に取り組んでおり、1人でも多くの高齢者ができるだけ健康で自立して生活できるよう、今後も努めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

適応指導教室では、指導員が家庭や学校との連携を図りながら、不登校の児童や生徒、引きこもり児童に対して家庭訪問等を含めたきめ細かな指導を行っております。

外国語指導助手派遣事業については、去る7月と8月に3名のALTがアメリカ合衆国が

ら着任しましたので、今後も5名のALTにより英語指導や国際理解を深める教育を推進してまいります。

三川小学校においては、文部科学省の受託事業として5年生と6年生を対象に英語の授業を週1時間実施しており、文部科学省から配布された英語ノート等の教材の効果的な活用方法や評価のあり方などについて、ALTや英語が堪能な日本人講師との協力・連携のもと実践研究を進めております。

今後も子どもたちが英語に親しみ、興味や関心を高める取り組みを進めてまいります。

第一学校給食センターの調理業務委託については、去る7月6日、株式会社東洋食品と契約し、8月の準備期間を経て、昨日9月2日より順調にスタートいたしました。

なお、献立の作成や食材の仕入れ等の業務については従来どおりの体制で実施しており、衛生管理の徹底、業務の効率化等については委託業者と緊密な連携を図り、今後も安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

児童の自主性や協調性を養うことを目的に、去る6月18日から2泊3日で飯岡小学校と三川小学校の5年生、6年生の児童34名が参加し、昨年に引き続き「ユートピア通学合宿」を実施いたしました。

今後も心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地域の協力を得て様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援してまいります。

文化芸術については、去る8月2日に天の川ライブフェスティバルとして開催した第5回旭市民音楽祭は、今回から千葉県警音楽隊を含むゲスト2団体を新たに迎え、13団体250名が出演し、吹奏楽や大正琴、ロックなどが演奏され、延べ960名の観客の方々に好評をいただきました。

国指定文化財であります大原幽学旧宅の改修事業については、平成19年度から実施しておりますが、このたび旧宅内から自筆と見られる書簡や著作草稿など107点が新たに発見されました。

大原幽学関係資料は現在407点が国指定重要文化財に指定されており、この発見された資料についても重要文化財への追加指定を視野に入れ調査を進めてまいります。

体育振興については、去る8月26日から29日までの4日間、千葉県と様々な交流事業を実施しているドイツ・デュッセルドルフ市から卓球技術の向上を目指す中学生男女8名の選手が本市を訪れ、本市を含む県内選抜チームとの交流試合や市内中学校への表敬訪問、市内観

光施設の見学、陶芸体験など様々な交流が行われました。

この卓球交流に参加した選手たちには、国際人としての成長やさらなる競技力の向上に期待しております。

次に、商業振興について申し上げます。

現下の厳しい経済情勢の中、旭市商業振興連合会が去る4月25日から販売した期限付きプレミアム商品券2億2,000万円分は、緊急景気対策として6か月の使用期限付きとしたことから順調に使用され、8月25日現在の換金率は87%にのぼっており、消費拡大を喚起し、各商店街の活性化に寄与していると考えております。

次に、観光について申し上げます。

夏期観光については、今年も7月18日から8月23日までの37日間、飯岡と矢指ヶ浦の海水浴場を開設いたしました。

開設中は海水浴やサーフィンなどを楽しむ多くの人々で賑わい、大きな事故もなく無事終了することができました。

また、期間中は「あさひ砂の彫刻美術展」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」、「旭市七夕市民まつり」など多くのイベントが開催され、県内外から25万人を超える観光客があり、盛況のうちに終了することができました。

事業運営にご協力いただきました観光協会をはじめ、各関係機関に心より感謝を申し上げます次第であります。

次に、恒例となりました自転車競技の「ツール・ド・ちば2009」が昨年に引き続き来る10月10日から12日にかけて開催されます。競技には県内外から多くの選手が参加を予定しており、初日の10日には選手が市内を力走する予定ですので、市民の皆様には沿道より温かい声援をお願いいたします。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、米の生産調整としての飼料用米栽培が今年は国からの交付金の上乗せなどもあり、約58ヘクタールで取り組むことができました。今後も生産農家が安定した収入が得られるよう、県や国へ支援策の継続を要望していく所存であります。

また、新規需要米としての米粉の活用については、4月から稼動した米粉製粉機も約600キログラムの使用実績となり、さらなる普及拡大に向け、各種イベントでのPR活動に努めてまいります。

野菜の生産振興については、本年も県補助事業を活用した園芸用ハウスや生産管理機械等

に関する事務を進めており、現在、16件の事業を実施する予定であります。

次に、水産について申し上げます。

飯岡漁港外西防波堤改良事業については、国の緊急経済対策を活用し、鋼矢板工事を200メートル追加し実施することになりました。なお、この事業計画の前倒しに伴う事業量の追加は、通常ベースで3年から4年間の事業量に相当するものであります。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

現在、経営体育成基盤整備事業により市内の6地区で県営土地改良事業が実施されている中、飯岡西部地区の土地改良事業と仁玉川地区の護岸改修事業については、国との事業計画協議が順調に進み、平成22年4月の事業採択を目指し、事業施行申請等の手続きに入ると聞いております。

次に、農業による交流事業について申し上げます。

大原幽学遺跡の水田を活用した都市住民との交流事業については、去る7月4日、5日の2日間、451名の参加により田んぼの「環境調査」と「草取り」が実施されました。

参加者の多くは、田んぼをきれいにすることにより、よいお米を収穫することができるとの説明を受け、草取り作業に汗を流すとともに田んぼに生息する様々な生き物を確認し、農業と自然環境の関わりについて認識を深めることができました。

また、8月21日、22日の2日間、幽学遺跡において「換子教育宿泊体験」が実施され、市内外から参加した小学生16名は、電気やガスのない昔の暮らしを通じて、先人の教えを学ぶことができました。

また、昨年に引き続きジェフユナイテッド市原・千葉の中学生19名が農業体験宿泊学習を目的に本市を訪れ、去る7月21日から25日の5日間、市内の受入農家9軒に宿泊し、様々な農作業の体験や市内中学生とのサッカー交流などを行うとともに、卒業生9名が昨年お世話になった農家にお礼に訪れ、事業の枠を超えた交流が図られたことは大変喜ばしい出来事だと考えております。

次に、朝食をとらない家庭が増えている状況を踏まえ、食育推進活動の一環として市内小学校5年生・6年生を対象に市職員が各学校を回り、朝食の大切さや食の意義などを講話するとともに、市内在住の版画家、土屋金司氏の指導により、「しっかり食べよう朝ご飯」をテーマとした版画を制作する版画教室を実施しております。

既に小学校9校では460名の児童が版画を制作し、11月には2校、100名の児童が参加を予定しており、制作した作品は市役所等に展示することになっております。

この取り組みを通じて、次代を担う子どもたちの「食と農」に対する意識の向上が図られることを期待しております。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については計画的に進めているところであります。

旭中央病院アクセス道東西線については、千葉県海匝地域整備センターにおいて、国道126号線飯岡バイパス入り口から西側部分830メートルの舗装工事を9月下旬に発注するとともに、国道の交差点工事についても12月までに発注する予定であると聞いております。

また、市が整備する東西線約680メートルと南北線約300メートルの工事については早期に発注できるよう準備を進めております。

これらの工事が完成することにより、東西線は国道飯岡バイパス入り口から中央病院までの全線が開通し、南北線も中央病院から県道銚子旭線までが開通することとなり、地域の渋滞の緩和が図られるものと考えております。

また、JRを跨ぐ橋梁下部工事については、8月31日に入札を終了したところであります。

南堀之内地先のバイパス整備事業については、測量調査及び詳細設計業務を実施しているところであり、塙新町の道路改良工事については関係地権者のご協力をいただきながら集落内の用地取得を進めております。

飯岡海上連絡道三川蛇園線及び蛇園南地区流末排水整備事業については、平成22年度事業採択に向け補助金の概算要望をしており、また、両事業の実施に伴う測量調査及び詳細設計業務については、国の平成21年度第1次補正により創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用することとし、今議会に関連する補正予算を計上したところであります。

次に、都市計画について申し上げます。

新市のまちづくりを一体的かつ総合的に進める指針とするため、平成19年度より3か年計画で都市計画マスタープランを作成しているところであります。

今後は全体構想の素案に基づき、住民の皆様のご意見をいただきながら、地域の持つ個性や特性を生かした地域別構想を策定し、誰もが健やかにゆとりと安らぎを感じ、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

谷丁場遊正線については、地権者のご協力により現在まで計画面積の約62%の用地を取得することができました。

今後も交通利便性の向上と良好な居住環境の形成を図るため、関係地権者のご協力をいただきながら、早期完成を目指して事業を進めてまいります。

次に、ＪＲ旭駅および干潟駅の環境整備について申し上げます。

両駅のトイレについては施設もかなり老朽化し、これまで多くの市民から不衛生との苦情が寄せられており、市としてもＪＲ側と再三にわたり協議を重ねてきた結果、今般、両駅のトイレを改築する方向で合意が得られたことから、今議会の関連する補正予算を計上したところであります。

今後も市の玄関口にふさわしい駅周辺の環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災について申し上げます。

防災行政無線統合整備事業は昨年度から更新工事を実施しており、平成22年４月からの全面的な運用開始に向け整備を進めております。

また、旭市総合防災訓練については、来る10月４日に干潟中学校を会場に地元地区の皆様をはじめ、陸上自衛隊、警察、消防団、医師会などの協力をいただいて実施いたします。なお、今回の訓練を房総沖を震源とする大地震の発生に伴う「発災対応型」の訓練として実施するものであります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防は、市民の安全・安心を確保するためには欠くことのできない組織であります。

常備消防の充実はもちろん、私自身の消防団活動の経験から、災害時には消防団員の活動が被害の軽減に大きな役割を担っていると確信しております。

今後も消防団の人員確保を図るとともに、常備消防と連携し、市民の皆さんが安心して暮らせる環境を維持してまいります。

次に、地域資源価値創造事業について申し上げます。

本事業の一環として去る7月22日から8月16日までの間、千葉県立東部図書館において129名にのぼる漫画家や作家、俳優の方々の戦争体験を漫画家が絵画的手法を駆使して表現した作品150点を展示した「私の八月十五日展」を開催するとともに、8月9日には講演者として「八月十五日の会」代表幹事で漫画家の森田拳次先生やちばてつや先生、聞き手として日本画家の椎名保先生を招き、「少年たちの記憶」と題した特別講演会を開催し、終戦当時の記憶を講演していただきました。

開催にあたっては、NHKテレビやフジテレビ、ベイ・エフエムをはじめ各種報道機関に

も取り上げられ、関東近県や遠方からも多くの方々に本市を訪れていただいたことは、本市の知名度や好感度のアップにつながるとともに、戦争を知らない若い世代に戦争の怖さと平和の大切さを伝えることができたものと考えております。

また、昨年度、「旭市の文化と観光情報発信委員会」において作成したビジョンに基づき、実践的な活動を行うための「旭市地域ブランドづくり委員会」を新たに設置いたしました。

今後は市民を主体とした事業展開を図ってまいります。

最後に、来る10月16日からの3日間、国体のリハーサル大会として総合体育館で開催される「平成21年度全日本卓球選手権大会」の円滑な運営を図るため、去る7月6日に実行委員会内に実施本部を設置し、大会の開催に向け万全を期しているところであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

副議長（林 一雄） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

ここで、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

副議長（林 一雄） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算について補足説明を申し

上げます。

まず、説明に入る前に、配布いたしました決算書で1か所、印刷ミスがございましたので、おわび申し上げたいと思います。

既に配布いたしております正誤表のとおり、決算書の35ページ、備考欄のふさのくに合併支援交付金、繰り越し分の金額が違っておりました。この訂正をお願いするものであります。申し訳ありませんでした。

それでは、初めに決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしてございます平成20年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。

資料の1ページをお願いいたします。

今回の説明資料から、従来のグラフに加えまして、新たに数値を表にして掲載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、第1の決算規模ですが、平成20年度一般会計の決算規模は、歳入が257億5,970万4,000円で、前年度と比べて5億7,317万4,000円、2.2%の減、歳出が247億8,614万円で、前年度と比べて6億6,333万7,000円、2.6%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億5,454万7,000円を差し引きまして、実質収支は8億1,901万7,000円となりました。

次に、2ページをお願いいたします。

第2の歳入の決算額ですが、第2の1の表です。歳入の構成比の推移を表したものでございます。

平成20年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で29.4%、2番目は市税で27.9%となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

第2の2の表です。主な歳入4項目について決算額の推移を表したものでございます。

平成20年度は前年度と比べて市税は0.6%、地方交付税は6.9%、国県支出金は17.2%の増となりました。市債については、繰越事業の関係で28.2%の減となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

第3の歳出の決算額でございます。第3の1の表です。目的別歳出の決算額の推移を表したものでございます。

大きいものは民生費、総務費、教育費、公債費となっております。

次に5ページに移りまして、第3の2表です。性質別歳出の構成比を表しております。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は前年度と比べて1.4ポイント上昇

し、経常的経費の割合も1.2ポイント上昇しております。また、投資的経費の割合も1.2ポイント上昇しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第4の財政の弾力性ですが、第4表は経常収支比率の推移を表したものです。

20年度の経常収支比率は90.4%で、前年度の93.8%と比べて3.4ポイント下がりました、多少ではありますが、財政に弾力性が出てまいりました。

次に右側の7ページに移りまして、第5、将来の財政負担であります。このうち上のグラフ第5の1表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しております。

20年度の決算では18.6%となりまして、前年度の19.2%と比べて0.6ポイント下がっております。

なお、グラフにも表示されておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、基準を下回っておるものでございます。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率を表しております。これは一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

平成20年度決算の数値は97.6%となりまして、前年度の121.7%と比べて24.1ポイント下がり、将来に対します負担が減少しております。

なお、本数値につきましても早期健全化基準の350%を下回っております。

なお、この健全化判断比率につきましては、後ほど報告第4号で、また改めてご説明申し上げます。

次に、8ページをお願いいたします。

上の第5の3表でございます。市債現在高・借入額・償還額の推移を表しております。

市債の現在高は、平成20年度においては償還額が借入額を上回ったため、平成20年度末で261億4,912万7,000円となりました。前年度と比べて2億9,363万8,000円減少しております。

次に右側の9ページに移りまして、第5の4表をお願いいたします。市債現在高と交付税算入見込額を表しております。

棒グラフの平成20年度をご覧いただきたいと思っております。短いほうが一般会計だけ、長いほうは全会計を合わせたものとなっております。

初めに短いほうのグラフですが、一般会計の平成20年度末の市債現在高261億4,912万7,000円に対しまして、交付税算入見込額が175億8,515万7,000円と約67.2%となっております。

す。また、長いほうのグラフの全会計の平成20年度末の市債現在高462億4,192万6,000円に
対しまして、交付税算入額が237億5,122万1,000円と約51.4%となっております。

なお、交付税算入見込額は、国の理論計算に基づきまして積算したものでございます。
次に、10ページをお願いいたします。

基金の現在高でございます。第6表は一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成20年度末における基金の総額は54億3,810万5,000円で、前年度と比べて2億6,783万
7,000円増えております。

増の主な理由でございますが、財政調整基金と新設の庁舎整備基金が増えたことによるも
のであります。

なお、特別会計を含めました全基金の総額は、下の表にありますように63億522万8,000円
で、前年度と比べまして3億1,918万4,000円増えております。

以下、11ページにつきましては歳入歳出決算の総括表となっております。

12ページは歳入の状況を表示してございます。そのうち13ページにつきましては、市税の
徴収の実績表でございます。

14ページは目的別歳出の状況、15ページは性質別歳出の状況、16ページは目的別・性質別
歳出決算、17ページは目的別歳出財源の内訳表です。

18ページと19ページなんですけれども、これは目的別歳出におきます各節別の集計表にな
っています。

次に、20ページになります。

一部事務組合負担金の概況、それからその推移です。それと、小・中学校及び保育所経費
の推移となっています。

なお、小・中学校の経費につきましては、学校建設費を除きます経常経費を比較したもの
となっています。

次に、21ページをお願いいたします。

市債の現在高と交付税算入見込額ですが、起債の種類や交付税算入率などを会計別に示し
たものとなっています。

なお、先ほども申し上げましたが、交付税算入額は国の理論計算に基づき積算したもので
ございます。

23ページ以降でございますが、主な施策に関する事項ということで、20年度決算におきま
す主な施策の事業概要を決算書の掲載ページ順に掲載してあります。ここにつきましては、

後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で資料による説明は終わりました、次に、決算書によりましてご説明いたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明いたします。

3ページから17ページまでは歳入歳出決算書、それと事項別明細書の歳入総括表でありますので、説明は省略いたしまして、18ページの歳入の部分、ここからご説明いたします。

18ページをお開きいただきたいと思います。

1款の市税は、収入済額71億9,050万5,923円で、前年度比4,145万324円、0.6%の増となっております。

主な項目について前年度との比較を申し上げますと、1項市民税は、収入済額34億671万5,027円で、前年度比2,324万929円、0.7%の増でございます。2項固定資産税は、収入済額29億2,624万2,411円で、前年度比3,400万8,690円、1.2%の増です。3項軽自動車税は、収入済額1億3,150万3,035円で、前年度比3万2,871円、0.03%の増です。4項市たばこ税は、収入済額4億6,558万8,007円で、前年度比2,070万2,972円、4.3%の減、6項入湯税は、収入済額1,085万3,400円で前年度比43万6,650円、3.9%の減、7項都市計画税は、収入済額2億4,948万4,043円で、前年度比546万7,456円、2.2%の増となっております。

なお、市税につきましては、先ほど決算に関する説明資料の13ページに市税徴収実績表を掲載しておりますので、詳しくはそちらをご覧いただければと思います。

次に、20ページをお願いいたします。

2款の地方譲与税です。同じく収入済額を説明いたします。

収入済額4億1,438万1,000円で、前年度比1,702万3,000円、3.9%の減となっております。

3款利子割交付金は、収入済額2,762万円で、前年度比663万円、2.3%の減です。

4款配当割交付金は、収入済額1,301万8,000円で、前年度比1,762万2,000円、57.5%の減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額431万5,000円で、前年度比1,749万7,000円、80.2%の減となっております。

6款地方消費税交付金は、収入済額6億4,340万5,000円で、前年度比2,971万4,000円、4.4%の減となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

7款自動車取得税交付金は、収入済額2億3,232万6,000円で、前年度比6,884万4,000円、

19.7%の減となっております。

ここまでの2款から7款の交付金、譲与税関係の減なんですけれども、平成20年度の世界な経済危機の影響、それから平成20年4月の自動車関係の暫定税率の執行に伴う影響、そういうものが考えられるところでございます。

8款地方特例交付金、収入済額8,685万4,000円で、前年度比4,011万4,000円、85.8%の増となっております。

増の理由でございますが、住宅ローン減税影響分と自動車関係暫定税率執行分の補てんがございましたので、ここで増になっております。

9款地方交付税は、収入済額が75億8,174万8,000円で、前年度比4億8,835万9,000円、6.9%の増となっております。

内訳でございますが、備考欄の1番、普通交付税、これが67億3,541万6,000円で、対前年度比5億4,305万円、8.8%の増です。増の理由ですが、地方再生対策費の創設がございましたので、それによるものが大きいものとなっております。

次に、24ページの一番上の行になります。備考欄の2番、特別交付税です。8億4,633万2,000円で、前年度比5,469万1,000円、6.1%の減となっております。

減の理由は、合併包括措置の終了などによるものです。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,352万1,000円で、前年度比138万7,000円、9.3%の減となっております。

11款分担金及び負担金は、収入済額7億2,249万6,811円で、前年度比1,018万2,566円、1.4%の減となっております。

減の理由は、保育料、給食費などの収入減によるものです。

12款使用料及び手数料は、収入済額3億8,993万6,924円で、前年度比1,020万9,632円、2.6%の減となっております。

減の理由は、長熊釣堀センター使用料の減、これは工事により開設期間が短くなったことによるもの、また、塵芥処理手数料の減がございます。

次は、少し飛びまして28ページをお願いいたします。

13款国庫支出金です。収入済額は24億3,960万7,421円で、前年度比593万2,727円、0.2%の減となっております。

次に、30ページをお願いいたします。

2項1目1節総務管理費国庫補助金の備考欄の1番、市町村合併推進体制整備費補助金1

億1,900万円ですが、これは下宿ふれあい公園整備事業、長熊スポーツ公園整備事業、防災行政無線統合整備事業に対して交付されたものです。

備考欄3番、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金1,700万円ですが、とみうら保育所耐震改修事業と消防本部の携帯・IP電話位置情報通知システム整備事業に対して交付されたものです。

備考欄4番、定額給付金給付事業費補助金1,500万円は、定額給付金給付事務に対する事務費が交付されたものです。

なお、この大部分につきましては、21年度へ繰り越されておりますので、これはあくまでも20年度に入ったものということでございます。

2項2目2節児童福祉費国庫補助金の備考欄3番、子育て応援特別手当給付事業費補助金25万円は、子育て応援特別手当給付事務に対する事務費分です。これも実際の事務は21年度になって実施しております。

2項2目4節老人福祉費国庫補助金の備考欄2番、地域介護・福祉空間整備交付金3,391万8,000円は、19年度からの繰越事業で、小規模特別養護老人ホーム建設に対して交付されたものでございます。

次に、32ページをお願いします。

2項4目4節まちづくり交付金は、旭中央病院アクセス道などの事業に対して交付されたものです。

2項6目3節教育費国庫補助金の備考欄2番と3番の安全・安心な学校づくり交付金は、繰越事業を含めまして第二中の中学校の改築事業に対して交付されたものです。

同じく一番下の行になります。14款の県支出金です。収入済額17億9,702万5,940円で、前年度比6億2,731万1,296円、53.6%の増となっております。

増の主な理由は、34ページになります。1項1目2節老人福祉費県負担金の備考欄1、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、これが7,040万5,815円、平成20年度から新たに増えたものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

15款の財産収入、収入済額4,715万5,902円で、前年度比707万7,690円、13.1%の減となっております。

減の主な理由ですが、次の42ページになります。2項1目1節土地売却収入の減です。

同じく42ページの下の方になりますが、16款寄付金、収入済額643万5,000円で、前年度

比128万1,500円、24.9%の増となっております。

44ページをお願いいたします。

17款の繰入金です。収入済額 6 億683万3,256円で、前年度比 1 億9,842万5,836円、48.6%の増となっております。増の主な理由は、1 項 1 目老人保健特別会計繰入金と 2 目の介護保険事業特別会計繰入金によるものです。

46ページになります。

4 目国民健康保険事業特別会計繰入金、それから 2 項 2 目の減債基金繰入金、これらが繰入金の増です。

同じく46ページの18款繰越金です。19年度の決算剰余金で 8 億8,340万952円、前年度比10億910万2,174円、53.3%の減となっております。

その下の19款諸収入は、収入済額 4 億4,191万7,703円で、前年度比8,583万8,775円、24.1%の増となっております。

48ページをお願いいたします。

20款市債は、収入済額22億1,720万円で、前年度比 8 億7,270万円、28.2%の減となっております。

減の主な理由は、地域振興基金債がなくなったこと、それが大きな要因です。

50ページになりますが、1 項 3 目土木費、それから 1 項 5 目教育費、これらが減になっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について款ごとに主な事業をご説明いたします。

少し飛びまして、54ページをお願いいたします。

1 款の議会費になります。これも支出済額を読み上げたいと思います。支出済額 2 億3,076万9,580円で、前年度比451万1,440円、1.9%の減となっております。

次に、56ページをお願いいたします。

少し下のほうになります。2 款の総務費です。支出済額35億3,458万3,803円、翌年度繰越額11億621万2,071円となっております。翌年度への繰越事業としましては、防犯パトロール車の購入事業と定額給付金給付事業であります。

少し飛びまして、75ページをお願いいたします。

1 項 6 目の25節です。積立金の備考欄 2 番、基金積立金 4 億1,745万7,297円は、財政調整基金への積み立てを行ったものです。

次に、77ページをお願いいたします。

1項7目企画費の備考欄4、地域資源価値創造事業4,724万1,487円は、旭市の潜在的な文化・観光資源を新たな目線で調査し、全国へ向けての情報発信を試みるための研究・開発などを行い、併せてちばてつや先生の漫画キャラクターを活用し、全国に向けての発信を行ったものでございます。

少し飛びまして、85ページをお願いいたします。

備考欄の3番になります。コミュニティ育成事業1,325万円は、川向西野地区の集会施設建設事業などに対する補助を行ったものです。

また、その下の備考欄4番、出会いの場創出事業150万円は、後継者対策の一環として男女の出会いの場を提供し、結婚のきっかけづくりを支援する事業などを行ったものです。

少し飛びまして、89ページをお願いいたします。

1項11目諸費の備考欄4番、定額給付金給付事業1,084万1,429円は、定額給付金給付事業を行うために電算システムの改修を業者に委託した委託料が主なものです。

なお、総務費に係ります主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから28ページに記載してありますので、これは後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、106ページをお願いいたします。

3款の民生費になります。支出済額54億9,849万3,521円、翌年度繰越額4,402万4,363円となっております。翌年度への繰越事業といたしましては、子育て応援特別手当給付事業であります。

少し飛びまして、115ページをお願いいたします。

2目の障害者福祉費の備考欄12番、地域生活支援事業3,818万200円と備考欄の13番、自立支援給付事業4億3,954万1,293円は、相談支援事業をはじめとする各種の障害福祉サービスを行ったものでございます。

少し飛びまして、122ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費でございます。平成20年度からスタートいたしました後期高齢者医療制度に伴うもので、広域連合負担金2,216万7,282円と後期高齢者医療特別会計繰出金4億964万7,513円が主なものでございます。

また少し飛びまして、127ページをお願いいたします。

2項3目生活支援費の備考欄9番、地域密着型サービス拠点等施設整備事業3,391万8,000円は、平成19年度からの繰越事業で、小規模特別養護老人ホーム建設に対して補助を行った

ものです。

次に、129ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費の備考欄3番、次世代育成支援行動計画策定事業115万2,900円は、21年度で終了する前期計画を引き継ぐ後期計画を策定するに当たりまして、サービス利用者の意向、それから生活実態を把握した上での計画とするため、就学前及び小学校3年生までの児童を持つ2,200世帯にアンケート調査を行ったものでございます。

なお、民生費に係ります主要事業は、説明資料の29ページから42ページに記載してございます。

次に、144ページをお願いいたします。

4款衛生費は、支出済額16億4,523万8,958円で、前年度比1億2,535万2,400円、7.1%の減となっております。

少し飛びまして、152ページをお願いいたします。

1項2目予防費1億2,599万4,971円は、各種がんの早期発見のための検診事業をはじめ、感染症予防対策事業などを行ったものです。

なお、衛生費に係ります主要事業は、説明資料の43ページから48ページになっております。

少し飛びまして、174ページをお願いいたします。

174ページの下の方になります。5款の労働費です。支出済額3,156万597円で、前年度比201万8,352円、6.8%の増となっております。

次に、178ページをお願いいたします。

6款の農林水産業費です。支出済額15億2,508万74円、翌年度繰越額1億9,652万6,500円となっております。翌年度への繰り越し事業としましては、経営構造対策事業ほか2事業がございました。

少し飛びまして、187ページをお願いいたします。

1項3目農業振興費の備考欄6番、豊かな産地づくり支援事業604万1,400円は、売れる米づくりのため新しい需要開発や創意工夫を生かした米づくりをする農業者及び農業団体等に対して補助を行ったものです。

次に、189ページをお願いいたします。

1項3目農業振興費の備考欄9番、施設園芸燃油高騰対策事業補助金1,268万3,700円は、原油価格や鋼材、肥料などの農業資材の価格高騰に伴い、コスト削減を目的に施設園芸農家が新たに導入した省エネ暖房機等の購入価格の一部に対して補助を行ったものです。

少し飛びまして、193ページをお願いします。

1項3目になります。農業振興費の備考欄の14番、経営構造対策事業1億424万4,000円は、地域の担い手により組織される法人の農業施設建設等に対して補助を行ったものです。

次に、195ページをお願いいたします。

1項4目畜産振興費の備考欄3番、畜産環境総合整備統合事業6,990万9,000円は、畜ふんを良質な堆肥とする堆肥生産施設等の整備として、堆肥発酵処理施設及び堆肥散布機等の整備を行ったものです。

同じく備考欄の4番、畜産環境総合整備統合事業8,027万7,000円は、19年度からの繰越事業で、堆肥生産施設等の整備として浄化処理施設1基の整備を行ったものです。

同じく備考欄の5番、食肉等流通体制整備事業1億4,775万4,000円は19年度からの繰越事業で、養鶏組合が行った鶏卵の洗卵選別施設建設に対して補助を行ったものです。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の49ページから61ページに記載しております。

少し飛びまして、204ページをお願いいたします。

7款商工費でございます。支出済額5億4,115万6,079円、翌年度繰越額3,000万円となっております。翌年度への繰越事業としましては商業活性化推進事業、これはプレミアム付き商品券の発行であります。

次に、209ページをお願いいたします。

1項2目の商工振興費、この備考欄の2番、中小企業金融対策事業8,076万5,548円は、銀行への預託金と代位弁済でございます。

少し飛びまして、218ページになります。

1項3目観光費の備考欄の8番、長熊スポーツ公園整備事業2億595万1,992円は、釣堀施設の整備工事と公園内の施設整備を行ったものです。

なお、商工費に係ります主要事業は、説明資料の62ページから66ページに記載してございます。

同じページの8款土木費です。支出済額22億7,930万7,256円、翌年度繰越額は、繰越明許費8億9,216万1,186円、事故繰越504万1,050円となっております。翌年度への繰越事業としましては、旭中央病院アクセス道路事業ほか7事業が繰り越されます。

少し飛びまして、231ページをお願いいたします。

2項3目道路新設改良費の備考欄4番、排水路整備事業(十日市場地区)1,942万5,000円

は排水路整備工事を、備考欄 5 番の排水路整備事業（西野地区）626万8,500円は設計・測量業務委託を行ったものです。

備考欄 6 番、旭中央病院アクセス道整備事業 3 億4,474万2,208円は、調査設計、道路改良工事、用地購入等を行ったものでございます。

232ページをお願いいたします。

備考欄 8 番、H - 1 - 0 0 2 号線交通安全施設整備事業1,001万2,823円は、長部地先の歩道整備工事を行ったものです。

2 項 4 目橋梁維持費の備考欄 1 番、橋梁維持補修事業1,465万8,000円は、点検・現況調査及び維持補修工事を行ったものです。

235ページをお願いいたします。一番下になります。

3 項 1 目都市計画総務費の備考欄 3 番、都市計画マスタープラン策定事業703万5,000円は、都市計画マスタープラン策定のための支援業務を委託したものです。

次に、237ページをお願いいたします。一番下になります。

3 項 2 目街路費の備考欄 3 番、街路整備事業3,560万6,726円は、谷丁場遊正線の設計業務・物件調査委託料、用地購入費、物件補償などを行ったものです。

239ページをお願いいたします。

備考欄 4 番、旭駅前広場等整備事業1,381万5,265円は、県事業に対する負担金などです。その下の備考欄 5 番、干潟駅前広場整備事業190万1,800円は、測量業務、基本設計委託などを行ったものです。

少し飛びまして、245ページをお願いいたします。

備考欄 5 番、袋公園整備事業です。5,331万4,456円は、旭市土地開発公社からの用地買い戻しと園路広場の整備などを行ったものです。

備考欄 6 番、文化の杜公園整備事業 3 億2,930万4,393円は、不動産鑑定や用地取得などを行ったものです。

247ページをお願いいたします。

備考欄の 7 番になります。下宿ふれあい公園整備事業6,036万5,750円は、不動産鑑定や物件調査、用地取得を行ったものです。

なお、土木費に係ります主要事業は、説明資料の67ページから86ページに記載してございます。

次に、250ページをお願いいたします。

9 款消防費です。支出済額14億7,729万7,807円で、前年度比 2 億3,134万3,746円、18.6%の増となっております。

少し飛びまして、255ページが一番上の行になります。1 項 1 目常備消防費の備考欄の 3 番です。消防施設整備事業3,787万626円は、地下埋設の耐震性貯水槽40立方メートル型、4 基を設置したものが主なものです。

259ページをお願いいたします。

1 項 2 目非常備消防費の備考欄 5 番、消防庫整備事業3,404万5,000円は、飯岡地区、干潟地区各 1 棟の消防庫の改築などを行ったものです。

備考欄 6 番、消防団車両整備事業4,188万7,724円は、水槽付消防ポンプ自動車と消防ポンプ自動車各 1 台を購入したものです。

261ページをお願いいたします。

1 項 3 目災害対策費の備考欄 3、防災行政無線統合整備事業、これは 3 億6,019万6,800円ですが、飯岡地区、それから海上地区の一部についてデジタル防災行政無線システムの更新整備を行ったものです。

なお、消防費に係ります主要事業は、説明資料の87ページから92ページに記載してございます。

次に、262ページをお願いいたします。

10款の教育費です。支出済額34億4,609万7,564円、翌年度繰越額 1 億3,232万9,000円となっております。翌年度への繰越事業といたしましては、中央小学校改築事業ほか 2 事業がございました。

少し飛びまして、275ページをお願いいたします。

2 項 1 目学校管理費の備考欄 3 番、小学校施設改修事業3,458万1,308円は、小学校11校の施設改修を行ったものです。

備考欄 4 番、小学校大規模改造事業1,986万4,000円は、19年度からの繰越事業で豊畑小学校屋内運動場の耐震補強工事を行ったものです。

備考欄 5 番、中央小学校改築事業572万2,500円は、既存北校舎の耐力度及び第二次耐震診断等の調査を行ったものです。

277ページをお願いいたします。

備考欄の 6 番、矢指小学校改築事業2,612万1,070円は、第二次耐震診断調査のほか、学校用地として隣接地の購入などを行ったものです。

279ページをお願いします。

2項2目教育振興費の備考欄の8番、放課後児童健全育成事業5,468万9,440円は、学童クラブを14か所で行ったものです。

少し飛びまして、285ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費の備考欄の4番です。第二中学校改築事業10億5,086万7,867円と、その下の5番、第二中学校改築事業、これは繰越明許費に係る部分です。3億3,427万8,000円ですが、校舎の改築工事と屋外運動場整備工事などを行ったものです。

少し飛びまして、321ページをお願いいたします。

4項12目大原幽学記念館費の備考欄4番、大原幽学遺跡公園管理費2,023万3,922円は、公園の維持管理のほか大原幽学遺跡に係る土地1万2,665平方メートルの購入、それから、のり面復旧工事などを行ったものです。

備考欄の5番、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業2,381万8,353円は、旧宅の木工事、屋根工事、左官工事、建具工事などを行ったものです。

325ページをお願いします。

5項1目保健体育総務費の備考欄3番、国民体育大会開催事業600万円は、ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会補助金であります。

なお、教育費に係ります主要事業は、説明資料の93ページから108ページに記載しております。

次に、338ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額がございませんでした。

次に、340ページになります。

12款の公債費です。支出済額29億6,195万1,367円で、前年度比1億7,706万4,716円、6.4%の増となっております。

同じく13款の諸支出金、支出済額16億1,460万3,661円で、前年度比784万1,818円、0.5%の増となっております。

以上で歳出の説明を終わりにさせていただきます。

それでは、最後に財産に関する調書についてご説明いたしますので、申し訳ないんですけども、決算書の末尾から4枚ほど戻っていただきまして、540ページになります。お聞きいただきたいと思います。

財産に関する調書です。

まず、1の公有財産の(1)土地及び建物についての異動状況を説明いたします。

まず、欄外に記載してございますけれども、前年度末現在高につきましては、新地方公会計におきます資産評価導入に伴いまして、調整後の数値となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

最初に土地の増減ですが、その他の行政機関のうち消防施設827平方メートルの増は、普通財産の宅地から消防施設用地へ種別替えになっております。

次に、その他の施設1,064平方メートルの減ですが、公共用財産、その他の施設から種別替えをしたものが528平方メートルございまして、普通財産の宅地へ種別替えしたものが1,592平方メートルございました。

次に、下へいきまして公共用財産のうち学校2万782平方メートルの減ですけれども、小・中学校用地として買収したものが6,355平方メートルございまして、旧海上中学校用地をその他施設、それから普通財産の宅地へ種別替えしたものが2万7,137平方メートルございました。これの入ったもの、出たもの、それらがあるということです。

次に、公園の2万9,074平方メートルの増ですが、袋公園用地として960平方メートル、旭文化の杜公園用地として1万8,754平方メートル、下宿ふれあい公園用地として9,360平方メートルを買収したものです。

次に、その他の施設1万9,787平方メートルの増は、国指定文化財用地として取得したものが1万2,665平方メートル、旧海上中学校用地の一部を体育館用地へ種別替えしたものが6,920平方メートルございます。

次に、普通財産になります。山林の364平方メートルの減は、法定外公共物の払い下げによるものです。

次に、宅地2万982平方メートルの増は、消防施設として種別替えしたものが827平方メートル、行政財産の旧海上中学校敷地の一部2万217平方メートル及び駐在所の貸付地1,592平方メートルを種別替えして、その入ったもの、出たものの差になっております。

次に、雑種地243平方メートルの減は、資材置き場に種別替えしたものが730平方メートル、法定外公共物の用途廃止によるものが487平方メートルです。

次に、その他275平方メートルの増は、法定外公共物の用途廃止によるものです。

次に、建物の木造の増減です。公共用財産のうち、その他の施設184平方メートルの減は、クリーンセンターごみ計量所及び十日市場浜便所の新設によるものが20平方メートル、市役所第1分館を解体したものが204平方メートルによるものです。

次に、建物の非木造の増減ですが、その他の行政機関のうち消防施設126平方メートルの増は、消防庫の建て替えにより増えたものです。

次に、公共用財産のうち学校の1,866平方メートルの減は、旭第二中学校の校舎建て替え、屋内運動場及び部室等の取り壊しによるものです。

次に、公園475平方メートルの増は、長熊スポーツ公園トイレ新設7平方メートル、パークゴルフ場の管理棟の新設468平方メートルによるものです。

次に、542ページをお願いいたします。

財産のうち出資による権利です。7,652万9,000円の増で、年度末現在高は29億7,803万2,000円となりました。

増の理由といたしましては、地方公営企業金融公庫の廃止によりまして、新規で330万円支出されているところ、この機構が新たに設置されましたので、ここの部分の増、それから東総広域水道企業団への出資金7,322万9,000円によるものでございます。

次に、543ページをお願いいたします。

2の物品の増減内容についてご説明いたします。

軽自動車1台の増と特殊自動車1台の減は、公用車の更新などによるものです。

次に、バス1台の増は、既存のコミュニティバス、これの所有権移転に伴う2台の増と市バス1台売却いたしまして、その差によるものです。

次に、可燃性粗大ごみ破砕機1台の増はクリーンセンターで新規に購入したもの、このほか増減数値には表れておりませんが、乗用車が2台、それから消防車2台、それぞれ更新しております。増減があつてゼロという形になっています。

次の544ページから546ページまでは、平成20年度末の基金の現在高であります。主なものといたしまして、(1)の中の一般財政調整基金、これが19億2,541万5,000円、(2)の減債基金が7,700万4,000円、(3)の庁舎整備基金が3億円、(4)の地域振興基金が19億205万6,000円となっております。

以上で議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わらせていただきます。

副議長(林 一雄) 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成20年度の国保事業の状況について申し上げます。

まず、年間平均の国保世帯数は1万3,557世帯で前年度比1,727世帯、11.3%の減です。被保険者数は2万9,788人で前年度比7,292人、19.7%の減です。

年度末の加入割合は、世帯比で57.1%、人口比で42.8%となっております。

被保険者数の内訳は、一般被保険者が2万8,703人で前年度比1,400人、5.1%の増、退職被保険者が1,085人で前年度比2,187人、66.8%の減、介護保険2号被保険者は1万2,469人で前年度比266人、2.1%の減となっています。

これらのうち対前年度比で大きく減少しました要因は、これまで加入しておりました老人保健該当者が国保を脱退し、後期高齢者医療保険へ移られたためであります。

国民健康保険税の税率について申し上げますと、医療給付費分が所得割6.5%、資産割30%、均等割1万2,000円、平等割2万円、介護納付金が所得割1.2%、均等割1万2,000円、後期高齢者支援金分が所得割1.5%、均等割1万2,000円、課税限度額は、医療給付費分が47万円、介護納付金分が9万円、後期高齢者支援金分が12万円であります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

お手元の決算書、345ページをお開きください。

まず、事業勘定において歳入決算額は83億3,428万4,723円で前年度比2.5%の増となり、歳出決算額については79億2,384万8,885円で前年度比3.0%の増となっております。

354ページをお開きください。

歳入歳出差引残額4億1,043万5,838円につきましては、平成21年度に財政調整基金へ2億1,000万円を積み立てまして、残額2億43万5,838円は繰越金とするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げ

ます。

364ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は26億843万403円となり、前年度比で4.8%の減となっております。不納欠損額は7,980万3,288円で、収入未済額は13億967万2,121円であります。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税の中の 1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は16億2,930万8,988円となり、収納率は87.56%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は 4 億7,719万7,321円となり、収納率は86.59%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は 2 億2,293万1,072円となり、収納率は86.36%であります。

4 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は 1 億4,163万7,640円となり、収納率は13.29%であります。

5 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は1,494万3,529円となり、収納率は12.83%であります。

2 目 1 節医療費給付費分現年課税分の収入済額は7,616万3,988円となり、収納率は95.04%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は2,168万4,237円となり、収納率は94.82%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,884万5,154円となり、収納率は94.75%であります。

4 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は518万4,728円となり、収納率は25.02%であります。

5 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は53万3,746円となり、収納率は29.84%であります。

以上のことから 1 人当たりの調定額は、医療給付費分が 6 万5,158円で前年度比5,432円、7.7%の減であります。

介護納付金分は 2 万2,299円で前年度比で262円、1.2%の増であります。

後期高齢者支援金分は 1 万9,269円で、平成20年度から新たに発足したものであります。

366ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は23億5,023万4,663円となり、前年度比1.9%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金の 1 節現年度分の収入済額は18億7,520万7,116円となり、前年度比3.7%の増であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は4,071万9,329円であります。

3 目特定健康診査事業費等負担金は、平成20年度から開始しました特定健診に係る国の負担分で1,100万9,000円であります。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は 4 億2,314万円で、前年度比23.5%の減であります。368ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、退職被保険者等のうち65歳未満の方の医療費に対する交付金で、収入済額は 3 億5,046万7,085円となり、前年度比55.0%の減であります。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は新たに発足された交付金で、65歳以上74歳以下の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は 8 億6,558万333円であります。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の4,071万9,329円あります。

2 目特定健康診査事業費等負担金は、国庫負担金と同額の1,100万9,000円あります。

2 項 1 目県財政調整交付金は 4 億3,324万9,000円で、前年度比8.3%の増であります。370ページをご覧ください。

8 款共同事業交付金の収入済額は 8 億9,320万3,256円で、前年度比4.4%の減となっております。

その内訳を申し上げますと、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金の収入済額については 1 億1,587万1,262円で、高額医療費のうち 1 か月につき80万円を超えるものについて交付の対象となるものであります。

2 目の保険財政共同安定化事業交付金については、その収入済額は 7 億7,733万1,994円で、前年度比0.8%の減となっております。

内容としましては、高額医療費のうち 1 か月につき30万円を超え80万円以下のものがすべて交付の対象となっております。

10款の繰入金について、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節の保険基盤安定繰入金は、収入済額が 1 億3,549万1,083円となり、前年度比19.8%の減であります。

2 節職員給与等繰入金の収入済額は4,100万2,000円となり、前年度比3.1%の減であります。

3 節出産育児一時金等繰入金の収入済額は3,291万4,000円となり、前年度比31.1%の減であります。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は3,573万円となり、前年度比3.7%の減であります。

5 節その他一般会計繰入金は特定健診費用に対するもので、2,577万149円を繰り入れました。

372ページをご覧ください。

11款繰越金の収入済額は2億1,787万5,629円で、前年度比21.4%の減であります。

12款諸収入の収入済額は6,080万7,625円で、主なものは保険税に係る延滞金や特定健診時の生活機能評価等の受託収入、並びに交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

378ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は3,808万1,755円となり、前年度比6.3%の増であります。

1 項 1 目一般管理費の2,625万5,798円は国保事業の管理運営費で、前年度比7.6%の増であります。

380ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は47億8,659万 1 円となり、前年度比1.5%の減であります。また、審査支払手数料と第三者納付金並びに返納金を差し引いた 1 人当たりの給付費は15万9,622円で、前年度比1.1%の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は42億7,537万7,409円となり、前年度比1.3%の減であります。

382ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は4億4,987万2,592円となり、前年度比8.8%の増であります。

384ページをご覧ください。

3 款後期高齢者支援金の支出済額は11億7,568万679円となり、平成20年度は11か月分の支出となります。

386ページをご覧ください。

5 款老人保健拠出金の支出済額は1億90万3,052円となり、平成20年度は1か月分の支出となります。

6 款介護納付金の支出済額は5億7,134万5,140円となり、前年度比8.4%の減であります。これは第2号被保険者分の納付金であり、1人当たりの負担額は4万9,633円で1万2,994人

分を支払基金へ納めたもので、前年度に対して1人当たり157円の増であります。

388ページをご覧ください。

7款共同事業拠出金は10億5,833万1,164円で、前年度比9.5%の増であります。

その主な内容を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は1億6,287万7,317円で、前年度比18.0%の増であります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたとおり、1か月につき30万円を超え80万円以下の高額医療費が対象でありまして、その支出済額は8億9,545万2,125円で、前年度比8.1%の増であります。

8款保健事業費は9,949万1,864円となり、前年度比212.5%の増となりました。

この大幅に増えた要因は、平成20年度から特定健診が医療保険者に義務化されたためであります。

392ページをご覧ください。

11款諸支出金は9,079万7,372円で、その主なものは国保税の還付と国・県からの直営診療所への補助金の繰り出し並びに概算払いでもらい過ぎていた一般会計からの事務費の返還であります。

414ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

続いて、またもとのほうの355ページへちょっとお戻りになっていただきたいと思います。

施設勘定、つまり滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,121万1,153円となり、前年度比0.1%の減となっております。歳出決算額は6,195万389円となり、前年度比3.9%の減となります。

360ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額1,926万764円につきましては、平成21年度に財政調整基金へ1,000万円を積み立てまして、残額926万764円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

400ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款診療収入の収入済額は6,494万9,710円となり、前年度比2.0%の増であります。

2款使用料及び手数料の収入済額は10万8,200円となっております。内容は、往診等に係

る手数料となっております。

402ページをご覧ください。

6款繰入金の収入済額は739万6,887円、7款繰越金の収入済額は780万8,042円となっております。

8款諸収入の収入済額は84万3,834円で、主な内容は、医師派遣並びに校医及び保育所嘱託料となっております。

続いて、歳出になります。408ページをご覧ください。

1款総務費ですが、支出済額は3,126万4,439円となり、前年度比6.9%の減となっております。

410ページをご覧ください。

2款医業費ですが、これは医薬品や機材の購入となっております。支出済額は3,022万2,218円となり、前年度比0.3%の増となっております。

412ページをお開きください。

3款施設整備費、これは施設の修繕及び備品の購入に充てられたものですが、支出済額は35万9,252円となっております。

415ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

続いて、議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度が発足したことに伴い、平成20年度における当会計での歳入歳出は、1か月分の診療費と過去の過誤納未済分が対象であることをあらかじめご報告いたします。

また、このことによりまして、以後ご説明する中で前年度比が大幅に減少しておりますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

417ページをお開きください。

歳入決算額は5億1,874万5,254円となり、前年度比87.6%の減となっております。歳出決算額は4億4,113万3,129円となり、前年度比89.1%の減であります。

歳入歳出差引残額は、422ページにございますように7,761万2,125円であります。

決算の内容については、決算事項別明細書により主な項目についてご説明申し上げます。

426ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金の収入済額は1億9,918万8,810円となり、前年度比90.4%の減であります。

主なものは、1 項 1 目医療費交付金で、その収入済額は1億9,771万1,810円で、前年度比90.4%の減であります。

2 款国庫支出金の収入済額は1億487万6,000円となり、前年度比92.0%の減であります。

3 款県支出金の収入済額は2,708万5,000円となり、前年度比91.6%の減であります。

4 款繰入金の収入済額は3,581万4,000円となり、前年度比90.3%の減であります。

主なものは、1 項 1 目 2 節医療費一般会計繰入金3,150万5,000円で、自己負担後の総医療費から支払基金交付金・国庫支出金・県支出金を除いた市の負担額であります。

5 款繰越金の収入済額は1億4,762万6,207円となっております。

6 款諸収入の収入済額は415万5,237円で、その内容は第三者納付金となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

432ページになります。

1 款総務費の支出済額は341万7,286円となり、前年度比68.4%の減であります。

2 款医療諸費の支出済額は3億6,591万3,885円となり、前年度比90.9%の減であります。

内訳としては、1 項 1 目医療給付費が3億4,915万2,560円となり、前年度比91.1%の減であります。

2 目医療費支給費は1,534万1,129円となり、前年度比76.0%の減であります。

3 目審査支払手数料の支出済額は142万196円となり、前年度比91.6%の減であります。

434ページをご覧ください。

3 款諸支出金、2 項 1 目一般会計繰出金の支出済額は6,000万円で、これは老人保健会計の清算に向けて一般会計から繰り入れておりました一部を返還するものであります。

436ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計決算についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成20年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は8,333人で、その内訳は、一部負担金の割合で3割負担の方が366人、1割負担の方が7,967人となっております。

保険料率につきましては、千葉県下での均一のものがございますが、旭市におきましては、以前から高齢者にかかる医療費が低いということから減額された率で対応させていただいております。

その内容ですが、均等割につきましては、県下均一で年額3万7,400円のところを旭市在住の方につきましては5,000円安い3万2,400円となっております。所得割につきましても、7.12%のところを0.96%低い6.16%に設定されたものであります。また、限度額につきましては、県下一律で50万円となっております。

なお、各人の所得の状況に応じまして、均等割においては9割・8.5割・5割・2割の軽減措置がとられ、所得割においても5割軽減がとられたものであります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

437ページをお開きください。

歳入決算額は6億8,517万3,066円で、歳出決算額は6億7,417万6,368円となりました。歳入歳出差引残額は、442ページをお開きになっていただきたいと思っております。1,099万6,698円です。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により主な項目についてご説明申し上げます。

446ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料の収入済額は2億7,403万4,700円となり、収納率は99.4%であります。

2款繰入金の収入済額は4億964万7,513円で、これは徴収事務費等に係る経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分、並びに療養給付費に係る市の負担分を繰り入れたものであります。

3款諸収入の収入済額は149万853円となり、この主な内容は保険料の延滞金収入と広域連合に代わって作成した帳票類の経費等への補てんとなっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

450ページになります。

1 款総務費の支出済額は1,020万4,235円となり、これは広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費と保険料の徴収に要した経費が主なものとなります。

2 款広域連合納付金の支出済額は6億6,397万2,133円となり、この内訳は、右の備考欄をご覧くださいなのですが、保険料納付金に3億6,630万620円、これは徴収した保険料と県と市で負担する保険料の軽減分を広域連合へ支出したものであります。療養給付費負担金に2億9,767万1,513円、これは療養給付費に係る市の負担分を広域連合へ支出したものであります。

454ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

副議長（林 一雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇）

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成20年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお開きください。

1ページでございます。

1番、高齢者人口等ですが、この資料は平成21年3月末の状況を第3期介護保険事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は、前年度と比較してご説明を申し上げます。

上から2行目のB欄でございます。

65歳以上の第1号被保険者数は1万6,267人で、対前年303人の増、伸び率1.9%でございます。

3行下になります。65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率でございますが、23.1%で対前年0.5ポイントの増です。

要介護認定者数は2,040人で、対前年43人の増、伸び率2.2%で、一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は12.0%で、対前年0.1ポイントの増です。

以下、2番は介護度別認定者数、2ページは介護保険料の状況、3ページは保険給付費の

サービス別支出状況が記載のとおりとなっております。後ほどご覧いただきたいと思います。
それでは、決算書についてご説明いたします。

決算書の455ページをお開きください。

歳入歳出予算額34億7,420万4,000円に対し、歳入決算額は34億2,169万5,820円で、対前年4.4%の増です。歳出決算額は33億5,919万807円で、対前年5.5%の増で、歳入歳出差引残額は6,250万5,013円となっております。

次の456ページから460ページの歳入歳出決算の内容については、461ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明をいたします。

462ページは、歳入の事項別明細の総括です。

次のページ、464ページの歳入から決算の内容について順を追ってご説明をいたします。

1 款保険料は、収入済額 5 億5,299万2,258円で対前年1.9%の増、収納率は95.6%です。

3 行下になります。1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料は 5 億106万7,662円で、収納率は100%です。

2 節現年度分普通徴収保険料は4,908万2,750円で、収納率は83.5%です。

3 節過年度分普通徴収保険料は284万1,846円で、収納率は15.1%です。

2 款国庫支出金は、収入済額 8 億1,083万3,343円で対前年12%の増です。内容は、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分と介護従事者処遇改善臨時特例交付金です。

3 款支払基金交付金は、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、収入済額は 9 億9,116万2,000円で、対前年5.4%の増です。内容は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分です。

466ページとなります。

4 款県支出金は、収入済額 4 億8,672万3,162円で対前年4.9%の増です。内容は国庫支出金と同様、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分です。

6 款繰入金は、1 項の一般会計繰入金として介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金で 4 億6,253万5,000円、2 項の基金繰入金として介護保険給付費準備基金から 2,000万円を繰り入れいたしました。繰入金の総額は 4 億8,253万5,000円で、対前年1.3%の増となりました。

468ページになります。

7 款繰越金は、収入済額9,240万4,174円で、前年度からの繰越金です。

8 款諸収入は、収入済額426万2,283円で、主なものは地域支援事業利用収入381万1,041円で備考欄記載のとおりでございます。

以上で歳入関係の説明を終わります。

次は、472ページになります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1 款総務費は、支出済額3,924万9,043円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等です。

一番下の欄になります。3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会に係る経費で1,877万5,579円で、審査回数は96回、審査件数は2,520件です。

474ページになります。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費で1,094万3,445円で、調査件数は2,602件となっております。

476ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、支出済額31億4,184万446円で対前年 1 億6,722万6,715円の増、伸び率 5.6%です。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,178人、地域密着型サービスが66人、施設サービスが524人で合計1,768人です。

1 項介護サービス等諸費は要介護者の保険給付費です。主なものは、1 目居宅介護サービス給付費は10億8,051万3,525円です。

2 目地域密着型介護サービス給付費は 1 億6,008万866円で、原則として旭市民が利用できるサービスで認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホームが該当いたします。

3 目施設介護サービス給付費は15億320万3,039円で、月平均の施設入所者数は524人です。内訳としまして、老人福祉施設323人、老人保健施設196人、療養型医療施設 5 人となっております。

478ページをお願いいたします。

6 目居宅介護サービス計画給付費は 1 億3,207万8,240円で、ケアプラン作成費です。

2 項介護予防サービス等諸費は9,757万9,875円で、要支援者の保険給付費です。

480ページになります。

中段でございます。3 項 1 目審査支払手数料は370万3,600円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料 4 万6,295件分です。

4 項高額介護サービス等費は4,061万5,143円で、利用者の負担が高額になったときに支給

するもので、4,237件分でございます。

482ページをお願いいたします。

5 項特定入所者介護サービス等費は1億958万9,290円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、21年2月末における食費・居住費の負担限度額認定者数は398人、介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定者は32人で、軽減対象者数の合計は430人でした。

3 款財政安定化基金拠出金は、支出済額321万821円で、保険料収納額が不足する場合に対処するため、平成18年度から平成20年度の標準給付費見込額の0.1%を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出したものでございます。

484ページをお願いします。

4 款基金積立金は、支出済額7,119万8,349円です。

1 項 1 目介護保険給付費準備基金積立金は4,155万1,600円で、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。

なお、平成20年度末の介護保険給付費準備基金の残高は3億2,186万2,467円となっております。

2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金2,964万6,749円は、介護報酬改定により平成21年度、22年度の保険料の上昇分を抑制するために国から交付された臨時特例交付金を基金に積み立てたものです。

5 款地域支援事業費は、支出済額7,147万5,023円です。地域支援事業の主なものは、1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費の説明欄 2、通所型介護予防事業419万4,891円は、介護予防拠点、これはやすらぎ園にございますパワーアップセンターでございます。こちらの運動器による機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ201人で行ってまいりました。

486ページをお願いします。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費の説明欄 4、高齢者筋力向上トレーニング事業806万4,000円は、あさひ健康福祉センターで行っている事業で、1日の平均利用者数は20人です。

2 項 1 目包括的支援事業費、488ページになりますが、備考欄の 3、総合相談・支援事業で13委託料500万円は、市内の五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものでございます。

3 項 1 目任意事業費は2,527万4,055円で、主なものは備考欄記載のとおり、1、家族介護用品給付事業、2、介護相談員派遣事業、3、配食サービス事業等で行ってまいりました。

490ページをお願いいたします。

6款諸支出金は、支出済額3,221万7,125円で、主なものは1項2目償還金3,182万1,089円で、19年度保険給付費の精算による国・県及び一般会計への返還金です。

以上で歳出関係の説明を終わります。

次に、494ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

副議長（林 一雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 佐藤邦雄 登壇）

下水道課長（佐藤邦雄） 議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

補足説明に入る前に、公共下水道の整備状況についてご説明申し上げます。

平成21年3月末の供用開始区域は156.3ヘクタールで、処理区域内人口は5,454人、供用人口は3,213人であります。

普及率は、行政区域内人口6万9,226人に対して処理区域内人口5,454人で7.9%となっており、前年度と同率であります。また、水洗化率は処理区域内人口5,454人に対して供用人口3,213人で58.9%、前年度比2.7ポイント増となっております。

なお、供用開始区域156.3ヘクタールは、事業認可区域202ヘクタールに対して77.4%が整備されたこととなります。

それでは、お手元の決算書の495ページをお開きください。

平成20年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入7億5,212万2,716円、歳出7億1,095万6,596円で、歳入歳出の差引額は4,116万6,120円であり、翌年度への繰越金であります。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

504ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は受益者負担金であり、3,688万4,200円で、これは16年度から20年度に賦課した負担金の5年分割したうちの20年度納付分と一括納付分等の合計であります。

なお、20年度の受益者負担金の納付率は54.0%であります。

2 款使用料及び手数料ですが、使用料は5,435万797円、納付率は95.1%であります。
手数料49万2,320円は、下水道排水設備指定工事店の登録手数料41件分と受益者負担金の滞納整理に伴う督促手数料であります。

3 款国庫支出金は8,640万円であり、管渠建設工事費及び処理場建設工事費に対する補助金であります。

5 款繰入金は3億9,390万4,000円で、支出に対する収入の不足分を繰り入れたものであります。

6 款繰越金は3,842万8,633円で、前年度からの繰越金であります。

続きまして、506ページをお開きください。

7 款諸収入は516万2,766円で、内容といたしましては受益者負担金の滞納整理に伴う延滞金81万2,700円、消費税及び地方消費税還付金428万66円、日本下水道協会からの広報活動助成金7万円であります。

8 款市債は1億3,650万円でありまして、内容といたしましては、補助裏分で7,780万円、単独分で3,570万円、特別措置分2,300万円であります。

次に、歳出について説明申し上げます。

510ページをお開きください。

1 款総務費は8,103万244円で、これは給料・手当等の人件費及び需用費等の事務費であります。

続きまして、512ページをお開きください。

2 款事業費は3億4,853万6,083円であります。

1 項の管理費は1億1,695万2,907円であります。

不用額の1,689万6,093円の主な内容としましては、運転業務委託における入札執行残及び汚泥処理に係る汚泥等運搬処理量が少なかったこと、維持管理において補修工事が発生しなかったこと等によるものでございます。

続きまして、514ページをお開きください。

2 項の工事費は2億3,158万3,176円であります。

主な内容といたしましては、13節委託料は1億6,194万9,200円で、幹線管渠整備委託料及び処理場等整備委託料等であります。

15節工事請負費は3,560万5,500円で、二の袋地区の面整備工事及び19年度整備地区の舗装復旧工事等で行ったものであります。

19節負担金補助及び交付金は3,214万4,527円で、管渠工事に伴う水道管の切廻し工事等の負担金であります。

なお、不用額3,941万824円の主な内容といたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で管渠工事に伴う水道管の切廻し工事等に係る負担金の減によるものであります。

続きまして、516ページをお開きください。

3款公債費は2億8,139万269円でありまして、起債借入金の償還金であります。

内訳は、元金支払費が1億8,746万8,388円で、利子支払費が9,392万1,881円であります。

続きまして、518ページをお開きください。

平成20年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書であり、記載のとおりでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

副議長（林 一雄） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第7号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 林 清明 登壇）

農水産課長（林 清明） 議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成20年度末における農業集落排水事業の普及状況について申し上げます。

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料の2ページをお開きください。

1の普及状況ですが、平成20年度全体の処理区域内人口2,157人に対し、使用人口は1,501人で普及率は69.6%であります。

1ページには維持管理費の内訳を記載いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。
それでは、決算書についてご説明いたします。

519ページをお開きください。

歳入歳出予算額5,154万3,000円に対しまして、歳入決算額は5,068万6,314円で、予算額に対する割合は98.3%であります。歳出決算額は4,546万7,508円で、予算額に対する割合は88.2%であります。

次の520ページから524ページの歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

528ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金の収入済額は84万円であります。内訳は現年度分42万円、江ヶ崎地区1件、過年度分42万円、江ヶ崎地区1件であります。

収入未済額の540万8,000円の未納件数は、過年度分で江ヶ崎地区6件、琴田地区8件であります。

2款使用料及び手数料は1,453万2,314円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳は、江ヶ崎地区221件、1,019万6,707円、琴田地区96件、433万5,607円であります。江ヶ崎地区分については、過年度分9件、3万4,965円を含んでおります。

3款繰入金は3,531万4,000円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れしたものであります。

4款繰越金、5款諸収入は0円であります。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続いて、532ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費の支出済額は746万2,065円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費であります。

2款事業費は1,620万6,627円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費、それから資源循環事業費及び工事費であります。

536ページをお開きください。

3款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で2,095万8,816円であります。借入先は財務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。

なお、平成20年度末の地方債残高は3億1,461万4,971円であります。

4款繰出金は84万円であります。これは、平成20年度受益者分担金84万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

副議長（林 一雄） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 横山秀喜 登壇）

水道課長（横山秀喜） 議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の12ページをお開きください。

事業報告書でございます。

（1）総括事項、3行目からになりますが、本年度も昨年度に引き続きまして配水区域の変更に伴う配水管布設工事や緊急連絡管工事を実施いたしました。また、旭市水道事業中期経営計画に基づきまして、検針業務を個人委託から法人への包括委託に変更し、お客様の料金納付の利便性向上を図るため、新たにコンビニ収納を開始いたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万6,182人、給水件数は1万8,470件、普及率は79.8%となり、前年度に比較し1ポイント上昇いたしました。

年間給水量については611万7,173立方メートルとなり、前年度に比較しますと3万2,667立方メートルの減少となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は597万1,987立方メートルとなり、前年度に比較しますと6万3,963立方メートルの減少となりました。

2行下の後半になりますが、有収率は97.6%となり、前年度に比較しますと0.5ポイント低下いたしました。

次に、建設状況でございますが、本年度の建設改良工事につきましては、三川、入野、見広、鎌数地先等に口径75ミリメートルから200ミリメートルの配水管を延べ4,319メートル布設いたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして、1ページをご覧ください。

20年度の決算報告書でございます。この報告書の金額につきましては消費税が含まれて記

載されております。

初めに、(1) 収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額17億6,390万2,000円に対し、決算額17億5,149万5,617円となり、収入率は99.3%となりました。

なお、第1項の営業収益は水道料金等、第2項の営業外収益の主なものは他会計補助金等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額16億5,547万3,000円に対し、決算額は15億8,232万6,166円となり、執行率は95.6%となりました。

第1項の営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債利息等、第3項の特別損失は不納欠損等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出について申し上げます。

収納の部の第1款資本的収入は、予算額9億3,897万3,000円に対し、決算額は9億4,433万1,550円となり、収入率は100.6%となりました。

この決算額の内訳ですが、第1項企業債は補償金免除繰上償還に伴う借換債及び配水管布設工事等の建設改良に係る企業債です。

第2項出資金は、合併特例債活用事業に係る一般会計からの出資金であります。

第3項負担金は、消火栓設置に伴う一般会計からの負担金で、第4項は給水申込納付金であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出の部に入ります。

第1款資本的支出は、予算額14億3,213万1,000円に対し、決算額は14億861万9,108円となり、執行率は98.4%であります。

この決算額の内訳ですが、第1項建設改良費は拡張工事費等で、第2項企業債償還金は借換による繰上一括償還金及び建設改良費等に係る企業債償還金でありまして、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

工事概要につきましては、後ほど14ページをご覧いただきたいと思います。

2ページの一番下の欄外、細かい字で恐縮ですが、資本的収入額が支出額に不足する額4億6,428万7,558円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額644万2,450円、過年度分損益勘定留保資金4億5,784万5,108円で補てんいたしました。

続いて、3ページの損益計算書でございます。この金額につきましては、消費税抜きで記

載されております。

1の営業収益として、2列目の数字になりますが、15億3,610万8,955円、2の営業費用として13億5,032万3,675円、差し引き営業利益は、3列目の1億8,578万5,280円となりました。続いて、4ページです。

3の営業外収益として、やはり2列目になりますが、1億3,966万7,651円、4の営業外費用として1億5,865万3,708円、差し引きは、3列目のマイナス1,898万6,057円となり、3ページの営業利益から差し引きますと、経常利益は1億6,679万9,223円となりました。

この経常利益から5の特別損失の過年度損益修正損415万826円を引いた額1億6,264万8,397円が20年度の純利益でございます。

また、次の行の前年度繰越欠損金から、この純利益を引いた7,016万1,345円が当年度末の未処理欠損金となります。

次に、5ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、当年度未処理欠損金として7,016万1,345円を計上してございます。

資本剰余金の部については、1の補助金は11億2,553万5,263円で、国・県・市補助金の累計額であり、当年度の増減はありません。

続きまして、6ページに移ります。

2の負担金は、消火栓設置等に係る一般会計からの負担金でありまして、当年度消火栓設置費460万3,200円を加え、年度末残高は5億749万6,981円となります。

3の給水申込納付金は水道の加入申し込み時点でいただいている納付金でありまして、当年度収入額3,002万7,000円を加え、年度末残高は14億4,868万8,280円となります。

4の受贈財産評価額は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち道路部分について寄附を受けたもので、当年度収入額987万8,404円を加え、年度末残高は4億246万5,466円となります。

次は、7ページに移ります。

5、その他資本剰余金の増減はなく、年度末残高は42万8,640円となり、翌年度繰越資本剰余金は34億8,461万4,630円となります。

次の欠損金処理計算書につきましては、そのまま翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の1、固定資産、次のページの2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の

列の67億8,439万5,151円となります。

負債の部の3、固定負債、次のページになりますが、4、流動負債の合計である負債合計は1億5,619万2,316円となります。

資本の部、5、資本金、6、剰余金の合計額は、11ページの下から2行目に記載してあります資本合計66億2,820万2,835円となり、これと前段の負債合計を加えた負債資本合計は67億8,439万5,151円となりまして、資産合計と一致いたします。

次のページの事業報告書は先ほど説明いたしましたので、13ページをご覧ください。

こちらは、(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項でありまして、(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項については該当がございません。

続きまして、14ページ、2の工事についてですが、(1) は建設工事の概況、15ページ、(2) は保存工事の概況を記載してございます。

16ページは年間の業務量であり、前年度に比較して記載してあります。

17ページは事業収入に関する事項、18ページは事業費に関する事項で、それぞれ消費税抜きの前年度比較で記載してあります。

19ページになりますが、4、会計、(1) は重要契約の要旨です。

続きまして、20ページになりますが、(2) 企業債及び一時借入金の概況です。

5、その他、(1) は、他会計補助金等の用途について記載してあります。

21ページから26ページまでは収益費用明細書であり、消費税抜きの課目ごと明細となっております。

次に、27ページは固定資産明細書、28ページは企業債明細書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で議案第8号の補足説明を終わらせていただきます。

副議長(林 一雄) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 鈴木清武 登壇)

病院経理課長(鈴木清武) 議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをお開きください。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、診療報酬改定等による医療費抑制策や三位一体改革による税源移譲、深刻な医師不足により地域医療が未曾有の危機に直面している中、当院では公営企業の目的である公共性と経済性を発揮し、地域医療の確保と向上に努めてまいりました。その結果、当期利益金 3 億 9,900 万円を計上することができ、引き続き健全な経営を維持しております。

次に、16 ページをお開きください。

業務状況でございますが、患者数は入院患者数及び入所者数、年間延べ 40 万 2,169 人、1 日平均 1,102 人、外来患者数及び通所者数、年間延べ 84 万 3,172 人、1 日平均 3,450 人となりました。

また、収益的収支は、収入総額 306 億 5,194 万 4,000 円、支出総額 302 億 2,436 万 4,000 円となり、差し引き 4 億 2,758 万円、税抜き処理純利益 3 億 9,910 万 9,000 円となりました。

資本的収支の状況でございますが、収入総額 2 億 9,123 万 5,000 円、支出総額 29 億 5,597 万 5,000 円、内訳としまして、建設改良費 14 億 8,581 万 7,000 円、企業債償還金 14 億 7,004 万 3,000 円等になりました。

それでは、前に戻りまして決算書の 1 ページをお開きください。

決算報告書であります。この決算額につきましては税込み処理で記載されております。

(1) 収益的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第 1 款病院事業収益は、予算額 312 億 626 万 7,000 円、決算額は 306 億 5,194 万 4,249 円となり、収入率は 98.2% となりました。

収入のうち主なものといたしましては、第 1 項医業収益の決算額は 277 億 2,020 万 1,070 円で、収入率は 97.9% でした。このうち入院収益は 137 億 7,641 万 5,184 円、外来収益は 129 億 9,317 万 9,253 円等でした。

第 2 項医業外収益の決算額は 18 億 7,419 万 3,846 円で、収入率は 103.2% でした。決算額が予算額を上回ったのは、主に交付税交付金の増額によるものであります。

次に、2 ページをお開きください。支出について申し上げます。

第 1 款病院事業費用は、予算額 311 億 1,541 万 8,000 円に対し、決算額は 302 億 2,436 万 4,015 円となり、執行率は 97.1% でした。

支出のうち主なものとしましては、第 1 項医業費用の決算額は 274 億 4,066 万 8,082 円で、執行率は 97.4% でした。主なものは給与費 130 億 364 万 1,591 円、材料費 94 億 275 万 4,005 円で

あります。

第2項医業外費用の決算額は15億7,680万7,135円で、執行率99.1%でした。

次に、3ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額3億905万6,000円に対し、決算額2億9,123万5,000円で、収入率は94.2%となりました。

第1項企業債は2億5,200万円で、収入率は91.3%となりました。

第2項補助金は2,331万7,000円で、収入率は72.9%となりました。

第3項固定資産売却代金は1,591万8,000円であります。

4ページをお開きください。支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額39億5,398万3,000円に対し、決算額は29億5,597万4,668円で、執行率は74.8%でした。翌年度繰越額4億8,877万7,479円は、放射線治療施設工事及び放射線治療機器購入等の予算繰り越しであります。

第1項建設改良費の決算額は14億8,581万6,327円となり、執行率は59.8%でした。主なものは、工事費8億4,244万6,121円などであります。

第2項企業債償還金の決算額は14億7,004万3,341円で、執行率は99.9%でした。

第3項国庫補助金返還金は11万5,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26億6,473万9,668円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は(1)入院収益から(4)介護保険事業収益までの合計276億5,710万3,301円であります。

2、医業費用は(1)給与費から(6)研究研修費までの合計273億497万3,964円で、差し引き医業利益は3億5,212万9,337円となっております。

3、医業外収益から次ページの8、ケアハウス事業収益までの計は29億1,874万252円でした。

9、医業外費用から14、ケアハウス事業費用までの計は28億6,835万7,041円でした。

この結果、当年度計上利益金は4億251万2,548円となりましたが、15、特別損失の計上により当年度純利益は3億9,910万8,548円となりました。これに前年度繰越利益剰余金12億

9,585万9,823円を合わせた当年度未処分利益剰余金は16億9,496万8,371円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書のついて申し上げます。

利益剰余金の部、減債積立金の2、前年度繰入額6,900万円は、前年度の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

また、建設改良積立金の3、当年度処分額3億3,400万円は、資本的収支不足額の補てん財源として使用したものであります。

未処分利益剰余金の3、当年度未処分利益剰余金16億9,496万8,371円は、先ほど損益勘定計算書で説明申し上げたとおりであります。

9ページをお開きください。

次に、資本剰余金の部であります、国県補助金の3、当年度発生高2,331万7,000円は、施設設備に対する国よりの補助金であります。

受贈財産評価額、寄附金の増減はありません。

10ページをお開きください。

再評価積立金の増減はなく、翌年度繰越資本剰余金は94億4,304万7,959円となっております。

剰余金処分計算書は、1、当年度未処分利益剰余金16億9,496万8,371円のうち2、利益剰余金処分額(1)減債積立金に8,500万円を積み立て、残りの16億996万8,371円は、3、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち(1)有形固定資産の合計は、このページの下から3行目に記載されておりますが、293億6,654万188円でした。

次の12ページをお開きください。

(2)無形固定資産と(3)投資を含めた固定資産合計は294億1,851万6,181円となっております。

2の流動資産の合計は106億7,095万9,416円となっております。

3、繰延勘定の合計13億6,016万4,985円を合わせた資産合計は414億4,964万582円となっております。

次の13ページをお開きください。

次に負債の部であります、4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は16億

2,710万5,979円となっております。

続きまして、資本の部であります。

資本の部、6、資本金と次の14ページの7の剰余金の合計額は、資本合計398億2,253万4,603円になり、これと負債合計額を合わせた負債・資本の合計は414億4,964万582円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書であります。

1、概要、(1)は総括事項となっております。

17ページの(2)は議会議決事項、次の18ページの(3)は行政官庁許認可事項となっております。

19ページ(4)は職員に関する事項が記載されております。

21ページ(5)は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項が記載されております。

22ページの2、工事には(1)建設改良工事の概況、23ページには(2)保存工事の概況等が記載されております。

次の24ページの3、業務には、(1)業務量が記載されております。

25ページ(2)は事業収入に関する事項、次の26ページ(3)は事業費に関する事項です。これは、19年度決算額と20年度決算額を税抜き処理で比較したものが記載されております。

続いて、27ページをお開きください。

27ページから29ページは、4、会計(1)重要計画の要旨(イ)工事請負、(ロ)医療機器、(ハ)ソフト開発費等の契約内容が記載されております。

30ページの(3)その他会計経理に関する重要事項ですが、先ほど8ページの剰余金計算書にて説明申し上げたとおりであります。

次の31ページから38ページまでは収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載されております。

39ページは固定資産の明細となっております。

40ページから43ページは企業債の明細となっております。

以上で議案第9号についての補足説明を終わらせていただきます。

副議長(林 一雄) 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、国民宿舍支配人、登壇してください。

(国民宿舍支配人 堀川茂博 登壇)

国民宿舍支配人(堀川茂博) 議案第10号、平成20年度旭市国民宿舍事業会計決算の認定に

ついて補足説明を申し上げます。

初めに、決算書の9ページをお開きください。

国民宿舎の事業報告書から説明いたします。

本年度は施設の改修工事が完了し、旭市の食材資源を生かす「食彩の宿」として新しい経営基盤づくりに努めてまいりました。

業務状況につきましては、宿泊者1万2,611人、休憩者5,898人でありまして、前年と比較しますと、宿泊者で4,619人の減少、休憩者で459人の減少となりました。

建設状況につきましては、客室の改修工事を実施し洋室18室・和室12室をすべてバストイレ付にリニューアルいたしました。

経理状況につきましては、決算報告書で説明をいたします。

1ページをお開きください。

決算報告書の決算額につきましては消費税を含んだ額で記載してあります。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、国民宿舎事業収益の予算額1億9,032万4,000円に対し、決算額1億8,519万4,954円となり、収入率は97.3%となりました。

この決算額の内容は、宿泊料金などの営業収益で1億7,805万8,397円、他会計補助金等の営業外収益で713万6,557円となりました。

支出につきましては、国民宿舎事業費用の予算額2億2,377万5,000円に対し、決算額は2億1,507万1,500円となり、執行率は96.1%となりました。この決算の内容は人件費、食材費、減価償却費等の営業費用で2億1,158万6,763円、企業債利息等の営業外費用で348万4,737円となりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額1億5,880万円に対し決算額は2億2,980万円となっておりますが、このうち7,410万円は平成19年度許可済みの企業債で、本年度の資本的収入として措置いたしました。平成19年度許可済みの企業債を差し引きますと、本年度の実質借入額は1億5,570万円で、予算に対し98%となっております。

資本的支出は、予算額1億8,233万5,000円に対し決算額は1億7,917万7,756円となり、執行率は98.2%であります。これは、施設改修工事等の建設改良費で1億7,585万726円、経営改善業務としての開発費で332万7,030円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,347万7,756円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額853万1,153円、建設改良積立金1,494万6,603円で補てんをいたしました。

次に、3ページをお開きください。

損益計算書について説明いたします。この金額については消費税抜きで記載しております。営業収益として1億6,958万258円、営業費用として2億919万483円、差し引き営業損失は3,961万255円となりました。

営業外収益として217万7,049円、営業外費用として348万4,737円、差し引き営業外損失は130万7,688円となり、4,091万7,913円の経常損失となりました。

この損失につきましては、改修工事、経営改善費用、急激な景気等の低迷等によるものです。この経常損失は当年度純損失となり、前年度繰越欠損金1,323万77円を加算し、5,414万7,990円が当年度未処理欠損金となります。

なお、この欠損金につきましては、新たな経営改善や経営手法等により、解消に向け積極的に取り組んでまいります。

続きまして、4ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいま説明いたしましたとおり、当年度未処理欠損金5,414万7,990円を計上しておりますが、建設改良積立金の当年度末の残高は3,406万795円となっております。

続きまして、5ページの欠損金処理計算書ですが、未処理のまま翌年度に繰り越すものでございます。

次に、6ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

資産の部の資産合計は、7ページになります。7億9,078万4,149円であります。

8ページをご覧ください。

負債合計3,254万3,783円と資本合計7億5,824万366円を合わせた負債・資本の合計は7億9,078万4,149円になり、資産合計と一致いたします。

続きまして、10ページになります。

事業報告書として、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項を掲載しております。

次に、11ページになります。

料金その他供給条件の設定、変更に関する事項、建設改良工事の概況となっております。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表について、その概要を説明いたしましたが、12ページ以降の資料については後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で議案第10号の補足説明を終了させていただきます。

副議長（林 一雄） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より、平成20年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成20年度旭市一般会計及び国民健康保険事業特別会計をはじめとした六つの特別会計並びに水道事業、病院事業、国民宿舎事業の公営企業会計までの各決算の審査結果についてご報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、市長より審査に付されました決算書及び決算関係書類について審査を実施いたしました。

審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容について聴取し、また質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合・精査し、さらに、当年度実施した定期監査及び例月出納検査を参考に慎重に審査を行いました。

審査の結果、審査に付された一般会計、各特別会計、歳入歳出決算書と各公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成しており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

次に、基金の運用状況の審査結果についてご報告申し上げます。

審査方法については、基金の運用状況は基金の設置趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、定額の資金を運用している各基金の運用状況について、関係書類の計数はいずれも正確で、適正かつ効率的に運用されているものと認められました。

また、各公営企業会計においては、公営企業の基本原則に留意され、その事業運営は国民宿舎事業を除き、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

審査方法については、健全化判断比率及び資金不足比率の算定は、法令の趣旨に沿って適切に算定されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

旭市の健全化判断比率の審査の結果、基礎事項を記載した書類については、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれの比率も早期健全化基準をクリアした比率であることが認められました。

実質公債費比率についても、本年度は3か年平均で18.6%、昨年平成19年度の同比率は19.2%で0.6ポイント下回っております。早期健全化基準25%以下となっております。

また、この比率の計算方法についてですが、公営企業の数値が分子にのみ影響し、旭市のように市より予算規模の大きい病院事業を連結する場合には比率が大きく計算されますので、当該比率の計算方法について責任省庁とのさらなる協議が必要です。

公営企業及び法非適用企業の資金不足比率の審査の結果、基礎事項を記載した書類については、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれも資金不足額は生じていないため比率は算出されず、良好であることが認められました。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので省略させていただきます。

最後に、結びとして申し上げます。

一般・特別会計において本年度実施された事務・事業はおおむね計画的に実施され、効率的な予算執行のもと、それぞれの成果を上げたものと認められました。

平成17年7月の合併から今年度で4年目の決算となりましたが、今後も事業の必要性、緊急性、投資効果などを十分に考慮した施策を実施し、市全体の均衡ある発展に寄与されるよう要望いたします。

また、個別事業についてですが、下水道事業では、平成20年度は一般会計から4億円近い繰り入れを行い、今後も同程度の繰り入れが続くと予想されます。下水道供用人口の行政区内人口に対する比率は4.6%で、下水道の恩恵を受ける市民の比率は低く、また、下水道

料金の利用者負担額は県下で3番目に高いものとなっております。

認可区域の拡大は、さらなる財政負担の増大や費用対効果を考えると難しいものがあります。また、認可区域の中でも工事未着手の地域で居住者や利用者が少ないところは地域住民の意向を確認し、工事着手時期の検討をお願いするものです。

さらに、供用開始区域内の水洗化率の向上、投資効果及び委託業務等の検討など、なお一層の経常経費の縮減に努められるよう要望いたします。

国民宿舎事業では、3億円近くをかけ宿舎をリニューアルし、コンサルタント会社より経営指導を受けたにもかかわらず、収支はマイナスとなっております。また、運転資金不足により平成20年度は一般会計から2,000万円借り入れし、今後も資金難が予想され追加資金の投入が続くと思われま。今まで以上の経営意識・改善に徹し、指定管理者制度等を視野に入れた的確で早急な対策を期待しております。

行政の透明性、説明責任が求められる中、入札、契約事務、補助金支出業務等の日常業務の執行にあたっては慣行によることなく、法令・条例等を遵守し、効率的、効果的な事務執行を図り、市民生活の向上と市政の発展に努められるよう要望し、平成20年度決算等の審査結果報告といたします。

副議長（林 一雄） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 7分

再開 午後 3時20分

副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第11号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

財政課長（加瀬正彦） 議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、市長の提案理由にもございましたとおり、国の経済対策等に

かかわる事業及び歳入の確定に伴うもの等が中心となっております。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ23億7,100万円を追加し、予算の総額を279億2,100万円とするものです。

第2条の債務負担行為の補正であります。内容は5ページの第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正であります。こちらも内容は6ページの第3表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の追加です。

内容につきましては、平成21年度から22年度にかけての第一中学校屋内運動場改築事業によるもので、平成21年度事業費を4億1,001万4,000円、22年度事業費を1億2,360万6,000円とするものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

第3表の地方債の補正でございます。二つ表がありますが、上段が地方債の追加、下段が地方債の変更となります。

初めに上の表ですが、一番上の水産基盤整備事業につきましては、国の補正予算関連事業で飯岡漁港の外西防波堤改良工事を実施するため補正予算債を追加するものです。

その下の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業につきましては、三川地先から蛇園地先を結ぶ連絡道の整備に当たり、本年度調査・設計を実施するため合併特例債を追加するものです。

その下の蛇園南地区流末排水整備事業につきましては、蛇園地区における道路排水の流末整備に当たり、本年度調査・設計を実施するため合併特例債を追加するものです。

次に、一番下になりますが、第一中学校屋内運動場改築事業につきましては、国の補正予算関連事業で第一中学校屋内運動場の改築工事を実施するため、補正予算債を追加するものです。

なお、今回地方債の追加をお願いするわけですが、現段階で国から具体的な事業内容や財源などが示されていない地域活性化・公共投資臨時交付金というのがございます。この動向によりましては起債の額を減らしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、下段の表の防災基盤整備事業ですが、事業内容は防災行政無線統合整備事業であります。これにつきましては、当初予算で5億3,880万円の合併特例債を予定いたしました。当初予算で5,000万円の国から補助をいただける市町村合併推進体制整備費補助金、これを組んであります。これが2億1,800万円の決定を受けましたもので、合併特例債の額を3

億7,930万円に減額いたします。

次に、歳入についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございます。4億1,160万3,000円の追加は、普通交付税額が決定したことによるもので、今回はその一部を補正財源として計上しております。

その下の13款2項1目総務費国庫補助金7億8,573万1,000円の追加は、説明欄1番の市町村合併推進体制整備費補助金1億6,800万円と説明欄2番の国の経済対策のための地域活性化・経済危機対策臨時交付金6億1,773万1,000円でございます。

2項2目民生費国庫補助金7,660万円の追加の主なものは、1節社会福祉費国庫補助金、この説明欄1番の離職者に対する住宅支援の住宅手当緊急特別措置事業費補助金149万6,000円と2節の児童福祉費国庫補助金の説明欄2番の小学校就学前3年間に属する児童に特別手当を支給する子育て応援特別手当給付事業費補助金6,918万2,000円です。

2項6目教育費国庫補助金3億2,256万6,000円の追加の主なものは、1節教育総務費国庫補助金の説明欄1番、小・中学校への地上デジタルテレビ、電子黒板、コンピュータを整備するための学校情報通信環境整備事業費補助金2億1,490万円と、次の10ページになります。3節に中学校費国庫補助金の説明欄1番の第一中学校屋内運動場改築工事のための安全・安心な学校づくり交付金8,586万6,000円です。

14款2項3目労働費県補助金601万7,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出のための緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金です。

2項4目農林水産業費県補助金4,736万6,000円の追加の主なものは、説明欄3番の乾燥調製貯蔵施設、複合経営促進施設等の建設のための4農事組合法人への強い農業づくり交付金3,727万4,000円です。

11ページをお願いいたします。

一番上になりますが、2項8目総務費県補助金200万円の追加は、説明欄1番の婚活サポート事業実施のための地域子育て創生事業費補助金です。

18款1項1目繰越金は、前年度決算に基づく剰余金から当初予算計上額の4億円を差し引いた4億1,901万6,000円を今回の補正財源として追加するものです。

19款5項3目雑入は、説明欄1番の介護予防サービス計画費収入633万円と自動車低公害化推進事業費補助金98万円でございます。

12ページをお願いいたします。

20款の市債につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

次に、歳出になります。

13ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費1,463万4,000円の追加は、説明欄1番の庁舎管理費になります。これは国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これによりまして本庁と3支所の改修工事等を行うものです。

1項6目財産管理費4億2,030万円の追加は、説明欄1番の低公害車導入促進事業1,030万円、これは臨時交付金によるハイブリッド車5台を購入し、公用車の更新を図る、また説明欄2番の基金積立金4億1,000万円は、平成20年度決算の確定に伴いまして、繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。

1項7目企画費6,275万7,000円の追加は、説明欄1番、公共施設地上デジタル化対策事業5,750万円で、臨時交付金により学校以外の公共施設に地上デジタルテレビを設置すると、従来のテレビを更新するものです。

なお、学校の地上デジタル関係につきましては、教育費の中で計上しておりますので、後ほど出てまいります。

14ページをお願いいたします。

説明欄2番の地域資源価値創造事業525万7,000円で、臨時交付金によりまして旭市の観光資源の情報発信のための広告料や旭ブランド商品作成のための委託料等を計上したものです。

次の1項10目地域振興費200万円の追加は説明欄1番、婚活サポート事業で、国の補正予算関連事業で新たな出会いの場の提供や婚活支援を積極的に推進するものです。

次の1項11目諸費、この説明欄2番、防犯対策事務費61万8,000円の追加は、安全・安心のまちづくりを推進するため、夜間パトロールなどの防犯パトロール体制の強化を図るものでございます。

16ページをお願いいたします。

3款3項1目になります。児童福祉総務費6,997万4,000円の追加は、説明欄2番の子育て応援特別手当給付事業6,918万2,000円が主なもので、国の補正予算関連事業で小学校就学前3年間に属する児童1人当たり3万6,000円の特別手当を支給いたします。

17ページをお願いいたします。

3項3目児童福祉施設費672万円の追加は、説明欄1番、児童遊園維持管理費で、臨時交付金によりまして老朽化した児童遊園の遊具の改修工事を行うものでございます。

3項4目保育所費2,189万3,000円の追加は、説明欄1番、保育所運営費で、臨時交付金によりまして保育所の施設維持補修を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1,324万6,000円の追加は、説明欄1番の感染症予防対策事業で、臨時交付金によりまして新型インフルエンザ対策のための消耗品、備品等の購入を行うものでございます。

1項4目環境衛生費1,177万9,000円の追加は、説明欄1番、環境衛生対策推進事業777万9,000円で、臨時交付金によりハイブリッド車の塵芥車1台の更新をする、それと説明欄2番、合併処理浄化槽設置促進事業400万円で、これも臨時交付金によるもので、合併浄化槽設置の普及促進を図るため設置費用に対しての上乗せ助成となります。

6款1項3目農業振興費4,536万7,000円の追加の主なものは、説明欄2番の水田農業構造改革推進事業316万8,000円で、これも臨時交付金によりまして飼料用米の作付農家に対して助成を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

説明欄3番の豊かな産地づくり支援事業376万6,000円で、安定的な水稻種子もみの生産に取り組むため、選別機械を購入するものです。

説明欄5番、経営構造対策事業3,727万4,000円は、乾燥調製貯蔵施設、複合経営促進施設等の建設のための補助金となります。

1項5目農地費232万7,000円の追加は、説明欄1番の農地有効利用支援事業232万7,000円で、臨時交付金により農業用施設、用排水路となりますけれども、この補修を行う土地改良区に対して助成するものでございます。

20ページをお願いいたします。

6款3項4目漁港建設費2,200万円の追加は、説明欄1番の水産基盤整備事業で、国の補正予算関連事業で飯岡漁港の外西防波堤改良事業の計画年度を前倒しし、平成21年度当初予算事業費8,500万円に2億円をプラスして工事を実施するためのもので、これは市の負担分ということで11%、2,200万円を計上しております。

7款1項2目商工振興費88万7,000円の追加は、これも説明欄1番、緊急雇用創出まちかどギャラリー管理人設置事業で、国の緊急雇用創出事業で中心市街地の活性化を図るため、まちかどギャラリー銀座に管理人を設置し、常時開設するための委託料を計上するものです。

1項3目観光費1,304万2,000円の追加は、説明欄1番の観光施設管理費937万7,000円で、

臨時交付金によりまして、飯岡地区観光街路灯の改修工事を行うものです。

21ページをお願いいたします。

8款2項3目になります。道路新設改良費1億2,077万円の追加は、説明欄1番、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業7,785万4,000円で、三川地先から蛇園地先を結ぶ連絡道の整備に当たり、調査・設計を実施したいと、同じく説明欄2番、蛇園南地区流末排水整備事業4,291万6,000円で、これも交付金によりまして蛇園地区における道路排水の流末整備に当たりまして、本年度調査・設計を実施するものでございます。

2項4目橋梁維持費1,890万円の追加は、橋梁の長寿命化修繕計画策定事業で橋梁の長寿命化修繕計画策定のための調査を行うものとなっております。

次に、8款3項2目街路費608万3,000円の追加は、説明欄1番の旭駅前広場等整備事業費、それから2番の干潟駅前広場整備事業費、それぞれ平成22年度に予定いたします旭駅と干潟駅のトイレ改修工事に伴う設計に関しまして、環境整備事業負担金ということで市の負担分をJRへ支出するものでございます。

3項4目公園費3,316万円の追加は、説明欄1番の袋公園整備事業で、次の22ページの上段になりますけれども、公園進入路の用地取得と整備工事を行うものとなっております。

8款4項1目住宅管理費4,157万5,000円の追加は、説明欄1番、安全安心な暮らしづくり事業3,781万6,000円で、臨時交付金により引き続き老朽化した市営住宅の改修工事を行うものと、説明欄2番、市営住宅地上デジタル化対策事業といたしまして375万9,000円で共同アンテナ部分、市営住宅の共同アンテナに関しまして地上デジタル放送対応アンテナ工事を行うものでございます。

9款1項1目常備消防費3,506万4,000円の追加は、説明欄1番、消防車両整備事業で、これも交付金によりまして従来型救急車を高度な救命処置に対応する高規格救急車に更新いたします。

23ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費4億3,950万2,000円の追加は、説明欄の1番、学校情報通信環境整備事業4億3,348万円で、すべての小・中学校への地上デジタルテレビ、電子黒板、児童・生徒・教員用コンピュータの基準に基づく設置、それから校内LAN工事等の学校情報通信の環境整備を行うもので、財源として国庫補助金2億1,670万円と臨時交付金1億7,500万円の合わせて3億9,170万円が予定されております。

24ページをお願いいたします。

説明欄 3 番の緊急雇用創出学校備品台帳作成事業、これは国の緊急雇用創出事業で学校備品台帳作成業務を委託するものでございます。

10款 2 項 1 目学校管理費 1 億51万3,000円の追加は、説明欄 1 番、小学校保健管理費551万3,000円で、安全管理のためすべての小学校に A E D を設置するものでございます。

それから、説明欄 2 番の小学校施設改修事業7,500万円の追加は、これも交付金によりまして、県道沿いの急傾斜地にあり、ひび割れ等危険な状況にあります中和小学校のプールを解体し、進入路・駐車場整備工事等を行うものでございます。

次に、25ページの上段になりますが、説明欄 3 番の矢指小学校改築事業2,000万円の追加は、国の補正予算関連事業で、環境を考慮したエコスクールを整備するため校舎改築事業に併せ太陽光発電パネルの設置工事を実施いたします。

2 項 2 目教育振興費1,839万1,000円の追加は、説明欄 1 番の小学校教材備品等購入事業1,510万円で、国の補助事業と交付金によりまして理科備品の整備を行うものでございます。

次に、説明欄 2 番の放課後児童健全育成事業285万円で、これも交付金によりまして、エアコンのっていない学童クラブ 3 か所にエアコンを設置するものでございます。

26ページをお願いいたします。

10款 3 項 1 目学校管理費 4 億1,410万2,000円の追加は、説明欄 1 番の中学校保健管理費183万8,000円で、先ほどの小学校と同様にすべての中学校に A E D、自動体外式除細動器、これを設置いたします。

説明欄 2 番の第一中学校改築事業 4 億1,001万4,000円で、国の補正予算関連事業により、平成21年度と22年度 2 か年で屋内運動場等の改築を行うため、調査・設計監理委託料、工事請負費等を計上するものでございます。

説明欄 3 番の緊急雇用創出中学校維持管理事業225万円で、国の緊急雇用創出事業で中学校施設の維持管理業務を委託により行うものでございます。

3 項 2 目教育振興費712万2,000円の追加は、説明欄 1 番、中学校教材備品等購入事業で、先ほどの小学校と同様の整備を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。

10款 4 項11目ユートピアセンター費9,378万6,000円の追加は、これも臨時交付金によりまして、老朽化した冷暖房設備の改修工事を行うものでございます。

4 項12目大原幽学記念館費5,407万5,000円の追加は、説明欄 1 番、大原幽学記念館管理費4,609万5,000円を臨時交付金によりまして、高齢者、身障者のためのエレベーター設置及び

説明欄 2 番のこの遺跡公園管理費といたしまして、文化財の防犯、防火対策として監視カメラ等を798万円で設置するものでございます。

28ページをお願いいたします。

10款 5 項 2 目体育施設費、この追加は海上コミュニティ野球場の防護マット設置工事、野球場に対しての塀にマットを設置するものでございます。

一番下になりますが、13款 2 項 2 目病院事業公営企業費 2 億1,220万6,000円の追加は、説明欄 1 番の病院事業会計繰出金で、病院事業に対します普通交付税算入額の増によります 1 億9,620万円の繰り出しと病院で使用いたします低公害車の購入費、それから旧飯岡診療所解体撤去費1,600万円、これは臨時交付金が対象となります。これを繰り出すものでございます。

30ページをお願いいたします。

この表は地方債の現在高の見込みに関する調書で、今回の補正で農林水産業債に2,200万円、土木債に8,610万円を追加、消防債を 1 億5,950万円減額、教育債に 3 億2,240万円を追加することにより、21年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、278億2,460万5,000円となるものです。

なお、地域活性化・経済危機対策臨時交付金によって実施いたします事業につきましては、事業項目も多いことから一覧表にいたしまして、別途配布してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で議案第11号の補足説明は終了いたします。

副議長（林 一雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第16号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条において、事業勘定は歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,955万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億1,958万5,000円とし、施設勘定は歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,380万8,000円とするものです。

2 ページから 5 ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であります。

7 ページと 8 ページは、事業勘定を事業別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、9ページ以降でご説明申し上げます。

9ページをご覧になっていただきたいと思います。

事業勘定のうち歳入についてご説明申し上げます。

4款2項4目介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護報酬の改定に伴う介護保険料の上昇を抑制する目的で国が交付するもので、915万1,000円を計上いたしました。

11款1項の繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したことによりまして、計の欄をご覧いただきたいと思います。2,043万4,000円を増額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

6款1項1目介護納付金につきましては915万1,000円を増額となりますが、これは、先ほど歳入のところでも申し上げました介護従事者処遇改善臨時特例交付金をそのままここに計上するものであります。

11款1項3目の償還金につきましては、20年度に概算でいただいております退職被保険者に係る医療費の交付金が精算の結果、もらい過ぎていたことが判明したもので、支出元へ返還すべく5,461万3,000円を計上するものであります。

12款1項1目予備費による充当につきましては、今回の支出の財源を補うべく3,417万9,000円を減額するものであります。

続いて、施設勘定の歳入についてご説明いたします。

11ページと12ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。詳しくは13ページ以降をご覧ください。

13ページですが、7款1項の繰越金につきましては、前年度繰越金が当初予算よりも多目に見込めることになりましたので、80万8,000円を増額するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

14ページをご覧ください。

2款1項1目医療用機械器具費につきましては、診療用のベッドとマットレスがともに老朽化しているため35万6,000円を計上して買い換えるものであります。

3款1項1目施設整備費につきましては、現在、エコーや心電図を行っている部屋には全く窓がなく、海上地区地域審議会においても窓の設置を強く要望されていることから、今回窓を設置すべく45万2,000円の工事費を計上するものであります。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表につきましては、4ページをご覧になっていただきたいと思います。

本案は、緊急の少子化対策として、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにという国の方針から、出産育児一時金の引き上げについて所要の改正を行うものであります。

改正の内容についてご説明いたします。

今回の改正は、従来の35万円あるいは産科医療補償制度に加入されている場合の38万円に対しまして、それぞれ4万円を引き上げまして、39万円あるいは42万円に改めるものであります。

施行時期は、本年10月1日からとなりますが、今回の特色は平成23年3月31日までの暫定措置となることから、本則中の第5条を直接改正するのではなく、附則第4項の次に、新たに経過措置として第5項を追加することで対応するものであります。

引き上げ分の財源について申し上げますと、4万円のうち2万円につきましては、その3分の2が地方交付税による交付税措置となり、残りの3分の1だけが自己財源となります。また、あとの2万円に対しましては出産育児一時金を直接医療機関へ支払うことにより、国庫補助金として10割の交付が行われるわけでございます。そのことを踏まえまして、4万円を引き上げる条例の改正を行おうとするものであります。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

副議長（林 一雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

病院経理課長（鈴木清武） 議案第13号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額311億705万3,000円に対し、経済対策臨時交付金800万円、普通交付税増額交付1億9,620万6,000円、訪問看護ステーション開設に伴う収入1,381万1,000円の合計2億1,801万7,000円を増額し、313億2,507万円に補正するものです。

また、病院事業費用既決予定額310億717万1,000円に対し、旧飯岡診療所解体撤去工事1,180万8,000円、訪問看護ステーション開設に伴う支出2,579万9,000円の合計3,760万7,000円を増額し、310億4,477万8,000円に補正するものであります。

続いて、2ページをお開きください。

第3条は資本的収支予定額の補正で、資本的収入既決予定額61億8,870万5,000円に対し、経済対策臨時交付金3,550万円を増額し、62億2,420万5,000円に補正、資本的支出既決予定額91億2,814万4,000円に対し、地上デジタル放送対応テレビ端末購入、低公害車導入、訪問看護ステーション開設に伴う電話回線増設により4,216万1,000円を増額し、91億7,030万5,000円に補正するものであります。

以上で議案第13号についての補足説明を終わります。

副議長（林 一雄） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 堀川茂博 登壇）

国民宿舎支配人（堀川茂博） 議案第14号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は当会計の補正第1号を行う旨の規定でございます。

第2条は資本的収入及び支出の補正であります。内容につきましては、2ページの実施計画で説明させていただきます。

2ページをお開きください。

平成21年度の実施計画となっております。資本的収入及び支出の補正となっております。

初めに収入であります。第1款資本的収入に525万円を追加するものであります。この内容でございますが、第1項1目補助金は、経済対策臨時交付金でございます。

次に、支出であります。第1款資本的支出は既決予定額467万5,000円に1,270万5,000円を追加し、補正後の予定額を1,738万円とするものでございます。この内訳といたしましては、第1項建設改良費の1目工事を745万5,000円、2目資産購入費525万円をそれぞれ追加するものであります。

この内容でございますが、工事費は施設の防災改善工事費であり、資産購入費は地上デジタル放送対応テレビの購入費であります。

次に、3ページをご覧ください。

平成21年度の資金計画となっております。受入資金、支払資金の補正をいたしまして、年度末の現金残高を4,914万4,000円と予定するものでございます。

4ページ以降は平成21年度の予定貸借対照表となっております。

以上で議案第14号の補足説明を終了させていただきます。

副議長（林 一雄） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第15号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

総務課長（平野哲也） 議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院が平成20年に実施した民間における労働時間の調査において、民間の労働時間が職員の勤務時間より1日当たり15分、1週間で1時間15分程度短いという調査結果を受け、同年8月の人事院勧告及び同年10月の千葉県人事委員会勧告に基づいて、職員の勤務時間の改正を行うものでございます。

お手元に配布してございます新旧対照表をご用意したいと思っております。これにより説明したいと思っております。

新旧対照表のまず1ページをご覧くださいと思います。

改正内容につきまして、まず、第2条第1項において、職員の1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に短縮するものでございます。

また、同条第3項の地方公務員の育児休業に関する法律第18条第1項の規定により採用された任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間の上限を1週間当たり32時間から31時間に短縮するものでございます。この32時間というのは、8時間掛ける4日間ということでございます。また、31時間というのは、7時間45分掛ける4日間の計算に基づくものでございます。

第3条第2項については、勤務時間の割り振りを1日につき8時間とあるものを1日につき7時間45分に改めるものでございます。

また、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割り振りについても、同様に8時間を7時間45分に改めるものでございます。

また、条例の本文にちょっと戻っていただきます。条例の本文の中で附則第1項で、本条例の施行期日を平成22年1月1日とするものでございます。

また、附則第2項では、旭市職員の育児休業等に関する条例について、本条例の一部改正

と併せて改正するものです。

もう一度新旧対照表にお戻りいただきまして、新旧対照表の2ページをご覧いただきたいと思えます。

第11条でございますけれども、育児休業法第10条第1項第5号の規定による勤務の形態を定めたものでございます。

表の左側のアンダーラインの部分になりますけれども、現行の1週間当たりの勤務時間が20時間と表示していますのは、これはパターンがございまして2日半、例えば8時間掛ける2日プラス4時間掛ける1日、こう働くパターン。それから毎日半日、4時間掛ける5日働くパターン、これが20時間でございます。次の1週間当たりの勤務時間が24時間でございますけれども、これは3日間、8時間掛ける3日働くパターン。次の1週間当たりの勤務時間が25時間というのは、毎日5時間、つまり5時間掛ける5日働くパターンの4パターンがございまして。

この四つのパターンについて、1日8時間を7時間45分に置き換え、半日4時間については3時間55分に、また5時間については4時間55分に置き換えることとされております。これらについて算定された時間が表の改正案の右側になりますけれども、アンダーラインの部分になります。改正案の19時間25分あるいは15時間35分、23時間15分または24時間35分ということになるものでございます。

続いて、第16条の表中には育児短時間勤務職員に対する時間外勤務手当の支給要件についての改正でございまして、超過勤務時間と正規の勤務時間の合計を8時間から7時間45分に改正するものでございます。

なお、これらの改正に伴いまして、職員の1日の勤務時間の割り振りにつきましては、現行の8時30分から午後5時30分までであったものを終業時刻を15分繰り上げ、5時15分までとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

副議長（林 一雄） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 米本壽一 登壇）

秘書広報課長（米本壽一） 議案第17号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市川口1240番地にお住まいの阿部秀利氏、昭和11年6月27日生まれの方であります。

阿部秀利氏は、温厚誠実な人柄で、地域における信望も厚く、県営ほ場整備事業の川口工区長など、数多くの役職を務められております。また、平成12年から人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方でありますので、引き続き推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

委員の任期は3年でございます。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

副議長（林 一雄） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

財政課長（加瀬正彦） それでは、報告第1号につきまして報告いたします。

平成20年度旭市土地開発基金の運用状況についてご説明いたします。

報告第1号、1ページを開けていただいて表をご覧くださいと思います。

この表の一番右下の数字をご覧くださいと思います。

旭市土地開発基金の平成20年度末の基金現在高でございます。19年度末の現在高が一番上にございまして、それと比べますと8万5,661円増、9億6,257万5,416円となりました。

内訳を申し上げますと、下から1行目と2行目、ここをご覧くださいと思います。

まず、一番左側の欄、現金・預金でございますが、4,445万5,437円増加いたしまして、一番下、計の欄です。3億2,850万9,472円となっております。

この増の主なものは、中央第二保育所駐車場の用地504平方メートルと第二中学校用地235平方メートルの市への売り払いと、それから旭市土地開発公社へ貸し付けた貸付金3,479万3,776円が返還になったことにより、この現金・預金は増となっております。

また、土地の保有高、2番目の欄です。ここにつきましては957万6,000円減少いたしまし

て、計の欄、9,925万7,130円となっております。

減の主なものは、土地開発基金で購入しておりました中央第二保育所駐車場504平方メートルと第二中学校用地235平方メートルを市へ売却したことによるものです。

続きまして、3の貸付金のところでは、3,479万3,776円減少しまして、計の欄の部分、5億3,480万8,814円となっております。

この減の主なものですが、旭市土地開発公社から袋公園、文化の杜公園用地分の貸付金が返還されたことによるものです。

以上で報告第1号の説明を終わります。

副議長（林 一雄） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 平野一男 登壇）

学校教育課長（平野一男） 報告第2号、平成20年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告申し上げます。

初めに、この基金は合併前の旧海上町並びに飯岡町における奨学基金貸付条例の規定により決定された奨学基金の貸し付けを実行するために継承したものです。

基金の運用状況をご覧ください。

A欄の積立金ですが、ございません。

B欄の基金現在高は、平成20年度末6,737万8,880円となりました。

C欄の貸付につきましては、平成20年度中24件、48万円を貸し付けし、平成20年度をもちまして貸し付けは終了いたしました。

D欄の返済でございますが、498件、530万4,000円が返済されました。返済期間は平成29年度までを予定しております。

E欄の貸付残高、これが未返済残高となるわけでございますが、平成20年度末で1,662件、3,198万9,000円となり、F欄の預金残高は3,538万9,880円となっております。

以上で報告第2号の報告を終わります。

副議長（林 一雄） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

保険年金課長（花香寛源） 報告第3号、平成20年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

1枚目をお開きください。

初めに、基金現在高でございますが、平成20年度末で1,000万円であります。

貸付でございますが、平成19年度末の貸付残高が7件、98万4,000円でございます。それに平成20年度中におきまして合計で29件、254万9,000円を貸し付けました。

返済でございますけれども、平成20年度中に合計で32件、329万4,000円が返済されました。

この結果、貸付残高は20年度末で4件、23万9,000円となり、預金残高は976万2,000円となっております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

副議長（林 一雄） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

財政課長（加瀬正彦） それでは、報告第4号及び第5号につきましてご説明申し上げます。

最初に、報告第4号でございます。

平成20年度決算に基づきます旭市の健全化判断比率についてご説明申し上げます。

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されまして、平成19年度決算から一部が施行され、地方公共団体は毎年度健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を策定し、地方公営企業についても資金不足比率を算定して、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対しての公表が義務付けられております。

さらに、平成20年度決算からは健全化判断比率の公表だけでなく、国の定める基準を超えますと、それぞれの段階に応じた財政健全化計画の作成が義務付けられることになりました。

それでは、平成20年度決算に基づく旭市の健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

初めに、表をご覧くださいと思います。

A欄が20年度決算に基づきます旭市の算定数値でございます。B欄につきましては国が定めた基準、それから四つの指標のうち一つでもこの基準を超えますと議会の議決を経て、早期健全化計画を策定し、公表するとともに、知事へ報告をすることになります。また、C欄につきましては財政再生基準でありまして、この基準を超えますと財政再生計画、これを策定いたしまして公表するとともに、総務大臣へ報告することになります。

それでは、A欄の旭市の算定数値でございますが、1の実質赤字比率、これは、一般会計

に係ります実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字でございますので、これはございません。該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率であります。これは、公営企業会計を含むすべての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計を合計すると黒字でございますので、旭市は該当いたしません。

なお、この二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率、これを示しております。

次に、3の実質公債費比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る18.6%となっております。昨年度19.2%と比べますと0.6%下がりました。幾らかでも財政運営についてよい結果になったと、そのように感じております。

なお、この18.6%でございますが、平成18年度の19.2%、それから19年度の19.21%、それから20年度の17.57%の3か年平均の数値であります。

したがって、平成20年度の単年度だけの実質公債費比率を見ますと17.57%ということで、単年度では18%を切っておりますことを申し添えたいと思います。

次に、4の将来負担比率であります。これは一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の350%を下回ります97.6%となっております。昨年度の121.7%と比べまして24.1%下がっております。旭市が将来負担する実質的な負債が減る結果となっております。こちらの数値につきましても財政運営におきましてよい方向に向かっている結果となりました。

以上のとおり、平成20年度決算に基づきまして健全化判断比率を報告させていただきました。基準はクリアしておるんですけども、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、報告第5号につきまして説明申し上げます。

本件は報告第4号と同じく、公営企業につきましても地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、平成20年度から毎年度資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられたものであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額を事業規模に対する割合として表したもので、経営健全化基準であります20%以上となった場合には経営健全化計画を定め、計画に従って財政健全化を図ることとなります。

20年度の旭市の資金不足比率について、この表にありますように、対象となるのは下水道事業会計をはじめとした五つの会計であります。

A欄につきましては、平成20年度の決算におきます各会計の算定数値でございます。

B欄につきましては、国が定めた経営健全化基準でありまして、20%以上となりますと、先ほど申し上げたように議会の議決を経て経営健全化計画を策定する。それで公表するとともに知事へ報告となります。

ここで20年度の決算を見ていただければ分かるんですけども、資金不足が生じた公営企業はありませんので、本市としては該当いたしません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金の剰余比率、これを表したものでございます。

以上のとおり、平成20年度はすべての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく、公営企業につきましても引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

副議長（林 一雄） 財政課長の説明は終わりました。

報告第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 林 清明 登壇）

農水産課長（林 清明） 報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成20年度の事業経営状況及び平成21年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

初めに、平成20年度事業報告書及び決算書についてご説明いたします。

公社の当期の経営は、牛のと畜頭数は計画に対して減少、豚のと畜頭数は計画に対して増加となりました。これに対し収支面では、枝肉の販売頭数が牛・豚ともに計画より多かったため、計画・前年実績両方に対して増益となっております。

1ページをお開きください。

と畜頭数では、大動物、牛が1万3,498頭、前年比626頭、4.4%の減、小動物、豚が36万4,835頭、前年比1万1,772頭、3.3%の増となりました。

次に、収支ですが、損益計算書でご説明いたします。

6ページをお開きください。

売上高計は63億8,287万1,000円で、前年の60億1,007万8,000円より3億7,279万3,000円の増、対前年比106.2%となり、営業利益は8,978万5,000円で、前年の8,808万4,000円より170万1,000円の増、対前年比101.9%、税引き後の当期純利益は2,940万3,000円となりました。

10ページをお開きください。

平成21年度の事業計画であります。

1の集荷目標は、豚で36万1,000頭、牛で1万3,800頭を見込んでおります。

2の事業方針は、安全・安心で、より衛生的な食肉の提供を目指し、ISO22000、コンプライアンス体制の継続推進により、衛生・環境管理体制のさらなる強化を図りながら、経営体質の強化に取り組んでいくというものであります。

11ページをお開きください。

21年度収支見込みであります。本年度は効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとし、当期利益を2,302万2,000円余りと見込んでおります。

なお、損失補償に係る借入金額32億6,600万円に対しては、当期までの返済元金の累計で18億733万円余りとなり、返済計画に対し一部繰上償還を行いながら実行されております。

以上で報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成20年度事業経営状況及び平成21年度の事業計画についての報告を終わります。

副議長（林 一雄） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第7号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

病院経理課長（鈴木清武） 報告第7号は、平成19年、20年度の継続事業であります再整備事業実施設計料の精算についてであります。

平成20年度決算におきまして、全体の支払額は3億1,237万5,000円でありました。予算額3億1,395万円のところ157万5,000円の減額で精算することができました。

以上で報告第7号について、補足説明を終わらせていただきます。

副議長（林 一雄） 病院経理課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

副議長（林 一雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時24分

平成21年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成21年9月7日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 決算審査特別委員会設置
- 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
- 第 4 決算審査特別委員会議案付託
- 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第 6 常任委員会議案付託
- 第 7 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第17号直接審議（先議）

日程第 2 決算審査特別委員会設置

日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任

日程第 4 決算審査特別委員会議案付託

日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

日程第 6 常任委員会議案付託

日程第 7 常任委員会陳情付託

出席議員（22名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹

13番 日下昭治
15番 林俊介
18番 高木武雄
20番 向後和夫
24番 神子功

14番 平野浩
17番 林一雄
19番 嶋田茂樹
22番 林正一郎
26番 林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	病院事務部長	渡辺清一
総務課長	平野哲也	秘書広報課長	米本壽一
企画課長	堀江隆夫	財政課長	加瀬正彦
税務課長	野口徳和	市民課長	増田富雄
環境課長	平野修司	保険年金課長	花香寛源
健康管理課長	小長谷博	社会福祉課長	在田豊
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	林清明	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	菅谷衛一
水道課長	横山秀喜	庶務課長	浪川敏夫
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員局長	林久男
農業委員会事務局長	伊藤浩	国民宿舎支配人	堀川茂博
病院事務次長	石鍋秀和	病院経理課長	鈴木清武

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

議長（向後和夫） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定について若干ご質疑申し上げたいと存じます。

歳入のほうでは4点、歳出は事業関係で3点お伺いをさせていただきます。

まず初めに、歳入のほうでございますが、当初予算、あるいは補正を組まれて、予算現額というもの、そして決算につきましては収入済額が決定したわけでありまして、そこで、この予算現額に対します収入済額との差がかなり増額になっているもの、あるいは減額となったもの、こういったことが見受けられます。

ページでいきますと、歳入の関係は4ページから5ページないし6ページ、7ページ、そして8ページから9ページにその内容が書かれておりますけれども、一番右側の予算現額と収入済額との比較ということを見ていただきますと、何も書いていない額、そして印が書いてある、こういったものがあるわけでございますが、今回特に大きなものをお伺いし、細々したものについては、また機会があれば決算審査特別委員会の中でもお伺いをしたいというふうに思います。

そこで、額的に大きなものにつきましては、市税とか、これは増額になっております。そして、地方交付税、国庫支出金、県支出金、こういったものがかなり額的には多いわけでございます。そこで、今回はまず3点ほど中心にお伺いしたいと思います。

地方交付税につきましては、予算現額と収入済額との比較が1億433万1,000円増というふうになっております。これについての差額の理由。さらに、13款の国庫支出金、これにつきましては18億1,950万7,579円となっております。これが減額となっております。この理由。さらに、14款県支出金におきましては2億2,551万3,560円、これが減というふうになっております。このまず3点につきまして、差額の理由についてお伺いをいたしたいのが第1点目であります。

2点目につきましては、今申し上げましたが、特に地方交付税の関係で、内容的には予算現額が74億7,741万7,000円、調定額が75億8,174万8,000円、そして収入済額は75億8,174万8,000円、調定額と同じでございますが、この地方交付税の中に合併特例債の交付税措置があったのかどうか。あれば、その内容につきましてお伺いをしたいと存じます。これが2点目であります。

3点目ですが、不納欠損額との関係でございます。不納欠損額につきましては、市税、そして使用料及び手数料、そのうち市税につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、そして都市計画税が不納欠損となってございますし、使用料、手数料につきましては、額は少ないわけでございますけれども、65万2,900円、この不納欠損が出てございます。したがって、この不納欠損となりました額につきましては、どのような処分をされたのかどうか、その事由につきましてお伺いをいたしたいと存じます。さらに、その処分の内容でございますけれども、もしも細かくお分かりになれば、お示しをいただきたいと存じます。

最後の最後ですが、市税等の滞納者への対応及び効果につきましてお伺いをいたしたいと存じます。今回、収入未済額につきましては幾つかありますが、特に骨格となります市税の関係につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、そして特別土地保有税、さらに都市計画税、これが収入未済額になっております。そういったことで、この滞納者の方々への対応、いわゆる市税を納めていただきたいという啓蒙なり、あるいは実際に取り組んできた内容、そしてそれによつての効果、こういったものがどういう状況なのかどうかお示しをいただきたいと存じます。これが歳入の関係でございます。

続いて、歳出に移ります。

歳出につきましては、平成20年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明書の資料の中で

何点かお伺いをいたします。

まず、1点目であります。38ページ、決算額が298万2,000円ということで、国県支出金並びに一般財源を用いて決算となっております。内容的に、事業効果も含めて書かれているわけですが、特にこの事業につきましては、広く乳幼児を持つお母さん方が子育てというための支援をする場所であり、さらに乳幼児の心身の健全な発達、これを補うというような内容かと思えます。そこで、1年間の事業を見てみますと、開館の日数が延べ243日、利用組数が延べ4,398組、そして講習会、育児相談、あるいはお楽しみ会ということで数度行われているという内容でございます。そこで、乳幼児を持つ親御さんたちが、ここで子育て支援を受けるということからいたしますと、多くの方々がこの支援を受けたいというふうを考えられます。

そこで、平成20年度につきましては、開館日数が243日、利用組数が延べ4,398となっておりますけれども、それでは実際問題といたしまして、利用された方、実数、要は延べというのは、同じ方々が利用されても延べに組み入れられます。しかし、実数の場合には減少するわけがあります。したがって、単純に4,398を243で割りますと、平均18組ぐらいになるということですが、この18組というのは、ただ単に18組なのか、それとももっと違うプラス、18よりも増加している、要するに18よりもっと多くなっている組数がその状態として判断していいものかどうか、この点お伺いをいたしたいと存じます。

次に、47ページです。ごみの減量化推進事業、52万2,000円という一般財源を使ったものの決算でございます。特に前市長につきましては、レジ袋の削減ということから、ごみの減量化を図っていきたいという平成20年度当初の施政方針がございました。そこで、今回取り上げるわけですが、この事業につきましては、特にレジ袋等を削減するというわけですが、その実績はどうか、そしてごみの減量化に結びついたとすれば、どのような状況で結びついたのかどうかお伺いをいたしたいと存じます。

歳出の最後でございます。95、96ページです。中央小学校改築事業並びに矢指小学校の改築事業の関係でございますが、委託料を見ていただきますと、ここに一番下にありますが、95ページでは委託料の下、第二次耐震診断調査委託料336万円、96ページにつきましては、委託料、第二次耐震診断調査委託料315万円、事業費として計上されてございました。これについては、本会議でも委員会でも議論してきましたけれども、第二次耐震診断を行うことによって、予算組みが若干変わると。要は有益な補助をいただけるのではないかということの議論があったように記憶しております。それでは、この2事業につきましては、耐震

診断調査を行った結果、どのようになったのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から9款の地方交付税、それと12款、それから13款、14款、これをお答えしたいと思います。市税につきましては、後ほど税務課からお答えさせていただきたいと思います。

まず、地方交付税でございますけれども、この予算と決算額の比較、確かにご指摘のとおり1億円ほどございました。この内訳でございますけれども、普通交付税、この予算との差が6,799万9,000円の増額となっております。特別交付税の分、これが3,633万2,000円の増ということでございます。これは細かな算定によりまして、実際には基準財政需要額が若干上がった、それから基準財政収入額が若干やはり下がっている。そういったところの差がありまして、このような交付になったものでございます。

次に、2番で質問されておりました合併特例債への関係、ここでちょっとお話ししておきたいと思います。合併特例債の交付税への措置なんですけれども、平成20年度の普通交付税につきましては、この償還に対する算入額ということで8,649万1,000円が加算されております。ちなみに平成20年度の合併特例債の償還額は、元金と利子を合わせまして1億2,355万8,000円でございますので、この約7割が普通交付税に加算されたという形になっております。

次に、12款の使用料、手数料の関係でございます。ここの部分、不納欠損をちょっと聞かれていますのですけれども、これにつきましては、市営住宅の不納欠損がございまして、これは家賃に係る債権の時効期間5年、これを経過した未納家賃につきまして落とされた。実は行方知れず、所在の不明の方、これが2件ございまして、これが17万9,200円、それから死亡した単身入居者、これが4件ございます。それを不納欠損で落とされたような形でございます。

次に、国・県の予算との差額、13款、14款でございます。国庫支出金と県支出金、これは予算額に比べて大きく減となっております。これはご指摘のとおりでございます。最も大きな理由なんですけれども、国の第二次補正予算に絡みまして、繰り越した事業が多くございました。国の経済対策に伴って、3月補正予算に計上した事業の多くは繰り越しになっております。特に国庫支出金につきましては、この差額の17億7,900万円余り、この大きな金額

が繰り越しとなっております。主なものとしたしましては、定額給付金の給付事業の補助金、これが10億9,800万円余り、それから地域活性化・生活対策交付金、これが4億3,200万円余り、それから子育て応援特別手当の事業の補助金、これが4,400万円余り、これらが主なものでございます。

それから、14款の県支出金でございますけれども、1億6,800万円余りがやはり繰り越しとなっております。これも農業関係の事業でございます。内容としたしましては、強い農業づくりの交付金、畜産環境総合整備統合事業費の補助金、それからバイオマスの環づくり交付金ということで、この金額が繰り越しになっております。このほか、予算額と決算額の差、若干それぞれ事業の確定に伴うものがあるんですけれども、それは項目も多いですから、この場ではちょっと省略させていただきたいと思えます。

うちのほうからは以上でございます。

議長（向後和夫） 税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、予算現額と収入済額の差額についてお答えいたします。

決算書の5ページのほうでございます。

まず、1款1項の市民税でございますが、これは予算対比について8,782万円増となっております。この主な理由としましては、税制改正により、住民税の住宅ローン控除がございました。この予算では、当初6,300万円と見ておりましたけれども、実績で1,700万円ということで、この差額約4,600万円が税収増になったということでございます。

次に、2項固定資産税については3,180万円の増でございます。この主な理由につきましては、徴収率が予算では93.5%見ておりました。これが実績で94.7%と向上したための増でございます。

3項の軽自動車税につきましては、減は乗用軽自動車等の登録台数の減によるものでございます。

次に、7項都市計画税の増につきましては、固定資産税同様に徴収率の増によるものでございます。

それから、5項の特別土地保有税につきましては、定期的な分納が遅れたことによる減ということでございます。

それから、9ページになりますけれども、19款の諸収入の1項の延滞金、加算金及び過料の予算、これが予算に対して1,240万円の減としておりますのは、これは理由としましては、延滞金の当初見込み、予算編成時点では、平成18年の実績で見込んだことによる差額となっ

ております。

それから、不納欠損となった処分事由についてお答えいたします。

まず、市税の不納欠損の内訳については、各項目別にご説明申し上げます。

まず、5年時効でございますけれども、これは地方税法第18条第1項による件数が5,177件で7,054万円、それから3年時効、第15条の7第4項、これが617件で544万円、即時消滅、第15条の7第5項、これが681件で1億7,430万円となっております。

本年度は不納欠損が大きく増となりましたのは、倒産した法人の固定資産税を即時消滅を行ったものでございます。

次に、市税滞納者への対応及び効果というお尋ねについてお答えいたします。

市税滞納者への納税・納付対応としましては、まず各納期ごとの督促状の送付、それから随時の個別訪問、夜間訪問はもちろん行っておりまして、それから催告書の関係は年4回、一斉送付を行っております。また、平成19年度から千葉県滞納整理推進機構との共同徴収を行っております。また、月2回の夜間納税窓口の実施、それから年5回の休日納税窓口の実施と年3回の休日徴収の実施と、それから預金調査等の財産調査を行っております。

本年度につきましては、差し押さえ件数につきましては、前年比82%増の102件の差し押さえを行ったということで、今後とも滞納処分の強化に努めてまいります。

以上でございます。

議長（向後和夫） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、2点目の歳出の中のまず、つどいの広場の状況につきましてご説明を申し上げます。

決算資料の38ページによりましてご質問をちょうだいしておりますので、決算資料の38ページをご覧いただきたいと思っております。

ここで延べ利用組数は、議員おっしゃられましたように4,398組ございまして、一日平均18.1組という数字になっておるんですが、実際につどいの広場に来ていらっしゃるお母さん方につきましては、年間500組おいでになっていただいております。それで、延べ組数を割り返しますと、1組当たり8.8回、約9回、つどいの広場に見えられているという状況でございます。それで、一番多い方でどれくらい見えているのかということ調べてみましたら、1年間で138回お見えになっている、そういうお母さん方がおいでになりまして、ほぼ2日に一遍は来ていると。それから、年間1日であったり、2日であったりというような方もいらっしゃいますが、実組数で500組の登録をいただいております。

以上です。

議長（向後和夫） 環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、項目のごみの減量化推進事業の中のレジ袋削減について答弁いたします。

これについては、市では特に具体的な数値は、大変申し訳ないんですけども、把握はしてありませんが、うちのほうでは、広報、あとホームページ、あと各種団体、環境団体等、区長会等の会議等において、エコバッグ利用と、あと3R推進、ごみの発生をしないとか、出さないとか、リサイクルするとかの運動を去年やっております。また、昨年7月ですけども、市内の大型事業者、18店舗の店長を集めまして、レジ袋の削減をお願いしております。また、市民への啓発活動の一環として、産業まつり等などでエコバッグの配布をして、ごみの減量化の協力をお願いしております。

また、県においても、全県的なレジ袋削減の取り組みとして、事業者が使用するレジ袋使用枚数を削減する数値目標の設定、それから消費者の参加と当該市町村の地域の住民へのPR活動等、20年度から24年度の5か年にかけて現在やっております。最終的には5割、50%のレジ袋を削減したいというふうに県のほうで言っていますので、うちのほうも24年度については、同じような形で呼びかけを、市民の方をお願いして、5割を目標にして削減したい。これがいけば、効果の形となると思います。

以上でございます。

議長（向後和夫） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、続きまして中央小学校及び矢指小学校の第二次耐震診断関係についてお答え申し上げます。

中央小学校及び矢指小学校の第二次耐震診断につきましては、まず構造耐震指標、I s 値でございますけれども、これにつきましては、両小学校とも基準値未満でございました。しかしながら、コンクリート強度につきましては、基準値を上回ったため、大変残念ではございますけれども、国庫補助金の補助率を2分の1へかさ上げする措置はされないこととなりました。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） それでは、歳出の関係で1点だけ再質疑させていただきます。

47ページのごみの減量化推進事業、額的には52万2,000円ということで、一般財源を投入

しての決算が出ておりますけれども、事業効果ということでは、一番下に書いてありますように、家庭ごみの減量が図られたといった状況が書いてありますけれども、具体的に家庭ごみの減量化がどのように図られたかというのは検証されているのでしょうか。さらに、ごみの減量化推進事業ということで、全体的な検証ということについては、効果があるということは検証したということですが、これはごみの減量化推進事業にかかわらず、それぞれの事業については検証して、結果がどうなのかということが必要ですが、参考までにお伺いしたいと存じます。

議長（向後和夫） 環境課長。

環境課長（平野修司） データ的なことでお話ししたいと思います。これはうちのほう、クリーンセンターという部署を持っておりますので、その中でごみの収集関係の対前年との割合があります。全体的な形で言いますと、ごみの収集量としては、19年度に対して4.1%の減という形になっております。これにはうちのほうとしては、PRの活動が生かされているのかなというふうに考えております。そのうち内訳ですけれども、可燃ごみが4.4%減、不燃ごみが9.4%の減、資源ごみが1.22%の減という形です。これがうちのほうで市民等に呼びかけている形のものが生かされているのかな。これをやらないと、またという形になるんでしょうけれども、呼びかけることによって減となっていますので、これが最終的には効果として考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてご質疑を申し上げます。

この件につきましては2点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほども第1号議案の中でご質疑させていただきましたが、予算現額と収入済額との差額の理由ということで、特に国民健康保険税、国庫支出金、あるいは8款の共同事業交付金、参考までには、諸収入の内容、こういったものにつきまして差額の理由についてお伺いをいた

したいのが1点です。

それから、2点目といたしましては、不納欠損及び収入未済額に対する対応ということで、どのようにされてきたのかどうか。国民健康保険税については、不納欠損額が7,980万3,000円余り、収入未済額では13億967万2,121円、こういったことで収入未済額になってございます。これらの内容につきましてどのように対応してきたのかどうかお伺いをいたします。なお、収入未済額につきましては、どのような内容で、理由でこのようになったのかどうか、細かく分かればお伺いいたしたいと思えます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（花香寛源） それでは、ご質問の予算現額と収入済額の差額ということで、国民健康保険税につきましては税務課のほうからお答えいたします。私のほうからは、今言われました国庫支出金、それから共同事業交付金、諸収入についてお答え申し上げます。

まず、国庫支出金でございます。347ページの右側、国庫支出金については1億9,638万7,337円の減となっております。この理由といたしましては、歳出の療養給付費等負担金の中の医療費が関係してまいります。かねてから懸念されておりました大型の流行性感冒等がなかったことが大きな要因で、支出が思いのほか伸びなかったことから、それに伴い歳入となる国庫支出金も減少したものであります。

それから、8款の共同事業交付金、これについては1億5,077万8,744円の減少でございますが、この事業につきましては、1件当たり30万円以上の高額医療費に対する交付金であります。当初予算において、過去の実績に基づいて積算したわけでございますけれども、20年度の実績が予想した数値よりも下回ったため、このような差になったということでございます。

続きまして、12款諸収入については、次の348ページ、主なものとしましては、雑入で1,378万9,389円増えております。これにつきましては、主な要因としましては、交通事故における第三者納付金による増額によるものでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 税務課長。

税務課長（野口徳和） 決算書の346ページになります。予算現額と収入済額との差額についてです。国民健康保険税については、1,351万円ほど減となりました。この減の理由としましては、被保険者数の減と徴収率の減ということで、まず被保険者数につきましては958

人の減、徴収率については0.62%の減ということでございます。

次に、不納欠損と収入未済額についてお答えいたします。363ページになります。

まず、不納欠損につきましては、先ほど市税のほうで申し上げましたように、5年時効のものが3,340件、6,362万6,000円、3年時効が1,298件、1,408万6,000円、即時消滅が253件ということで209万円です。保険税のほうは、8期ということで、期別に処理しておりますので、納期の件数ということで大きい数字になっております。

まず、保険税につきましては、国民皆保険制度ということで、資産がなく、収入が低くても、課税されるということで、特に低所得者の方につきましては、住民税の未申告をされますと、6割、5割の軽減ができませんので、こういう未申告者については周知をしていく、軽減が受けられますよという周知を未申告者に送っております。また、特に昨年の10月から保険税の特別徴収が始まりましたので、そういう意味での推進、それから一般の口座振替の推進も行っております。

あと、収納率の向上ということで、滞納期間に応じた短期の被保険者証、それから資格者証の交付の周知ということで、この辺がある程度は徴収率に弾みがかかったのではないかと考えています。ただ、国民健康保険のほうは、皆さんが全部保険税を納めてもらわないとやっていけないということで厳しい状況ではございますが、理解を受けられるように行っております。ただ、滞納者への処分につきましては、市税と併せて行っております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてのご質疑を申し上げます。これは1点だけになりますので、よろしく願いいたします。

ページでいきますと439ページ、歳入の中に収入未済額ということで、保険料の未済額が175万9,700円出てございます。これについて収入未済額になった理由につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（花香寛源） それでは、お答えいたします。

保険料の収入未済額については、今おっしゃいましたとおり、175万9,700円でございます。これについては、特別徴収保険料と普通徴収保険料でございまして、そのうち特別徴収保険料については100%の収入でありました。この175万9,700円については、普通徴収の關係の保険料が滞納になったということでございまして、人数的にはちょうど100名でございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定についてのご質疑を申し上げます。

これは第1号並びに第2号でご質疑させていただきましたように、不納欠損及び収入未済額についての対応をどのようにしてきたかということのご質疑をさせていただきたいと思っております。特に保険料につきましては、不納欠損額が682万9,677円、収入未済額では1,880万9,795円、こういった状況になっておりますけれども、この内容についてお示しをいただきたいと思っております。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、不納欠損及び収入未済額に対する対応についてお答えいたします。

収入未済額につきましては、高齢者の増加に伴いまして、無年金者や低所得者の未納の増加がございます。具体的な数字で申し上げますと、保険料の基準段階、第4段階が基準段階でございますが、1から3段階の低い部分につきましては、平成19年度と20年度を比較しますと、その段階だけで71名の方が増えていらっしゃいます。これは単にこの1年だけではなくて、平成12年から始まりました介護保険料、これが今年で10年目を迎えております。どうしても全体の中での低所得者の方が増えて、そういう形が出てきているということでございます。

不納欠損につきましては、ご存じのように時効が民法上の短期時効ということで、2年という形になっております。その中でも、ご本人が死亡したり、転出したという場合で、徴収が困難になったというのが現状でございます。

今後の対応といたしましては、従前より実施しております臨戸徴収を今後も継続的に実施しますとともに、収入がある世帯につきましては、介護保険制度を理解していただくよう根気強くお願いいたしまして、新たな未納者を出さないような形に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目でございます。介護ニーズに変化が見られるか、その対応はということでございます。

平成20年度の介護サービスの状況を19年度と比較してみますと、保険給付費で5.6%の伸びを示しております。これは先ほど申し上げましたように、平成12年度からこの制度が始まりまして、制度が浸透してきたのが、この伸びを示しているものと考えております。具体的なサービスの内容といたしましては、居宅サービス、この中で最も伸びの多いのは、福祉用具の貸与でございます。いわゆるベッドとか、あるいはつえとか、そういうものでございます。そして、次いで訪問入浴介護、それから福祉用具の購入、こういう順番になっております。それから、地域密着の小規模の特別養護老人ホームがこの20年度から利用を開始しましたので、こちらのほうが20年度については12か月分が給付されて大きく伸びております。施設サービスにつきましては、介護療養型の医療施設のほうは減っておりますけれども、サービス全体としては19年度とほぼ同額となっております。

また、介護サービス費用が高額になった場合の高額介護サービス費については、年々増加傾向にあります。これはひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加により、非課税世帯等の低所得者世帯の増加によるものと考えております。また、平成18年度の改正によりまして、予防重視型への制度改正が行われた結果、地域包括支援センターの利用が増加しているとい

うのがこの変化なのかなと考えています。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 介護ニーズに変化が見られるのかどうかということについては、この次に聞こうと思ったんですけども、今、答弁をいただきましたので、それで了解をいたしました。

以上で終わります。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 平成20年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についてのご質疑を申し

上げます。

この国民宿舎事業につきましては、継続的に改修工事を行ってこられまして、20年度がその最終年度ということで、いわゆるリニューアルをして、今日に至っているという状況でございます。19年度につきましても予算組みいたしました。繰越明許ということで20年度にやったという経過もございます。そういった意味で国民宿舎事業における一連の改修工事につきましては、スタートの時点でどういう改修工事をしようとしてきたのかどうか、この際ですから、確認をさせていただき、そして今回20年度で終わりました改修工事について、これで国民宿舎の施設としては完璧なもののできたのかどうか、この辺も併せてお伺いをいたしたいと思います。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） それでは、議案第10号ということになっておりますけれども、今のご質問では、昨年から継続ということなんですけれども、初めに決算書の関係でございますので、10号の20年度の改修工事のほうから申し上げたいと思います。

20年度の改修工事につきましては、和室37室と小宴会場をツインの洋室18室と和室12室に変更し、内装を変えて、全室にトイレ付ユニットバスを設置したものでございます。工事内容といたしましては、2階、3階東側の約半分を4月から6月に施工し、洋室16室、和室2室を完成し、残りの西側部分を9月から11月に施工し、洋室2室、和室10室が完成し、昨年12月10日に2か年継続した工事がすべて終わり、グランドオープンしたものでございます。

お尋ねの継続の工事ということで、こちらにつきましては、まず最初にどのような改修工事をしようとしたのかということでございますけれども、私、実は当時担当した者でございませんので、資料等でお答えするしかないと思いますけれども、資料を見る限りでは、コンセプトとしては、どのような改修工事をしようとしたのか、すなわちコンセプトということになるかと思っておりますけれども、これからの時代は団体客が減り、個人客が増えるという統計、それから宴会もこれからは減るのではないかというような統計上の調査に基づきまして、個人客向け、あるいは宴会場を逆にレストラン化していくんだというようなことで、時代のニーズに合った形に変えよう。そのためには、改修工事が必要なのではないかというようなことではなからうかと思っております。

工事につきましても、詳しくあまり申し上げられませんが、19年度は7,411万4,200円、20年度は1億5,639万725円、2か年合計しますと2億3,050万4,925円。そのほかにいる

いろな建設改良工事、あるいは備品の購入、あるいは開発費の計上が決算書に載せてございますけれども、それらをすべてトータルしますと、2か年では3億1,161万9,635円が今回の改修工事でございます。

以上でよろしいでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 国民宿舎事業につきましては、監査委員の旭市決算基金運用状況及び財政経営健全化審査の意見書ということで、121ページにむすびとしてつづっております。本会議冒頭につきましても、決算の内容については、代表監査委員のほうから説明があった中で、特出しといたしますか、この国民宿舎事業については決算の関係について触れられておりました。

それで、20年につきましては、先ほど言いましたように、19年、20年ということで、工事が完成したということからいたしますと、検証が必要です。要はどういうことをやって、どういうふうになったのかどうか、それで問題はないのかどうかという検証が必要ですが、その辺について具体的に答弁がないものですから、さらにお伺ひしたいわけですが、サービスの向上とか、経営の改善、さらにコンサルタント会社を入れながら経営指導されたということで、これについても検証しなければいけないような状況がございます。そういった意味で、幾つかの検証がありますけれども、これが検証されなければ、次のステップアップにならないという、そういった考えから、その辺についてはどのような評価をしたのかどうか、この辺をお伺ひしたいと思います。

議長（向後和夫） 国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 大変失礼いたしました。ちょっと答弁漏れがございましたので、今、再度ご質問いただきましたけれども、まず最初にこれですべての工事が完成したのかということでございますけれども、実際に工事がされたのは、分かりやすくいたしますと、客室の内装を変えまして、それから旧大宴会場を食堂にいたしまして、それから先ほど言いましたように、小宴会場等については客室に変えたということで、さらに大きな車寄せを設置し、外壁の塗装をしたということで、実際には化粧直しが主でございます、そのほかの工事については行っていないという状況でございます。

それから、開発費の関係なんですけれども、開発費につきましては、コンサルタント会社をお願いしているわけですが、開発費としては1,235万688円支出してございますけれども、実際に調理指導、あるいは接客研修とか行いましたけれども、それらにつきましては、

私が行って、お客様のご意見を伺った限りでは、まず調理につきましては、当時の経営指導を受けた職員も2人しか残っておりません。それから、接客研修につきましては1人で、実際に担当する職員は、これも全部やめてしまっておりません。

そのほかのコンサルティング業務につきましては、これはあくまでも業者が提案したものでございますので、提案も当然旧飯岡荘を生かした形、それから先ほど言いましたように、今の時代のニーズに合った改装をする方法、みんな選択肢があるようになってございますので、それらについては、選択の結果、現在があるというふうに思っております。ただ、私としては、工事のほうは、肝心かなめな機械設備、あるいは防水、それらについても全くされていないという現実がございます。それは当然設計書の中にも入っておりましたけれども、それもやはり選択肢の中で選択されたことですので、私にはどうこう申し上げることはできません。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案の質疑が途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決につきましてご質疑申し上げます。

私は、大きく一つ、そして地方交付税の関係につきまして、付け加えてご質疑を申し上げたいと存じます。

皆さん既にご案内のように、衆議院総選挙がございました。政権が今代わろうとしております。今回の一般会計の補正予算につきましては、国の補正、そして緊急対策ということで、かなり盛り込まれた予算組みになってございます。そうしますと、基本的にこれから政権がもしも代わった場合には、一時凍結するもの、あるいは中止するもの、あるいは全面的に見直しをするものという、いろいろな意味で議論が交わされようとしております。特に子育て応援手当ということについては、3年間手当を設けるということですが、これについても補正は執行停止をするのではないかなというような話も一部には聞いてございます。

そういったことを考えますと、今回の財源の措置につきましては、政権が代わった場合に、もしも中止だとか、停止だとか、あるいは凍結だとか、そういった場合には、当然歳出も今見込んであるわけでございますので、歳出については、そのような状況が起こった場合には、必要であれば財源措置をしていかなければいけない、このようになるわけでございますけれども、そういった点で現在市のほうでは、そういう政権が代わった場合に、この補正については大体こういうことだから、これについては慎重に構えていこうとかというような検討がなされておりますでしょうか、あればその内容と、それから財源がもしも凍結された場合には、あるいは中止された場合には、事業を進めるとすれば、その財源措置についてどうしていいとするのか、この辺がまず1点目であります。

2点目につきましては、議案書の9ページ、地方交付税の関係で、ご説明によりますと、これについては、普通交付税確定というか、7月に恐らく普通交付税が来たと思えますけれども、その一部を今回補正に充てるということでございますけれども、現在、地方交付税が旭市に見込める額というものはどのような状況なのかどうか、この辺についてお伺いをいたします。

以上2点、お願いいたします。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） それでは、神子議員の質疑にお答え申し上げます。

まず、政権が代わった場合の補正予算の財源の対応ということでございます。今回の補正予算の歳入23億7,100万円、この中には国の経済危機対策臨時交付金、これが6億1,773万1,000円、それからその他の国の補正予算関連の補助金が確かに含まれております。現時点では、これらは執行できるのではないかと、そのように考えております。

また、補正に計上しなかったということで、もう一つの交付金、地域活性化・公共投資臨

時交付金というのがあるということで、補足説明のときに申し上げましたけれども、これは確かに金額が示されておりません。ただ、これにつきましても財源対応した中で実施できるだろうということで、今回補正には盛り込んでおるところでございます。

ただ、いずれにしましても、国の動向は当然しっかりと見ていきたいということと、それから今回のこの二つの交付金につきましては、ちょっと補正予算の資料ということで、こういうのを一覧表をお付けして、この後ろに経済対策の骨格というのをお出ししてあると思います。ここの中で地方公共団体への配慮というのが、この二つの交付金になります。ですので、この部分については、全国の市町村に影響が出る話でございますから、まず他の自治体であっても、この部分については当然異論を申し上げるだろうということで、この部分については、うちのほうは比較的何とか財源として見込めるのではないかとこのように思っています。

そのほかの国庫補助金につきましては、確かに新聞等、報道によりますと、特に厳しいのは、基金事業に対して非常に厳しいお話をされているかと思えます。そういったものは当然何か年かで実施するという形で国の各省庁申しておったと思えます。そういうところは、情報を入れまして精査していく必要があるだろうと。

ただ、今回うちのほうで補正予算に盛り込みましたものは、この当初内示のありましたものが主でございますし、それからどうしても実施しなければいけないものというのを今回計上しておりますので、その辺については何とかやっけていけるだろうと、そのように考えております。

それと、地方交付税 4 億 1,160 万 3,000 円の今回増額をさせていただいたところでございますけれども、21 年度、普通交付税につきましては、当初予算見込んだところから、実際には 4 億 1,800 万円ほどの増額が取りあえず見込めるということにはなっておりました。失礼しました、4 億 8,187 万 6,000 円ほど見込めるのではないかとこのことで、実際にはその一部を今回財源として予算計上しております。残りの分については、さらに留保財源という形で少し持っているということでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 11 号の質疑を終わります。

議案第 12 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第14号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決につきましてご質疑申し上げます。

今回の補正につきましては、工事費として、施設防災改善の工事、それから資産の購入ということで、地上デジタル放送対応のテレビということが中心となっております。そこで、先ほどもご質疑申し上げましたけれども、今回行われます工事につきましては、どういう経過で工事をするのかどうか。要は19年、20年度につきましては、一定の施設の改修を行った。選択肢によって行ったということでございますけれども、本来ですと、設計をするときに、どういう状態が今、飯岡荘の問題点があるのかどうか。施設を改修するためには、こういった施設の改修が必要です、それによって今回はこの部分だけやりましょうということで、それが承認、確認をされ、そして19年、20年度の工事に入って、工事が完成した。それ以降については、今回工事が見込まれておりますけれども、何らかの理由で工事をしなければいけない、こういった形になるかと思えます。

したがって、今回、施設防災改善事業、改善ということですから、改善をなささいというふうになったかも分かりませんが、この詳しい内容についてお伺いをいたします。

議長(向後和夫) 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人(堀川茂博) 初めに、ちょっと議案の誤りの訂正をさせていただきたいと思えます。議案第14号の2ページ目になりますけれども、大変申し訳ございません。予算書の添付資料となっております実施計画書の下の表の「1、資本的収入」となっておりますけれども、この部分を「収入」を「支出」にご訂正いただきたいと思います。大変申し訳ござ

いませんでした。よろしいでしょうか、申し訳ございません。

それでは、ご質疑のほうに移らせていただきますけれども、デジタル放送につきましては、全般的なことです、こちらについては割愛させていただきます。

あと、もう一つの部分、防災設備等の改善工事、こちらにつきましては、昨年9月に県から指摘された工事の内容となります。主な内容は、非常用照明、排煙設備、延焼のおそれのある開口部に網入りガラスの設置等でございます。これにつきましては、昨年の8月11日に、防災立入調査を9月8日の午後1時30分から行う旨の通知がありました。それから、9月8日に実際に調査が、県の海匠地域整備センター建築宅地課と消防署によりまして現地調査が行われました。その結果が、9月18日に立入調査の結果、指摘事項を改修工事中なので、できるだけこの期間中に改善するよう指導がございました。

それから、年が変わりまして、今年の5月になりまして、6月26日までに防災改善計画書を作成して報告するよう再指導がございました。6月11日に、私のほうは全くこのことについて知りませんでしたので、海匠地域整備センターのほうに行きまして、具体的な内容の確認をいたしました。県の整備センターのほうでは、期限どおり改善計画書を提出するよう求められました。6月25日、改善計画書を提出いたしました。7月14日、防災改善計画の承認通知が届きました。それから、8月2日、非常用照明を設置しました。そのほかの工事につきましては、11月30日までに実施することになっております。お客様の安全性というものは最優先されますので、この工事については、今回補正のほうをお願いするために、緊急に工事を行いたいというふうに思っております。

経過につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、議員ご指摘の設計書等にそういう話はなかったのかということになるかと思っておりますけれども、当然、当初の設計には、そういう工事をしたほうがいいのかというような部分も設計書から読み取れます。また、工事中ですので、工程会議というものを、これは業者と設計者と発注者側の職員立ち会いのもとに、それらも行われた、防災施設でございますので、特殊建築物ということになりますので、当然、常に消防署、あるいは県の調査を定期的にも受けますので、当然それらについては全部工程会議の中にも入っていたと。ただ、何らかの事情で工事が実施されなかったものと思われま。

私のほうとしては、先ほど申し上げましたとおり、今年の5月29日と言いましたけれども、実際に通知書が届いたのは6月でございますけれども、それまでは全く承知しておりませんでしたので、今回このような補正をお願いすることになりましたので、よろしくお願

します。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） これについては、今、支配人のほうから話をいただきましたが、一つちょっと確認させてもらいたいんですが、これは当然行政としては人事が毎年のように行われます。したがって、そこにいた方が違うところに行くということは、誰しも遭遇する状況がございます。したがって、事業推進とか、あるいは予算の執行とかということについては、たまたまそこに居合わせた人が後任の方だと、前任者の方の責任があるけれども、その責任を後任者が受けなければいけないというふうになった場合には大変困るわけです。

したがって、先ほども決算の中で触れましたけれども、先送りしたらいけないということから考えると、20年度の決算については、どういった問題があったのかどうかということ十分に検証、評価をして、そして次の場合にはどうするのかどうか、担当者が代わっても、それは十分に引き継ぎが行われて、万全を期して、その任務に当たるといようなシステムがなければ、これは今回の補正みたくなくなってしまいます。指摘をして、分からないという後任者がいたならば、それは分かるためにどうしたらいいのかどうかということをやはり聞いていただいて、そして最善を持って処理に当たることが必要かというふうに思う状況があったために、私は今、質疑をしているわけです。

そこで、流れは分かりましたけれども、設計の中にあっただろうというお話をいただきましたが、これが漏れちゃったということについては、安全ということからすると、大変な状況が考えられます。したがって、今回補正に出てきましたけれども、一連の流れは分かりませんが、その辺、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 国民宿舎の改善については、事務引き継ぎの中で聞いたわけでありましてけれども、実際に改善計画書というのを見ておりませんで、その部分どのような状況の中で後回しにしたのかという部分、実際の具体的な前任者のほうからも聞いておりませんでした。しかし、改善勧告といいましょうか、そういうものが6月に来たということの中で、新しい支配人が早速取りかかるということでありまして、そういうことでやっていただきたいということをお願いした次第でございます。7月31日からのことでありまして、この問題も私の就任前というようなことでありまして、その事務引き継ぎはそれ以降でありましたので、支配人が早速取りかかるということでありまして、そういったことで了解をした

次第でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 今回の補正を組む段階で、たまたま指摘をされた施設防災改善工事と
いうことを実施しようということで予算計上されました。ほかの問題点ということがあると
すれば、その辺は検討されたのでしょうか、1点だけ確認いたします。

議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 市長とは、あるいは協議会とも、いろいろな面について検討
を進めております。ただ、現状においては、ちょうど過程でございますので、例えば今回の
防災設備も当然でございますけれども、そのほかサッシ等につきましても、全くこれは古い
ままでございますので、この間の台風でも大変な雨漏り箇所があったというような状況もご
ざいます。逐次市長に報告しながら、この間、市長も現場のほうに来てくれまして、雨漏り
等についても確認をしてございます。それから、そのほかにも問題点、これから運営協議会
のほうにすべてはかって、悪い部分は直して行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

追加日程 議案第17号直接審議（先議）

議長（向後和夫） おはかりいたします。議案第17号の1議案については、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第17号の討論については、人事案件でありますので、省略して採決いたします。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

日程第2 決算審査特別委員会設置

議長（向後和夫） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第10号までの10議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

議長（向後和夫） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思えます。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

島田和雄議員、平野忠作議員、伊藤房代議員、林七巳議員、景山岩三郎議員、嶋田哲純議員、柴田徹也議員、木内欽市議員、佐久間茂樹議員、日下昭治議員、高木武雄議員、神子功議員、以上の12名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

日程第4 決算審査特別委員会議案付託

議長（向後和夫） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第10号までの10議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長までご報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11時35分

再開 午前 11時57分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

議長（向後和夫） 日程5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長、神子功議員、副委員長、佐久間茂樹議員、以上のとおりであります。

日程第6 常任委員会議案付託

議長（向後和夫） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第15号の2議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第16号の3議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第11号中の所管事項の1議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第13号、議案第14号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第7 常任委員会陳情付託

議長（向後和夫） 日程第7、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第2号から陳情第5号までの4件であります。
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に陳情第2号から陳情第5号までの4件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時59分

平成21年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成21年9月8日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（22名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	17番	林一雄
18番	高木武雄	19番	嶋田茂樹
20番	向後和夫	22番	林正一郎
24番	神子功	26番	林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	病院事業者 管理者	吉田象二
病院事務部長	渡辺清一	総務課長	平野哲也

秘書広報課長	米 本 壽 一	企 画 課 長	堀 江 隆 夫
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	増 田 富 雄	環 境 課 長	平 野 修 司
保 險 年 金 課 長	花 香 寛 源	健 康 管 理 課 長	小 長 谷 博
社 会 福 祉 課 長	在 田 豊	高 齡 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明
商 工 観 光 課 長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	林 清 明
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都 市 整 備 課 長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄	会 計 管 理 者	高 山 重 幸
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学 校 教 育 課 長	平 野 一 男
生 涯 学 習 課 長	野 口 國 男	国 体 推 進 室 長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長	林 久 男	農 業 委 員 会 長	伊 藤 浩
事 務 局 長	堀 川 茂 博	事 務 局 長	石 鍋 秀 和
国 民 宿 舎 支 配 人		病 院 事 務 次 長	
病 院 經 理 課 長	鈴 木 清 武		

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（向後和夫） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

木内 欽市

議長（向後和夫） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇を願います。

（11番 木内欽市 登壇）

11番（木内欽市） おはようございます。

11番、木内欽市です。一般質問を行いますが、その前に、7月22日、ご逝去なされました伊藤鐵議員さんに謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

それではこれより、旭市議会第3回定例会において5項目について質問を行います。質問は簡潔に行いますので、答弁も簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、市長の政治姿勢について伺います。

先の市長選では、4人の候補者がそれぞれの自分の公約、マニフェストを掲げ、活発な市長選が展開され、結果、明智新市長が誕生いたしました。前回までは議員席、今回は執行側の市長のお席に着かれて、改めて今後どのような姿勢で旭市政のかじ取りを行っていくのかお伺いをいたします。

次に、公園整備について伺います。

先の市長選では、財政問題と併せて、公園整備についてもいろいろな意見が出されました。市長も出馬の記者会見でも触れられておられましたが、今後どのように進めていかれるのかお伺いをいたします。

次に、旧飯岡町から海上町、東庄町、干潟町にかけて、標高差約50メートルのがけがびょうぶのように連なり、干潟八万石をぐるりと囲む形で形成されているグリーンベルトと呼ばれる斜面林、その裾野には棚田があり、その道の研究者の間では有名な貴重な資源であります。生活環境の変化により山には人が入らなくなり、棚田も耕作放棄が増え、荒れ放題になっております。これを有効に利用すれば、がけ崩れを防ぐこともできますし、観光資源とも利用でき、大勢の人たちに喜んでいただけるのではないかと思います。いかがでしょうか。

質問の4番目、キャンプ場について伺います。

県から無償譲渡されました海上キャンプ場、今年の利用状況について伺います。

最後に、旭中央病院について伺います。

工事の進捗状況、患者数の推移、収益の状況について伺います。

以上で私の第1回目の質問をこれで終わります。再質問については、自席で行います。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） まず最初に、立場が変わりまして、こうして答弁をさせていただくことになりました。議員の皆さん方に、これからもひとつよろしくご指導のほどをお願いをしたいと思います。

木内議員がトップバッターということで、一般質問、登壇されました。その中で、私の選挙戦での公約につきまして幾つか質問がありましたようで、その質問に対しまして私のほうからは、政治姿勢についてということと公園整備についてということ、もう一つはキャンプ場の利用状況ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、政治姿勢ということですが、本定例会冒頭にも申し上げましたように、我が旭市は合併してから4年を経過いたしました。そしてまた、当初目標に掲げました新市建設計画、その計画に沿いまして施策を着実に実施してきたところであります。そんな中で大変バランスのよいまちづくりが展開されていると、私自身は認識しております。

さらに、今後のまちづくりには、冒頭で議会で申し上げましたように、これからは市民一

人ひとりが連帯感を感じられる、心の通い合うきずなづくりの醸成が欠くことのできないまちづくりの基本だと考えております。これからの運営に当たっては、総合計画に掲げる将来都市像であります「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」を目指しまして、これまで積み上げてきました基盤整備の状況を踏まえつつ、これからはその基盤整備の上に立ちまして、その進捗状況、そういった部分をスピードアップ、早く完成しなければならないもの、少し緩めながら、状況を見つめながらやっていくもの、そんなものを振り分けながら、私の信条であります「ふれあい、まごころ、思いやり」という心で取り組んでいきたい、そんなように考えているところであります。

次に、公園整備の問題であります。

公園の整備につきましては、総合計画の中で「快適でうるおいのあるまちづくり」を基本方針とし、その中で「公園の整備と緑化の推進」を掲げているところであります。合併前に完成した公園、合併後に完成した公園、そして今、合併前から整備を進めていた公園や現在も整備を続けている公園、いろいろあるわけではありますが、今整備中の公園、袋公園、文化の杜公園、下宿ふれあい公園があります。これらの公園がすべて完成されることによって、旭市の総合計画の中で目標数値であります1人当たり9平米の公園面積があるわけではありますが、それを上回ることができます。9.2平米となる見込みでありまして、公園整備の充実度は達成できるものと判断いたしております。

よって、現在整備中の公園がすべて完成する平成22年度を目標達成の一つの区切りとしてとらえ、公園整備については一たん終了したいと、そんなふうを考えているところであります。

今後は、市全体における公園のあり方を検討する中で、維持管理及び有効活用の方針についてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

次に、海上キャンプ場の利用状況ということですが、先ほど木内議員からも話がありましたように、今年の4月1日に県から無償譲渡を受けました。現場を私も見させていただきました。すばらしい自然環境、そしてまた大きな面積、そしてまた新しい体育館、そういったものが本当に整備されている中で、このキャンプ場を本当に有効活用していき、食の郷として誇る広大な農地がすぐそばにあるわけであります。そしてまた、もう完成が期待されております清滝バイパスがすぐ隣を走るわけであります。

そういった立地条件もすばらしい中で、今、旭市が山の家の閉鎖を見込んでいるわけでありまして、そういった部分での山の家の代替としてもこのキャンプ場を交流拠点といいまし

ようか、交流の場として有効活用して交流人口を広げていきたいと、そんなふうに考えているところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

議長（向後和夫） 都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課の所管するご質問にお答えをさせていただきます。

質問項目の2点目、公園の整備につきましてはただいま市長からご答弁申し上げましたので、私のほうからは、3点目の斜面林（グリーンベルト）の有効利用を考えてはどうかというご質問にお答えをさせていただきます。

合併後の旭市には、干潟地区の東部から海上・飯岡地区にかけて、市を囲み込むように広がりを見せる自然で景観豊かな北総台地が形成されております。市の総合計画におきましては、土地利用構想の基本方針としまして、斜面緑地を中心にこれらの台地を緑地系ゾーンとして位置づけておりまして、がけ崩れなどの地域防災の観点も踏まえまして、すぐれた自然環境の保全を図るとともに、自然と緑とのふれあいの場として多目的な活用を進めることといたしております。

また、私の所で所管しております現在策定中の都市計画マスタープランにおきましても、将来都市像の基本的な考え方として、貴重な動植物が分布する斜面林一帯を緑地ゾーンとして位置づけておりまして、豊かな自然環境の中で多様な生態系を維持する貴重な空間として、また自然とのふれあいの場や憩いの場としてしっかりと位置づけていきたい、このように考えております。

いずれにいたしましても、貴重な自然環境を保有する斜面につきましては、まず第一に保全をしていく必要があると、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 生涯学習課長。

生涯学習課長（野口國男） それでは、キャンプ場の利用状況ということで私のほうからお答えを申し上げます。

ご質問にありましたように、今年の4月1日付で千葉県から無償譲渡を受けたわけでございます。

特に、このキャンプ場につきましては、無料で利用できるということで、森林レクリエーションの場といたしまして多くの旭市民をはじめ県民の方々に親しまれてきた歴史を持っております。特に、青少年の野外教育施設ということで、青少年の健全育成に果たしてきた役

割は非常に大きいというふうに思っております。

初めに、利用状況ということですが、受け入れの体制につきまして若干ご説明を加えさせていただきます。

まず、利用期間ですが、宿泊のキャンプ、これ原則といたしまして5月から10月末までという形になっております。デイキャンプにつきましては、通年利用が可能です。あと、利用時間につきましては、入場のほうが午後1時から3時まで、退場が午前9時から午前11時までとなっております。

利用料金でございますけれども、先ほど無料と申し上げましたけれども、今年から若干の使用料をいただくということで進めております。利用料金につきましては、バンガローにつきましては、市内の方は1人500円、市外の方につきましては750円、あとテントサイトがございます。20区画ございますけれども、1サイト、市内の方が1,000円、市外の方は1,500円となっております。また、デイキャンプにつきましては、市内の方が1人300円、市外の方が450円。

また、体育館、本格的なスポーツができます体育館がございます。団体といたしまして、一般の方が1,300円、高校生以下の方が400円ということです。個人につきましては、一般の方が200円、高校生以下が100円ということになっております。

そのほかの施設利用の全体の利用可能人数でございます。バンガローが全部で8棟ございます。8人から10人用が4棟、6人用が4棟、そのほかテントサイトにつきましては20サイトでございます。合わせまして、子どもと大人で違いますけれども、150人から200人程度の利用が可能ということでございます。

それでは、今年の4月から8月末までの利用状況について申し上げます。

まず、キャンプ場につきましては、宿泊1,806人でございます。日帰りにつきましては644人ということで、2,450人の利用がございました。対前年度比でございます。宿泊につきましては88.31%、239人減少したという形になっております。デイキャンプにつきましては67.15%ということで、315人が減少したということになります。全体では81.56%ということで、554人の減少となりました。

体育館につきましては、1,462人、対前年度比65.77%ということで、761人の減少となっております。

この減少ですが、有料化ということも一つ一因と見ておりますけれども、やはりインフルエンザの関係が若干影響したのではないかな。それと、夏場の前半、天候不順という

ようなことで、若干のキャンセルもいただいております。これらが影響したと考えております。

そのほか、利用の区分につきましては、やはりご家族で利用される場合が非常に多いということで、全体の70%がご家族で利用されているという状況になっております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 中央病院につきましてのご質問3点についてお答えいたします。

まず、工事の進捗状況でございますが、新本館建設工事につきましては、工程どおり順調に進んでいるところでございます。8月までに免震層の床のコンクリート工事が完了いたしまして、現在は免震装置の取り付け工事を行っているところです。今後は、10月中に基礎工事を完了いたしまして、地上部分の躯体工事に着手をし、今年度中に4階部分までが建ち上がる予定でございます。

次に、患者数の推移でございますけれども、1日の平均患者数は、外来で19年度3,483人、20年度3,405人で、78人の減少となっております。入院は、19年度876人、20年度865人で、11人のマイナスとなっております。

全国的な傾向といたしまして、病院の患者数の減少が見られますが、この原因といたしましては、投薬日数の制限の緩和、それから平均在院日数の短縮、それから近年の不況による受診抑制が影響しているものというふうに思われておりますけれども、当院での影響は軽微なものとなっております。

なお、1人当たりの単価につきましては、入院・外来ともに増えていることから、医業収益は増加しております。

続きまして、収益の状況でございますが、20年度の病院事業における利益は3億9,900万円となりまして、昨年度決算3億1,000万円に対し8,900万円の増益となったところでございます。要因といたしましては、診療報酬の増額改定、それから診療材料費削減、さらに経費削減に努めまして、さらにDPC（診療群別包括払い制度）の導入による標準的な診療計画を踏まえた診療の効率化に努めたことによるものというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、再質問させていただきます。

市長の政治姿勢については、十分理解をいたしました。「ふれあい、まごころ、思いやり」ということで、市政運営に手腕を発揮していただきたいと思います。

公園整備について再質問を行います。

22年で今までの公園整備は一応区切りをつけるということでございますが、今までのある公園の維持管理がこれからかかろうかと思いますが、例えば先ほど申し上げました大きな公園の維持管理費、三つで結構でございます、袋の公園と青葉の杜公園、それと下宿の公園……

(「文化の杜」の声あり)

11番(木内欽市) 文化の杜、ごめんなさい。概算で結構でございますが、今後どのように維持管理費がかかるのか、ちょっとお知らせください。

議長(向後和夫) 都市整備課長。

都市整備課長(伊藤恒男) 維持管理についてお答えをさせていただきます。

現状、私どもの都市整備課で所管しております公園、全部で17あるわけでございますけれども、それで昨年度の実績ですと約6,200万円の維持管理費。維持管理と申しましていろいろ維持管理がありまして、人件費から施肥から業者委託からいろいろあるわけでありまして、現状、昨年では6,200万円程度と。今後、下宿、それから文化の杜、袋公園と拡張してまいりますので、約8,000万円ぐらいにはなるのかなと。

先ほど市長から答弁をしましたように、今後につきましては、維持管理の方法についてしっかりと検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長(向後和夫) 木内欽市議員。

11番(木内欽市) ちょっと確認です。6,600万円……

(「6,200万円」の声あり)

11番(木内欽市) 6,200万、はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、次の斜面林についての再質問をさせていただきます。

旭市に来た方々に、旭市の観光で期待することは何ですかというアンケートの結果によりますと、1番が美しい風景を楽しむが最も多く、次いで温泉・郷土料理に期待するということがあります。温泉というと、あまりないと思います。その次が、自然を楽しむと、こう続いております。そうすると、美しい風景というのは、多分飯岡の灯台、刑部岬の展望館のことだと思えます。これが一番人気ですが、自然を楽しむには、先ほど答弁にもありましたけ

れども、このグリーンベルトの整備が、これが一番だと思います。

今までの都市公園、これで市長は打ち切るということでございますので、これからはこういう自然の斜面林を生かした整備をしていただければ、もうこれからはやらないでしょうが、例えば今までだと、何も無い土地を多額のお金で買収をして、わざわざそこに土を入れて木を入れて公園を造ったわけですが、このグリーンベルトはもう自然にあるわけです。

合併前に、旧旭市の先輩の議員がしみじみとおっしゃっていたことがあったんです。海上のあの台地の斜面林いいなと。旭市であの斜面林、50メートルでもいいから欲しいよと、こう言っていた先輩議員がいらっしたんですね。

これはもう、合併して新旭市として維持していくわけですから、ぜひこれを整備していただければ、ここを整備しますと、自然の、例えばフキでありますとかセリだとかヤマウド、あるいは山芋、ヤマブドウ、栗だとか、私は小さいころとった記憶もいっぱいありまして、こういうのをボランティアで整備してくれた方には持って行っていただけると。春にはタケノコもいっぱい出ますので、そういう具合に整備をしていただければ大変喜ばれるんじゃないかなと、こう思うわけであります。

それで、先ほど公園の維持管理費幾らかかるかと聞いたら6,300万円ぐらいということですが、例えばもう新しく造らないでしょうが、この斜面林に例えば同じ、1,000万円かけたとしたら、その効果というのははかり知れなくあると思うんですよ。今後そのようなお考えがあるかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

ご提案のありました斜面林でございますけれども、正直、私自身含めまして、かなり勉強不足というか経験がなくて、先日も行ってまいったんですけれども、ちょっとよくわからない状況がありますので、今後におきまして現地調査などを実施しながら、どのような形で進めていければよいのかというものを、またその保全の方法などにつきましても、市の内部におきまして横の連携も含めまして検討させていただきたい、勉強させていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 市が出しました平成20年度、地域資源価値創造事業報告書、旭プラン

ドの構築に向けてという報告書、先日ある所で見させていただきました。非常によくできております。これによりますと、旭市の自然、文化など、他地域とは異なる資源を有効に生かし、市民にも観光客にも喜ばれるために地域資源価値を高めることであると、こう書かれております。恐らくこれは、作った方々はグリーンベルトのことを指してのことだと思います。

これは、お隣の東庄町では、やはりこういうのを整備しているボランティアのグループがあります。先日、そこでお話伺ったんですが、やはりここは地権者から山林を無償で借り受けて、里山等整備しているグループであります。ボランティアとしては、住金であるとか、その辺を退職した方々などが手伝ってくれているそうです。春にはタケノコがたくさん出ますので、手伝いに来た人には、帰りにタケノコを掘っていってもらおうそうです。手伝わない人に掘っていかれるとちょっと頭に来ちゃうそうですが、そのぐらいは大目に見るそうで、それで今年はミョウガが自然発生しまして、今度はミョウガをたくさんみんなを持ち帰って、食べ切れなくてみんなで分けたと喜ばれているそうでございます。

そのほかに、毎年行われておりますけれども、中学生が体験学習で大勢その東庄町の里山に訪れます。今年も、今月29日、30日、10月1日と3日間連続して受け入れるそうです。

千葉県の前堂本知事がこの里山整備に力を入れておりましたので、この団体は県から補助金をいただいているそうです。やはり、県と連携して進めるのも一つの方法だと思いますが、今後そのように進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の3回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからありました、昨年度、地域資源価値創造事業、実施をいたしました。これは、よそから見て、旭市のいろんないいところを掘り起こしていただく、そういうことで1年ご審議いただいたものであります。本年は、この事業を振り返りまして、やはり旭市をよくするには人が重要だと、そんなことで人作りから入っていき、そんなことで現在進めておるところであります。

議員お尋ねの里山の問題であります。これは、ご承知のように、今、里山、地域に結び付いた山林、これが現在荒れたままの状況が本当に市内に多くあります。これをいろんな形で有効利用をしておる事例、これは実は県内あるいは県外にも数多くあるということで認識しております。自然と人が調和した新しい里山を未来に引き継ぐというような、そういう事例が多くあるということで聞いております。この事例の中には、都市との交流をしたり、あるいは議員おっしゃいました地域の児童あるいは生徒の学習の場、こういうことで、いろんな

活動を展開しているということで聞いております。

やはり、この活動のかぎとなるものは市民活動であるということで、我々も勉強しております。多くの場合がNPOの活動による事例が多くあると、こんなことで現在市民活動への支援としまして、千葉県におきましてはNPOパワーアップ補助金、これはおおむね事業費の50%以内の支援ということで聞いております。こういう事業の活用あるいは旭市での支援としまして、地域振興基金を活用しての旭市まちづくり活動支援事業、こういうものをいろいろ使いながら、この里山問題につきましては積極的に取り組んでいきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） ただいま企画課長から、大変前向きなお答え、ありがとうございます。

今朝の朝刊の1面トップに出ておりました、読売ですがね、温室ガス、鳩山氏25%減と出ていました。衆議院選挙での政権公約どおりに実行する考えを鳩山氏が表明をいたしました。そうしますと、やはりCO₂の削減、地球温暖化対策としてもこういう里山整備は貢献できるわけでありますから、ただいま企画課長がおっしゃいましたように、よく有利な資金ということで、前市長も、職員は実によくやってくれと、本当にそのとおりだと思います。

9月の補正にも出ておりましたけれども、これは話はちょっと飛びますが、婚活予算も県に言っていただいたら、県は知らない。そうしたら、担当の方が、いや、そんなことはないし食い下がって、県から200万円獲得していただきました。本当にありがとうございます。

そういったことですので、こういった面で今、政権も交代しようとしておりますので、こういった予算も必ずどこかにはあるはずでございますので、ぜひこれを活用して里山整備に充てていただければ地権者も喜びますし、先ほど申し上げましたように、都市部から相当来ますね、これできたら。あそこをきれいにするだけで、二・三年するとヤマユリなんかも自生してきますから、ヤマユリが100本ぐらいあると観光で来ると言うんですよ。この後の質問にも続きますが、キャンプ場と併せて里山整備、これからの旭市の観光の一つの大きな目玉となるはずでありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次のキャンプ場の質問に移ります。

これは、旧町のときに県からいただいたんですが、当時は教育委員会が管理をしておりました。そうしますと、やはり青少年の健全育成ということでさまざまな制約があるんですが、これから市に移管されまして、多少は条例を変更すれば青少年健全育成と違った使い方も可

能になるんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（野口國男） 制約ということでございます。

先ほども申し上げましたように、利用の区分を見てみますと、ご家族での利用が非常に多いということでございます。特に、今年は7割の方がご家族ということで、しかも東葛方面のご家族の方が今非常に多いということでございます。

制約ということですが、さまざまな面があると思いますけれども、3月、ご承認いただきました設置条例につきましても、交流を深めるということを一言入れさせていただきました。そんな面では、千葉県とは違って、また利用料金もいただくことになっておりますので、違った面でまた緩めるといいますか広い形で、広くこのキャンプ場につきましては利用できるような形になると思いますので、まだ受けばかりということで現状を把握しながら、その辺は十分研究をしていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 交流を深めるというところを入れ加えていただいたと、これでだいぶ違うと思いますね。

ですからそうしますと、これからは今までと違った使い方が当然できると思うんです。昨年、公営企業でどこでしたか視察に行ったんです、グリーンツーリズムかなんかやっている所ね。舞鶴でしたっけ。そしたら、そこは予約待ちでいっぱいなんですよ。それで、何でこんなに込むんですかと質問したら、距離は結構あるんです、都市部から2時間なんです。これ2時間というと、うちのほうのキャンプ場と同じ距離だと委員長と話をしていたんですが。何で2時間というと、近過ぎちゃうと駄目だそうですよ。来る人が2時間ぐらいかけてドライブをしながら来て、2時間の距離だと疲れないし、ちょうどいい距離だと言うんですね。そうすると、このキャンプ場がやはり最適地ですと、先ほど市長の答弁にもありましたすがすばらしい施設ですので、これを利用しない手はないんじゃないかなと。

それで、旧町のときに、ここで貸し農園をやろうと企画した課長がおりました。先ほどの青少年の関係でそれが使えなくなってしまったんですが、ある程度できたんですね。というのは、貸し農園の条件というのは三つあるそうで、一つは、大型バスが入ること。それと、トイレがあること。水洗トイレでないと駄目だそうです。それと、作業した後に手を洗う水道があるということ。このキャンプ場は、その3要素全部そろっているんです。それで、必

要があれば、体育館にはシャワーもあるんですね、シャワー設備がある。だから、シャワーも使えるんですよ。

ですから、このキャンプ場はそういった意味で利用していただければ、たまたまこの質問の前に市長と雑談しているときに、このキャンプ場をうまく使いたいなどお話をしていたんですね、偶然これ一致したんですが。そしてそこには、秋は落ち葉がたくさん落ちます。その落ち葉、ただ掃くだけじゃなくて、それを積んでおけば、もう落ち葉で作った堆肥は最高の堆肥ですから、それを来た方々に分けてやる。そして、貸し農園で過ごしていただく。こういうような使い方をしていただく予定だったんです、海上の課長は。

そして、農家には定年ありませんが、農家を引退した方々にくわやかまの使い方、あるいは耕運機や管理機器の使い方などを指導してもらおうと。ここまでもう言っていたんですね。今回は、こういうことをやればできるんですよ。

それで、たまたまお隣に日下議員がいらっしゃいますが、岩井地区などでも、環境保全でボランティアで棚田を整備している、こういうグループもありますし、喜んでやってくれる人いると思うんですよ。

ですから、そのように今後進めることも今の状態で可能かどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（野口國男） ご質問の要旨、よくわかりました。

特に、この施設の条件につきましては、日本でも有数のキャンプ情報を提供しているサイトがございます。その中で、実は海上キャンプ場のコメントが載っておりました。非常に青少年健全育成施設等に相まって施設も充実しているということで、非常にいいコメントをいただいて、それがサイトに掲載されております。そんな意味ではこの施設につきましては、もう十分かなというふうに思っています。

お尋ねの貸し農園の関係でございますけれども、具体的に検討したわけではございませんけれども、隣接いたします所には市民農園もございます。そういった所とよく連携が図れるような形がちょっと見えてくるのかなというふうに思いますので、この点につきましても十分検討をさせていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 先ほども申し上げましたが、旭市を訪れた人が一番行く所がここにパ

ーセント出ていました。飯岡刑部岬展望館、51.5%の方がそこへ行きます。それと、2番目が飯岡から中谷里の海岸、これが18.4%の人が訪れます。このキャンプ場には0.3%のしか訪れないんですね。それで、この下には、暖かい所と寒い所、両方の植物が自生する、千葉県天然記念物に指定されております龍福寺の森がございます。それで、この下の龍福寺、これもまた古いお寺で、その住職の話もここに載っていますが、ぜひその住職も、キャンプ場とこのお寺を併せたこういうので観光資源にしたらと提言をしてくださっております。

ですから、そういった意味でも、ぜひこのキャンプ場の利用、龍福寺の森と併せて再度考えていただければと、このように思います。また、龍福寺にゲンジボタルも自生していますので、時期には、滝が出て、瀧山龍福寺といって、瀧山の愛称で親しまれているお寺でございますので、ゲンジボタルなんかも自然発生していますので、ぜひこれもPRをしていただいて、キャンプ場と併せて利用増進を図っていただきたいと思います。答弁は結構でございます。

それでは最後に、旭中央病院についてお伺いをいたします。

工事の進捗状況は順調であるということでございますが、ただ、その工事に関連して、駐車場が遠くなって大変不便だという声が聞かれます。これに対しては、今いろいろ検討してくれておるようでございますけれども、この問題についてはどのようにお考えでしょうか。議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 駐車場の対策でございますけれども、工事中、何かとご不便をおかけしておるわけですけれども、特に工事開始当初につきまして、駐車場が足りない、わかりにくい、遠い、こういったご意見をいただいたところでございます。これらに対しましては、駐車場の増設、それから色分け方式の採用、それから遠いというものに対しましては、院内の送迎ワゴンを出しまして駐車場と病院の間を逐次巡回をさせていると、こうしたことを導入いたしまして改善を図ってきているところでございます。

こうした結果、駐車場関連の苦情は、現在のところほとんど解消されているというふうに考えているところでございます。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） ただいまの件に関しては後と関連しますので、またお伺いいたします。

あと、ですから患者数の推移ですが、やはり患者数は減っていると。これは、中央病院に限らずどこも減っているんじゃないかと思いますが、私ども素人考えとして、雨の日だとか

暑い日なんか病院行くの、駐車場から相当キロ数ありますので、普通だと、商店にしたって医院にしたって駐車場の前がすぐもうお店の入り口、病院の入り口なんですから、ちょっと中央病院の場合は特別ですね。具合の悪い人ですから、雨の日とか暑い日だったら病院に行くのをちょっと控えちゃうのかなと、それで患者数が減ったのかなと、そんなふうに素人は考えているんですが、そんなことはないんでしょうかね。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 特に駐車場のせいで患者数が減っているということは現在、認識はしておらないところです。

ちなみに、患者数、全国的に減っているという状況、先ほど申しましたけれども、1日の平均患者数、特に外来等で見ますと、全国自治体病院の指数で、16年度を100にしますと20年度、全国自治体病院の指数といたしまして86.8ということを出ておりますが、それに比べますと、旭中央病院の場合には減少はほとんど影響等はあまり出ていないというふうに考えております。

駐車場については引き続き改善を図ってまいりたいと思いますけれども、特に駐車場のせいで減少しているというふうには考えていないところでございます。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 病院のほうは、駐車場は影響していないということかもしれませんが、これは統計のとりのようないですよ、推測するしかないわけですから。

ただ、病院の玄関のご意見箱の意見ありますね。あれ先日見たら、11通張ってあるんですね。そのうちの何と5件が駐車場関係の苦情ですね。ということは、よくクレームというのは、2%とか4%の人しかクレームつけないというんです、あとは黙って帰っちゃうというんですよ。ということは、1人のクレームの後ろには94人とか96人、98人の不満の人がいるわけですよ。ですから、もう5通あったということは、それだけで約500人のクレームがあるということなんですよ。

ですから、これは駐車場はいたし方ないです、工事ですから仕方ないですけども、それなりの対応、例えばワゴン車はやっていますが、私も利用しますが、1台だと、行っちゃった後はもう来ないからね。それで、診察時間がないとやっぱり、あれ1台でワゴン車足りるんですかね。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 院内の駐車場との送迎ですが、今は1台で取りあえず運行しておりますが、なかなか運転手の確保、それから車の確保等ありますので、ちょっとこれ以上増やすというのは厳しいところがありますけれども、順次巡回しておりますので、そんなにお待ちいただかない状況なのかなとは思っておるところでございます。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 皆さんの耳には入らないのかもしれませんが、私に耳には入るんですね。毎週病院へ行く方、あるいは検査で何回か行く方ね。もう病院の駐車場のあの込んでいるのを見ると、病院行くのが苦痛になると言うんですね。健康な方ならいいですよ。体の具合の悪い人が行くわけですから、それでバスがワゴン車行ったら、折り返して来るんでしょうが、バスといたって、あれワゴン車ですから幾らもしないし、運転手といたって、午前中だけでしょう、午後からやらないわけですから、何とかその辺をまた工夫をしていただきたいと思います。ぜひお考えください。

次の収益のほうにいくんですが、やはり先ほど事務部長が言いました自治体病院では86.何%になったと。患者がもうそれだけ減っているわけでしょう。病院の再整備のときにも、これからは高齢化が進むからと言ったら、やはり高齢化するから老人が増えて患者が増えるだろうなんて思っていたんだけれども、そうじゃないんですね、実際にもう。

それ以上に人口がもう急激に減っているんですから、今聞いてびっくりしました。自治体病院の平均がもう前年比で比べて86%も減っていると。中央病院はよく1.2%とかそのぐらいで済んでいるなど、こう思うんですけれどもね。それはこの辺に病院が少ないのか、あるいは病院の施設がいい、スタッフがいいからということにもなるでしょうけれども、周りはそうなので、いや、これからは患者の確保も大事になると思いますので、ぜひそちらもお願いしたいと思います。

収益のほうは、前年度より8,000万円ぐらい増えたということで、これはもう本当に敬意を申し上げます。

また、あと経営を圧迫するものというか要因には、例えば患者数の減少のほかにも、また未収金の問題があるかと思えます。この未収金は幾らぐらいあるのか。あと、これを防ぐためにどのようにしておるのか。回収はどのようにしているのか。どうかこれをちょっとお尋ねいたします。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 未収金の状況と対策のお尋ねですが、未収金につきまして、窓口のいわゆる患者からの未収金ということでお答えさせていただきますけれども、20年度に発生した窓口の未収金といたしましては、1億650万円ということでございます。

なお、この累積の残高でございますが、約4億2,000万円というふうになってございます。

この対策でございますが、これは早期にこの未収金に手をつけないとなかなか回収が困難になってまいりますので、そういう意味で18年度から未収金の回収専門員を3名に増やしまして、早期のカウンセリング実施等による未収発生防止、それから月1回の未納者の訪問等による回収強化を図っているところでございます。

こうしたことで、20年度の未収金の発生額自体は減少しているところでございます。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） いろいろなお努力、大変でしょうが、この未収金がそのまま入ってくればそっくり利益につながるわけで、ぜひ未収金の対策もよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、政権が自民党から間もなく民主党に交代をいたします。病院にとっては、このことに関しましてどのような影響があるかお考えでしょうか。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） ただいまのちょっと質問の前に、先ほど患者数の減少のことについてのお話にもちょっと補足させていただきます。

先ほどの全自病の統計で、外来が86.81%という話でありまして、入院に関しては99%でございます。つまり、病院というのは、国の方針でもかなり前からの方針で、入院を診てください、それから外来は一般の診療所であるべく診てくださいと、こういう方針で国は来ておりまして、それにのっとっているような施策がされているわけでありまして、逆に言うと、うちの場合は長期投与、いろいろのことをやっていますが、もうほかに病院が少ないということと、それから広域であるということですね。つまり、旭市民の方の外来の割合が3割弱というようなことで、そういうことでなかなか外来が減らないというほうが、うちのほうがやはり例外的なわけでありまして。

これは、全国的な傾向はそういうことでありまして、これからは病院はもう入院にどんどんシフトするというようなことでございますので、この傾向は、外来が減るという傾向はも

うこれからも続くであろう。

逆に例えば、今、医師不足だとか看護師不足で、外来にそれだけ力を病院は入れられない。入院だけとにかくやってくださいというふうな方向で来ているんで、うちはまだ多少の余力があるということで、外来も何とか減らさないでやっていけるというような状況でございます。

その辺であります、今、民主党になったらどうかということですが、これは今までの歴史上、最大、大きな変革が起きるのだろうというふうに今思っております。きょうの日経の第一面には、国家戦略局というのを民主党が作るというのがまるでGHQだと。ここに、その官僚が日参していろいろ既にお話をしていると、伺いに行っていると、このようなことが書いてありましたが、医療につきましてもだいぶ変わるであろうというふうに思っております。

この変わり方ですが、マニフェストによりますと、病院にとりましては割合いい方向ですね。後期高齢者医療制度の廃止、それから医師を1.5倍に増やすというのをまず最初に出てまいりました。それから、具体的には、社会保障費、今まで続けてきた保障費2,200億円の上限の削減の方針は撤回と。それから、医師、看護師、その他の医療従事者の増員に努める医療機関の診療報酬、入院ですが、これを増額するというふうなこと。当院のような病院のことです。

それから、救急、産科、小児、外科等の医療提供体制を再建するために地域医療計画を抜本的に見直し、支援を行うというふうなことで、その他いろいろな情報も集めておりますが、診療所よりどちらかという病院が有利な方向、そのような方向に行くんだらう。特に、地域の中核病院については、あるいは医師を養成するような所におきましては手厚く支援をすると、このように聞いておりますので、当院にとりましては割合、始まってみなければわかりませんが、いい方向に行くんじゃないのかなということ期待をしているところでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） なるほど、わかりました。86.何%というのは、そんなに減ってしまったら、これは外来のことですね。はい、わかりました。

ただ、中央病院も、そうすると少ないですね。外来は、昨年に比べ2.2%の減ですから、入院患者が1.3%の減ということですから、やはり患者が相当集まっているのかなと、こん

なふうに思いました。

それとあと、民主党のことですが、実は何であれ質問したかといいますと、確か医師会が推薦をしたんですね。そうすると私は、医師会というのは個人の小さいお医者さんとかが中心なのかなと、こういう大病院にとっては相反するものかなということでお聞きをしましたが、今の答弁を聞いてちょっと一安心をした次第でございます。

政権党になりますと、大変大きな権限を持ちます。民主党は当然、医師を1.5倍、あと消費税は4年間上げない等々、それとあと4年間は解散しないと言っていますからね。そうすると、最低4年間はもうこの民主党の政権で行くんだろうと思いますけれども。

来年は、医療費の改定が行われます。現在まで、医療費は7%カット、削減されているのに、旭中央病院は年々利益を増やしている。これは、本当に皆さん方の経営努力に頭が下がる思いであります。大変感謝と敬意を申し上げます。

恐らくこの医療費の大筋は、今年のもう11月か12月には決まると思われます。医療費は多少上がるのかなというような期待を持っているんですが、そのように理解をしてよろしいのでしょうか。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） おっしゃるとおり、自民党の時代にも、もう今度の改定につきましては、病院経営って非常に苦しくなっているというようなことで、2%程度は上げようというふうな方針でありました。

民主党になりますと、これは全体というよりも、もう少しめり張りをつけて診療報酬をつけようというふうな考えは今あるようでありまして、ただ、ある特定の所に診療報酬をたくさん例えばつけますと、例えば点数を1.2倍、初めは1.2倍という話が出てまいりました。そうしますと、患者の負担も増えるんで、その分もその病院に出そうと、こういうことで、直前までそうだったわけですが、今のところそういう大病院には少し余分につけておこうと、このような状況があるようでありまして、これも始まってみなければ結局のところわからないわけでありまして、そのような方向で行くんだろうと、このように思っております。

議長（向後和夫） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） どうもありがとうございました。丁寧なお答え、感謝申し上げます。

いずれにしても、病院に関しましては、例えどのような状態になろうと、もう経営形態は今のままで行くと。少なくとも明智市長在任中は、もう公設公営で何でもかんでも行く

んだという方針でございますので、もう経営形態を変えるなんてことは考えられませんので、今の形態のまま頑張っていたきたいとお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（向後和夫） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平野忠作

議長（向後和夫） 引き続き一般質問を行います。

続いて、平野忠作議員、ご登壇願います。

（3番 平野忠作 登壇）

3番（平野忠作） 議席番号3番、平野忠作です。

平成21年第3回定例会において一般質問の機会を与您にいただき、誠にありがとうございます。

さて先般、政権選択最大の焦点とした第45回衆議院選挙が行われ、民主党が300議席を超える議席を獲得し、政権奪取を果たすことになりました。これにより、日本の政治はもとより、地方自治の政治においても大きな転換期を迎えることだと思っております。

この重要な局面を迎えつつある中、本市においても新市長が就任されまして、はや2か月になりました。この間、すばやい動きで重要課題に真正面から取り組む姿勢は、市民の皆様にはわかりやすい市政だと大変好評であります。市長は、先の市長選におかれまして、旭市安定化宣言を約束されております。マニフェストとしては、1、医療、安心づくりのまち“あさひ”、2、産業、ものづくりのまち“あさひ”、3、財政、優しさづくりのまち“あさひ”、4、福祉、安全づくりのまち“あさひ”、5、安心・安全、やすらぎのまち“あさひ”、6、教育、元気づくりのまち“あさひ”。六つほど挙げております。これらのマニフェストにより、子どもからお年寄りまで安心して住めるまち、水と緑の健康都市“旭”に、

他府県、他町村から来て住みたくなるような旭市を目指すとしております。

しかしながら、現在の厳しい経済状況、雇用情勢や子育て支援、環境問題、少子・高齢化社会の対応など、さまざまな課題に直面しております。子どもから高齢者まで、市民の皆様が希望の持てるまちを目指して市政運営を努めていただくことをご期待申し上げます。

それでは、質問の通告に従いまして質問を行ってまいります。

大きい1番、農業振興について伺います。

旭市は、農業生産額418億円、千葉県下第1位、全国自治体1,730ある中、堂々のベストテン9位です。養鶏、養豚、肉牛飼育の畜産、キュウリ、トマト、花などの施設園芸、お米、露地野菜、日本でも一番バランスのとれているのが旭市の農業だと思います。農業は旭市の基幹産業です。これからも旭市の農業をさらに発展させるためには、いろいろな方策を考えていかねばならないと思います。

(1) 農産物ブランド化について伺います。

旭市の農業は、生産量においては申し分ないと思います。今後、農家の所得向上を目指すには、農産物をブランド化し付加価値をつけることが重要だと思いますが、取り組みはなされているのでしょうか、伺います。

(2) 首都圏にアンテナショップの開設を考えてみてはについて伺います。

大消費地のニーズを生産者に的確に伝えるために有効だと思いますが、どのように考えているのでしょうか、伺います。

(3) 地産地商の取り組みについて伺います。

千葉県では、県内で生産された農産物を県内で消費する、いわゆる千産千消を奨励しています。旭市においては、どのような取り組みをなされているのでしょうか。今回のこの地産地商は「商う」という字が書いてありますけれども、これは消費のショウにもつながっていいと考えてください。

大きい2番、企業誘致について伺います。

旭市では、鎌数工業団地や干潟工業団地に多くの空きスペースがありますが、企業の進出がおくれているのが現状です。今後、多くの優良企業に進出していただくには、多方面にわたる努力が必要だと思います。

(1) 市長自らがトップセールスを展開していただくのが一番だと思いますが、どのように考えているのでしょうか、伺います。

(2) インフラの整備について伺います。

鎌数工業団地には、多くの食品加工工場が操業しており、水をたくさん使用します。今後、食品加工の工場の進出が予想されます。一番のネックが水道料金の高さだと思いますが、どのように考えているのでしょうか、伺います。

(3) 地域に合った企業誘致について伺います。

旭市としてはどのように考えているのでしょうか、伺います。

大きい3番、空き店舗活性化支援について。

旭市の旧商店街は、国道沿いの大型店に客を奪われ、苦戦を強いられ、日増しに空き店舗が目立つようになり、まちの活性化が望まれます。

(1) コミュニティビジネスの推進について伺います。

市民自らが地域の課題やニーズに着目し、ビジネス的手法を取り入れてサービスを提供する事業です。旭市でも取り入れてみてもよろしいと思いますが、それと該当する空き店舗は現在この旭市には何店舗くらいあるのでしょうか、併せて伺います。

再質問は自席で行いますので、よろしく願います。

議長(向後和夫) 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

市長(明智忠直) 平野忠作議員の一般質問に対し、お答えを申し上げます。

初めに、選挙中のマニフェストといいたいでしょうか、そのことにつきまして何点かご質問がありまして、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、農業振興についてであります。

私も農業者として48年くらいですが従事してまいりまして、行政に何を望むか、行政が何ができるかということをご常日ごろ考えていたわけでありまして。そういった中で、行政の責任者としてなったわけでありまして。今までのいろんな部分での思いをこの任期中にひとつ頑張って農業生産者の皆さん方に恩返しをしたいと、基本的にはそういった思いで今立たさせていただいているわけでありまして。

農業支援策としては、私はいろいろな部分があると思っておりますが、国から市へ直接流れてきている予算だけ、それは予算を本当にいろんな事業について予算を持ってきてくれる農水産課、そしてまた職員の皆さん方に本当に頭の下がる思いでありますけれども、そのほかに市独自として何ができるのかなと、そんなような思いで、このブランド化、そしてまたPRというようなことをぜひやっていきたいと、そんなように考えているところであります。

今、産地間競争が激化する中で多様化する消費者ニーズに応えるため、農水産物の地域ブランド化は、地域の特性を生かした高付加価値化を目指すものであり、地域活性化の手段として、また農水産業所得の向上を図るために取り組む必要があると考えております。

先ほども平野議員からお話がありましたように、我が市は、県内で1位の農業生産額を誇っております。そういった中で、何がブランド化できるのかなど、そんなようなことを考えてみまして、確かに多くの生産物がある中で一つを選ぶ、ブランド商品を幾つか選ぶということは大変難しい作業であると思います。したがって、夕張メロンのように、農産物イコール旭市という産品は見つけにくい状況であります。

そんな中でも、単品をブランド化すると仮定すると、ある程度希少で品質がよく、かつ安定供給ができるもの、さらに生産者ごとの品質をそろえる必要があります。その候補に私は、貴味メロン、マッシュルーム、パセリ、萬歳米、ナシ、イチゴ等々があると思います。これから、そういった部分を本当に生産者と、そしてまたJAとよく相談をしながら、ブランド化の方向に向けて進んでいきたいなと、そんなふうに考えているところであります。

また、旭市産の野菜、例えば大型野菜といいましょうか、大量生産のキュウリだったりトマトだったり、地域そのものをブランド化することには、栽培方法や環境への配慮など、たくさんの農業者の合意や努力が必要となります。これはまさに、JAちばみどりを抜きには達成できないと、そんなような思いであります。

以上のことから、今後は、個々の農業者、生産団体、特にちばみどり農業協同組合と話し合いながら、農業者自らの自覚ややる気を見定めながら、PR活動も含めて積極的な支援をしていきたいと考えております。

次に、地産地商の取り組みについてであります。

私は、地産地消、消費ということだけでなく、地産地、商いというような方向でこれから目標を定めたいと、そんなふうに考えているところであります。農水工商の連携による旭市農水産物・特産物PRの推進、具体的には、直売関連施設等の整備と考えることが本質だろうと思っております。これにつきましては、平成18年度より、市内直売所3団体により構成される旭市農産物直売所協議会を発足させ、地元農水産物の販売とPRを行うとともに、交流事業等との連携により、その活動の枠を広げてまいった次第であります。

新たな施設の設置に関しましては、ハード面の整備もさることながら、管理運営主体の形態や年間を通じた地元農産物の確保、さらには採算性などについて多角的に検討していく必要があることから、今後この点につきましては、生産者をはじめJA及び県、その他関係機

関と一緒に協賛していきたいと考えております。

また、空き店舗の利用なども、この取り組みの中で研究していきたいと考えております。

次に、企業誘致についてであります。市長自らがトップセールスを展開ということであり、

このことは、本当に1人のトップが動けば少し早く誘致ができるのかなと、そんなような漠然とした思いで私も議員のときにはおりました。市長の人脈というのは、たかが知れておる人脈でありまして、トップが誠意を持ってそういった部分で当たるということも大切でありますけれども、いろんな広く皆さん方の応援をいただきながら企業誘致に取り組んでまいりたいと、そんなような思いであります。

今、そういった中で企業誘致懇談会の開催や、市内金融機関6行を直接訪問し、本支店に情報提供をお願いしています。その結果として、2社の紹介があり、1社の誘致に結び付いているところであります。事業主体である県公社理事長とともに県外に出向き、誘致活動を実施したいと思っております。

また、県庁にも出向き、企業への働きかけを直接知事や企業庁へお願いしているところでもあります。

今後も引き続き、県をはじめ関係機関と連携しながら、優良企業の誘致に努力していく覚悟であります。

そしてまた、インフラの整備ということで、鎌数工業団地内の問題でありますけれども、今、鎌数工業団地の中で大きな誘致に障害といえましょうか問題があるものは、やはり水と道路の問題だと、そんなように考えています。工業団地内の水道の供給量については、上水道が1,500立方1日、地下水が800立方1日となっております。当市においては、工業用水の確保がありませんので、水道水または地下水で対応せざるを得ないことから、食品関係については基本的に水道水を使っているところであります。

このことがやはり経営全体では圧迫感があるのかなと、そんな中でこれから、前市長も申しておりましたように、県の水道水一元化を目指しているいろんな部分で県にも働きかけ、そしてまた東総水道企業団にも少しでも大量消費の部分では1円でも2円でも下げていただけないのかなと、そんなような話もしていきたいとそんなふう考えているところであります。

もう一つは、アクセス道の整備であります。銚子連絡道の早期完成、そしてまた谷丁場遊正線の東総有料道路への取り次ぎ道等の整備、あるいは遊正地区の整備などを精力的に早く進めていきたいと考えております。

また、地域性に合った企業誘致ということで、最近進出した企業としては3社誘致できましたが、そのうち2社は農畜産物に関連した企業であります。今後とも、首都圏の食料基地として、地域の特性を生かせるような農産物等における食品分野への企業誘致に取り組んでいきたい、そのように思っております。

なお、農産物関連の既存企業の事業拡大にも期待を寄せているところであります。今、ベジポートが加工食品の取り組みをしているところであります、その拡大にも期待をしているところであります。

また、旭市には、診療人口100万人を擁する中央病院もあることから、医療や福祉関連企業の誘致にも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

次に、空き店舗活性化ということで、コミュニティビジネスの推進、空き店舗の対策ということでありますが、旭市駅周辺の空き店舗数は49軒あると聞いております。空き店舗対策は全国的な問題となっておりますが、旭市も深刻な状況だと考えているところであります。

今後の市の取り組みとしましては、空き店舗には新規参入者に入ってもらい、まちを元気にしてもらいたい。例えば、農業生産額県内第1位の優位性を生かして、農産物を取り扱う人や団体が空き店舗のシャッターをあけてくれればと考えております。市も、そうした意欲ある人たちに積極的に支援、応援していきたい、そのように考えているところであります。

この秋から、まちかどギャラリー銀座に管理人を常駐させ、同時にオープンをさせます。買い物客に休憩やトイレに利用してもらい、まちなかサロンとしての機能を持たせる、そういった施策を展開して、にぎわいの創出を後押ししたいと考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） それでは、農業振興についてのご質問のうち、ブランド化についての今の取り組み状況、それからアンテナショップについてのご質問にお答え申し上げます。

農産物のブランド化と一口に言ったときに、市長からもありましたとおり、農産物個々そのものをブランド化するというのと、もう一つ、地域そのもの、旭市でとれたものだったらというようなことでブランド化をするということで、二つの方法があるかと思っております。

そのうち、農産物そのもののブランド化につきましては、合併以降、支援に取り組んできたものとしたしまして、先ほどもお話にありました萬歳米の取り組み、これがございます。それからもう一つ、JAのちばみどりで行っております自主開発米の取り組み、これらについて支援をしてきたものであります。これらのグループにつきましては、それぞれ栽培方法

ですとか品質にこだわりを持って少しでも高く売ろうという取り組みをしてくださっているということで、満足のいく支援ができたかどうかは別といたしまして、それぞれそれなりの成果を上げているというふうに考えております。

それから、地域そのものをブランド化するということにつきましては、先ほど市長からは、環境ですとかいろいろ難しい問題があるよということでありましたが、行政のできる支援の方法として、消費者を旭市に来ていただいて旭市をよく知っていただくと。その上で、旭市だったら、旭市のものだったらというような思いを醸成していきたいなど。そんなことから、平成18年から幽学の里の田んぼを使いまして、交流事業ということで米作り体験を消費者の方々、実態としては生協のお母さん方、お子さん方に来ていただいて、実際に米を育ててもらおうというような取り組みをしております。

それからもう一つ、今年で3年になったんですけれども、例えばジェフユナイテッド市原・千葉の中学生が農業体験ということで、1週間、旭市の農家にホームステイをして農業体験をするという取り組みもやってきました。ここでうれしかったのは、今年来ていただいた子どもたちがスーパーに両親と一緒に買い物に行くと、旭市のを探しますということをお願いいただきました。実際、購買に結び付いているかどうかは別として、気にかけてくれている人が都会の中に出てきたということは非常にうれしいことだと考えております。

それから、幽学の里米づくり事業の参加団体であります市川子供会から、旭市の農産物を市川市に来て売ってほしいというような申し出もありまして、現在、今年の秋あるいは冬に実施したいなということで、誰に売ってもらうか等について調整をしているところであります。

このような交流団体とのかかわりも視野に入れながらPRして、地域のブランド化が図れれば、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（向後和夫） ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） すみません。アンテナショップ等による消費者ニーズの把握、あるいは情報発信というのは、農産物を県内外にPRするとともに、農業者自らが景気の動向ですとか消費者の動向を意識し、販売の拡大を図る上で大変有効な手段であると考えております。

しかしながら、現時点におきましては、開設に伴う賃借料、それから売り子としての人件

費等、それに見合う効果が果たして得られるのかどうか等について検証が必要なこと、それから地元の農産物をどうやって運んでいくのか、誰が出してくれるのか等についても、運営方法そのものについても課題があることから、意欲のある農業者が出てくれて積極的に参画したい、あるいはやってみたいというようなことがあれば、これを支援していくため、取り組みについて検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） それでは、市長をはじめ農水産課長からご答弁をいただきました。何点かご質問をさせていただきたいと思います。

まず、農産物のブランド化ということで、いろいろ市長からまずお話がございまして、商品のブランド化するのか、あるいは地域ブランドでやるのか、または課長からもいろいろありまして、そういう中で今、萬歳米と自主開発米ですか、それは力を入れてやっているということでございます。

私が聞きたかったのは、まずそのような中でこういう本当に旭市の農産物、本当に県下で第1位でございます。一品一品のブランド化はまず難しい、これは誰でも承知しているものと思いますけれども、有名な貴味メロンとかイチゴとかマッシュルームとか、少なくともネーミングから入って、例えば夕張メロンじゃないですけれども、そういう貴味という言葉じゃなくて、何とかメロンと、例えばオーシャンメロンとか、そういうネーミングをいきなり印刷するわけにはいきませんので、たまたま広告宣伝メディアなどでいろいろ検討していただきまして、箱の中にそういうこの地域の農産物のもののPRを兼ねたものから少しずつ積み上げていながら、ブランド化を近付けていただければよろしいのかなと思いますけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） ただいまネーミングというお話ですが、例えば飯岡の貴味メロンにつきましては、もう十分ネーミングとしては知名度が上がっているのかなと、そんなふうに考えております。そんな中で、例えばお米でいいますと、先ほど言いましたちばみどりの取り組みについては名前はありません。もう一つの萬歳米については、萬歳米という新たな名前をつけて売っているという状況です。

そんな中で、やっぱりそれぞれの一番ブランド化に大事なものは、取り組みの内容、どんな

ものをどんな名前で売ることかということだと思いますので、生産に当たってのこだわり、あるいは品質に当たってのこだわり、そんなものがどんなふうになっていくのかと、それによって後からネーミングがついてくるのかなと今時点はそんなふうを考えております。

議長（向後和夫） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） そんなわけで、いろいろ一概にブランド化というのは難しいというのはよくわかってまいりました。

そんな中で、もう一つはお米の萬歳米ですね、これを今大変力を入れているということでございますけれども、この萬歳米を産出している皆様、グループで件数で何名くらいあるのでしょうか。それとまた、生産量ですね、何トンとか何十トンとか、そのようにわかれば、また後で、資料でも提出していただければよろしいと思います。

先日、うちのほうの地元のかんぽに行きましたら、これはお土産用として確かに売ってまして、食事の中にもこの萬歳米を出していると、そういうことを聞いていますし、取り組みは順調にしているのかなとこう思っていて、大変味もよろしいということで承っております。

それでは、2番目のアンテナショップのほうにまいりたいと思います。

先ほどもまた課長からお話がありましたように、一概にアンテナショップといいましても、言うのは簡単ですけれども、やはり大消費地となりますと立地条件ですね。あるいはまた予想網とか販売の店員の確保とか、いろいろ難しい面もあると思いますけれども、これだけとにかく旭市の農産物は県下で誇れる大地、全国の先ほど申しましたように自治体1,730ある中でもベストテンに入っているということで、やはりここらにも今後とも少しずつ力を入れていただかないと、今のままでは、ただ生産量だけで1番ということだけでは済まされないような状況になってくるように思いますけれども、今後ともまた取り組みのほうをしっかりとお願いします。

議長（向後和夫） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） アンテナショップについて、今後ともということであります。

実は現在、消費者との交流を中心になってやっております都市農漁村交流協議会、それから市内の直売所3店舗あるんですが、その方々で作っている直売所協議会、こういった方々には、できるだけそういった都心でのアンテナショップ等を知っていただきたいと思っております。平成19年、平成20年と都市農漁村交流協議会の皆様には銀座のアンテナショップ、

たくさん並んでいるんですが、そこを視察いただきました。それから、20年度には、農産物の直売所の協議会の皆さんに、千葉市の栄町で楽市バザールというのが開催されました。そのときに出店をしていただいて、都会で売る、あるいは消費者とじかにというところを体験していただいて、これからその種がどう芽吹くか、そんなのを見ていきたい、そんなふうを考えております。

議長（向後和夫） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） それでは、今後ともよろしく頑張っていたきたいなと思います。

次に、3番の地産地商で伺います。

先ほど市長のほうからもいろいろお話がありまして、今後は直売センターみたいなものをちょっと力を入れていきたいということでおっしゃっていました。なかなか市が建物から運営まではこれなかなか難しいと思います。先ほどおっしゃったように、やはりJAと連絡をとりまして、予算面では市が担当していただき、また運営のほうはJAのほう为主导でやっていただければよろしいのかなと、このように思っています。

実は、今年の6月ですか、建設経済常任委員会で千葉市緑区にあるJAの直売所のしょいか〜ごという所に行ってまいりまして、ここはなかなか成績がよくて、日本経済新聞の9月3日号に出ていました。それで、新聞見ますと売上高が13億円あるということで、我々が確か研修に行った6月には、多分15億円は行くだらうということで、毎年2億円前後の売上げを伸ばしているわけです。これは、一切合財、JA千葉みらいがやっています、イトウさんという案内係の方に言いましたら、これからは習志野市あるいは今度東京のど真ん中のほうにもやるという、そういう意欲を見せているJAもいますもんですから、旭市としては、先ほど私が再三申しますように418億円、これはもう紛れもなく千葉県ナンバーワンですので、その素材というものはあるものですから、これからやる運営の方法について市とJAが両方でもう連携を取り合って、ぜひそういうようなものを果たしていただけたらよろしいかなと思いますので、その辺どんなお考えでしょうか。もう一度お伺いします。

議長（向後和夫） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 繰り返になってしまいますが、やはり運営主体がどうなるのか、誰が野菜を出してくれて、誰が売ってくれるのか、この辺は非常に大事なことで、そこまで行政がやるのはというのもあるかと思いますが、今後、農業者、それからJA、県、その他関係機関と十分協議をしながら進めてまいりたい、そのように考えております。

議長（向後和夫） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） それでは、いろいろ連携をとりまして、両方がいい方向にひとつしていただきたいなと、このように思います。

では、大きい2番の企業誘致についてお伺い申し上げます。

先ほど市長のほうからいろいろお話がありまして、県に出向いたり、あるいは企業庁に出向いたりしまして、いろんな企業の誘致というのを一生懸命やっているなということは感じておる次第でございます。

私ども、この企業立地に頑張る市町村20選というのがございます。その中で、ちょうど去年ですが、そこは北海道の白老町という町でございます。ちょうどやっぱり建設経済の6人の一行で行きまして、そこには市長自らがトップセールスと。それは北海道内だけではなく、東京、名古屋あるいはいろんな方面に、市長が行けないときには職員が出かけるということで、年間約150回を上回るほどの猛アタックをかけてセールスに行っているということも聞いております。

やはりその中でいろいろお話を聞きますと、最後の決め手はやはり市長が行って決めるというようなお話を聞いておりますので、その辺、今度新市長になりまして、しっかり頑張っこの工業団地にも優良企業誘致のほうもよろしくお願いいたします。

それでは、次に行きます。

インフラの整備ですね。これは、先ほどおっしゃいましたように、うちのほうはもう工業用水が来ていなくて、なかなか水道料金が高いということでございます。

しかしながら、先ほど工業団地の一画には、食肉公社あるいはGPセンター、今度は野菜のベジポートですか、続々進出していますし、今後ともそういう企業が、食品加工工場が来ることが予想されます。そうしますと、何のかんのと言いましても、水の使用というのは一番のネックになるのは間違いのないことでございますので、一概にすぐということできませんけれども、いろいろといい方法で安くなるようないろいろな方策がございましたら、ひとつ連携をとってしていただきまして、また首都圏の台所としてあの辺が発展するようにまた併せて企業誘致のほうも図っていただきたいと思いますと思います。

その辺、水道のほうは取りあえず感じだけで構いませんけれども、今のままなのか、それとも当分駄目なのか、その辺をわかりやすくちょっとお伺いしたいと思っておりますので、よろしく課長お願いします。

議長（向後和夫） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 先ほど、市長のほうから水道水の話はございました。その中でも県水の一括という部分がすぐ近くまで来ているわけですので、そういったものを県のほうへお願いします。それから、水を買っている水道企業団についても、そういったものができないかどうか今後お願いをしていくという部分がありました。

やはり、鎌数工業団地については、従来から企業誘致をする中においては大量の水を使う企業にはあまり適さないという部分も当初の中ではありました。そういった中で、特に食品加工という部分につきましては、県水であってもそれは直接は使えないと思います。結局は水道水という、食品ですので、水道水を使っていかなければならないという部分がありますので、先ほど市長が答弁したとおりの部分について、今後働きかけていくということになると思います。

水道水につきましては、市民のために安心・安全な生活用水として確保された水でありますので、どうしてもこの水を工業用水として使う場合には、やはり水道水の値段というのは市民の方が生活に使う値段としてあるわけですので、それを工業に使ったという分について、大量に使うからそれを安くするという部分については非常に難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） 課長の答弁でよくわかりました。

この旭市は、人間の生活に必要な水ということで十分よく理解をしております。そんな中で、この旭市にはそういう農業の農産物がありますし、また進出する企業がそういうのを、まず一番の問い合わせはそれで来ると思いますので、今後の検討ということでひとつよろしくをお願いします。

次に、地域性に合った企業誘致。

先ほど市長がおっしゃっていましたように、2社からまた問い合わせ等があるということでございます。今後とも一般の企業の進出というのは、この旭市におきましてはだいたい都心から1時間半あるいは2時間ということで、先ほど交通アクセスのこともおっしゃっていましたようにちょっと遠いということと、軽工業というのはもうほとんどが海外に進出するというところがございますし、またハイテクのはるかの企業はまた違うほうへ行ってしまうということで、どうしても考えますと、やはりこういう農産物あるいは食品絡みのあれが今後

も予想されるわけですので、その辺をやはりPRしながらあの辺を一つの首都圏の台所としてこの旭市の名声を高めるためにも、農産物加工のほうの企業にもっともっと力を入れていただきたいなと思いますけれども、その辺のお考えはどのように考えているのでしょうか伺います。

議長（向後和夫） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 地域性に合った企業誘致ということでございますけれども、これにつきましては、確かに平成19年までは企業の鎌数工業団地の問い合わせというのは約50件ぐらいありました。その内訳としては、具体的な進出をしたいという部分も9件ぐらいありまして、現地案内を含む企業の来訪という部分も18件、そのほか問い合わせも24件という部分があったわけでございますけれども、昨年10月、こういった経済危機という部分があったから、本当に1件あるかないかというふうになってしまいました。

そういうときこそ、今お話にありました地域性に合った企業誘致ということで先ほど市長が申しあげましたけれども、旭市には農畜産物は何でもあるという部分がありますので、そういうものを生かしながら企業誘致を進めていきたいと。

もう一つには、先ほども言いましたけれども、中央病院という大きな病院もありますので、そこに関する医療・福祉関係、そういう部分について特に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） それでは、最後の空き店舗の活性化支援について伺います。

先ほど市長の答弁の中で、空き店舗はだいたい149店くらい現在あるということでございまして、これはなかなか、先ほど私が冒頭で申しましたように、国道沿いの大型店に市内のお客様が集客されてしまうということで、毎年毎年空き店舗が増えているのが現状だと、このように思っています。

そんな中でも、一つでも二つでも市民の皆さんが明るい希望を持てるような、また大きくお金のかからないで店舗を出せるような、そういう施策はあるのでしょうかと申して質問しているんですけれども、この間、9月1日号ですか、千葉日報の新聞に八街市のやはり空き店舗の活性化支援のニュースが出ていまして、これは今回、国の経済対策事業の一環でございまして、ふるさと雇用再生特別基金の助成でこのお店を出しましたということが書いてあ

りました。

これは課長、どのくらいの金額が出るものでしょうか。まず、その辺を伺いますので、よろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 商業については、にぎわいのある商店街の再生ということで、難しい問題でございます。その中で特に空き店舗対策、かなり全国的に空き店舗が増えているという状況でございます。

そこで、国のほうも、直接空き店舗ではございませんけれども、ふるさと雇用再生特別基金という雇用の基金でございますけれども、地元の人を雇用した中で引き続き実施できるような、将来的に継続してそういう事業ができるようなという部分の中での事業を考えている部分もあります。これについては八街市が実施しているわけですが、これについては3年間の事業ということで、21、22、23年度事業、その事業に3年間に限りという部分であります。あくまでも、雇用再生という部分が中心になっております補助事業でございますので、これ3年間と。

これについては、基本的には上限的なものという部分にありませんけれども、今申し上げたように、3年たっても持続性がかなう、そういう事業でなければならないというふうになっていきますので、こういった中においては1,000万円という部分もありますし、八街市の場合1,400万円、2年目、3年目が1,700万円。その半分以上が人件費と。結局、雇用を中心に考えた中で、空き店舗用の対策をしていくという状況でございます。

以上です。

議長（向後和夫） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） どうもありがとうございました。

そのように、いろいろ国の活用資金とかをご利用してやれば、またいろいろないいい方策もこれから見出せるんじゃないかと。

それと、空き店舗の中でやはり地元の皆様方にいろいろ、今例えば海上のかあちゃん市の皆さんとか、あるいは旭市の琴田の直売所ですね、そういう皆さんもいろいろいっぱいいらっしゃいますので、特に旧商店街というのは間口が狭くて、毎日毎日大勢人が押し寄せて来るようなことはお客様は考えづらいものですから、例えば、かあちゃん市の皆さんが軽4で3台くらい荷物を入れまして、ローテーションで、新鮮なきょうは野菜、じゃ次はこの加工

食品とか、いろいろのローテーションを組み合わせながらやって、それでこの地域の皆さんが地元の生産者の皆さんとまた顔を合わせながら、コミュニティを図りながらやっていける、そういう施策も私はよろしいかと思えますけれども、そういうお考えはあるのでしょうか。ひとつよろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 今、農業の関係の中で空き店舗を活用したらという話だと思えますけれども、一つここで、空き店舗対策についてちょっとお話ししたいと思います。

今、商工会の中に、市街地の活性化委員会という組織を立ち上げてございます。これにつきましては、平成18年に商工会が合併をしまして、その中で空き店舗が多いと。中心の商店街、それから既存の商店についても空き店舗が多いということの中で、うちのほうをお願いしまして、空き店舗対策を実施していただきたい。それが少しずつ実を結んでいるという状況でございます。

一つには、活性化委員会の中で、今空き店舗4店舗についてチラシ新聞折り込みを出してございます。これはご存じだと思います。その中で、今2件が入居に向けて手続きをしているところでございます。

こういった商工会が中心になって、商業の活性化をしていくという部分が一番望ましい形だというふうに考えております。当然、市のほうにつきましても、こういった取り組みの中で市としてどのような支援ができるのか検討してまいりたいと、バックアップしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（向後和夫） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） 今、課長のお話、よくわかりました。商工会と手を取り合って、少しでもこの旭市に活気を見出そうという意思が伝わってきました。

そういうわけで数多くの、40を超える店舗があるということでございますので、一つ一つ埋めていくような、そういう気構えでひとつこれから市の活性化ということに取り組んでいただきたいと思えます。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（向後和夫） 平野忠作議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 59分

再開 午後 1時 0分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

向 後 悦 世

議長（向後和夫） 引き続き一般質問を行います。

続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（6番 向後悦世 登壇）

6番（向後悦世） 6番、向後です。

9月定例議会において、一般質問をいたします。

去る8月30日に衆議院選挙があり、民主党が圧勝し、16日には鳩山総理が誕生するようですが、我が旭市でも7月に市長選挙があり、激戦を勝ち抜き、明智市長が誕生しましたこと、お祝い申し上げます。

市長は、選挙において市民の皆さんに夢の持てる約束を多くされましたが、まだ就任1か月と日も浅いので、私は、市長が市民の皆さんに約束されたことを中心に4点ほど質問をいたします。

市長の政治姿勢についてであります。

（1）来年度予算編成について、市長の基本的な考えについてお伺いいたします。

市長の意気込みに大いに期待しておりますが、来年度予算編成に当たり、市長の胸のうちには、明智カラーを出すために新規事業を考えていますか。

また、何を優先して取り組むか、予算編成方針を伺います。簡単で結構でございます。

（2）各事業や人件費の見直しについてお伺いいたします。

下水道事業や公園整備は、一時中止か縮小か、どんな見直しをするのか。

また、人件費については、給料引き下げか、人員削減か、機構改革か、市長の考えをお伺いいたします。

（3）飯岡中学校の建設についてお伺いいたします。

市長は、飯岡中学校建設場所について、ふれあいスポーツ公園をつぶして建設することを

見直す考えはありますか。

(4) 旧飯岡荘の経営についてお伺いいたします。

旧飯岡荘は観光のシンボルであり、拠点でもありました。新しい市になっても変わりはないものと思いますが、合併後わずか4年で高額な借金と赤字を作ってしまった。市長は、現状をどのように認識し、経営の健全化にどんな対策を考えておりますか。

再質問については、自席で行います。

議長(向後和夫) 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

市長(明智忠直) 向後議員の質問にお答えを申し上げます。

来年度予算の編成についての基本的な考えということで質問がありました。

私の基本的な来年度予算の編成につきまして、何点か今考えていることを申し上げさせていただきます。

今、向後議員からもお話がありましたように、政権が変わろうとしている中で、国の施策や動向に十分注意しながら的確な情報収集に努めて、これからの新年度予算、事業の取捨選択をしていきたいと考えております。

そんな中で、先ほども申し上げましたように、ハード面の整備はだいぶ進んできており、これからは市民一人ひとりが連帯感を持てる、心の通い合うきずなづくりの醸成がぜひ必要だと、そういうような強い思いがありまして、これからの新規事業、ソフト事業にも力を入れていきたいと、そんなふうに考えております。

また、市債を財源とする建設事業については、厳選を行い、必要最小限の発行となるように努め、交付税措置の低いものは極力発行しないよう抑制して、実質公債費比率を下げたいと思います。

合併による国の財政支援の終期を見据えながら、行財政運営の効率化・スリム化をさらに進めていきます。旭市総合計画や旭市行政改革アクションプランに掲げる施策を着実に実施していきたいと思っております。

合併の効果や財源などを最大限に生かし、緊急度、重要度の高い施策に優先的に取り組んでいくとともに、事業の見直しも行っていきたいと思っております。

財政健全化判断比率の4指標を念頭に置き、徹底した無駄の排除を行い、財政の健全化に努めていきたいと思っております。

また、優先順序というような話もありましたけれども、今、継続事業をやっているということは、一刻も早くその継続事業を終わらせるという努力をしていきたいと、そんなように思います。

また、旭市民が全体が一堂に集まって交流を図れる、意思の疎通を図れる、そういった事業にも着手していきたいと、そんなふうに考えています。

次に、各事業や人件費の見直しについてであります。平成19年から始めました総合計画、基本構想、前期基本計画であります。それに基づいた事業の完成をまず目指していきたいと思っております。

今後につきましては、基本構想に基づき、「自立・共生・協働によるまちづくり」を基本理念に、財政状況や市民ニーズに照らし合わせて、スピードアップしてやる事業、今後検討して行う事業を振り分けながら、今後の後期基本計画の見直しを行ってまいります。

また、人件費の見直しについてであります。合併後4年が経過する中、職員の削減が進み、人件費が抑制されてきております。今後も、財政健全化のため、次期定員適正化計画を策定し、適正な職員配置に努めるよう努力いたします。

また、人事院勧告なども受け入れながら、かなりの削減が図られている現状であります。今後とも、適正な見直しを進めていきたいと考えております。

飯岡中学校の建設についてであります。飯岡中学校の建築場所につきましては、平成20年10月21日付で、飯岡中学校校舎建設委員会より飯岡中学校新校舎建設に関する要望書が市長あて提出されております。要望内容としましては、建設候補地を飯岡支所西側、ふれあい公園付近で、約4万5,000平米の用地としております。面積の根拠は、海上中学校と同規模としております。

その後、本年3月23日に開催された第3回飯岡中学校校舎建設委員会に教育委員会庶務課が説明に出向き、要望付近の3案を提示し、協議していただいたところであります。協議の結果、ふれあいスポーツ公園の一部と西側を加えた案が最適であろうとの結論をいただきました。

翌24日に、前市長及び前副市長は、会議結果の報告を受け、委員会の意見を尊重し、以後の事業計画を進めることといたしました。

また、本年6月の議会定例会会期中に開催されました文教福祉常任委員会において、現地の視察を行い、委員全員に説明させていただき、ご理解を得られたものと聞き及んでおります。

今後は、ご理解いただきましたこの案に基づき事業を進めてまいり所存でございますので、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

次に、食彩の宿いおかについてであります。今後の国民宿舎事業についてであります。私も国民宿舎の今の位置、旭市において数少ない観光資源の拠点として旭市にとっては大事な宝物だと、そんなふうを考えているところであります。今後も運営委員会の意見を伺いながら、利用者のニーズに合ったコンセプトの見直しや経営改善を行い、観光の拠点施設としてあらゆる活路を模索しながら進める考えでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

(発言する人あり)

議長(向後和夫) 市長。

市長(明智忠直) 現状の把握でありますけれども、昨年の12月にリニューアルが完成しましてまだ10か月というような段階の中で、リニューアルの費用もかなりかかったということもありますし、現状、今年も夏期観光全般に天候の悪いような状況もありまして、少し赤字が膨らんだのかなと、そんなような考えはしておりますけれども、まだ10か月というようなことの中で、これから運営委員会の皆さん方、そしてまた支配人、そして職員の皆さん方のお力を最大限生かしながら経営改善に努めていきたいと、そんなように考えておるところであります。

議長(向後和夫) 向後悦世議員。

6番(向後悦世) では、(1)の来年度予算編成の基本的な考えについては、理解しました。

(2)の各事業や人件費の見直しについて再質問させていただきます。

市長は、就任から1か月が過ぎ、各事業は一通りの説明を受けたと思いますが、見直しについて事務方に何らかの指示をされましたか。また、現状はどんな取り組みをしていますか、伺います。

議長(向後和夫) 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長(明智忠直) ご指摘のように、事務方といいますが、各課とヒアリングといいますが、事務の引き継ぎあるいは懸案事項の引き継ぎ、今後いろんな部分での事業の展望、そういった部分は詳しくいろいろな面で打ち合わせをいたしました。

見直しにつきましても、先ほど来、話がありましたような公園事業とか下水道事業、いろ

んな部分で、県から、国から交付金があるという中で事業をやるということだけではなくて、やらないような、我慢をするような努力もしてほしいというようなことも申し上げまして、そういった部分で各事業について見直しをしてくださいというようなことも申し上げたつもりであります。

現在の事業につきましては、継続して今年度事業を3月に予算をやりましてやっているわけでありまして、それは継続事業ということの中できちっと予算案に見合った事業はやってもらいたいということは、各課に申し上げました。

以上です。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 市長の今の答弁だと、我慢することも大事だとか、確かにそういう部分、自分もあると思いますし、財政の健全化のため見直すということですから、市長自らも取り組むことでしょうか、各課や幹部職員の見直し、見直しチーム等、手法はいろいろあると思いますが、私は、内部とは別に専門的な知識を有する外部の方々のチェックを受けることも大事だろうと思いますが、市長の考えは。

また見直し後、見直し箇所数や結果について市民の皆さんにわかりやすく公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 事業の見直しあるいはまた進捗状況、そういった部分の中で外部からの監査といいたいでしょうか、そういった部分を入れたらという話がありますけれども、今旭市には監査委員2名おいでであるわけでありまして、その監査委員の皆さん方のご意見を聞きながら事業遂行を進めていきたいと、そんなふうになら考えているところであります。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 今、市長が、外部からの有識者と自分が申しましたのは、監査委員じゃなくて、やっぱりそれこそ見直すためにはそういう専門的な知識を持った、また市の課長さんらとか、いろんな人材がチーム化して何人くらいのメンバーが適正で、どのような、見直し作業をするのにはどういう形が一番理想的だと考えているのか、市長にお尋ねしたいわけでありまして。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 貴重な意見だと思います。そういうことも十分踏まえながら、執行部で相談をしながら今後対応していきたいと、そんなふうに考えておるところであります。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） では、（3）の飯岡中学校の建設について再質問させていただきます。

前市長は、私の質問に対する答弁で、つぶした公園はきちりと造りますと言っていますが、造るとすれば、つぶす前に造ることが当たり前であると思いますが、市長は順序としてどちらが先と思いますか、伺います。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 飯岡中学校の用地については、いろいろと地元の皆さん方の不満もあるやに聞いておりました。そんな中で、教育委員会の庶務あるいはまた学校教育課、いろんな部分でお話を聞かせていただきまして、現在の計画どおり進めるということが一番いいのかなというような、私もそういう今思っていますし、ふれあいスポーツ公園ですか、つぶされる前にちゃんと造って代替をしておくというような部分も、今の段階ではまだ事業も始まっていませんし、飯岡中学校のグラウンドですか、かなり広い面、今ありますし、野球やっていたり何かする所もかなりありますし、そういった部分の中で事業進行の中でそういった部分は考えていきたいなど、そんなふうに考えているところでもあります。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 今の市長の答弁ですと、飯岡中学校の建設と同時に、並行して飯岡中の第2グラウンドをスポーツ公園として建設するということがよろしいでしょうか。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 今の飯岡のふれあいスポーツ公園ですか、あの部分がどれだけ実際に減らされて、どれだけの運動量が少なくなるのかという部分もまだはっきり私にはわかりませんし、そういった部分も含めながら、とにかく飯岡中学校の建設が今耐震の問題、あるいはまたいろんな部分の中で第一的にやらなければならないことだと思っておりますので、飯岡中学校の建設に向けて事業を進めていきたいと、そんなふうに考えているところでもあります。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） そうしますと、ふれあいスポーツ公園は3万3,000平米でしたと思いますが、第2グラウンドは平米数、市長、把握していますか。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 中学校のグラウンドの面積については把握しておりません。大変申し訳ありません。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） それでは、（4）の食彩の宿いとおかについてお尋ねします。

前市長は、きちっとリニューアルして飯岡の観光の拠点として活用ができるように整備したと答弁しましたが、実際には、雨漏り等、緊急に修理する箇所が何か所も残っているようだが、それできちっと整備したことになりますか。

市長はマニフェストで、パークゴルフ場とリンクして、食彩の宿いとおかや地元商店の収益を上げる工夫をしますと公約しましたが、どんな工夫ですか、お伺いいたします。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、飯岡荘、地理的にも景観的にも非常に旭市の観光資源としては特筆すべき地点だと私も認識しておるところでありまして、その所を交流の拠点として交流人口の増加を図っていききたいと、そういう思いが強いわけでありまして、リニューアルした後の不整備な点、多かったと聞いておりますけれども、早速この間も飯岡荘へ行って現場を見させていただきました。

そんな中で、今の支配人、そしてまた運営委員会とも協議をしまして、今回の補正予算にも計上いたしまして、速やかにそういった部分を補修しながら、これからも交流拠点として、観光拠点としてやってもらいたいと。

特別の今の段階で飯岡荘、物すごいにぎわいを、交流を広めるということのスペシャル的な考えはないわけでありましてけれども、運営委員と支配人と相談しながら今後運営していきたいと、そんなふうに考えています。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 市長も急には何かお客さん増やすようなことはできないけれども、何かやるべき工事はやるということで、観光の拠点に考えてくれるということですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、リニューアルの内容が飯岡の観光にマッチしているか、リニューアルし、収容人員が半減し、料金は倍になり、単純計算すればつじつまが合うかわかりませんが、お客さんが

思ったように来ればの話で、現実には地域の実態を無視して改修したからだと思いますが、市長は健全化するために財政支援をする気がありますか、伺います。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 健全化のために支援はできるのかということでありまして、当然、今、市立のそういった施設でありますので、これは議員の皆さん方のご理解をいただきながら、どのくらいまで支援できるのかという部分はきちっと相談をしながらやっていかなければならないことだと、そんなように思っております。

議長（向後和夫） 向後悦世議員。

6番（向後悦世） 市長の前向きな取り組み姿勢、何か今自分も、確かにそういう部分は急いでできないこともあるし、できることから一つずつ問題点解決していただかなければならないと思いますし、また若干名称とかなんか、いろんな何かわかりづらくなっちゃったとか、また料金等についても何かいろいろ最近のニーズに合っていないとか、いろんな意見が幅広くありますので、もっと幅広く意見を地域に合ったような体質に改正する気は市長はありますか、ひとつ答弁願います。

議長（向後和夫） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 初めに、料金の関係でございますけれども、料金につきましては、市長が就任して早々に、8月14日に国民宿舎運営委員会のほうに料金の見直しについて諮問をしております。委員会のほうでは、当然諮問に基づきまして検討を行いまして、今改定といたしますか、値下げに向けて検討中でございます。

内容につきましては、条例上20%以下で料金を下げるというのは、ちょうどそれぐらいであればどうかということで諮問をしております。条例では30%の範囲内になっておりますので、市長の権限でできるということで、条例改正はしなくてもできるという状況でございます。検討の中身は、20%で先ほど言いましたようにどうかという内容でございます。

それから、名称につきましても、やはり委員の皆様からも意見がございまして、それらについては今後委員会のほうで検討を継続していくということになっております。

以上でよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

（発言する者あり）

議長（向後和夫） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

伊藤房代

議長（向後和夫） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（4番 伊藤房代 登壇）

4番（伊藤房代） 議席番号4番、伊藤房代です。

平成21年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は4点の質問をさせていただきます。1点目、福祉「子育て支援」について、2点目、地上デジタルテレビの実施に伴う補助について、3点目、住宅耐震診断について、4点目、子宮がん検診について質問いたします。

まず1点目、福祉「子育て支援」について。

（1）小学校の就学前3年間の子どもに対し、幼稚園・保育所等を無償化にできないか。

現在、少子化が進み、また働く婦人が増えています。今年の4月末に、子育て応援特別手当のために、就学前の3年間の子どもに対し、1人当たり3万6,000円支給を実施いたしました。次に、子育て応援特別手当として、第1子から子育て応援特別手当が支給対象となり、児童手当も、第1子、第2子は1人5,000円、第3子が1万円となっていました。2007年4月から乳幼児加算も始まり、ゼロ歳から2歳、月額1万円に倍増されております。

しかし、世界に目を向けてみると、欧米では、就学前の公費負担割合が7割から8割です。これに対して我が国は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の26か国中24位と、極めて低いのが現実です。何とか日本でも幼児教育の無償化ができないか。

また、旭市として幼稚園4園あり、また保育所21か所あります。将来の日本を担う子どもたちが伸び伸びと育っていけるように、幼児教育の無償化ができないか質問いたします。

2点目、地上デジタルテレビの実施に伴う補助について。

（1）ひとり暮らしの高齢者、また身体障害者への補助について。

平成23年7月より、地上デジタルテレビが実施され、アナログテレビは見られなくなります。現在、生活保護世帯への現物支給ということは打ち出されています。総務省の諮問機関である情報通信審議会が昨年6月に中間報告があると聞いておりましたが、中間報告ではどのような結論が出たのでしょうか質問いたします。

生活保護世帯への支給はわかりましたが、ひとり暮らしの高齢者、また身体障害者、NHK受信料全額免除世帯に対する補助、もしくはチューナーの取り付け費用等の援助はできな

いか質問いたします。

3点目、住宅耐震診断について。

(1)住宅耐震化の促進について。

先日も地震があり、近ごろは頻繁に揺れを感じるようになっていました。19年7月1日より、昭和56年5月以前に建築された木造住宅、店舗併用住宅に対して、耐震診断補助制度が実施されています。耐震診断は希望者が対象だと考えますが、現在はどのような進捗状況なのでしょう。

また、耐震診断の補助金は1棟当たり4万円で、尺平米ですと8万円ぐらいと聞いております。旭市として4分の1を補助すると聞いております。その後、耐震診断の結果、どうしても補強しなければならぬと決まった家屋に対する補助はできないかどうか質問いたします。

4点目、子宮がん検診について。

(1)2年に一度を毎年実施することができないか。

がんは、我が国において、昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況である。しかし、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であると考えます。

特に、女性特有のがんについては、検診受診率、低いところではありますが、現在は20歳から、子宮がん検診は2年に1回実施されることになっております。20歳から30歳代の若い女性は、子宮頸がんが増えていると聞いております。早期発見、早期治療という観点から、2年に一度ではなく、毎年、無料検診を行えないか質問します。

以上で1回目の質問を終わります。

議長(向後和夫) 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長(在田 豊) それでは、一番目の福祉「子育て支援」の中の保育所の無料化についてということでご答弁させていただきます。

保育料につきましては、世帯の課税状況に応じた階層区分によりまして所定の金額を負担していただいております。そして、所得の差によって差別をされることなく、保育を受ける権利が保障をされているところでございます。

当市におきましては、議員おっしゃられましたように、公立の保育所15、私立の保育園が

6、計21の認可保育所を設置しております。運営費につきましては、公立におきましては平成16年度から、国の三位一体改革の影響によりまして国庫負担金がすべて一般財源化されてきております。したがって、15の公立の保育所を設置している本市におきましては、その影響というものは強くなっておるところでございます。保育所を含め市全体の多くの事業へ、少なからずそれによって影響が出ておるといえると思っております。

したがって、運営コスト削減とともに、多様な保育ニーズ、それらを確保するために指定管理者制度を導入しまして、病後児保育等に対応できる、そういう体制を整えてきたところでございます。

現行の保育料につきましては、合併協議の際に決定をした保育料をそのまま据え置いてきておりまして、県内におきましても安い保育料となっております。子育て中の若年の世帯にとりましては保育料負担が決して軽くはないという、そういう認識は持っておりますけれども、保育料を無償化することに伴いまして新たに4億数千万円という、そういう財源が必要となってきますので、現在のところ無償化については極めて難しいという、そういう状況となっております。

このご質問でございますけれども、今後における国の動向、これらを含めまして幅広く検討されていくべき課題であるということをご認識しているところでございます。

以上です。

議長（向後和夫） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは私のほうからは、幼稚園の無償化のお尋ねについてお答え申し上げます。

旭市では、市内幼稚園に対しまして、運営助成のほか、幼稚園の就園奨励費などを支援を行っているところでございます。

お尋ねの無償化につきましては、ただいま文部科学省等で、その認識の高まりや少子化対策などの観点から検討をしていると聞き及んでおります。

今後は、国政に変化が生じたことから、その動静に注視をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 企画課長。

企画課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の2番目の地上デジタルテレビの実施に伴う補助につきましてお答え申し上げます。

最初のご質問の1点目であり、総務省の情報通信審議会の中間報告のご質問であります。

これにつきましては、受信機購入等の支援の実施方法に係る検討結果の中間報告、そういうことだと思われ、その概要でありますけれども、これにつきましては、地上デジタル放送受信者のための支援というようなことで、中身としましては、生活保護受給世帯のうちNHKとの受信契約が締結されている世帯に対しましての支援でございます。

主な支援の内容としましては、簡易なチューナーを支援するというようなことで、世帯に1台ずつ無償給付を行うということで聞いております。

さらに、戸建て住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯は、室内アンテナの無償給付、あるいはアンテナの無償改修を行う。

さらに、共同受信施設を利用している場合には、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額につきまして相当額を給付する。

以上のような内容というふうに聞いております。

あくまでも、支援の方法としましては、支援世帯からの申請に応じまして現物を給付させていただく。

実施の期間につきましては、平成21年度、22年度の2年ということで聞いております。

さらに、もう1点のご質問のひとり暮らしの高齢者、または身体障害者への補助ということでございます。

先ほどのような補助の中に、実はあくまでもNHKの受信料全額免除世帯、これに対して支援を行うというふうに聞いております。障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯、あるいは社会福祉事業施設に入所されている方々、こういうことで、こういう方々につきましては、先ほどありますように、あくまでもNHKとの受信契約を結び、全額免除を受けることが必要であるということ聞いております。

以上のような支援で、ひとり暮らしの高齢者につきましては、現時点では国のほうからは指示はいただいております。

以上です。

議長（向後和夫） 都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） ご質問の3点目、住宅耐震診断につきましてお答えをいたします。

この制度は、平成7年に発生をいたしました阪神・淡路大震災の被害の実態、このときには木造建築物に被害が多かったということ、これを受けまして、国は木造住宅の耐震化の促

進を図るために、平成18年に耐震改修促進法を改正したものでございます。

また、全国的に耐震化を推進するため、都道府県と市町村に対して、耐震化の促進について努力義務を課したところでございます。

議員のご質問にもありましたように、これを受けまして本市では、平成19年6月に木造住宅耐震診断費補助金交付要綱を制定をいたしまして、同年7月1日から施行しているところでございます。

この制度の内容でございますが、議員のご質問にもありましたけれども、補助限度額を耐震診断に要した費用の2分の1以内とし、その補助金を4万円と設定しているものでございます。内訳は、国が2分の1で2万円、県と市が補助率4分の1でそれぞれ1万円を補助しているものでございます。

実際に耐震診断にかかる経費につきましては、10万5,000円程度の費用がかかっておりますので、実質ではおおむね4割程度の補助になるものでございます。

ご質問のありました個人住宅の耐震診断の申請状況でございますけれども、平成19年度が2件、平成20年度も同じく2件でありましたので、これまでの累計では4件の補助となっております。なお、本年度は、これまでに申請はございません。

県内の状況であります。56市町村中28市で実施されておりますが、本市と同様に申請者は少ないという状況で聞いております。

次に、診断の結果、補強工事が必要となった場合におけるその改修費用への補助はできないかというご質問でございますが、これまで先ほども申しましたように、累計4件の物件の診断がありました。いずれも、その4件ともに耐震改修は必要であるという診断の結果が発表されています。補強工事の大小はあると思いますが、ただこれまでに実際には耐震補強工事を実施した事例はございませんでした。

何が原因なのか特定することはできないわけでありましてけれども、事実これまでも改修等に関する相談はほとんど受けていないと、このような状況でございますので、現時点におきましては新しい補助制度の創設は考えていないと、このような状況でございます。

なお、ちなみに県内では、56市町村中、東葛地方の13市で実施されておりますけれども、申請件数はかなり少ないと、このように伺っております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは私のほうから、4点目の子宮がん検診についてです

けれども、お答えさせていただきます。

がん検診につきましては、国のがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針が、平成16年4月の一部改正によりまして、乳がん検診及び子宮がん検診については年1回から原則として2年に1回行うものとするようになりました。この国の指針によりまして、旭市においては、乳がん検診について発症率等を考慮しまして毎年受診とし、子宮がん検診については平成20年度より隔年受診としたところであります。

子宮がん検診を2年に一度を毎年受診することができないかというご質問であります、受診方法は昨年変更したところであり、もうしばらくは国の指針に基づきまして隔年受診で実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目の福祉「子育て支援」については、ぜひ将来の日本を担う子どもたちが伸び伸び育っていけるように、ぜひとも無償化という部分では考えていただきたいと思っております。

次に、2点目の地上デジタルテレビの実施に伴う補助についての部分で、ひとり暮らしの高齢者についての補助というのは、今後お考えはありますでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（堀江隆夫） 今のご質問のひとり暮らしの高齢者への支援でございます。

実は、地上デジタルテレビへの普及の中でちょっと一番問題なのは、その部分よりも、実は市民の方が本当に一番理解されているのかなという部分があります。

そんなことで、総務省等の支援をいただきまして、来年1月に市内40か所程度で、総務省からの職員を呼びまして説明会等をさせていただき予定で現在進めております。その中で、こういう障害者の方あるいは高齢者の方、そういう方々に本当にこの制度の概要等につきまして詳しく説明する機会を作りたい。また、その会場では、個別相談にも応じていただくということになっております。

現在、ご質問のひとり暮らしの高齢者、ここにつきましては、現時点ではちょっと市では考えてはおらないのが現状でございます。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） そうしますと、例えば補助のことを考えていないということでもあります

けれども、無理であれば例えばチューナーの取り付け費用、作業に対するそういう援助というのは考えておりますでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（堀江隆夫） そういう作業等につきましても、ちょっとその部分等も含めますけれども、今一番ちょっと懸念されているのは、悪質な業者等が高齢者の方、特にそういう被害に遭わないような、そういう面も含めまして来年説明会等をやるわけですが、そういう改修等につきましても現時点では、ただ現在、他の市町村の事例等は把握をしておりますけれども、なかなか県内でもそういう事例もないというようなことで、またその点につきましては現時点ではちょっと考えてはならないということでございます。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 今現在ひとり暮らしの高齢者、または身体障害者への部分での補助というのは考えていないということでございますけれども、ぜひとも説明会やら、そのときにも結構ですので、補助の部分と、また取り付け作業、またそういう部分での援助をぜひこれからまた考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目の住宅耐震診断についてでございますけれども、先ほどご答弁いただきました。19年は2件、20年が2件、今年度はゼロということでございますけれども、延べにして4件ということでございますけれども、その部分での知らないというか、例えばご家庭への周知徹底、そういう部分ではどの程度ご家庭のほうへ周知徹底をされているのかお伺いしたいと思います。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えをいたします。

家庭への周知ということでありまして、先ほどご答弁しましたように、19年6月に新しい要綱をつくったわけですが、翌年平成20年3月に旭市耐震改修促進計画を作りました。同年20年5月に、このようなパンフレット「もしもの地震に備えて我が家の地震対策」と、こういったパンフレットを2万5,000部作りまして、全世帯に配布をいたしてございます。その際に、このパンフレットの中に耐震診断の補助要綱、こういったものを説明をここに付けて、全世帯に配布をしているところでございます。

ただ、実際には市内に、国の統計の推計値でありますけれども、潜在的に旭市内に木造の

住宅というのは約1万8,000戸くらいあるのかなと。このうち、昭和56年5月31日以前、つまり築後28年以上たっている木造住宅というのは、推計ですけれども約5,600戸くらいかなと、そんなような状況でありまして、潜在的にはかなりの戸数があると。

ただし、私どもとしましても、先ほど申しましたように、こういったパンフレットを全戸配布するなどして住宅の耐震化のPRに努めてきたと。結果としては申請が少なかったと、こういう状況で、その原因についてはこれから勉強したいと思いますけれども、やはり市民の安全を守るために住宅の改修必要でありますので、今後もPRに努めていきたいというふうに思っています。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） それから、その4件のうち補強しなければならない家屋に対する補助の部分でございますけれども、その辺のお考えは今後いかがでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほどご答弁しましたが、耐震の診断の件数は4件ということで、実際に耐震改修をしたという事例がないと申し上げました。県内の例も申し上げたんですけれども、やはり築後28年以上たつということになると、改修の大小というのはいろいろあるかと思っておりますけれども、やはり金額にいろいろあるのかなと。

先ほど、県内で13市が改修の補助を出していると申し上げました。平均見ますと、上限で約50万円、その上限の補助対象金額が150万円ということですから、3分の1の補助ということだとどまっていると。いわゆる、そこで100万円以上は必ずかかってしまうという状況ありますので、住民の皆様がそこに対して踏み込めないのかなというふうに今思っています。

今後も、やはり耐震化の必要性に対しては、住民意識の掘り起こしというのも非常に大事ではないかなと、このように思っておりますので、積極的にPRをしたい。申し上げますと、今年の旭市の産業まつりで建築士会と連携をしまして、一つブースを設けたいと今思っています。そこで、我が家の耐震診断というブースを設けまして、建築士の無料相談会、こういったものやってみたい。また、10月15日号の広報にも、これについては改めてPRをしたいと、このように考えています。

以上です。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） ぜひともPRをお願いしたいと思います。

そのときに、市としても補強に対する補助も考えているというようなことも、もし例えば多少なりとも補助を考えているようなことがあれば、もっと診断をしたいという方も出るのかなというふうには思うんです。その辺はいかがでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えします。

先ほどもPRのお話しさせていただきました。この2年間で4件という件数は非常に少ないと思いますので、これをやはり申請件数の動向の中で住民のご意向をお伺いしながら、また耐震改修に要する費用を市のほうで助成できるかどうか、これから検討していきたいと、このように思います。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） ぜひ、検討していただきたいと思います。今、地震が本当に多くなってきておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

4点目、次に移ります。

子宮がん検診についてでございますけれども、2年に一度で様子を見たいということでございますけれども、先日、今年度、子宮頸がん検診無料クーポン券と乳がん検診無料クーポン券の発行をし、それを配布している市町村もあるということでございますけれども、その辺は旭市としてのお考えはいかがでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 無料クーポン券の件ですけれども、旭市は今現在、無料でやっておりますので、市としては取り組んでございません。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） はい、わかりました。

そうしますと、やはりこの子宮がん検診についてでございますけれども、2年に一度ではなく、早期発見、早期治療という観点から、ぜひ毎年無料検診を実施できるよう強く要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（向後和夫） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時15分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

滑 川 公 英

議長（向後和夫） 引き続き一般質問を行います。

続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） 去る7月19日の市長選、当選いたしました第2代市長となられた明智新市長、大変おめでとうございます。今後4年間の旭市政の運営をよろしくお願い申し上げます。

お疲れのところ、いましばらくのお時間を拝借させていただきます。

第3回旭市定例市議会に一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

8月の衆議院選挙におきまして、自民党は歴史的大惨敗、民主党はこれも歴史に残る大躍進、政権交代が現実になりました。国民が変化を望んでいることの投票による結果だと思えます。今後の国政に期待と不安を持つ一人です。

これからの旭市政を明智新市長の選挙公約（マニフェスト）の中からお聞きしたいと思います。

マニフェストとは、皆様ご存じのように選挙公約ということで、具体的な施策、何を、実施期限、いつ、数値目標、予算を明示するとともに事後検証性を担保することで、有権者と候補者との間の委任関係を明確化することを目的とし、必然的に政権をとり、予算を制定し、行政を運営することが条件となります。

Aとして、市長のマニフェストについて。

今回市長は、六つの重要課題を掲げております。おのおのに3点ないし6点の政策が取り上げられております。多岐にわたり、26の政策です。その中で次の七・八点について、4年

間の財政的な裏づけと工程表をお示し願いたいと思います。

1 番目として、医療。中央病院の公設公営の中身。

市長は、絶対民営化にはしませんとおっしゃっております。しかし、議長就任中は、公設民営化を進めておりました。当然、中央病院が心配だからのことでしょう。今のままの体制で行くのか、それとも別な経営形態を公設公営の中で選択するのか。中身をお示し願いたいと思います。

2 番目として、産業政策。企業誘致、農家所得向上。

私は議員就任以来、企業誘致、トップセールスを言い続けてきましたが、7年間かなえられませんでした。新市長は、旧旭市時代、建設経済委員会の先輩議員でした。

鎌数工業団地は、千葉県の開発公社の工業団地ですが、我が旭市にあります。トップセールスと優良企業誘致について、また農家所得向上策の工程表を示してもらいたいと思います。同僚議員の一般質問にも市長は答弁しておられますが、もっと詳しく教えていただければ幸いです。

3 番目として、財政。実質公債費比率の削減。

20年度は、シミュレーションより改善し、前年度より0.6ポイント低下し18.6%となっておりますが、22年度以降、増加の傾向にあると思います。既に、イエローゾーンにある実質公債費比率を今後どのように18%以下にするのか、工程表をお示し願います。

4 番目として、福祉。子育て支援と少子化対策。

市長のマニフェストではおむつの無料化を述べておりますが、工程表をお示し願いたいと思います。

また、少子化対策の工程表もお伺いいたします。

5 番目として、安心安全。

生活道路の整備、地域特性に応じた下水道整備、ニーズに合った公園整備。それぞれの工程表をお示してください。

6 番目として、教育。教育環境の整備と教育内容の充実。

今回の補正予算で教育環境の整備が図られており、一端がうかがえますが、そのほかの整備、教育内容の充実についての工程表をお示し願いたいと思います。

Bとして、飯岡荘について。

飯岡荘は、飯岡地区市民の宝、観光旭市の宝だと思います。それが、合併後たった4年でお荷物に成り下がっているのではないのでしょうか。合併で持ち越しの7,000万円からの建設

改良資金がなくなり、20年度だけで4,000万円の赤字、累積赤字は5,414万円なんて、何でもこのような状況になったのでしょうか。徹底的な検証が必要だと思います。建設改良資金7,000万円、大改修資金2億7,000万円、運転資金2,000万円、トータルで3億6,000万円から税金を投入した飯岡荘ですから、はっきりとした市長の考えをお示してください。

合併時の建設改良資金の用途は、どのようになっていたのでしょうか。

2番目として、大改修は新市建設計画にあったのでしょうか。

3番目として、どのような目的で大改修をしたのでしょうか。

先ほども同僚議員のお答えにございましたが、飯岡荘の今後の展望については市長はどのようにお考えなんでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。あとは自席で行いますので、よろしく願いいたします。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、マニフェストについていろいろお話がありました。マニフェスト選挙というのは、2003年に国政選挙から行われまして、2007年に地方の首長の選挙というようなことの中でも取り上げられるようになってまいりまして、今はマニフェスト、公約といいたいでしょうか、そういった部分の中での選挙戦ということでありました。

私も、先ほどのお話がありましたように、26の細目にわたって目標を立てて、みんなにお訴えをしまいたったわけでありまして、その一つ一つの工程表といいたいでしょうか、財源の裏づけ、そういったものはまだ市長になっていないというようなこともありまして、きちっとした工程表、財源の裏づけという、そういったものではなくて、最大限4年間でやろうとしている努力目標として掲げたつもりであるわけでありまして。

そういった中で、幾つかお尋ねがありました。中央病院の公設公営の中身ということになります。

先ほど滑川議員からお話がありましたように、昨年議長という立場で、公設民営を進めていた一人ではないかというような話がありましたけれども、まず最初にお断りしておきたいと思っておりますけれども、昨年の議長職というような立場の中で検討委員会が設置されまして、議会の代表として議長と公営企業常任委員長がそれに出席するということがあったわけであ

ります。最初から公設民営の推進委員として出たというようなことは毛頭そういう記憶がありませんので、そこのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

検討委員会の中身を見ていただければわかりますけれども、民営化の推進ということは一言も言っていませんし、議会に理解が得られなかったら、この検討委員会で幾ら検討しても、そういった方向になるということは保証できないという発言を何度かしているわけでありまして、議会の立場として十分検討委員会の中でも主張してきたつもりでありますので、その辺もよろしくお願いをしたいと思います。

公設公営といいます中身といいますか、そういった部分につきましては、選挙中にも申し上げましたように、これまで55年開設以来、中央病院は一回としても赤字を出したことがないわけであります。それだけ、初代の院長、そしてまた歴代の院長、あるいはまた事業管理者、職員の皆さん方、そしてまた市民の皆さん方のご協力の中で、そういった部分の先人の皆さん方の大変な努力の中で黒字経営をしてきたわけであります。今この時期に、公設民営ということはとるべき経営形態ではないと、そんなふうな中で公設公営ということを堅持していきたいと、そんなふうな今考えているところであります。

経営形態につきましては、地方公営企業法全適を今までどおりやらせていただきまして、事業管理者の力を最大限活用していきたいと、そんなように考えているところであります。

2番目の質問であります産業、企業誘致についてであります。

先ほど議員のほうから質問がありました。重なるようでありますけれども、お答えをしたいと思います。

あさひ鎌数工業団地、通称あさひ新産業パークへの優良企業の誘致は、税収や雇用の場が確保され、本市の産業経済の発展につながることから、今までの政策を踏襲して企業誘致に全力で取り組みたいと考えております。

平成20年度末のあさひ新産業パークの未分譲面積は29.7ヘクタールあり、今後の企業立地強化の取り組みとして、自らが先頭に立ってトップセールスを展開し、また専従班的な班も作りたいという気持ちもありますけれども、そういった部分で地域経済の振興を図っていきたい、そんなように思っているところであります。

本市を中心とした地域の立地環境を考えると、全国的にも有数な農畜産物の生産地でありまして、最近の企業誘致、農畜産物の関連した企業であることから、今後とも本市の特性に合った食品分野への企業誘致に力を入れていきたいと思っております。

また、本市は、全国でも有数な診療人口を擁する旭中央病院もあることから、医療福祉関

連企業の誘致も努力していきたいと思ひます。

このような立地環境のもと、本市のすばらしさを生かし、県土地開発公社、あるいはまた県とも連携しながら、優良企業の誘致に積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

次に、農家所得の向上を図るためにどんなことをやっていくのかということですが、農産物の価格をめぐる状況は、人口の減少や食の多様化による需要の減少、さらにはガット・ウルグアイ・ラウンドに端を発した農産物輸入の増大など、大変厳しい状態であります。そんな中、農家所得の向上を図るには、経費の縮減と安定した価格での販売が不可欠であります。

そこで、経費の縮減については、スケールメリットを出すため、大区画ほ場整備事業を実施しているところであります。今後は、平成22年度に採択を目指している飯岡西部地区（受益面積146.6ヘクタール）と、その後に谷町場地区（受益面積約100ヘクタール）の2か所を計画しているところであります。

また、やる気のある担い手への農地利用集積も積極的に進めてまいります。

生産性の向上や労働力の削減のための施設や機械の導入に対する助成として、「園芸王国ちば」強化支援事業等を積極的に導入し、農家のコスト削減に支援してまいります。

安定した価格での販売のためには、旭市の農産物を消費者にPRする各種取り組み（トップセールス、見本市商談会、農業体験を織り込んだ交流事業）や市場や種苗会社と連携した新たな作物の栽培に対する支援（ベンチャー農業支援事業）を実施していきます。

また、農業者自らがこだわりと自信を持って栽培し販売するブランド化のような取り組みに対しても、積極的に支援していききたいと思っております。

さらに、ほ場整備事業により乾田化が可能になった水田では、水稻のほかに裏作の実施等も考えて研究していききたいと思ひます。

また、今年度実施いたしました飼料米への助成や稲わら等の有効利用についての支援も、積極的に取り組んでいききたいと思ひます。

これらのさまざまな面からの取り組みにより、農家所得の向上が図れればと考えているところであります。

次に、実質公債費比率の削減についてであります。

実質公債費比率は、財政健全化判断比率の一つで、市の公債費の状況を把握する大切な率であると理解してあります。市債の借入額が増加していかないように、また市債の借り入れについては、交付税算入のある有利な起債を活用するとともに、利率の高い市債の繰上償還

などを行うなど、実質公債費比率を下げしていく方向で努力していきたい。

また、毎年作成する公債費負担適正化計画により、実質公債費負担の適正な管理に努めていきます。

なお、21年度は18.6%と、20年度の19.2%に比べて0.6%下がり、幾らかではありますが、財政の健全化が図られました。

次に、子育て支援と少子化対策であります。

少子化対策としましては、これまでさまざまな施策を行ってきました。私が思うに、少子化の原因の一つに育児負担があると思われます。育児負担を軽減するとともに、社会が子育てしやすいような環境にするよう整えていくことが少子化対策としての一つだと考えておる次第でございます。

具体的には、育児休暇や医療費補助、一時保育、延長保育、病後児保育等の保育サービスの拡充による間接的な支援とともに、子育て支援センターや集いの広場など、子育てする親御さんへの応援や子育て家庭における経済的負担を軽減するため、直接的な支援を行ってきたいと考えております。

お尋ねのありました3歳までのおむつの無料化につきまして、担当の事務方とも詳しく相談をいたしました。やはり、この無料化ということにつきましては、かなり経済的な財政負担がかかるわけでありまして、その分、即対応しきれなのか、何年ぐらいかかってやれるのかと、今事務サイドで詰めているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

次に、生活道路の問題につきましては、私も生活道路は、狭隘な部分でも毎日通う部分は舗装させていきたい、そんなふうを考えているところでありまして、詳しくは課長のほうの答弁をお願いをしたいと思います。

次に、地域特性に応じた下水道整備ということでご質問ありました。

平成23年度を目標としておりますJR旭駅を中心とした事業認可地域202ヘクタールについては、三・四年間期間を延伸して実施する予定で今おるところであります。

なお、期間延伸後の整備計画については、地域の要望やその時点での財政状況等を見きわめて判断したいと考えておりますが、一つの区切りだなど、そんなふうにも思っているところであります。

次に、ニーズに合った公園整備でご質問がありました。

今までの議員の皆さん方からご質問がありました。繰り返しになると思いますが、現在整

備中の公園、袋公園、文化の杜公園、下宿ふれあい公園、これは平成22年度をもってすべて整備を終える予定であります。これにより、総合計画で掲げる市民の満足度、充実度は、ともに一定の目標を達成できるものと判断しております。よって、平成22年度を一つの区切りとしてとらえ、新たな公園整備は一たん終了したいと考えております。

しかしながら、市内にはそれぞれ特性を持った公園が整備されております。今後は、市民のニーズに沿った形で、利用方法なども含めたいろんな方面から検討して施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、飯岡荘の今後の展望ということであります。

先ほど向後議員からお話がありましたように、リニューアルして10か月であります。リニューアルにつきましては議会でも承認をいただいて、そのリニューアルの予算は通っていたわけでありました。その中で、リニューアル後10か月の中での生産性ということでは、幾らか予定より悪いのかなと、そんなふうに思うわけでありますけれども、今後いろんな方々の知恵、そしてまた情熱をいただきながら、この旭市の観光資源、大変貴重なものでありますので、この飯岡荘を充実発展させていきたいと、そんなように今考えているところでありますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁を終わります。

議長（向後和夫） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） それでは、生活道路の整備についてお答えいたします。

生活道路の整備については、各地区からの要望をもとに、地域バランス及び地域事情、整備後の効果を考慮し、計画的に実施してまいりたいと考えております。

また、狭隘道路につきましても、整備の状況により拡幅が困難な場合は、旭市狭隘道路取扱要綱により実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課から6番の教育の中の教育環境の整備という点でお答え申し上げます。

教育環境の整備でございますけれども、学校のいわゆる校舎、屋内運動場等の耐震化並びに改築事業等についてお答え申し上げます。

平成20年度末で89.04%という耐震化率、これを平成23年度、前期の基本計画内で100%にしたいという考えがございます。本年度、来年度につきましては、中央小学校の北校舎並び

に矢指小学校の校舎の二つの校舎を改築したいということと、今回補正をお願いしてございます第一中学校の屋内運動場につきましても、ご承認がいただければ本年度、来年度の2か年で屋内運動場の改築をしたいという考えでございます。

それと、飯岡中学校につきましては、22年度、23年度の2か年で、校舎並びに屋内運動場の整備をし、翌24年度に屋外運動場の整備をして、すべての学校につきまして耐震化になるという計画であります。具体的には、23年度をもって100%の耐震化率で、24年の飯岡中学校の屋外運動場をやって、すべての小・中学校の施設については万全を期すと。その後は、後期の計画の中でそれ以外のものについて整備ができればなど、そんな考えであります。

以上でございます。

議長（向後和夫） 学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） 学校教育課のほうから、教育内容の充実というご質問についてお答えを申し上げたいと存じます。

本市では、新しいまちづくりの主要課題の一つといたしまして、次代を担う子どもたちの育成を挙げ、その課題に対応すべく教育委員会では、心身ともに健康であり、新しい社会に適応していくための能力や個性、さらには創造性を伸ばすための教育を重点に備えた施策を講じているところでございます。

学校は、楽しく、自己実現のできる場でなければなりません。また、毎日の授業の充実に向けて努力をすることが、子どもたちの将来に向けての大きな教育力の醸成になるものと考えております。

そういった中、学校教育の不易と流行というような観点から、さらなる研修、これは子どもたちの教育の充実に向けての研修をさらにしっかりと行い、毎日の授業に生かしてまいりたいと存じます。

また、地域の特性を生かした学校経営におきまして、特に体験活動、学校行事の計画、地域の人材を生かした授業の充実等、地域の教育力を生かして地域社会と連携・協力した教育活動に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（向後和夫） 国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） それでは、私のほうからBの飯岡荘についての1、2、3についてお答え申し上げます。

初めに、1番目の回答になりますけれども、建設改良資金の用途については、合併時から

20年までに起債対象外の設備や備品等で約7,000万円の支出をしております。

2点目の回答になりますけれども、新市計画には、主要事業の概要の中で、国民宿舎の整備及び宿泊施設の充実をすることが主要事業の概要となっております。

続きまして3点目の回答になりますけれども、平成15年から平成17年度の間に経常利益はあるものの、平成15年から平成17年度の間に利用者が減少したため、経営診断を実施し、施設の維持・継続をするためには、利用者のニーズに対応した施設の改修が必要であるとの結論に至り、改修工事が行われたものと思われま。

以上でございます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 新市長にとりましては、誠に率直な意見をいただきましてありがとうございます。4年間の中で、きょうおっしゃられたことは確実に実行していただきたいと思えます。

その中で、財政のことなんですけれども、近隣の市町村の実質公債費比率はどのようになっているのかお示し願いたいと思えます。

議長（向後和夫） 財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 20年度決算に基づきます近隣の市町村の数値ということで、これはまだ実際に県のほうで発表されてはならないんですけれども、うちのほう手元でいただいたものがございましたので、ちょっとご報告させていただきます。

匠瑳市15.4%、銚子市13.6%、香取市12.0%、この辺でよろしいでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 医療に戻るんですけれども、東総地区医療連携協議会の市長としてのスタンスはどのように考えておるのでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 今、お尋ねの東総地区医療連携連絡協議会でありますけれども、私も昨年、議長という立場の中で1回出させていただきました。東総地域の医療関係の皆さん方が集まって、東総地域の医療はどうしたらいいのか、連携はどうしたらいいのかというようなことの中でありましたけれども、発言の中では、昨年は銚子市立病院の話題だけでありまして、ほかには話題がありませんでした。

そういった中で、やはりきちとした連携というものを、各出席者が腹を割って話せるよ

うな会議にしていってもらいたいなという思いが率直ありました。そういったことであります。

議長（向後和夫） 滑川議員、質問は順番にひとつお願いします。

滑川公英議員。

8番（滑川公英） 福祉に、4番目ですね。

健康保険証を発行されない家庭、多分国保税の滞納者だと思うんですが、その家庭に対する、例えば児童の新型インフルエンザの感染者に対する行政の対応というのはどのように考えておるのでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（花香寛源） それでは、保険証のことで、いわゆる資格証のことだと思います。その辺で対応はどうかということですので、自分のほうからお答え申し上げます。

新型インフルエンザのことでよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

保険年金課長（花香寛源） 資格証明書の世界で新型インフルエンザが発症した場合の取り扱いについて、これは、厚生労働省からあらかじめ通知がまいっております。その内容を申し上げますと、感染拡大を防止する必要性から、該当者が発熱外来を受診し、資格証明書を提示した際には、医療機関のほうでその資格証明書を一般の被保険者証とみなして取り扱うということになります。

これは本人が被保険者証を切りかえるべく市町村窓口へ行くということは、いわゆるさらなる感染が危惧されるのではないかという考えから、未然に防ぐための対策として特別に行われるものであります。

以上です。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 短期保険証の園児とか学童、生徒の家庭数とは、どのくらいあるんでしょうか。

それと、それに対する、これがもし発行されないようであれば、少子化対策にもだいぶ影響されると思って今質問したわけですが。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（花香寛源） 子どもたちに限らず大人たちも新型インフルエンザ等がかかった場合に、資格証の家庭、これは短期証の家庭も同じですので、すべていわゆる本人負担は医療費の10割にならず……

（発言する者あり）

保険年金課長（花香寛源） すみません、世帯数ですね。すみません、失礼しました。

保険証の交付の関係ですけれども、現在の世帯数については1万3,478世帯で、いわゆる資格証の世帯数については510世帯です。あと、1か月、3か月、6か月の短期証については、1,597世帯。

以上です。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） ということは、子ども、要するに園児とか学童、生徒についても、また新型インフルエンザについても、医療費については不自由なく、皆さんと一般の1年間通してできる健康保険証と同じように診察していただけるということですね。はい、どうもありがとうございます。

公園整備につきましては、合併前、合併後の市民アンケートでは一番関心がない項目に属していましたんですが、結構この4年間でだいぶ充実しました。

そういう中で中学校跡地、それから、これから起こるであろう中学校跡地はどのような計画を持っているのか。これは、前回の一般質問でもしたんですが、はっきりしたお答えが出なかったんで、新しい市長になりましたから、ぜひその辺のことをお聞きしたいんですが。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 今、実質的に中学校、小学校の運動場の跡地というのは、私の勉強不足でありますけれども、海上中だけなのかなと。これから出ると思われる飯岡中もそうですけれども、その二つについては、やはり地域の少年野球とか、いろんな各種団体に使わせてほしいというような部分で、当座はそういった方向で利用していただきたいなど、そんなように思っているところでありまして、飯岡中の問題は先ほどもお話ししましたように、ふれあいスポーツ公園、あれが少しつぶされるといようなことの中で、その代替とかそういったような方法で整備をしていけたらなど、そんなように今考えているところであります。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 最後にですけれども、市長にお願いします。

「ふれあい、まごころ、思いやり」という心でこれからは行政として、市長として接していくということでございますが、先ほども向後議員の質問の中で、政策の絞り込みをするというのは、要するに政策の絞り込みをするということは優先順位をつけてこれからはやっていくというようにとってよろしいのでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） そういうことだと理解していただきたいと思います。

「ふれあい、まごころ、思いやり」の姿勢で一番大事なことは、やっぱり最初から言っていますように、心と心のきずなづくりと、そういったことが大事なのかなと、そんなように思いますので、そういった方向の事業は研究して来年度にでも実施していきたいと、そんなように考えております。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、大きいBで、1番目ですけれども、改良資金の使途ということなんですけれども、レストランの改修があったように聞いておりますが、その改修内容と、改修した場合に、その結果を見ないうちに2億7,000万円も投入したこと自体がちょっとおかしいのではないかと思うんで、その改修内容と、改修の結果を見ないうちに大規模改修をしたということについての理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） レストランの改修に対するご質問ですが、レストランの改修につきましては、16年の10月に、当時、現在のレストランとなっている場所が大広間となっております。この改修工事を約1,900万円で行っております。

また、改修の経過をなぜ見なかったのかということでございますが、その理由として考えられるのは、17年度から急激な宴会客の減少が挙げられます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、大改修は新市建設計画にあったのかという話の中で、概要をいただきましたが、現実には、ここに新市建設計画を持ってありますが、詳細の中では主要事業の中では、国民宿

舎整備すると。増設、それからプールの改修、車両購入、それから国民宿舎建設構想の策定になっておるんですね。それがいつの間にか大改修になってしまったというのは、これどう考えても新市建設計画とはかけ離れたことをやったのではないんですかね、行政のほうとして。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 議員おっしゃるとおりの内容に新市計画のほうはなっております。私が最初にご回答申し上げましたものは、そのうちの主要事業の概要ということで申し上げました。主要事業の明細とも言える内容には、議員のおっしゃる内容となっております。

私、当時の担当はしておりませんので、ただ解釈の仕方によっては、今回の改築も含まれるのではないかとということでお答えを申し上げました。

したがって、読み方によっては、議員のおっしゃるとおり違うものではないかというふうにもとれます。

ちょっと回答になるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、これ構想を練るといふ方向に話になっているのに、大改修ではおかしい、私はそう思います。

それで、何で大改修をした中で雨漏りとか、お客さんの呼べるおふろの改修、それから公害発生源になる石綿の撤去が図られなかったのでしょうか。これは、担当者が知っていてもやらなかったのか、それともほかの理由があったのか、ぜひ議会の中でお聞かせ願ひたいと思います。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 私のほうからは、あくまでもこれ私、当時の担当者じゃございませんので、ただ現担当者でございますけれども、資料の内容でしか申し上げられませんので、ご容赦いただけますでしょうか。

防水工事、ご指摘のですね。それから、機械設備の更新あるいは浴場の改修等については、18年に行われました、一番当初に行われた経営診断、その次に基本調査というものが行われております。さらに、設計、設計書、基本設計というものがございます。それからあと資料

の中で、工程会議というのが工事中にございますけれども、それらの資料を見ますと、改善は必要であるとの記述はあります。これも、当時の事情と選択肢でございます。

石綿につきましては、これはもう露出して見える場所ですので、改修工事中に露出したものだと聞いておりますけれども、この工事につきましては、防災改善工事に影響が現在あるために、この工事終了後に適宜改善を行う予定でございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 3番目のどのような目的で大改修をしたのかということですが、JTBのコンサルタントの資料を見ますと、肯定的な意見と否定的な意見の両方載っているわけです。それで、なぜ国民宿舎という低価格の大衆向きの宿泊施設がちょっと高級化に踏み切ったのか。ここらは、日本のバブルがはじけてからのトレンドから比べると、コンセプトを読み違えたようなことでやってきたんじゃないでしょうか。

なおかつ、その計画書というのは、1年を通して1日64万円の売上げということはほとんど達成できないんじゃないかと思います。それをそのまま計画の中に持って行って、そのままゴーになったこと自体が今の五千四百十何万円という負債というより赤字につながっているのではないかと思います。その辺のお考えは。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） コンサルタント会社の当初の経営診断を見ますと、個人グループと団体客に比重をかける場合の選択肢がございます。これも当時の考え方で選択されたものと思われま。

収支計画あるいは資金計画等を見ましても、議員のおっしゃるとおり確かにハードルは高いものと思われまますが、当時はその収支計画あるいは資金計画がクリアできるものと考え、改修工事が行われたものと思われま。

昨年のリーマンショック以来の景気の低迷というものも、これは大きく左右しているんじゃないかというふうに思われま。

以上でございます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、2億7,000万円もかけた大改修ですけれども、利用者のニーズとか、そういうものについてのアンケートをとった上での大改修だったのでしょうか。

私の友達の中にもいるんですけれども、もう高くなって行けないとか、そういうような格安のお客さんを全部逃がすような方向のこれ大改修にはなっているのではないかと思うんですよね。その辺のことは、プランを作成し、なおかつ経営会議がオーケーしたわけですが、私どもには、小さい内容というのは議会としてはわからないんで、その辺は当然当事者が懇切丁寧に皆様に経営会議とかそういう中でも説明したと思うんですけれども、なぜそうなったのかと。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 私のほうで資料を見る限り、やはりコンサルタントが持参した最近の旅行の傾向、あるいは宴会の状況等をそのまま改修計画に使ったと、改修計画として考えたというふうに思われます。ただ、実際上のアンケート調査というものは、現在資料としては見受けられません。

ですから、統計資料、過去数年間のコンサルタント会社が持参した統計のデータによって選択されたものと思われます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 4番目の今後の展望なんですけれども、昨年以来、2度も改善勧告を受けたそうですが、1回目の改善勧告をなぜ無視したのか。

それから、なぜ次の担当者に事務引き継ぎをしていないのか。お教え願いたいと思います。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 私のほうからは、忘れたんではないかという以外に答えようがありません。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 市長にお聞きしたいんですけれども、支配人とは、その所の経営を任されている人が忘れたで済むんですか。

それと、済んでしまったことは仕方がないという考え方もございます。でも今、旭市では、例の溶融炉のことで環境シンフォニックの訴訟事例もあります。議会、執行者、担当者すべてが責任があると思いますが、市長のお考えは。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 今、改善命令が出たときのことについて質問がありましたけれども、市長と支配人がよく綿密に打ち合わせをして、それを実行するという事は建前だと思います。その時どうあったのか、私は7月31日からの就任でありますので、その信頼関係はどういうことになっていたのかわかりませんが、これからはそういった部分はないようにしていきたいと。

それと、改修工事といいましょうか、改善工事の指摘されたときに、改修工事も、飯岡荘の全体の改修も進めたというふうな中で、資金が少し足りないからというような部分もあったように聞いておりました、資金不足の中でそういった設備のほうの部分は後回しでもいいのではないのかなと、工事が一切終わってからでもいいのではないのかなというふうな部分があったのかというようなことも聞いておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思ます。

議長（向後和夫） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、最後ですけれども、今後どのように経営を立て直すのか。向後議員への答弁で一生懸命やりますというようなお話でしたけれども、毎年このような赤字が出るようであれば、経営を民営化するのか、委託するのか。

今回の補正の中でも、決算シミュレーションは2,000万円弱の赤字になっております。そういうことであればもう、赤字というのは絶えず出て行くと思うんですね。これは、例えば下水道で4億円いつも垂れ流しているのとは訳が違う垂れ流したと思うんで、その辺のことにつきましては、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 今後の改善の目安ですけれども、一つには、一番大事なことは地域の方々が飯岡荘に愛着があるということ、それが一番の大事なことはないのかなと、そんなふうに思います。そしてまた、旭市の観光資源として、やはりこれから交流拠点、観光拠点としての位置づけとして大事な部分であろうかなと、そんなふうに思います。

そういった部分の中で、経営努力といいましょうか、先ほど支配人のほうからも話がありましたように、宿泊料金とかそういった部分の改善を運営委員会をお願いをして、諮問をいたしました。そしてまた、いろんな部分でのPRも多くやりながら、飯岡荘の名前を売るといったようなことでもこれからやっていきたいと、そんなふうにも考えており、また飯岡荘の

名前、食彩の宿いとおかでありますけれども、その名前をもう少し、あれも公募をして決めたものでありますから、そんなに簡単に換えられるものではないと思いますけれども、その辺の親しみやすいような通称といいたいでしょうか、そういった部分も選択をしていかなければと、そんなふうにも考えておりました、いろんな部分で運営委員、そしてまた支配人、そして議員の皆さん方にもお知恵を拝借しながら、飯岡荘、健全な経営に持っていきたいと今そういう思いでありますので、もうしばらくの間ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

議長（向後和夫） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定をいたしました一般質問は終了いたしました。

議長（向後和夫） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時14分

平成21年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成21年9月9日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（21名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
10番	柴田徹也	11番	木内欽市
12番	佐久間茂樹	13番	日下昭治
14番	平野浩	15番	林俊介
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
22番	林正一郎	24番	神子功
26番	林一哉		

欠席議員（1名）

9番 嶋田哲純

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	多田哲雄	病院事業者 管理	吉田象二

病院事務部長	渡 辺 清 一	総務課長	平 野 哲 也
秘書広報課長	米 本 壽 一	企画課長	堀 江 隆 夫
財政課長	加 瀬 正 彦	税務課長	野 口 徳 和
市民課長	増 田 富 雄	環境課長	平 野 修 司
保険年金課長	花 香 寛 源	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高齢者福祉課長	渡 辺 輝 明
商工観光課長	神 原 房 雄	農水産課長	林 清 明
建設課長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下水道課長	佐 藤 邦 雄	会計管理者	高 山 重 幸
消 防 長	菅 谷 衛 一	水道課長	横 山 秀 喜
庶務課長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	平 野 一 男
生涯学習課長	野 口 國 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
監査委員局長	林 久 男	農業委員会事務局長	伊 藤 浩
国民宿舎支配人	堀 川 茂 博	病院事務次長	石 鍋 秀 和
病院經理課長	鈴 木 清 武		

事務局職員出席者

事務局長	加 瀬 寿 一	事務局次長	石 毛 健 一
------	---------	-------	---------

開議 午前10時 0分

議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（向後和夫） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

柴田 徹也

議長（向後和夫） 通告順により、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（10番 柴田徹也 登壇）

10番（柴田徹也） おはようございます。10番、柴田徹也です。お許しをいただきましたので、一般質問を行います。

まずもって、明智市長、市長ご就任おめでとうございます。

得票数が1万2,807票ですか、他の候補の得票数が2万2,167票であったことを考えますと、大変厳しい選挙戦であったと思います。市民の皆様にとっては、各候補の出されたマニフェストをよく検討されて市長を選んだのだと思います。マニフェストは、そういった意味でも決して軽々しく扱うものではなく、市長と市民の約束事だと思うものであります。

明智市長の選挙のチラシを見ても、選挙の時だけ口当たりのいいことは言いません、市長が責任を持って政策を実行することが民主主義の原点だと述べられています。私たち市議会においても、市長のマニフェストをよく検討し、今後の旭市の発展につながるものについては大いに応援すべきだし、また、ちょっと待てよというものについては前向きに議論してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

私からの質問事項は、市長の市政運営の方針についてであります。

明智市長が市長選挙において配られましたマニフェストを見させていただきますと、数多くのことが約束されております。大きな項目で六つあります。1点目が旭中央病院を核とした医療のさらなる充実、2点目が活力ある産業の振興、3点目が健全な財政運営、4点目が福祉の充実、5点目が安心して安全な住みよいまちづくり、そして6点目が教育の充実となっています。また、書簡文形式で出された旭市安定化宣言では「出ずる旭から差し昇る旭へ」と、旭市の発展に向けた力強い宣言がされております。私も、記載のように、市民の和と知恵で、住んでいてよかったと実感できる旭市に一層躍進をさせていかなければならないと思うものでございます。

ただ、現在の旭市の財政状況を見ますと、すべてがすべてバラ色ではないように思われます。本市の主な収入源に国からの交付税があります。この交付税は、市町村合併に伴う合併算定替えにより、本来より上乘せされている状況にあると思います。これは9か年という合併特例であり、その後5年間でだんだん減らされていくものであります。国政も自民党から民主党に政権が移り、これから合併特例もそのまま残っていくのかどうか疑念もありますが、制度が継続されることを前提として考えますと、明智市長は合併後5年目から担当されるわけですから、この上乘せの9年間の折り返し地点からを担当されることとなります。これは、残された4年間で我が旭市を差し昇る旭にしていかなければ、その後は厳しい現実が待っているということでもあります。

先日、大阪府の泉佐野市が破綻寸前と報じられましたが、市民に多くの犠牲が強いられる財政再建団体の夕張市などのようにしてはならないと思います。このためには、旭市は選択と集中により、産業や地域活力など伸ばすところはこの4年間で一気に伸ばし、豊かな旭市を作っていかなければならないと思うところでございます。

そこで私は、市長が我が旭市を差し昇る旭にしていくなため、いかなるお考えをお持ちか、市長のマニフェストを基に幾つか質問させていただきたいと思っております。

1点目は、健全な財政運営についてであります。

市長のマニフェストでは、健全な財政運営を進めていくため、ハード面の整備に加え、ソフト面にも重点を置いた施策の展開、実質公債費比率の削減、市民に分かりやすい財政状況の公表としております。これは同僚議員の質問にもございましたが、どのようなことをしようとしているのか具体的にお示しください。

2点目は、地域産業の活性化についてであります。

旭市の人口は、合併時の平成17年8月1日時点で7万1,522人であったものが、この21年8月1日時点で7万369人と減少傾向にあります。地域活力を見る上でも、この人口の指標は大きなものと考えられます。人口の減少をよく食い止めていると見るべきか、それとも地域活力が下がってきている、魅力が落ちてきていると見るべきか、意見の分かれるところだと思えます。人口が増加していくためには、医療、福祉等が充実し、住環境が整備されていることももちろん重要ですが、地域産業が活性化しないことには、雇用も人口も増加していきません。その旭市の産業を考える上で何といても基幹となるものは、農水畜産業だと思えます。その実績については皆さんが述べておられます。こうした他地域に誇れる特徴を生かし、我が旭市の産業を活性化させていかなければならないと考えます。

そこで伺います。市長のマニフェストでは、農漁工商連携による「地産地“商”」の推進をまず第一に挙げておられます。これはどのようなことをしようとしているのか。また、これによってどのように産業を活性化させようとしているのか、具体的にお示しください。

3点目は、教育の充実についてです。

市長の言う差し昇る旭を形成していくためには、旭市の未来を担う子どもたちの教育が重要だと考えます。特に私は、食の豊富な我が旭市において、食育の推進が重要と考えています。朝食を抜いて学校に来て1日ぼうっとしているようでは、勉強になりません。子どもたちに食の重要性をしっかりと教育し、そして、我が旭市にはこんなにすばらしい食材がたくさんあるんだと教えていくことが重要だと思えます。

また、大人でもあいさつできない人がたくさんいる中で、しっかりとあいさつのできる子どもは、ふれあってもすがすがしいと思えます。私の地域の干潟中学校の生徒は、すれ違うたびにみんなが大きな声であいさつをしてくれます。この子どもたちには明るい未来を感じます。これは、運動により心も体も鍛えられていることが大きな要因だと考えております。

そこで伺います。市長のマニフェストでは、旭市の将来を担う子どもたちには、米百俵の精神で教育予算を増額しますと掲げられています。教育環境の整備と教育内容の充実、スポーツ少年団の育成など、具体的にどのようにこれらを進めようとしているのかお示しください。

4点目は、パークゴルフ場の充実についてであります。

厚生労働省の施設・機関であります国立社会保障・人口問題研究所が、平成20年12月に推計した日本の市町村別将来推計人口を公表しております。これによると、今から25年後の

2035年には旭市の人口は5万6,592人と推計され、65歳以上の老年人口の比率も2005年の22.2%から34.6%と12.4ポイント上昇し、75歳以上の人口比率も現在の10.8%から21.3%と約2倍に上昇すると推計されています。このように考えますと、これから旭市も65歳以上の高齢者が3人に1人の時代が間もなくやってくると思われれます。

65歳の平均余命、要するに65歳の方がこれから何年生きられるかという推計でございますが、男性で18.6年、女性で23.64年です。この20年もの間、高齢者が寝たきりにならず健康に過ごしていただくためには、やはりスポーツなどにより楽しく体を動かしていただくことが重要ではないかと思うところです。現在、我が旭市には、昨年7月にオープンしたパークゴルフ場がございます。オープン以来1年2か月、当初の見込みを大幅に上回る方々に利用され、高齢者の健康増進と親睦に大いに役立っていると聞いています。

そこで伺います。市長のマニフェストでも、パークゴルフ場を例に挙げ、各大会やイベントなど誰もが楽しんでもらえるよう、より充実した施設にしていきますと述べられておられます。どのように施設の充実を図っていくお考えなのか、現在までの利用状況も併せてお示しいただきたいと思ひます。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願ひます。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） おはようございます。きょうも選挙公約でありますマニフェストについて主な質問ということでありまして、柴田議員の質問に答えさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、健全な財政運営ということでご質問がありました。ハード面の整備、ソフト面の整備というようなことで、具体的にはどのようなことかということでありますが、ハード面の整備ということは、主に、ご承知のように、箱物といひましょるか、建設事業についてということでご理解をいただければと、そんなように思ひます。

この問題については、将来の合併の特例債の切れる10年目をめどに、必要最小限の市債を発行するというようなことにしていきたいと、交付税の算入の低いものは極力発行しないように、そういうような方向でこれから取捨選択をしていきたいと、そんなように考えているところでありまして、たびたび申してありますように、その事業について、スピードアップ、スピードダウン、それをより分けて、メリハリのある事業執行を行っていききたいと思ひております。

ソフト面の整備ということではありますが、これもたびたび申し上げますように、この5年目に入って、この旭市が本当に住んでよかった、住んでみたいと、そんなように思われることは、やはりこれから旧1市3町の一人ひとりが本当に一体感を持てるような、そんな旭市にしていきたいと。今、そういった方向にはなりつつあると思いますけれども、そういった部分で、よりソフトの部分での事業を起こしながら、そういった部分の醸成を図っていききたいなど、そんなように考えているところであります。

次に、地域産業の活性化ということで幾つかその中でお尋ねがありました。商工業の振興、あるいはまた観光資源の活用、「地産地“商”」の推進、土地改良を行った後のほ場での収益と、私の書いたマニフェストは、産業の活性化、一番大事な問題でありますので、幾つか挙げさせてもらっていたわけではありますが、今、柴田議員からのお尋ねは「地産地“商”」ということの中だけであったように思われますので、そのことにつきましてお答えをしたいと思います。

本市の農業産出額は、ご承知のように、県内第1位であります。多種多様な農産物が生産されていますが、これらの農産物や特産物を地元において消費、販売をする、あきないをすると、そんなような仕組みが構築されないのかな、そういった部分で、販路の拡大、経営の安定を図るため、直売所、関連施設等の設置について検討をしていくことが必要であると、そんなように考えております。

また、市内商店街におきましての空き店舗が目立っております。この解消策としても、それらの農畜水産物をそういった部分で活用していけないのかなと、そのための応援をぜひあらゆる手段を使いながらしていきたいと、そんなように考えているところであります。

また、工業製品といいたいでしょうか、地元でも昔から工業に従事している会社があります。そういった部分も、循環といいたいでしょうか、そういった部分の中で、工業製品も大いにPRをしながら地元に使ってもらおうと、そういった部分も含めながら「地産地“商”」という方向に向かっていきたいなど、そんなように考えているところであります。

教育内容の充実ということでご質問がありました。マニフェストにも書かせていただきました中で、教育環境の充実ということにつきましては、きのうも何人かの議員さんから質問がありまして答弁をしたと思いますけれども、学校の整備といいたいでしょうか、それは90%終わっているということで、それをもう、いち早く飯岡中学校まで完成をしたいと、そんなように考えている中で、今度は、教育ということとはちょっと違うのかもしれませんが、幼児教育の一環であります保育所の整備に向けても、なるべく早い時期にそういった保育所

の改修をしていきたいと、そんなように考えているところであります。

教育の充実ということの中で、旭市の将来を担う子どもたちのためには、教育を充実させることは重要なことと考えておりまして、特に幼少期において、大原幽学先生の換子教育の考え方を見習い、社会生活の基本である規範、そしてまた躰を家庭・学校で連携してしっかりと身に付けさせていく、そういったことが肝要と考えております。

次に、学校では、地域の特色を生かした体験活動や学校行事、地域の教育力を生かした活動等が大切です。そこで、以前、旭市で取り組まれておりましたが、学校の校長先生の裁量に任せるかがやきプランという事業がありまして、そのかがやきプランを復活させて、地域、そして校長のアイデアのもとに、学校独自の教育活動を教職員が情熱を持って実践できる体制づくりを進め、さらなる学力向上を図られるようにしたいと考えております。

また、教育の充実のためには、学校が安全・安心な場でなければなりません。そこで、放課後の子どもたちの安全対策や教育支援として放課後児童健全育成事業を実施しておりますが、4年生以降の利用についても、今後、保護者のニーズを把握し、施設の収容人数等を勘案しながら充実させていきたいと考えております。登下校時においても、家庭・地域・関係機関等が連携・協力して、子どもたちの安全な登下校を確保できるよう配慮したいと考えております。

以上、米百俵の精神を持って教育の充実に努めていきたいと考えております。

スポーツ少年団への支援でありますけれども、今、スポーツ少年団、旭市には24団体384名の子どもたちが登録されております。サッカーや野球、そういった部分で本当に素晴らしい活動をしておるわけでありまして、そんな中でも指導体制も充実しており、交流大会出場等の事業が活発に行われております。今後におきましても、その施設といいたしましうか、練習環境を充実させるために、学校、体育協会等関係団体と緊密な連携を図ってこのスポーツ少年団の応援をしていきたいと、そんなように考えております。また、事務支援体制をはじめ、指導者の育成には積極的にかかわっていきたいと、そんなようにも考えているところであります。

パークゴルフ場の充実ということでご質問がありました。ご承知のように、パークゴルフ場、7月は本当に3,000人を超えるような多くの入場者があったようであります。これまでの統計でも、6月までの1年間で延べ3万人以上、月平均2,500人以上がご利用いただいているということでありまして。これからも各種大会の開催、あるいはまた各種関係団体との連携により、交流の場として大いに活動していただけるように応援をしていきたいと。

その中でも、今、利用者からかなりいろいろなご要望があるわけでありましてけれども、コースの18ホール、9ホールの増設というような部分も要望事項としてあるわけでありましてけれども、これも真剣にその中身を見ながら、できるものはやっていきたいと、現状を調査させていただく中で、利用の実態や利用者のニーズをとらえながら、レイアウトの変更、どのような形で施設を充実できるのか、また、利用しやすい施設としてどのように改善できるのか、可能な限りしっかりと検討してまいりたいと、そんなように考えているところであります。

以上でお答えを終わります。

議長（向後和夫） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） ただいま市長から教育の充実の中のとりのわけ教育環境の整備ということで小・中学校の校舎等のお話ございましたけれども、私のほうからは具体的なことにつきまして補足してお答えを申し上げたい、そのように思います。

合併以来、小・中学校の耐震化事業を進めておりまして、平成23年の前期基本計画内に耐震化率100%を現在目指しているところでございます。具体的に申し上げますと、本年度、そして来年度と2か年で中央小学校北校舎と矢指小学校の校舎の改築を予定しております。飯岡中学校につきましても、22年度、23年度の校舎、あるいは屋内運動場等の改築を目指し、本年度調査・設計をしたい、そのように考えております。それと今回、今議会に予算補正でお願いしてございます第一中学校の屋内運動場につきましても、ご決定賜れば本年度、来年度の2か年で改築をしたい、そんな考えを持っております。

それをもちまして、23年度以内にすべての小・中学校が耐震化されると、そういったことを目指しているところでございます。その後につきましては、耐震化事業、あるいは改築事業等ができなかった小・中学校につきまして、改造が必要な所があればそういう所は逐次改造をして、とりわけ安全・安心な小・中学校の確保を目指すと、そういったことで考えております。よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 生涯学習課長。

生涯学習課長（野口國男） それでは、教育の充実についてということで、生涯学習の観点からお答え申し上げます。

旭市の生涯学習ですけれども、子どもから高齢者に至るまで市民一人ひとりが心豊かな生活を送ることができるよう、その支援体制を組んでおります。特に、教育の原点は家庭にあると言われるように、家庭教育は重要と位置づけをしております。旭市におきましては、市

内各小・中学校20校に家庭教育学級を開設しております。しかし、核家族化の進行する中、参加意欲の向上対策が必要となっております。

今後におきましても、実践発表大会や合同の学習会、また講演会等を開催いたしまして、学校・家庭・地域の活発な交流によりまして、心豊かなたくましい子どもたちを育てる環境づくりを行ってまいりたいと思います。

また、文化振興という観点からですけれども、優れた芸術鑑賞機会に市民が積極的に触れることができるよう、今後とも定期的に意見、アンケート等を取りまして、市民ニーズを的確に把握した事業の展開をしてまいりたい、このように思います。

以上です。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） 丁寧にご答弁ありがとうございました。

まず、第1点目の健全な財政運営について再度伺います。

今、みんな全国的に財政、財政と、大変な時代になったということで、みんな縮こまってきてしまっていると思うんです。私もこの財政問題を取り上げさせていただきましたけれども、一律、例えば5%カットして財政を詰めるとか、そういうことを考えているわけではなくて、市長のご答弁、きのうもありましたけれども、やっぱりその選択と集中といいですか、やるべきものとやらないもの、この辺はやっぱりはっきりしていかななくてはならないと思います。そういった意味で、市長の答弁、本当にいいと思います。

財政健全化判断比率ですか、4指標ありましたけれども、その指標もそんなに問題ないよと、前年度から比べて0.6%改善もしていると、こういうことでございますからそんなに心配していないんですけれども、どうぞその辺、先ほど申し上げましたけれども、今、逆にやれるときだと思うんです。先ほども申し上げましたけれども、合併算定替えて、あともう今年を入れると5年ですか、ある程度上乗せされてくる。その後5年、だんだん減らされてくると、こういうことでございますから、その間、見きわめて、これはやるべきものだというものには、やっぱりある程度勇気を持って取り組んでいていただきたいと思うんです。その辺、市長のご答弁を。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） ご答弁申し上げます。

今、柴田議員の力強い後押しをいただきまして、本当にありがとうございます。

確かに今、合併をしたから有利な財源を多く使いながら事業も展開しているところでありまして、その中で少し起債も起こして実質公債費比率が高まっているところでもありますけれども、ご承知のように、旭市には今、旭中央病院の再整備事業、あるいはまたそれに伴うアクセス道の問題、また排水の問題、いろいろ合併でしなければできない部分で大いに事業をやっているわけでありまして。そういったものの少しでも早い完成を目指しながらこれからも取り組んでいきたい。

そしてまた、今もお話がありましたように、有利な財源の中で、やれる事業は、あまり起債を起こさないような中で、補助率もかなり今は高いものがありますので、そういった部分を選択しながら取り上げて事業推進をしていきたいと、そんなように考えているところでもあります。

また、ソフト面というような部分の中で、きずなづくりをしたいというようなことで、今考えているのは、市の全体が集まれるような催し物ができないのかなと、そんなようなことも考えていますし、今この時期にやらなければならない、そしてまた合併特例債が終わる、その終期を迎える、そういうものを両方ともいろんな部分で考えながら事業を展開していきたいと、そんなように思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） ありがとうございます。

今またお話があったんですが、心の通い合えるとかきずなとか、こういったフレーズがよく出てくるんですけども、今、そのきずなの中で、市全体でやれるお祭りですか、それは何でしょう。今、市でかなりやっていると思うんです。旭市でもやるし、飯岡でもやるし、海上でもやるし、もちろん干潟でもやるし、各地域でやっているんですけども、もっと大きな何かお祭りをやりたいと、こういうことなんでしょうか。

その点をちょっと聞きたいのと、もう一つ、行財政運営の効率化、スリム化というのがありますけれども、これはどういったことをしようとしているのか、これはちょっと具体的に教えていただければと。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） やはり交流の場を多くすることが原点だと思ひまして、今、産業まつりや東総文化会館であさひのまつりとかいろんな部分があるわけでありまして。そんなような大勢の人が集まって意思の疎通を図ったり、胸襟を開いているんな情報を交換したり、

そういった部分が大事であるというようなことで、いろんなものを後押ししたいと、そんなように思っております。

また、旭市が新旭市になって5年目でありまして、全体でやれる何か行事、お祭りでもいいし、行事でもいいし、大会でもいいし、そういった部分を何か一つ、旭市全体が集まれるようなそんなことを計画したいなど。旭市には、東総運動場、すばらしい県の施設でありますけれども、そういった部分も利用しながら、あそこで何かをやれば、旭市7万1,000人の人口もそんなにも無理のないように集まれるのではないかなと、そんなようにも思いますので、そういうことを視野に入れながら考えているところであります。

行財政運営の効率化ということにつきましては、今、行革アクションプランというのできておりまして、21年度で一応前期が終わるわけでありまして、前期というより一定の期間、17年から21年までが終わるわけでありまして、次期の行政改革アクションプランに向けてそういった効率化を図っていきたいと、そんなように考えているところであります。

以上です。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） 分かりました。まだ具体的な話になっていないということでございますので。

私、ちょっと、この旭市の場合、思うんですけれども、旧町のときには、意外と、こういった話と一緒に参加したといいますか、それがすべていいとは言いません、ただ、下話があって、どうだろうかと、こうアドバイスを求められるような、そんなシステムがあったんですけれども、この旭市の場合には、もう全部決まって、どんとこの議会に是か非かという形で提案されることが多いわけございまして、もちろん住民の意見、市長のマニフェストにもありました、地区の懇談会をこれからもっとやっていくんだと、住民の意見をよく取り入れるんだと、これもよく分かります。住民の意見をよく聞くというのは、これはすばらしいことだと思いました。ただし、この懇談会を何回やっても、懇談会に出てくる人というのはやっぱり限られてきます。そこでみんなの前で発言できるという人の意見が、市民のすべての意見では私はないと思うんです。

そういった意味で、我々議員も市民を代表して選ばれております。もちろん、我々の究極も市民の幸せのためにいるわけございまして、こういった議会、この後ろには何人も市民がいるわけございまして、そういった人たちの意見も参考にさせていただいて、これから先、市長がいろいろと推し進めていくでしょう。そういった政策を大枠決定する前段と

して議会の意見も多少聞いていくということも大事だと思うんですが、市長、ご答弁をお願いいたします。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 大変、私の思いと同じような、私も議員のときにはそういった思いで議会活動をしてきたわけでありまして、そういった部分では本当に柴田議員の意見も尊重したいと、これからのいろんな部分の中では、議員の皆さん方に相談をしながらやっていきたいと、そんなように考えているところでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） 分かりました。1問目の財政運営を終わります。

2点目に移らせていただきます。地域産業の活性化。

先ほどのご答弁の中で、できればこの産品、農水産品でしょうかね、これを地元で販売したい。「地産地“商”」のショウは「商」でございまして、地元で販売したいんだと、できれば直売所を作っていきたいと、こういったお話でございました。これもまた一つの方法でございまして。

ただ、その中で、空き店舗でやるという話をちらっと今おっしゃいませんでしたか。この旭市の農業を考える上で、非常に大型の農業が多いと思うんです。ですから、空き店舗で販売する販売量、これは例えば1日に10万円売るか分かりませんが、そういうレベルじゃなくて、もっと大きな視点でとらえられるんじゃないでしょうか。

まず、このスタートをちょっとお伺ひしたいと思ひます。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 「地産地“商”」の基本的な部分での農産物のそういった「地産地“商”」には、やはり直売的な部分を作らなければならないと。今も旭市では農産物直売館、あるいはまた個人経営の部分も何店舗かあるわけでありまして、そういったものも踏まえながら、こういった流通機構を考えながらやっていきたいと、そんなように考えているところでありますが、空き店舗の利用というような部分では、農産物でもなくて、工芸品とか工業用品とか、あるいは花などは十分やれるのではないかなと。それと、談笑、談話をできるような空間づくりとか、そういった部分での空き店舗の利用をすれば、市民がそういった中心市街地に集まると、にぎわいが出せるのかなと、そんなようなことも考えながらこの問題

を提起したところであります。よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） ぜひこの産業の活性化についてはもっと大きなスケールで考えていただきたいなと思います。

きのうの平野議員の質問の中で、ブランド化という話がございました。北海道の夕張市、これはメロンで、夕張市というとメロン、メロンというと夕張市と、全国にその名をとどろかせております。これはもう単品でやっているわけでございます。旭市の農業を考えると、そこからいくと何でもできる、何でもそろう、ただし突出したものがない。1点1点見ればいろいろ日本一はあるんですけども、何でもできちゃう。野球で言うと、ピッチャーもできるしキャッチャーもできるし、外野もできるしショートもやっちゃうぞという、どれをとってもそこそこ一流と、それが旭市の特徴かなと。

ですから、一つのブランド化を考えると、ちょっと偏っちゃう。何だよ、おれの作っているメロンは何で売ってくれないんだという話になるので、私はそういった意味からすると、ブランド化は、何でもそろう食材のまち旭みたいなの、もっと大きくくくったブランド化がいいのかなと。

その「地産地「商」」の部分でも、空き店舗で販売したんでは、やっぱり駐車場もないし、それはその近所で売る程度になるわけですから、やるのであれば、やっぱりそれは道路っぶちの銚子市まで観光の客が行き来する道でそれはやるべきだと思うし、例えばそこに立ち寄ってくれた人、消費者の気持ちとして、袋に入ったものよりは、実際に自分でもいで収穫をして食べる、こういうのに非常に興味というか醍醐味を感じるそうございまして、例えばトウモロコシなんかでも、きれいに収穫をして、全部サイズ別に分けてきちんとして、虫食いのあるやつはちゃんとのけて、そういった製品のほうがもちろんきちんとしていいんですけども、自分で畑に入ってもいで収穫して、それを持ち帰って食べる。非常にこういった醍醐味があるんだと思います。

そこまでは、ちょっと旭市の場合にはなかなか難しいと思います。大がかりでやっていますから。道路っぶちに畑を持った人が、自分のその畑の分を売るという商売だったらいいんですけども、旭市の場合には、例えば田んぼを何町歩もやっている。それからキュウリももう何反もやっている。こう非常に規模が大きいものですから、そういった小さなくりの小売というのはなかなか難しいので、やっぱり大きなブランド化といいますか、そこに買いに来た人に、もし希望だったらその産地を案内する。キュウリはこんな所でとれている、

もしあれだったら案内しますよという。ああ、こんなふうになっているんだ、旭市ってすごいな、そのイメージがある。キュウリだけじゃないですよ、トマトもありますよ。米もありますよ。あら、肉必要ですか、豚もありますよ、牛もありますよ、あら、鳥だってありますよ。そういった絡みで大きくくくっていくブランド化、そういった感じでとらえていただけたらいいのかなと思います。

もっと突き詰めれば、都会から消費者に体験学習ツアー、そういったもので都会の人を呼ぶ、そして現場をいろいろ見る。例えば、あら、落花はこうやって地面の中にあるのねとか、現場を見て初めて感激するということもあると思うんです。そういった大きなブランド化というものに取り組まれてはどうかと思うんですが、市長、いかがでございましょうか。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 「地産地“商”」の空き店舗の利用は空き店舗の利用というようなことの中で考えて、これから解消していかなければならない事業としてとらえておりまして、ブランド化や直売の問題については、またそれなりに、きのうも平野忠作議員のほうからご質問がありましてお答えしましたように、道の駅的な発想ができるものかできないものか、もう少ししばらく状況を見なければならぬわけでありまして、今、一つは、やはり滝郷バイパス、そしてまた海上キャンプ場の問題、そういった部分もありますし、状況を見きわめながらそういった部分は判断をして、それこそ皆さん方のお知恵をかりながらやっていきたいと、そんなように思っているところでありまして、また、今、ブランド化の問題でありますけれども、旭ブランド化推進協議会というものを今作ってありまして、旭ブランドをどのような形でどういように売っていくというような部分での協議会も設けてございまして、その辺の皆さん方にもご意見を聞きながら、そういった部分ではやっていきたいと、そんなように考えているところであります。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） ありがとうございます。

農家の人とかそういった皆さんにお集まりいただいて、その意見を聞きながらと、これもまた大事ですけれども、やっぱりある程度それをまとめ役として市長の考えも持ちながらリードしていただきたいと思います。

それと、例えばこの地域産業の活性化を農水産課とか、こうやって絞って考えないで、そこに来るとお客さんを例えば農場を案内しながら、逆に、きのう出ていました食彩の宿いいお

かが今あまりよくないと、そうしたら、じゃ、その人たちにいいおかに泊まっていただくと、そういった意味で、例えば地域産業活性化プロジェクトチームということで各課を越えて取り組まれると何かいいんじゃないかなと。今、点でとらえていますよね。点を線にして、線を面でとらえて当たってくと非常にいいんじゃないかと思います。

最後に、私、パークゴルフ場の話があるんですけども、あのパークゴルフ場もあの食彩の宿いいおかとリンクさせていますよね。そういった意味で、いろんなものをリンクさせて、パークゴルフ場に来た人に飯岡荘に泊まっていただいて、そしてその帰りに食材をお買い物いただくと。パークゴルフ場がこの旭市は有名だと聞いていたけれども、あら、こんなに食材がそろちまちだったんだと、そうやって感動して帰る。そうするとその人は今度、スーパーに行って旭市の食材がそろっていると、やっぱりどうしたって知っているものに手を出すと思います。

そういった意味で、この目に見えない利益というのが大きくなると思います。ですから、そういった蓄積をしていくために、どうぞ、市のこんな優秀なスタッフがいらっしゃるわけですから、市長、これをうまく使うと言ったら語弊がありますがけれども、皆さんに活躍してもらおうということで、課を越えたプロジェクトチーム、いかがでございましょうか。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（堀江隆夫） じゃ、すみません、企画課のほうから、今、議員おっしゃいました課を越えてのブランドづくり、本当に重要だと思っています。先ほど市長が言いました、現在、本年、ブランドづくりに対しましてちょっといろいろ漁業者の方、あるいは農業者の方、あるいは商業、あるいは飲食店の関係者の方、あるいはITが得意な方、そういう方々にお集まりいただきまして、現在協議会を設けてございます。ぜひこの旭市のいろんな総体を見ているいろいろなブランドづくりを考えようと。

先般の会議の中では、一つ知恵としまして、宇都宮市については、例えばギョウザの消費が一番多かったと、そういう中で、ギョウザで人を呼んでいるとか、いろんなことを、研究等を今進めておるわけでありまして。あそこの、宇都宮市に負けないような食材は旭市にあるよという、そういうことを再認識しながら、実は今、課を越えまして、その会議には商工観光課、あるいは農水産課にもご出席いただいております。

ぜひ旭市がほかの市に負けないような選ばれる市になろうと、そんなことでこれからも協議会の中で議論して、積極的にいろんな事業に結びつけていきたい、そういうふうに考えて

いますので、よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） どうもありがとうございました。

どうぞ、そんなわけで、この産業というのは本当に大事だと思います。住んでいる人たちが働く場所がない、それから、せっかく作った商品が高く売れない、これはやっぱり大変なことですので、ひとつスタッフの皆さん、力を合わせて市民のために頑張っていたきたいと思います。

それでは、3点目に移ります。教育の充実について。

米百俵の精神でございまして、ここに説明が書いています。すごいですよね、戊辰戦争のときに、財政が困窮した長岡藩に百俵の米が送られたと。要するに、食う米がないという所にかわいそうだからと送ってきた米を、食べないでそれで学校を作っちゃったという、こういう話でございまして。それだけの意気込みを市長は持たれていると、これはありがたい話だと思います。

全く教育というのは百年の計でございまして、日本は、資源のない国がこれだけ伸びたというのは、やっぱりそういった米百俵の精神に基づいた先人の皆さんのご努力によって、日本の教育のレベルが高くなって、もう全員が、金太郎あめじゃないですけども、誰をとっても最低限のレベルをみんな維持していると。これが世界一だったわけでもございまして、だから何をやってもこうして伸びてきたわけでもございまして、教育というのは本当に大事なことだと思います。市長の意気込みに本当に感服しているところでございまして。

旭市は、先ほど庶務課長のお話がありましたけれども、間もなく耐震化率100%達成が見えていると。本当に素晴らしいことだと思います。その辺のハードの面でまずクリアされていると。これは千葉県でもこんな進んでいる所はないんじゃないかと思うんですが、本当に素晴らしいと思います。

あと問題はソフトの問題でございまして、その中で、先ほど市長からの答弁にもありましたけれども、学校長のアイデア支援、これは旭市からやっていたかがやきプランの拡充だと記載されております。教育の充実は、何といたっても現場教員の力、意欲にまたなければなりません。そこで、教員の意思・意欲をまとめる校長が提案する各学校独自の教育充実アイデアを支援する予算枠を設けます。いや、これは素晴らしいと思います。

先生方は子どもが好きなんです。その好きな子どもに一生懸命教えようと思って来ている。今、逆に教育界はそれを縛るといいますか、モンスターペアレントって親のほうもそうなん

ですけれども、何かあると足ばかり引っ張る。ですから先生方は、余分なことをやらないで、じゃ、じっとしていたほうがいいと、こうなっちゃうわけです。これではいけないと思うんです。先生方が伸び伸びと力を発揮してくれるように持っていくのが、やっぱりこれは行政であると思います。まずその点のご答弁をちょうだいしたいと思います。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） 先生方が伸び伸びと仕事ができる環境というようなことで、今ご質問を賜ったところでございます。市長から答弁申し上げました、学校長のアイデアによるかがやきプラン、これはまさに先生方の学校としての裁量を生かしたというような観点では、我々、今後取り組む内容について、各学校からの意見を聴取していく立場として、大変、まさに我々も夢を持つ事業ではないかなと、このように考えるところでございます。

先生方の意欲を高め、そしてそれが子どもたちの学力に通ずる。もちろん、そこには心という面での大きな伸長もなければならぬ、このように考えるところでございます。そういった面では、地域の中で本物に接する機会、こういったようなことを通じて、各学校での校長先生のアイデアを生かして、さらには教員が一体となってこの子どもたちの教育に当たる。そのための研修に使ったり、本物を子どもたちに触れさせたりというようなかがやきプランであることが大変望ましいのではないかなと、このように考えるところであります。そこに先生方の大いなる力を発揮していただければと、このように考えるところでございます。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） ありがとうございます。

先日、中学校の体育祭がございました。市長にもおいでいただいたわけでございますけれども、私は地元ということで干潟中学校の体育祭に出させていただきます。もう先生方が一生懸命指導されるわけでございます。何か今年は最後によさこいソーランのはっぴを作るんだということで、もう先生方、夏休み全部返上で、朝の7時から夜まで大変だったそうでございますが、先生方をはじめ、生徒が最後は大泣きでございます。これは感動でございます。何も今年に限ったことじゃなくて毎年泣いているんですけれども、本当にそういう意味では一生懸命な指導があるわけでございます。先生方と父兄とみんな一斉に反省会をやるんですけれども、その場で父兄からも出ていました。先生、思いっきりやってくれよと、おれは文句言わないで全部手伝うよと、頑張ってくれよと、先生に任せるよと、こういった話があるわけですね。

教育界で一番大事なのは、やっぱりこういった親と先生と地域といいますかね、それがみんなで後押しをすると、ハードも大事ですけども、そういった意気込みというのも大事だと思うんです。ぜひそういった点にさらに力を入れていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） まさに保護者と先生方、もちろんそこには子どもが介在するわけですが、信頼に裏打ちされた、そういった教育がなされなければならないと思います。今、干潟中の例をお話しいただいたわけですが、まさに夏休み間を使って子どもたちのために先生方がご努力され、それが子どもに通じ、そして地域の力となって体育祭の中で発表されたものと、このように考えるところでございます。

ぜひ一生懸命取り組む先生方を支援する体制を作りたいと思いますし、また、そういった先生方を育てるべく研修にも励んでまいりたい、このように考えます。地域の信頼のおける職員をどんどん増やして学校教育を充実させてまいりたい、このように考えるところでございます。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） ありがとうございます。

この学校長のアイデア支援、これはどのぐらいの支援をされるんでしょうかね。その辺もお尋ねしたいと思いますし、また、この先生方に対する表彰といいますか、そういったものも考えてほしいなと思います。先生方って、意外とそういう面では形に見えませんよね。一般の会社ですと、よく働くと社長から、よし、おまえ今度係長にしてやるぞと、ああ、なかなかいいな、よし、じゃ、もう課長を飛び越えて部長にしてやると、そういった変化があるんですよね、一生懸命やった人には。先生方というのは、逆にあまり一生懸命やり過ぎると、部活で遅くまで練習させて、暗くなってから事故でもあったら、今度はその先生が怒られると。何かもう本当に逆なイメージが私はしております。

先ほどのかがやきプラン、このアイデア支援の報奨といいますか、それはどのぐらいなのかも併せてご答弁いただきたいと思います。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） かがやきプランに対する財政措置といいたいでしょうか、そういった部分の

お尋ねだと思いますけれども、これは今、年度半ばでございますので、これから財政、そしてまた教育委員会内部で煮詰めながら額のほうは決めたいと思います。その決めるというよりは参考としては、一番最初に旧旭市でやったかがやきプランは、1校について100万円を支給しました。2年目から50万円ということで、3年目はもっと少なかったのかな。そういったことでもありますので、一応はそのことも参考にしながら内部で検討していきたいと思えます。

議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き柴田徹也議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） それでは、先ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、表彰というお話をいただきました。国や県での表彰というものはございます。例えば学校として表彰を受ける場合、これは、体育の面で大変優れた成績を残す、または学校全体としての運動のレベルが上がった、そういったようなものを認められてというような場合がどうございます。例えば歯科の問題、歯の健康、そういったようなことでも表彰がございします。それと同時に県では、優秀な先生方、一生懸命頑張りその実績を残している先生方を表彰するという制度もございします。

市としては、そういった制度は残念ながら今ないわけでございますが、現在市で取り組んでいることで申し上げますならば、一生懸命頑張り、そしてその授業、または子どもたちの指導という面で実績のある先生方を学校教育課としては強化指導員という立場で、その持つ先生方のお力を各学校の強化指導等に発揮していただき、ご指導をいただいているという、そういった場面を持っております。特に先生方の実績につきましては、公開研究会でありますとかそういった場で授業を公開していただいたり、さらには、情報を共有するという面では、その指導のための、我々は指導案というふうには呼ぶわけなんです、1時間の授業をど

う組み立てていくかというような、そういった内容面についての情報もお互いに共有しながら子どもたちの指導に当たっているところでございます。

力量ある先生方のその指導力を1校だけに限らず他校にも大いに役立てながら、これが子どもたちの教育の充実という点では大変大きな力になるものでございます。信頼いただける教員を市内で十分に育てながら、そして保護者のお力もかりながら、子どもたちの支援のために、教育のために邁進してまいりたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） ありがとうございます。

先ほどのアイデア支援、旭市のときには100万円だったと、それが50万円になったと。米百俵の精神ですよ、米百俵、分かりますか。私は、そんなに審査を厳格にしないで、今、教育の場はいろいろ絞られて窮屈な思いをしていると思うんです、どこの学校も。私は、もう校長から何でもいい、上がってきたらどんとやって自由に使えと、こういった方向で進まれたらいいんじゃないかと思います。あまり絞らないで任せて、伸び伸びと先生方からまずやってもらわないと、いい教育はできないと思います。

それから、例えば民間だったらボーナスが出たりいろいろするわけです。そういった意味で、そこまでやると難しいだろうと思うから表彰と言いました。ですから、先生方がやったその実績というか、それを評価する、みんなに認めてもらおうと、そういうものを作ってあげたらいいんじゃないか。別にこれはお金をかけなくたっていいと思うんです。それで先生方は、私はうれしいと思いますよ。私は、そんなふうにぜひ教育の現場を持っていていただきたいと思います。

以上で3問目終わります。

それでは、4問目、パークゴルフ場について伺いたいと思います。

私がこの話をしましたら、市長は早速次の日に現場を見に行ってくれました。みんな感激していました。いや、おい、市長来てくれたぞというわけですよ。よく見てくれたと。みんな言っていました、あれは名市長になるなって。全くそのとおりだと思います。きのうの木内議員の質問にも、海上のキャンプ場にすぐ行ったと。いや、大したものだ。私もうなっていました、ここで。ぜひみんなからの意見を、今度は自分の目で見て確かめながらこれから4年間頑張ってもらいたいと思うところでございます。

実は私もパークゴルフ、オープンのときにすぐ行きました。それでやってみました。まあ

それは楽しいなと思いましたがけれども、1年2か月たってからやっぱり行ってみました。そしたら、おまえやれということで、私も一緒にプレーやりました。びっくりしました。パークゴルフというのは、前の組も後ろの組もよく見えるわけです。隣の組も見えるんですね。そうすると、見渡す限りみんな、誰がやっているかすぐ分かるんです。おいおい、きょうは元気だなとか、きょうは出てくるの遅かったじゃないかとか、そういったすごい会話があるわけでございます。主に高齢の方がやっているのが多いんですけども、本当に一種独特のこのコミュニティといいますか、市長が言っていますよ、きずなとか心が通い合うとかいふような表現でされております。そういった意味で、そういった親睦が十分に図られているんじゃないかと思います。

そして、各打席ごとに順番待ちをやっているんです。私が行ったのは、9月の平日の午後に行きましたけれども、人がいっぱいなんです。それで、打席待ちですから、おい早くしろと、こういう感じでやっているわけですね。先ほどもそれでデータを申し上げました。今、あともう少しすると旭市も3人に1人は65歳以上の人になるわけです。若い人、中年、老人、若い人、中年、老人です。こういった社会になるわけです。今の段階でもう混雑しているわけです。ゴルフを始めた人は、意外とこれはとりこになってどんどん増えていくんです。そういった意味で、私はこの増設というものは必要じゃないかと思います。

当初、市長がこのゴルフ場を作ったときに、全国大会を開けるような施設にしようじゃないかと。全くすばらしい施設です。恐らく千葉県でも1番じゃないかとみんな言っています。ただし、18ホールでは全国大会を開けないわけですし、全然あれが足りないわけです。それが分かっております。

それから、やってみて、一緒に回った方が言っていました。おれはこの間までつえついで歩いてたんだと、そして週に2回医者に通ってひざの水を抜いていたんだ。その人が友達に誘われて、いいからおまえちょっと1回一緒にやるべえよとパークゴルフに誘われてやったんだそうです。そうしたらおもしろくなって、最初はちょっと痛かったけれども無理しながらやっていたら、今はしゃんとしてまして、朝から夜まで1日やっている。

議長（向後和夫） 柴田議員、残り5分です。

10番（柴田徹也） ありがとうございます。時計を見ていなかった。はい、分かりました。

そんなわけで、どこまで話したか忘れちゃいましたけれども、とにかく今まで具合悪かった人が体の体調をよくしているわけです。この体調がよくなるということは、これは市民の幸せにどれだけプラスか。家庭の中にねたきりの人ができたときに、家庭は本当に大変です。

その人が健康で暮らせるということが、本人も含めて家族も含めて、それから市だって医療費もかからない、いろんな面でプラスというのは大きいと思います。よく越前裁きなんていまして三方一両損なんて言いますが、そうじゃなくて三方一両得になるわけでごいまして、そういった意味でも、私は財政はそんなに裕福じゃないのは分かっておりますが、かけるところはかけていく、我々もすぐそのパークゴルフをやる年齢になるわけでごいすから、ぜひそういった意味で市長のお考えを伺いたいと思います。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 今、パークゴルフ場の状況についてお話がありました。私も、その健康パークゴルフ場というようなことの中で健康づくりに大いに役立つのかなと、そんなようなことも十分考えておりますし、現場も見させていただき、都市整備課、あるいはまた社会福祉課の皆さん方とも現状について、増設ができるのかなというような話を、意見交換をしまして、都市整備課には、県まで行っているいろいろ聞いていただきました。

現状では法規制がいろいろありまして、18ホール増設するというのは非常に困難というような結論でありまして、それに9ホールということの増設でも、今、1年2か月の中で、あの中をがらがらぼんをしなければ、その9ホールの増設というのも無理なのかなと、そんなように考えているところでありまして、そういった部分ではありますけれども、方法によってはどうにかなるのかなという部分が、これからいろんな部分で研究を担当のほうにさせていただきまして、要望に応えられるよう努力をしていきたいと、そんなように考えております。よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） 市長の力強いお言葉、ありがとうございます。

アメリカのケネディー大統領が、あの月に人類を送り込むんだということで、アポロ計画を打ち出したと思います。これはすごい話で、まだ誰も未体験のことをこの大統領が、あそこに人を送り込むんだということで目標を掲げたわけです。これは人類にとって大変なことだったと思うんですが、そのトップの目標に向かって、じゃ、どうするかと。遠くまで飛べるロケットを作ったりいろんなものを開発して行って、ついにその月におり立ったということでごいす。

それから比べると非常に見えているわけですね。先ほども申し上げましたけれども、老人の人口が増えてくる。今でも足りないやつ、もっと足らなくなるだろう、先が見える。楽し

いスポーツを通じて適度な運動をやることによって、健康も増進される。

議長（向後和夫） 残り2分です。

10番（柴田徹也） そういうことで、非常にその見えたもの、私は、この事業はいろんな取り組みの中で、先が見えて無駄にならない事業の一つだと思います。そういった意味でぜひ力を入れていただいて、その実現には難しい問題もあるのも、それも分かっております。ただし、これはやっぱり全く不可能ではないと思うんです。首長が、あの月に向かって飛び立ってあそこに着陸するんだという明確な指示があれば、それに向かってこの優秀なスタッフが動き出すわけでございます。市長の改めての答弁をお願いいたします。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 本当は都市整備課の担当の課のほうから最後にお答えをしていただくということになっていたんですけども、今、そういうことでありますので、困難なものを可能にするというのは非常に厳しい道ではあるかもしれませんが、最大限努力をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員。

10番（柴田徹也） ありがとうございました。

もう時間いっぱいでございます、いろいろと無駄話をしまして失礼な談も多々あったかと思えます。ただし、もう我々共通して、ここにいらっしゃる皆さん共通の目標が、元の諸橋院長が、すべては患者様のためにと、こう言われたそうです。誠に名言だと思います。我々の共通の目標は、市民の幸せのためにだと思えます。

どうぞ市長をはじめ執行部の皆様、力を合わせて、そして特に市長には健康に十分留意されまして今後とも市民のためにご尽力賜りますよう心からご祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（向後和夫） 柴田徹也議員の一般質問を終わります。

伊 藤 保

議長（向後和夫） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

1番（伊藤 保） 議席番号1番、伊藤保です。9月の定例会で、一般質問の通告に従ってまいります。

初めに、明智市長におかれましては就任大変おめでとうございます。就任後激務が続きますが、健康に留意され職務を遂行していただき、旭市の未来が決まる大事な後半のかじ取りと大切な市民のために政治手腕をいかに発揮していただきますよう希望して、質問に移らせていただきます。

1点目に、介護の実態について伺います。

日本は高齢化に向かっておりますが、昨今のニュースでも、介護疲れで長年連れ添った人を殺し自らも自殺するケース、また、元アイドルが母親の介護に疲れ自殺するなど問題になってきました。旭市も高齢化に向かっておりますので、事件が起きないとも限りません。

(1)として、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護と言われる世帯、または親子、兄弟など2人暮らしでどちらかが介護をしている世帯はどのくらいあるのでしょうか。

(2)点目として、介護家庭への介護をしている方の精神的なケアはあるのでしょうか、お伺いいたします。

続いて、2問目の質問に移ります。

6月に文教福祉常任委員会で視察をした折、目についたのが、学習資料室の映写フィルムとVHSビデオでした。映写フィルムやビデオは傷みやすく、使えなくなるおそれがあります。そこで、学習資料室のフィルム、ビデオについて質問をいたします。

(1)として、教育資料や郷土の歴史など必要なフィルムやビデオですので、これらをDVDにして保存、または教育現場でDVDでの鑑賞は考えているのでしょうか。

(2)点目として、保育所ではDVD機材はあるようですので、小・中学校の教室ではDVD機材はあるのでしょうか、伺います。

大きい3点目に、地域児童見守りシステムについて伺います。

このシステムについて、2006年度補正予算に12億円を計上し、総務省が全国の自治体から公募し、実証実験をしていると聞きました。どのようなシステムなのか説明をお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席で行います。

以上です。

議長(向後和夫) 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

市長(明智忠直) 伊藤保議員の質問の中で、3番目の地域児童見守りシステムについて、

どのようなシステムなのかという点でお答えをしたいと思います。

地域児童見守りシステムについては、子どもたちの安全・安心の確保のため現在取り組んでいる防犯体制をより強化したいと考えています。具体的には、青色回転灯装着の防犯パトロール車、通称青パトによる新たな旭市独自の防犯パトロールを夕刻時間帯を中心に実施することを検討しています。引き続き地域ぐるみでの安心・安全なまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 介護の実態について、2点についてお答えいたします。

まず、1点目の老老介護または2人暮らしの介護はどのくらいあるのかというご質問でございますが、介護保険制度では、要介護度を判断する基準として、ご本人の身体や日常生活の状況を調査して審査・判定することになっておりまして、ご家庭の状況については把握する必要がございません。しかしながら、高齢者施策の観点から、ひとり暮らしの高齢者や後期高齢者のみの世帯につきましては民生委員のご協力をいただきながら把握しておりますので、そういった世帯の中でどの程度、介護認定を受けている世帯があるのか、お答えいたします。

7月末の要介護認定者数は2,099人で、この中でひとり暮らしの高齢者、75歳以上の後期高齢者のみの世帯の認定者数は274人、13.1%となっております。内訳としましては、ひとり暮らしの高齢者の要介護認定者数が199人、後期高齢者のみの世帯の認定者数が75人でございます。

2点目の家庭への精神的なケアはあるのかという問題でございます。これも介護保険制度としては、家庭の精神的なケアについてはございません。しかしながら、要介護認定された方が介護サービスを利用されるときに、ケアマネジャーが毎月、ご本人、あるいはご家族のご意向を聞きながらケアプランを作成します。その際に家族の希望を十分伝えていただいてサービス計画を作成してもらうことによりまして、訪問介護、あるいは通所介護、短期入所等の介護サービスを計画的に利用することによりまして、家族の手から少しでも離れることによりまして、精神的・肉体的な負担の軽減が図られるものと考えております。

また、相談の面でございますけれども、私どもの所に地域包括支援センターが設置されております。保健師等による介護相談、心配事相談等を実施しております。家庭の不安、悩みに随時対応してございます。ちなみに平成20年度の地域包括支援センターにおける総合相談

数でございますが、訪問が505件、面接65件、電話93件の663件でございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） それでは、ご質問のございました学習資料室のフィルム、ビデオの2点にまずお答えをさせていただきたいと存じます。

1問目のDVD化の考えはあるかという質問でございますが、現在、教育情報センターが管理しております16ミリフィルムやビデオは、16ミリフィルムが約500本、ビデオ教材が約1,100本ございます。これらのメディアは、そのほとんどが著作権を伴うものでございます。そういった中に、例えば「芋念仏」でありますとか「つく舞」のような旭市自体に著作権があるもの、つまり、市で作成したVTRも20本ほどございます。こういったものは貴重な地域の文化であり、また財産であろうと、このように考えるところでございます。

まず、16ミリフィルム、それから市販のVTRのDVD化についてでございますが、先ほど申し上げましたように、著作権を伴う関係から、同じ内容のDVDやビデオを購入するしか方法がないというのが実態でございます。16ミリフィルムのメーカーにも確認をさせていただきましたが、フィルムからDVDに、いわゆる学校で使うものであっても、落とすことは、これはできないというのが規制でございます。16ミリフィルムの映像につきましては、映写機及び部品の製造ももう既に中止になっております。現在所有している映写機は6台ございますが、これが壊れましたら使用が不可能になるわけでございます。そういった点からは、ニーズの高い作品から順にDVDに変更していくことが必要だと考えているところでございます。

また、先ほど申し上げました、旭市自体に著作権のあるVTRにつきましては、市の文化的遺産として後世に残していくために、教育情報センターで計画的にDVD化を進めてまいりたいと思います。また、そういった教材につきましては、各学校の期待に応えるよう、なるべく早くに対応してまいりたい、このように考えるところでございます。

二つ目に、教室等でのDVDの機材はあるのかというご質問でございますが、各小・中学校、もちろんこれは保育所もでございますが、DVDプレーヤーを1台から3台ほど保有してございます。DVDを見るためには幾つか方法があるわけでございますが、一つは、放送室等に保管してあるDVDプレーヤーを各教室等に持っていき、テレビやプロジェクターにつないで視聴する方法がございます。二つ目といたしましては、各校で保有しているノートパソコンを使って同時に視聴する方法もございます。三つ目は、放送室の機材につなげて、

各教室のビデオを通して一斉に視聴する方法がございます。現在、DVDプレーヤーはすべての教室に設置されているわけではございませんが、このように工夫して活用をさせていただいているところがございます。そのほか、各教室には現在ビデオプレーヤーが常備してあることを申し添えたいと存じます。

それから、地域見守りシステムについてでございますが、市長から答弁があったわけでございますが、システムそのものについてご質問もございましたので、その点についてのみ回答をさせていただきたいと存じます。

ご質問がございました地域児童見守りシステムでございますが、この事業は、平成18年度、総務省、国の応募によってモデル事業として立ち上げられたものでございます。全国で16か所の市町村で実施がされました。このシステムは、児童が携帯する電子タグ、ポケットやなんかに、またはかばんの中に入るような大きさのものです。そういった通信装置を通学路に配置した中継機が察知することによって、子どもの居場所が確認でき、犯罪の抑止力につながると、こういう考え方の、そういった効果を目的として実施がされたものでございます。

このICTを利用した地域児童見守りシステムにつきましては、児童の登下校における安全確保には絶大な効果があるわけでございますが、システムの維持費やメンテナンス費がかかること、電子タグが保護者買い取りのため保護者の負担が増えること、地域によっては使い勝手が悪くなるというマイナス面もございます。このような点から、現在もう既に3市がこの利用を中止しているという報告をいただいております。また、今後の利用の継続について、拡充は非常に難しいだろうという考え方を示す市町村も多いように伺っております。

と申しますのは、先ほど申し上げました、メンテナンス費等、その児童のタグが出す電波を受けるものが、およそ半径300メートルというような範囲だそうでございます。一つの学校の規模ならば、その受信装置は少ない数で済むわけでございますが、全市でとなりますと、例えばこの干潟八万石を控える本市の場合、田んぼの中に幾つもそういったものを設置しなければならないと、そういうような状況になることが考えられるところでございます。そういったようなことを、実施している市のほうの取材で確認をしたところでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 介護制度について、1点目再質問をさせていただきます。

この介護保険、介護サービスに加入している世帯もあると思えますけれども、介護保険に加入していない世帯もあると思うんです。そういったときに、この介護保険制度で家族に対

してのケアというものがないということになってくると、介護するほうはかなり負担になると思うんです。そういったシステムというものも考えてこれからはいかななくてはならないと思うんですが、その辺はどうとらえておりますでしょうか、お聞きします。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（渡辺輝明） まず、1点目の介護保険に加入されていない方がいるのではないかとご質問ですけれども、これは介護保険は、40歳以上64歳、65歳未満の2号被保険者と65歳以上の1号被保険者という形で、今の年齢の方は皆さん加入されているという形になりますので、この高齢者の方で加入されていないという方はいらっしゃいません。

それから、このケアの問題ですけれども、実際問題として、そのお悩みというのはさまざまな面があるかと思えます。私どものほうで解決できる介護の問題等であればよろしいんですけれども、やっぱりそれ以外、家庭を取り巻く関係ではいろいろございます。私どもで今お聞きしている中では、精神的な面、うつとかいろいろありますけれども、そうすると医療の問題になります。私どものほうですべてできるわけではございません。市のほうでも心配事相談、あるいは法律相談等ございますので、そういういろいろな相談をお使いいただいて、市民の方のご不安を解消していきたいというふうに考えているもので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） ただ、この介護疲れというのは非常に大きなウエートを占めてくるんです。そうすると、これから先の高齢化になってくるに当たって、非常に大きなウエートを占めてくると思うんです、相談でも何でも。そうしたときにやはりすぐに対応できるような、そういった形のシステムを構築していかなければ、やはりこれから市として対応が遅れるのではないかと、こういうふうに懸念するところがございますので、その辺はぜひ考えていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（渡辺輝明） このご家族のケアの問題等につきましては、先ほど申し上げたとおりで、私どものほうですべてできるわけではございませんが、今、議員ご指摘の介護疲れ等につきましては、この介護保険を利用することにより解消できる面がございます。そ

ういう面で、私どもの地域包括支援センター、現在、専門職6名、兼務の者が2名で運営しておりますけれども、高齢者が増加することが予測されておりますので、そういう地域包括支援センター、あるいは介護支援センター、こういうものをさらに充実させて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 今、地域包括支援センターというお話が出ました。この地域包括支援センターに、介護される方で疲れた方が電話をしてくるという形になりますよね。だいたい精神的にうつとかそういった形になってくると、相談、電話することもできないような状態になる方も多々あるんです。そういった場合にやはり市としても、じゃ、どういうふうによって行くのかということも具体的にこれから考えていかないと、非常にこれは多くなってくると思いますので、その辺のところを少し考えていただきたいなと、このように思う次第です。

この地域包括支援センター、これは相談を受けてから訪問するという形になると思いますけれども、何回ぐらい月に訪問されるのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 地域包括支援センターの職員のほうのこのご相談のほうですが、ご本人からの、あるいはご家族からのご相談、電話等でのご相談もでございますし、民生委員のほうからも、こういうご家庭があるけれどもちょっと伺ってこないかと、そういうようなご連絡がございましてご訪問することもございます。

それでご訪問の回数ですけれども、週に3回、4回というご訪問をする場合もございますし、1回で、ある程度、例えば介護認定を受けて介護サービスを利用する場合のご説明で解決するような案件もございますので、これはケースバイケースということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） それでは、（2）点目の質問に移らせていただきます。

先ほど地域包括支援センターが出ましたけれども、この訪問する方、または地域包括支援センターの中には、カウンセリングとかそういった専門の方というのはいらっしゃるのでしょうか、それをお伺いします。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 地域包括支援センターの中で、カウンセリングといいたまうか、心理相談のほうは、一つとして、心理相談員のような完全な専門職ではございませんけれども、保健師、あるいは社会福祉士というような専門職がおりますので、そちらのほうでご相談に取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 先ほどもお話ししたとおり、精神的な面というのがかなり出てくると思うんです。包括支援センターの話が出ましたのでお聞きしますけれども、これは市のほうと、それから旭市は民間に委託しているのでしょうか、それともまた旭市独自でやっているのか、それもちょっとお聞きしたいと思います。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 私どものほうの地域包括支援センターは、市で直営で行っております。他市のほうでは、社会福祉法人等に委託して行っている所もでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） そうすると、今の介護の状況では、介護疲れの方に対してのいわゆる方法といいますが、そういったのは、ショートステイとかそういったことのみであって、介護するほうに対してのその精神的なケアとかそういったものは全く現在ではないということで考えてよろしいでしょうか。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（渡辺輝明） 介護保険制度では、あくまでも、先ほど申し上げましたように、当事者の方の介護の必要性というものを判断するものでございまして、ご家族に関しては、議員おっしゃるような形でのケアまではございません。ただ、間接的ではございますが、介護保険の利用とか、あるいはそれ以外にご家庭の心配事のほうも私どものほうの保健師等がご相談にあずかっていますので、どのくらいできるのかというのはなかなか難しい面がございますけれども、一助にはなっているものと考えております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 分かりました。老老介護の場合、痴呆症とかそういったもので夜眠れないとか、さまざまなそういった悩みというのがあるんです。そうした場合のやはり対処方法もこれから考えていただきたいと、このように思いますので、そのところをぜひよろしくお願いします。

続きまして、学習資料のフィルムについて質問いたします。

先ほどありましたとおり、著作権がついているということで、この16ミリフィルム、これもまた貴重なものだと思いますけれども、この16ミリフィルム、メーカーでいわゆるDVD化というのはなされているのでしょうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（平野一男） お答え申し上げます。

すべてを確認したわけではございませんが、やはりニーズの高いものについてはDVD化がされていると、このように伺っております。

議長（向後和夫） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 映写機もかなり一昔前の時代になってきました。ビデオもだんだん一昔前になりつつあるんですね。そうすると、やはりこの記録を残す、または教育の歴史を残す、また郷土の資料として子どもたちにこういうものがあったというような、そういった非常に大切な歴史を残す意味でも、ぜひこれDVD化をしていただいて、教育現場でこれを使っただきたいなと、このように思います。

次に、教室、それから保育所等にはビデオがあるということでありましたので、この質問は飛ばして次の質問に移ります。

先ほど市長が言われましたとおり、この地方ではこういったタグというものは必要ないのかなというふうに思います。全く、私たち、また市民も同じだと思いますけれども、この電子タグを使った一つの登下校の安心・安全という形であったわけでございますけれども、それで、どういうものなのかなということでも伺いました。

今まで連れ去り事件とかさまざまあったわけですが、旭市は地域防犯パトロール等々ありますので、本来であれば、父兄と地域の人たちが日常的に声をかけ合ったり、何か

あったときには駆けつける、そういった人と人とのつながりの輪に参加して正しい情報を共有することによって、児童の登下校の安全が保たれるのかなと、このように思います。ですので、これからもまた防犯パトロール等々をしっかりとやっていただいて、ぜひ児童の安全確保のために力を尽くしていただきたいと思います。

以上です。以上で質問を終わります。

議長（向後和夫） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時0分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

日 下 昭 治

議長（向後和夫） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（13番 日下昭治 登壇）

13番（日下昭治） 13番、日下昭治です。平成21年第3回定例会において一般質問を行います。

質問する前に、7月19日執行されました旭市長選挙において、旧旭市時代においてもなかったと思われる過酷な選挙戦を勝ち抜かれ市長に就任されました明智市長に、心より敬意とお祝いを申し上げます。また併せて、市民が安心して暮らせるまちづくり構築のために最大のご尽力を傾注していただきますようお願い申し上げます。

また、先般執行されました第45回衆議院総選挙において、結党以来ほとんど政権与党として君臨されてこられました自由民主党が大幅に議席を減らし、民主党をはじめとする連立政権に政権が移るものと考えられます。そうなった場合には、国における各省庁の事業予算も大幅な見直しもあることも想定されますし、本市においてそれらの影響が出てくることもあるかもしれません。その際は市長として拙速な対応を決断することになることが想定されます。それらの点も含め、質問させていただきます。質問は大きく分け3項目になりますが、

よろしく申し上げます。

では、通告に従い順次行っていきますので、簡潔な答弁をお願いします。

初めに、市長マニフェストについて伺うものですが、先の市長選挙においては、4名の候補者それぞれマニフェストを掲示し選挙戦を戦ったわけですが、落選してしまった方のマニフェストについては、市民が必要と求められても生かされることはありませんが、当選されました市長のマニフェストについては実行されるものとし、市民は大きな期待をされていることと考えられます。そこで、提示された6点の中から何点か絞って伺います。

1点目、旭中央病院の今後のあり方についてですが、市長のマニフェスト、医療、安心づくりのまち“あさひ”の中で、旭中央病院を核とした医療のさらなる充実として三つ挙げてありますが、病院再整備事業の早期完成については、再整備計画が停滞することなく進捗されていけばクリアできますが、公設公営を堅持することにおいては強い意思判断が必要であると考えられます。現時点においての企業債約129億円の利子が4億3,000万円以上、本体工事が終わる23年には企業債の額は299億円になります。それら企業債の金利分だけで幾らになるだろうか。昨年度よりは収益増だったといっても、20年度純利益3億9,000万円、このままでは到底金利分も賄えない。また、今後は償還額も大きくなる。現状のような交付税算定額のみを繰り出すだけでは済まなくなるのではと思われる。その際には、現状の繰り出し額を増額する必要も出てくる。また、過去の答弁の中で前市長は、検討委員会で検討され答申していただきましたが、今は再整備に全力を傾注し、経営形態についてはわきへ置いておく、あるいは棚上げするというような発言をしていたと記憶している。病院長も同様に近い発言だったと思う。そのほかにも、私の3月議会での検討委員会の役目はもう終えたのではとの質問に対して前市長は、民営化せず経営が維持できるよう検討委員会で考えてほしいと言っておきながら、検討委員会の解散をしていた。前市長の発言であり過去のことになるかと思うが、この問題は根が深い。市長はマニフェストの中で、病院の経営形態は公設公営を堅持していくことだけを前面に出されていますが、もう少し詳しくお示しいただきたい。

2点目、地域医療再生基金について伺います。

この基金は、市長マニフェストでは1医療圏で100億円を目指すとありますが、ここで言われている医療圏とは二次医療圏のことだと思いますが、申請があれば獲得できるものではないと思われませんが、認可された医療圏すべてが100億円に該当されるのか、また、全国では相当数の医療圏があると思われませんが、そのうちの何か所になるのか。獲得できたとして、再整備事業、あるいは病院経営に利用できるものなのか。獲得するためにはいろんな

手続き、方法もあろうかと思いますが、今年度中に獲得できるめどがあるかについて伺います。その辺については私との差異があるかも分かりませんので、あえて取り上げさせていただいたわけでございます。

3点目、下水道、公園整備について。

昨日の質問でもありましたが、私をはじめ多くの市民は、マニフェストを拝見したとき、現在進行中の事業が見直しされるものと考えたものでしたが、昨日の答弁はそれとは全く違っていた。下水道計画については23年度まで、公園計画については22年度までの進行中の整備が終わると、公園については市民1人当たり9.2平方メートルになり、1人9平方メートルの目標をクリアできるから、それをもって終了するといったような答弁だったと思う。マニフェストで示した地域の特性に応じた下水道整備、ニーズに合った公園整備とはどのようなお考えで提示されたのか伺うものです。

4点目、財政の健全化対策について。

市では昨年2月に、公債費負担適正化計画として、19年度より11年かけての29年度に実質公債費比率3か年平均で17.5%になる計画を出しましたが、再度、本年3月に、計画作成7年度目の25年に17.8%になると修正されたわけですが、合併特例債は70%、臨時財政対策債が100%交付税算入されるといっても、17年度約75億6,000万円、18年度76億2,000万円、19年度70億9,300万円、20年度75億8,100万円余り、交付税は決して増えているとは考えられない。主体は借金であり、一般会計だけでも21年度予算書では4億5,000万円以上の支払利息が計上されている。今は合併の特例により合併算定替えされているが、一本算定をされたら20年度で16億円近い額が減額になってしまう。もう10年間の半ばを過ぎてしまったわけです。11年からの5年間の激変緩和措置はあるが、減額は間違いなくある。それらの面も含め、市長の健全な財政運営方針の見解をお聞かせください。

2項目の質問に入ります。

市長の目指す旭市の将来像について伺いますが、マニフェストに提示された旭市安定化宣言とは、どのような旭市を目指すものなのか。また、旭市を躍進させるための手段とはいかなる方法なのか。旧町では、今もって合併したことへの不平不満を時として聞くことがある。それらの点を含め、市長の目指すビジョンについて伺います。

最後の質問事項になります。

先の第45回衆議院選挙において、1955年結党以来、衆議院第1党として政権を担ってきた自民党が大敗し、新しく民主党を中心とした政権に代わろうとしています。政策等において

も、今までの自公連立政権とは大幅に違っている。特に大型公共事業や交付金、交付税の見直しもあるであろうとマスコミ等では報道されています。市長も政務報告の中で触れられており、国の施策等の情報収集に努め、遅滞なく対応していきたいと言われていますが、私も国政の方向性においては不透明な部分が多くあるよう感じられる。政権与党が代わってしまったからとして、市政運営を遅滞させることなく拙速な施策を展開しなければならないと思うが、市長のご見解をお聞かせください。

以上で一回目の質問は終わります。

なお、再質問は自席で行いますので、答弁においては簡潔にお願いいたします。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） 日下議員の質問にお答えを申し上げます。

最初に、旭中央病院の今後のあり方についてということでお尋ねがありました。

きのうも申し上げましたとおり、旭中央病院は開院以来55年間、歴代の院長、そしてまた管理者、あるいはまた職員の皆さん方、市民の皆さん方、大勢の本当にお力によりまして、一回も赤字を出したことがない病院として、本当に全国にもまれな病院であると思います。

そんな中で、選挙中に公設公営というようなことを約束されたというようなことで、もっとはっきりしたものが欲しいというような話でありました。私は、こういう状況の中で今あえて公設民営にする状況ではない、そんなようにも改めて皆さん方にお約束をしたいと思います。

今後、地方公営企業法全部適用により公設公営という経営形態を維持し、市民の、そしてまた医療環境の充実、職場環境の充実、職場に働くすべての皆さん方、患者さんも含めてそういった部分が、その生活の環境が十分整えられていただくよう配慮しながら、市民の健康を守る地域の中核病院として発展させていきたいと、そのように考えているところであります。

今後の財政の問題につきましては、詳しくは事務部長のほうから起債の状況などはお答えをさせていただきたいと思っております。

次に、地域医療再生基金の獲得ということですが、これも院長がその部分で携わっていることですが、私のほうからは簡単にそのお答えをさせていただきたいと思っております。

地域医療再生基金、再生構想の中でその基金が国からそういう経済対策事業としてやられたわけですが、二次医療圏、香取海匠地域に対するそういった部分で再生基金がいただけるというような話を聞きました。このことはまだ、政権も代わったことだし、そういったような方向の中で、この香取海匠地域には県としては決定しているような話を聞いておりますが、そのところは病院長、事業管理者のほうが詳しいと思いますので、お答えを管理者のほうからしていただきたいと。

また、今後も国・県、体制が変わろうとも地元に必要な限り、地元の選出の国会議員、あるいはまた県会議員の皆さん方の力もかりながら頑張っていきたいと、そんな獲得に頑張っていきたいと、そんなように考えているところであります。

下水道事業の見直しということですが、これはきのうもお答えを申し上げました。23年度末で一応終了するというようになっておりますけれども、ご承知のような経済不況といいたいまいしょうか、そういう中で、そんなにも多くの事業、予算もとれない、みんなに負担もかける部分での起債も起こせないというようなことでありまして、事業が二・三年延びるということでありまして、三・四年間延びるということによって202ヘクタールの最初の都市計画の予定が終わるわけでありまして、それを一つの区切りといたしまして、それで下水道事業を凍結していきたいと、そんなように考えているところであります。

なおまた、周りの所もかなり密集地帯があるわけでありまして、人口密集があるわけでありまして、その方々の要望が強いということであれば、またそれは考えていかなければならないことなのかなと、そんなようにも考えているところであります。

公園整備の問題でお尋ねがありました。

公園整備は、きのうの答弁の中で、当初の予定まではやるというような話で、ちょっとマニフェストと違うんじゃないかという話でありましたけれども、私もよくその懸案事項、事務事項の打ち合わせといいたいまいしょうか、引き継ぎをさせてもらいまして、そのことも聞いたわけでありまして、この公園整備につきましても、都市計画決定をされて計画を出した時点で、合併して有利な事業でありますまちづくり交付金の事業というようなことの中で、5年間のいわばパッケージみたいな事業形態になっているということで、21年、今年度中に終わらせるということになれば、今まで補助金をもらったものを全部返さなければならないと、そんなようなことも聞かされまして、最初のその計画どおり22年度で完成するということならばもう1年ということでありまして、そのところは終わらせていただきたいと、そんなように話したところでありまして、23年度以降、公園整備は一応凍結をしていきたいと、

そんなように考えているところであります。

財政の健全化対策ということでお答えをいたします。

合併による国の財政支援の終期を見据えながら、行財政運営の効率化、スリム化をさらに進めていきたいと思っております。それには事業の厳選を行い、緊急度、重要度の高い施策に取り組んでいく考えであります。

そんな中で、これからはハード事業よりもソフト事業というふうなことで、一体感の醸成を本当にまちづくりの基礎としてそういった事業を取り入れていきたいと、そんなように考えているところであります。

また、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体は毎年度、四つの健全化判断比率、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率についてであります。地方公営企業についても資金不足比率を算定して、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対しての公表が義務づけられております。本市は、いずれの数値も国の基準をクリアし、財政の健全化は図られておりますが、実質公債費比率については、18%を超えますと起債許可団体になります。起債許可団体になりますと、将来的な公債費の負担見込みを表す公債費負担適正化計画が義務づけられます。この計画自体が財政の健全化対策ということになりますので、この計画に沿って財政運営を行っていきたいと考えております。また、財政状況につきましても、内容等を工夫し、分かりやすく情報を公開し、市民の皆様と共有していきたいと、そのように考えております。

市長の目指すビジョンということについてご質問がありました。

私の目指すビジョンは、たびたび申し上げているとおりでありまして、合併後5年目に入りまして、先ほど日下議員のほうからお話がありましたように、本当に合併してよかったのかなという、まだそういう思いを持っている人もかなり、私もそういうような認識をいろんな部分で声を聞いております。

そんな中で、これからのまちづくりの基本は、やはりそういったものを振り払う、やはりそういったハードルを下げた、今まで歴史、伝統、風土、気質、慣習、それぞれの違いがあった旧1市3町が、そのハードルを下げた一体感を作れる、持てる、そんなまちづくりを構築していくということが、私の課せられた最大の仕事の一つだと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そしてまた運営に当たっては、将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」、基本構想の目標でありますけれども、これに向かって精いっぱい努力してい

きますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、国政において政権与党が代わりましたというようなことで質問がございました。

先の衆議院議員総選挙の結果、今、政権が代わろうとしております。国政の方向性もまだ不透明であります。そんな中で旭市としましても、今後の国の政策等情報収集を十分に進め、万全で遅滞なく対応してまいりたいと、そんなように考えているところであります。

と同時に、私は旭市の市長として、市民の皆さんと一緒に考え、旭市のまちづくりのために精いっぱい頑張らせていただきたいと思います。そして、みんなが住んでみたい、住んでよかったと思えるまちづくりを目指して頑張る、そんなような思いで今いるところであります。よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わります。

議長（向後和夫） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） それでは、私のほうから地域医療再生基金のことについてお話し申し上げます。

この地域医療再生基金は、トータルで3,100億円、地域医療の崩壊を防ぐために緊急経済対策として地域医療再生基金が創設されたわけでありまして、薄く広くばらまきということをやめようという当初からのお話でありまして、2次医療圏程度をモデル地区として、ここに集中的にお金を投下しようと、このような計画でございます。

これは各県の医療計画とリンクしていなければいけないと、このようなことにもなっております。千葉県では、9月2日の医療審議会、第1回がありまして、ここで千葉県のモデル地区としてこの香取海匠と、それから山武長生夷隅と、この二つの地域が指定されました。これが、医療審議会で一応決定したことであります。

今後、この地域につきましては、さらに県、それから地区の病院、あるいは首長等といういろいろと詳しく話を詰めて計画を立てていくということになっております。

1か所の基金として、5年間の基金としても、實際上、今年決まってもあと4年しかありませんが、そこで使い切るという基金です。それが100億円が全国で10か所、それから25億円が80か所、そのようなことで今決まっているわけでありまして。

ただし、これが今、民主党になりまして、その従来計画ですと、11月の末ごろに各県から出てきた計画を有識者会議が選定してここで決定すると、このような計画でありましたが、民主党が見直すというふうな話も聞いておりますし、これはどうなるかまだ分からない点も

ありますが、今のところは県当局とうちの病院とこの地域の病院で、今、具体的に何回か会合を持ちまして進めているところであります。

以上でございます。

議長（向後和夫） 病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 再整備の関係で、返済がうまくいくのかというご疑問ですが、再整備事業計画、それから経営改革プラン等でも収支計画についてお示しをしているところでございますが、その中でもいろいろシミュレーションする中で、きちんとした収入が確保できれば長期的な問題は生じないということでご説明をさせていただいたところでございます。

確かに再整備事業の建物解体等に係ります資産減耗費等によりまして、一時的に収益上の損失が計上されるということになるわけですが、今後におきましても、収入がきちんと確保できるということになれば、必要な減価償却等も見込んでおりますし、その中で収支・資金上の問題は出ないものというふうにご説明をさせていただいたところでございます。

（「地域医療再生基金の使途、どういうものに」の声あり）

議長（向後和夫） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） これは箱物には出さないと。それから、既に計画にもうのつて、計画が始まっているものには該当しない。こういうようなことです。主としてソフト、あるいは医療設備、こういうものにお金をくれると、このようなことになっております。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） ありがとうございます。

じゃ、再質問をさせていただきたいと思います。

この今回の質問につきましては、市長マニフェストに基づいて質問させていただいておるわけございまして、市長がここに示したものを聞いておるわけでございますので、そういう細かいことはあまり求めたわけではなかったわけでございますけれども、先ほども1回目の質問で申し上げさせていただきましたけれども、恐らくこの公設公営を堅持するためには相当の意思判断が必要だろうということは、なぜかと申しますと、現市長ではございませんけれども、過去の答弁等におきまして、棚上げだとかわきへ置くというような話がだいぶ出てきたわけでございます。

棚上げというのは、通常、一たん上げたものをおろすわけですね。そういうことの判断のもとにこういうことをやっておるわけですので、今後想定されるのは、恐らく一時的な形

で、シミュレーションでやると3年くらいの赤字で済むんだらうということですがけれども、どうも、この現在の企業債額に対しての利子が4億5,000万円くらい、たしかあったと思います。そうしますと、さらに本体工事が終わる中で企業債の発生がある。

そうしますと、現在のままでいくと、確かにその3年くらいということで済めばそれで済むわけでございますけれども、それが後、引きずるようなことになったときに、市として繰り出しをしてまで公設公営の話を貫いていくのか。多分、その件はまだ市長任期の真ただ中だと思いますので、その辺の繰り出し基準、今のただ交付税算定されたものが繰り出しだけで済むことなくして、この後また財政のほうにも多少触れることもあろうかと思っておりますけれども、市のほうで繰り出すことも覚悟する必要があるのかどうか。

それと併せまして、なぜ病院を公設公営で残すかと。多分市長もそうだろうと思えますし、私、あるいは市民の方々もそういうことを考えておるわけでございますけれども、恐らくこの医療圏の中で、公立病院のしっかりした地区、銚子市の場合においては市立病院閉鎖というようなことがございましたけれども、1人当たりの診療費が漠然と違うんですね。例えばこの18年度の国民健康保険事業年報、1人当たり医療諸費費用額、例えば旭市は56自治体ある中で55番目の24万4,335円、隣、銚子市32万7,671円、一番高い長南町39万5,000円、いわゆる高い所と少ない所で15万円違うわけですよ。私だと単純に考えますけれども、7万人の人口で15万円違ったら100億円なんですね。それだけ市税よりもはっきり言って市民のためになっているんじゃないかということも考える必要があるんです。

であるから、どうしてもこれは残していただきたいと。場合によっては繰り出しも覚悟してほしいと。健全な中での企業債ですから、中央病院の中でやっていただくのは基本ですがけれども、そういうこともやはり考えておく必要があるんだらうということで、あえてその意思があるのかなのか市長に改めてお聞きしたいと思います。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 詳しい起債の償還については、今、事務部長のほうから話がありまして、日下議員もあまり詳しいことは必要ないというふうな話もありましたので、起債につきましては、その経営状況につきましては、また後で必要があれば事務部長のほうからお答えをしていただきたいと思いますと思いますが、その公設公営で維持する中で、将来的にどういう状況であろうとも、繰り出しをしても病院堅持、公設公営を堅持するということの腹づもりはというようなことでありましたけれども、正直言って、私も今その任についたところでありまして、

この4年間、再整備が完成するときだと思いますが、それまでにその持ち出しをするような状況になるのかならないのかというような部分ははっきりは見えませんが、もしそういう事態が来た場合でありますけれども、議会の理解と市民の理解が一番大事だと思いますけれども、そんな話し合いの理解の中で、そういう方向でも維持していかなければということになる場合には、私もそういった方向でいいのかなと。

君津市の中央病院辺りも、もう交付税の不交付団体がある所はそろっておりまして、交付税は来ない。それだから各市でもう20億円くらい最初から持ち出して、その病院の予算として使っているわけでありまして、その辺も参考にしながら、どれだけの理解が得られるのかどうかということが本当に未知数であります。そういった部分でも、公設公営で、病院は、なくてはならない地域の安心・安全の最たるものでありますので、維持していきたいと、そんなように思います。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 今、市長のほうから、いろんな理解を得ながら維持していきたいという話で、多分、現在想定ですけれども、現実的にそういうことが起きた際ですけれども、その際には、ただその場でそれを処理するということは、市としては相当不可能だと思うんです。であるから、この後、財政再建についても、健全化についても4番目に触れますけれども、それまでにはしっかりとした財政基盤を作っておかなければならないじゃないかと思えます。そのときに繰り出しを発生させなきゃならないから理解してくださいでは、財源が無かったらできないわけですので、その辺を財政健全化の中でも含めてしっかりやっていただきたいと思うわけでございます。

それと、なぜこんなことを申しますと、先ほどもちょっと触れましたけれども、管理者である院長がおりますけれども、たしか3月の答弁ですね、これ。経営形態については、再整備に専念したいと、わきに置いて専念したいと、そのように考えております。ただ、そのときに私も、10年くらい多分このままで維持するのは不可能かという質問だったと思います。そのことに対して答弁されたわけでございますけれども、このままは不可能ということでありまして、うちの病院は変わらず今のままでやっていきたいというふうに思っております。ただ、病院が変わらなくても社会がどんどん動いています。いずれ社会に合わせなくては行けないと。その辺のことは、どういう意味だったのかよく私は分からない。何回こう議事録を見ても分からないわけですが、その辺、社会が変わるとするのは、何をして、医療の診療人数が変わってくるのか、あるいは財政的なものが変わってくるのか、両面にある

かと思しますので、その辺をもう一度またできればお願いしたいなと思います。

それとまた、前市長に対しての話になっちゃいますけれども、検討委員会について、もう廃止してもいいだろうということに対しての質問だったわけでございますけれども、これは前市長ですね、民営化せず公設公営できちんと経営を維持できるように、検討委員会のほうでぜひいい考えをしてもらいたいと思います。これが答弁だった、3月ね。それで前回、これは神子議員の質問に対しての答弁だったと思いますけれども、検討委員会のほうからは公設民営というような問題も出てきたわけでありましてけれども、取りあえず3月31日をもって国のほう、総務省のほうに改革を上げました。上げた時点をもって4月1日にこの検討委員会を解散させていただいたわけでありましてけれども、これから後、大事なのね、中央病院の問題に関しては、いろいろやってみたいこと、そして国とも相談しながら進めたいこと、たくさんあるわけでありましてけれども、中央病院の内部が混乱していたのでは、何をするにしても始まらない。そういったことを取りあえず、この問題をそこで一たん棚上げすることなんです。問題があるから、問題が生じたらしょうがないから棚上げしておきますよという話なんです。そうすると、問題解決ならまたおろしてくるんだろうと、そういうことを想定できるわけです。

そういうことの中で、総務省の改革プランを上げましたから検討委員会を廃止させていただきたいということですがけれども、実はその検討委員会の廃止についても、私ども、私も検討委員の一人だったんですけれども、4月1日の廃止は全然知らなかったんです。4月10日に前市長から検討委員会を廃止したい旨の話がありまして、了解していただきたいという話だったんです。その前に検討委員会を存続されているのにおいて、これは現市長の問題ではありませんけれども、そういうことは何かこの辺を棚上げしたものがまたおりてきはしないかと、そういう心配がありますので、その辺を新市長には強い意思判断を持っていただきたいと、そういうことでございます。それについてはもうそれ以上のことはありませんから、市長、そういう判断のもとで公設公営を維持したいということだと思ひまして理解させていただきたいと思います。

地域再生基金は、箱物、いわゆるハード面には使えないということでありまして、再整備事業、あるいは病院の経営には入れないということだと思ひます。たしか私も市長のマニフェストが出た時点で、いろんなところをインターネット等を通じてとってみたんです。確かに、地域医療の再生に向けた総合的な対策3,100億円、これは急遽出た話でございますけれども、それで、全国で2次医療圏350か所くらいありますね。その中で今出たのはかなり

少ない額と。100億円というのは飛びつくような額なんですけれども、実際どこまで手が届くのかなと。

確かにこの地域、再生しなきゃならないと思います。医療、今のままでは中央病院でも恐らく難しいものを抱えなければならないわけでございますけれども、まず銚子市の市立病院、あのような状態であるわけでございますので、当然、この再生基金の中で考えることになるのではないのかなと思います。あるいはまた香取の方面の公立病院についても、かなり難しい経営を強いられているような話を聞いておるわけでございますので、恐らくその辺でそういったものが利用されるのかなと思うわけでございますけれども、やはりただマニフェストのみを見た場合には、100億円を再整備等に利用できるのかなと、そんな感を持ってしまったわけでございますので、改めて、多分そういうことはないと思いますけれども、その辺はどのようなお考えがあったのかどうかお示しいただければと思います。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） その再生基金でありますけれども、やはりこのうちの病院、市長をはじめ、県当局とのいろいろお話を何回も重ねてきて、県におきましてはこの地域を指定してもらったというふうなのが今の時点で、これは国につきましては、もちろん昨年から個々に行って、市と一緒に厚生省、それから経産省ですか、そういうところでいろいろ働きかけをしてきたわけですが、そのようなことでありますし、その再生基金につきましては、箱物はもちろん駄目ですが、ハードは全然駄目というわけじゃなく、医療機器だとか設備、IT関係、そういうものについては使っていていいと、このようなことになっておりますので、再整備に全く関係ないというわけではなくて、当初は実は、初めのうちは箱物にもオーケー、新しい病院を建ててもいいというふうなことだったのが、民主党がだんだん優勢になってきて、そこから、この箱物は、じゃ、駄目だという、それが変わったのは8月の時点でございますので、当初は、箱物もオーケーと、こういう話でありました。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 今、院長に詳しく、箱物もよかったということで、多分、そうしますと、ただ、今、中央病院が進んでいる再整備には利用できないということは、それは事実だと思いますけれども、進んでいる計画は駄目だと、今回は新しい計画をするについての箱物だというんじゃないのかなと思いますけれども、それはどうなんでしょうか。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） ですから、その建物自体に対しては駄目だということですが、機械だとかIT関係はこれから計画を立てて、大枠はありますけれども、どういう機械、どういう機械とこれから決まるわけでありまして、それについては差し支えないというふうなことでございます。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） これで最後になるのかな。

ただ、これは旭中央病院のみでなく医療圏ということで理解されていいんですよね。だから旭中央病院のみが使えるものではないと。その辺はどうなんですか。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） これに関しましては、実は9月30日の医療審議会にかけるまでは、まだ正式には決定しておりません。しかしながら、二次医療圏にということでありますので、うちだけが全部使うという、仮にうちに選定されたときにうちだけというわけにはいかないだろうというふうには思います。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） ありがとうございました。

じゃ、次の下水道、公園等の見直しについて再質問させていただきますが、下水道は、今の経済状況の中で二・三年は延びるから、23年には終わらないということになるかと思えます。ただ、しつこいようでございますけれども、やはり見直しというのは、事業が終わったからその後の見直しじゃないと思うんです。恐らく私だけでなくかなりの多くの市民は、見直しということは、今の事業をも見直しがあるのかなという感じがしたんじゃないかなと思う。私はそういう理解をしてしまったわけでございますけれども、例えば今、国政のほうも代わるということの中で、八ッ場ダム、総事業費4,600億円、現在もう工事に3,200億円以上つぎ込んである。6都府市の負担も2,000億円入っているということでございますけれども、そういったものまでも見直しという、それと同様の見直しというのを見た市民が、感じた市民が多いんじゃないかなと思うんですよ。

その辺で、ただ、今の計画が終わった時点で見直しというのは、それは将来どう変化するか分からないわけで、やはり見直し、ただ公園をやめなさいと、下水道をやめなさいという形でなくして、そういったものも議論があってしかるべきじゃないのかなというような理解

をしたということなんですけれども、その辺は市長はどうお考えをされますでしょうか。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 見直しということは、やめるということではないわけでありまして、見直しと凍結と中止ということは日本語でいろいろあると思います。見直しということの中で、担当の課とそれぞれいろんな部分で意見交換をしました。ただ、今、今年度で、21年度で打ち切りということになれば、今までかかったお金を全部償還させられると。今、旭市でそんな財源はないというようなことでありましたので、それは、じゃ、予定どおり、当初の計画どおりやらなければならないことではないかと、そんなような思いで、本当は22年度からでも少しは削りたいという気持ちは私もあったわけなんですけれども、そここのところは、今まで繰り出した事業のその国庫補助金や県支出金とかいろんな部分でありますので、そしてまた見直しという中で一つは、下水道の場合……、下水道はそのとおりであります。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 今聞いた理解の中では、市長の本音ではなく、実際がそうでいかなかった。本音は、本当はやめたいんだよと。実際はそうはいかないということの理解を強くしたわけでございますけれども、例えば下水道はそのような形もやむを得ないかなと思います。しかし、公園等については、どうでしょう、確かに公園は単独部分もかなりあるかと思えます。ただ、公園を買収して取得したものをただ単にそのまま放置しろということではなくして、例えば、恐らくいろんな方が考えられるんじゃないかと思えますのは、文化の杜公園、あれは今まで過去の中では災害拠点としての避難場所等々という話もございました。その中で、都市等の何か江戸川区とのその辺の仮設の云々という話も若干触れた経緯があったんじゃないかと思えます。

しかし、現実的には、先ほど申し上げましたけれども、9平米の目標を今のままでクリアされるという話の公園計画でございますけれども、現実的には、公園を果たして市民が避難に使うかなと、そんな感じもするわけでございますので、何か違う形に使うべきものは考える必要があるんじゃないのかなというのは、例えば二中新校舎が建築されました。グラウンドはかなり狭いんじゃないのかなと。あの場所だとかなり二中也近い。子どもたちの教育環境の、先ほど午前中の答弁にもございましたので、教育環境の整備等につきましては、やはり二中のグラウンドに対しては厳しいじゃないかなと。でありますので、文化の杜公園は、その辺も使えるようなシステムに方法を考える必要があるんじゃないかなと、その辺はどう

でしょうか。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えをさせていただきます。

ただいま、先ほど市長から答弁がありましたように、一応まちづくり交付金という事業の中で、5年というスパンの中でのパッケージになっておりますので、事業の年度につきましてはこのまま継続をさせていただきたいと私のほうでも申し上げました。

ただ、この中で平成20年度におきまして実施設計の予算をちょうだいしたわけでありまして、実施設計ができ上がって、結果として今のトータル事業費が出て参りました。ただ、これにつきましては、市長とも率直に話をする中で、これらにつきましては、その総事業費を圧縮するという事で今進めている段階でございます。

それから、二中の関係がございましたけれども、午前中の一般質問にありましたけれども、ニーズということがありました。やはり住民の要望というのは確かにあるんだろうと思えますし、私どももその文化の杜につきましては、防災機能というものは当然念頭に置きますが、例えば仮設住宅の建設予定地であれば、その場所については仮設住宅を建てない段階では必ず市は多目的広場として活用ができると、このように思っておりますので、そこには、サッカーができる場所であるとか、テニスができる場所であるとか、そういったことを防災のいざという時以外のために使っていきたいと、このように今考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） ぜひまたいろんな面でそういったものも視野に入れた中で、見直しというか、いろいろ今後考えていただければと思います。

次、財政の健全化についてに移らせていただくわけでございますけれども、市長、これ、マニフェスト何号だったですかね、Q & Aだと思いますけれども、多額の借金を抱えているという、チラシに入っている、夕張市のようにならないように心配ですがというようなことに答えたものでございますけれども、460億円の起債残高があると6月1日の広報で出ました。そのうち230億円、先々国の交付金で補てんされるものです。ちょっとこれは私は理解できないんですけれども、交付金でなく交付税の間違いかなど。交付金で補てんはされませんよね。

でも、この辺は見る人によっては、交付金でもって、交付金となれば一時的に来る金だと

思いますので、通常、分かればこういうことはあり得ないと思いますけれども、ちょっとこれは一般的には全部交付金で処理されてしまうのかなと理解してしまいますので。

ただ、交付税で処理されたとはいっても、先ほども申し上げさせていただきませうけれども、交付税が決して増えていない。増えておればいいんですけれども、増えていない。そうしますと、どこかで削られることがあり得ると。

それで、これ、7月初めに財政課のほうに出していただいたものがあるわけでございますけれども、たしか20年度末で現在高462億円ほどの総合的な起債残高ですね、あります。17年度末だと492億円あったのが462億になる。30億円、たしか減らしました。減らしましたといっても、恐らくこれは一般会計は増えているんですね。企業会計のほうで、病院と水道で37億円ですか、減っておりますので、一般会計は17年度末253億円あったのが261億円になっているんですね。だから、決してこの企業会計、先ほども申し上げさせていただきませうけれども、病院のほうに行きましたときに、病院の資金ショートしたときには一般会計から補てんされることも想定しておかなければならないのではないかなと、そんなことを私は個人的には思うわけですが、その辺は財政課長のほうでお願いしたいと思います。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 先ほどの病院の件もございましたので、併せてちょっと説明できればと思います。

まず、確かに公債費負担適正化計画というのは作っております、ご存じのように、これは毎年の決算をにらんだ中で、その年として改定していきます。この中で今後の適正化の図り方というのがあって、さらにその中では実質公債費負担の見込みという形も出てきます。今、県に提出する最新のものを作っている最中なんですけれども、その中では確かに病院事業の関係、平成20年度から24年度にかけて実施される再整備事業、この繰出金が、元金の償還が実際に始まるのは平成26年だと思うんですけれども、それから平成30年にかけては繰り出しは若干増加するのかなとは考えています。

ただ、その中で、地方債の償還の財源に充てたと認められる部分、これは平成20年度がうちのほうの試算では最大になっています。ですから、それ以上の繰り出しは今のところないだろうと。今まで既に病院事業につきましては、もう独立採算である程度やってきて、交付税算入されたもののみをずっと出しているというルールがありますから、当然、建てている最中、何年かは資産の減耗というのがあって、赤字が発生する。これはもう収支の説明

をしたとおりだと思っんですよ、当初。ですから、その間はあっても、資金のショートは起こさないということで説明していたと思います。ですから、新たな繰り出しというのは、財政課の立場としては、交付税以上は発生しないだろうと、そのような見込みであります。これは絶対大丈夫かと言われれば、それは神のみぞ知るという話になってしまいますけれども、今までの客観的な数値を積み上げた中の話でいけば当然大丈夫だろうと、そのように考えています。

あとQ & Aの中で交付金という話がありました。確かにこれは地方交付税、一般の方は地方交付税交付金なんかと呼んでいた例もありましたので、そういうところの使い方のせい、件だと思います。これは交付税で補てんされていますということになると思います。

あともう一つ、確かに一般会計の借金は増えているじゃないかと。確かに一般会計におきましては、当然、合併いたしまして、その中で合併特例債、これは非常に有利な起債です。それを使いながらインフラ整備をしていくと、そういう前提がありますので、その中で増えていく。当然、ここの中で借りたもの、例えば水道事業をやったときには、その水道事業に繰り出すものも合併特例債で借りれるわけですから、それを借りてお出しするということもありますから、その中で必要なものは徐々にそれは増えていく。

ただ、それも厳選しながら有利なものを使っていきますので、むやみに増やしていくわけではないということでございます。それも将来的にはやっぱりピークがございまして、その部分でじっくり見ていく必要はあると思います。うちのほうで考えているピークなんですけれども、残高のピークは実際には平成26年ごろになるんじゃないのかなと、そのように考えております。

それともう一つだけちょっと説明したいんですけれども、先ほど柴田議員のときにもあったんですけれども、普通交付税の合併算定替えの話がありまして、全額、いわゆる算定替えで1市3町分がそのままもらえるこの年次なんですけれども、平成18年から27年度までただけのことになっています。激変緩和されるその後の5年間というのは、28年から平成32年と。その中で少しずつ縮小させていくというのが考え方だと思いますので、よろしく願います。

以上です。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） ありがとうございます。

不利な財源を使っているということを私は言っているわけではありませんから、有利な財

源を使っていくのは当然だと思いますし、有利に整備をしていただきたいと。求められるものは整備していただきたいと思うわけでございます。

例えば、ちょっとまた戻るような形になりますけれども、先ほど公園等、ニーズという形、市長は出ておりましたので、あるいはそのニーズというのは、市民が求められたニーズ、しかし市民アンケートの結果では、あまり求めていなかったと思うんですよ。それは公園は終わってしまっていたのでいいんですけれども、市がこれ出していましたよね、市民のアンケート、18年に。ここでは多分、公園はあまり求めていなかったと思います。であるから、ニーズというのはどうなのかなというような話で、先ほどこれを出していただいたわけでございます。ただ、そっちはもう終わりましたので。

ただ、確かに有利な財源として交付税算定されるものを100%、臨時財政対策債等については、確かにそれで進めるのがいいものだと思います。しかし、そういったもので交付税算入された額も相当の金額になってきておるかと思えますし、併せていろんな事業を、今後健全な財政運営にするためにも事業の見直しもあり得るのかなというふうなことが関係してくるのかなと思います。確かに16年度から比べればそんなに増えていない、事業をやった割に増えていないということは事実だと思います。

それと併せて、26年がピークだとか申されましたけれども、それ以後、激変緩和5年間ですよね。そうすると、先ほど申し上げさせていただきましたのは、20年度のやつで16億円近く減額されてしまうのかなと思います。あれを一本算定された場合に15億9,000幾らだと思えました。

あるいは基金の話もここに出ておりましたけれども、基金の中では、確かに自由に使えるのは財政の減債基金くらいじゃないでしょうか。あとは全部目的を持った基金でありますので、それをすぐ、60億円、3億円あるからって、運用はなかなか難しくなるのかなと。確かに条例ですから、市の条例で廃止することはできるかと思えますけれども、国保だとか介護だとかそういったものは、まずそういったものは難しいだろうと思えます。そういうことの中で、やはり財政を健全化するには相当厳しく対処していただきたいなということをお願いしたいと思います。

時間もそうありませんので、市長、先ほどビジョンについて伺わせていただきましたけれども……

議長（向後和夫） 残り5分です。

13番（日下昭治） 安定化宣言、旭市を躍進させるための方法、手段等々、ちょっとその

辺を、安定化宣言というのはいろんな話がありましたけれども、極端な話をして、どのような形を進めるのか、あるいはもう躍進させるための手段、その辺をちょっと簡単にお願ひできればと思います。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 次の神子議員のときにも安定化宣言ということが質問に出ておりますが、安定化宣言ということをやッチフレーズとして使わせていただきました。市の基本構想や基本計画ということではなくて、私の考えるマニフェスト、大きく6項目、26の中での施策が遂行できる、努力して少しでも実行できるというようなことになれば、旭市は安定するのではないかと、そんなような思いでヤッチフレーズとしてそのチラシに書かせていただいたような次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） ぜひ市民が安心できるような市政運営をお願ひしたいと。それは私の願ひでありますし、市民の願ひだと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問、これは国政が代わったからといってそう変わられては困るというのが現実だろうと思ひますし、しかし、それだといつても、恐らくそうなれば直接一般、末端までは変わらないだろうと思ひますけれども、やはり行政のトップである市長には相当いろんなまた思ひ気持ちもあろうかと思ひますので、いま一度その辺を、市長のお考えをできればお話し、お示しいただければと思ひますが。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 国の体制が変わって地方がそのたびたび変わっていくということであれば、国民にとって大変な不幸なことでありますので、その辺は旭市のまちづくり、旭市は旭市としてみんなと一緒にまちづくりをやっていこうと、そういった思ひで今いっぱいありますので、その辺の中で国政との付き合い、県との付き合いをさせていただきたいと、そんなように思ひます。

議長（向後和夫） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） それらにつきましては、アンテナは高くということではありませんけれども、ぜひ情報収集には万全を尽くしていただきたいと思ひます。

そしてまた、先ほどの答弁の中でございましたように、今後は市民と一緒に、市民

レベルでの会話を含め、これからの市政運営をされるというようなお話を聞きましたので、その辺を十分これから市民に応えていただける市政運営をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

議長（向後和夫） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時25分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

島 田 和 雄

議長（向後和夫） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（2番 島田和雄 登壇）

2番（島田和雄） 議席番号2番、島田和雄です。2項目の一般質問を行います。

1項目めは、市長の政治姿勢について4点に分け質問をします。

厳しい市長選挙を乗り越えられて明智市政がスタートを切りました。合併後2代目の市長として、旭市がさらに住みよいまちになるよう、その手腕に期待をしております。

では、1点目としまして、新市長が掲げた政策の中で優先的に取り組もうとしている施策はということで質問します。

市長は、市政運営について今議会の政務報告の中で、旭市が掲げる将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」日本一住みよいまちを目指し、今まで実施してきた基盤整備の現状を踏まえつつ、今後は財政状況や市民ニーズに照らし合わせて迅速に対応すべき事業と慎重に進めるべき事業を振り分けながら、私の心情であります「ふれあい、まごころ、思いやり」の心で市政運営に取り組んで参りますと報告をされました。今回の市長選挙で掲げられましたマニフェストの中で、迅速に対応すべき優先的な事業とはどのようなものをお考えおられるかお伺いします。

2点目は、財政健全化への取り組みについてということで伺います。

政務報告では、今後の財政運営に当たっては、合併による国の財政支援の終期も見据えながら行財政運営の効率化、スリム化を一層推進して参りますと書かれています。総論は私もそのように考えていますが、具体的に行財政運営の効率化、スリム化を実現するためにどのような対策を考えてられるか伺います。

3点目は、旭中央病院の経営について伺います。

旭市の財政を考えると、旭中央病院の存在は、市本体より予算規模が大きいだけに大きなウエートを占めています。これまでのように黒字経営をずっと確保できていれば市財政には負担はかかりませんが、公立病院を取り巻く環境が非常に厳しい中、赤字になって市の一般会計からの繰り出しをするという事態になった場合、規模が大きいだけに手に負えなくなることが考えられます。そうならないように、これからも黒字の経営が確保されるよう、しっかりとした対策が望まれます。そこで、市長が旭中央病院の健全経営の確保に向けて考えられている対策があればお伺いします。

4点目として、行政評価の取り組みについて伺います。

今回の市長選挙のマニフェストを見ますと、どの候補も市の事業の見直しということを出していました。これは、市の行っている事業の見直しをすることによって税金の無駄遣いをなくそうということが主な目的だと思います。行政評価は、市の行っている事業の見直し、改善をするためのシステムを作り、事業の評価をするものですが、なかなか取り組みが困難な面があるという担当者の説明が過去にありました。しかし、今回、事業の見直しの実施を各候補がそれぞれマニフェストに掲げ、重要さの認識を共有されていたということでもあり、市としてもぜひこれに取り組んでいただきたい。そして、市の行っている事業が最少の経費で最大の効果が上げられますよう努力してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。また、システムを作るのに結構な費用がかかるということですが、どのくらいかかるかお伺いします。

2項目めは、行政サービスの拡充について2点質問をします。

1点目は、市民窓口サービスの拡充について伺います。

平成18年の総務常任委員会の行政視察研修を行った際、四国中央市において時間外窓口サービスが行われていました。これは、市の窓口業務を夜7時まで延長して、仕事などで忙しくて日中市役所へ出向けない市民へ証明書等の交付を行っているというサービスです。このことを翌19年3月議会で、旭市でも実施していただけないか質問をしました。そのときの答弁は、ここにおいで増田副市長、当時の総務課長からいただいたわけですが、それは、試

行も含め職員組合等の協議を踏まえ、検討してまいりたいというものであります。今回の要望としましては、開庁時間内に来庁できない市民に時間外の窓口サービスをお願いしたいということですが、勤務については残業でなく時差出勤ということをお願いできればと考えています。まずは試行ということで、どのくらいの需要があるか、週1回本庁において実施されてはどうでしょうか。月2回行われている税金の徴収のための延長業務と同じ日に実施するなど、工夫をすればコストも軽減できると思います。

2点目は、海上健康増進センターの使用料について伺います。

昨年の7月から、海上健康増進センターの使用料が400円、いいおかけんこうセンターの使用料が200円と有料化されました。これは、既に有料であった市内の類似施設との負担の公平性といった理由で調整されたものと思います。当時、私は2回にわたってこの問題を取り上げ、伊藤前市長からは、決して見直さないというものではないという答弁をいただいております。

そこで再度お願いしますが、海上の健康増進センターの使用料は、プールと運動施設一括で400円となっています。これをそれぞれ200円ずつに分けて徴収することを要望します。

もう1点の要望は、これらの施設の使用料の調整をする際に、海上健康センター、いいおかけんこうセンターは65歳以上の高齢者の優遇制度がありましたが、調整の結果、なくなりました。この理由は伺ってはおりませんが、高齢者人口は確実に増えています。そういった方々がこれらの場所を気軽に利用していただき、健康な高齢者でいてもらわなければなりません。そうしたことが介護予防、医療費の削減にもつながるものと思います。65歳以上の優遇制度を設定する考えはないか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いします。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

市長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、お答えを申し上げたいと思います。

まず、政治姿勢ということの中で、1番と2番、私のほうから、3番、4番は担当の詳しい責任者のほうからお答えをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、政治姿勢ということの中で最優先に取り組もうとしている施策はということですが、基本構想の中の前期基本計画とマニフェストの整合性を図りながら取り組んでいきたいと思いますが、特に現在継続して行っている旭中央病院の再整備事業や学校施設の改修

事業、そしてまた道路・排水路の整備などは最優先していかなければと考えているところ
あります。また、先ほどもお答えを申し上げましたが、一体感の構築できる大きな事業その
ものの具体的な部分を早く煮詰めながら、来年度に向かって取り組んでいきたいと、そんな
ように思います。

国からの合併支援が終了した後の財政運営についてということであります。

合併特例債、そしてまた合併による補助金、合併直後の臨時的経費としての普通交付税、
また一番大きなものとして普通交付税の算定の特例、合併算定替えて、合併後10か年度は、
合併しなかった場合の普通交付税が全額補償され、その後5か年度は激変緩和措置により段
階的に縮減されます。そのほか特別交付税、県からの交付金など、多くの合併による支援を
受けているところであります。

しかしながら、今申し上げましたように、国の支援につきましては、緩和措置はあるもの
の、合併後の10年間でほぼ終了するため、それ以降の市の財源は極端に減少していくことが
今の段階では明らかであります。さらに、これからの国の動向や経済情勢がどのようになっ
ていくか、非常に不透明であります。

したがって、行財政運営については、常に国の支援の終期を見据えながら、事業の厳
選と効率化・スリム化を一層推進していくとともに、徹底した無駄の排除を行い、急速に進
展する少子・高齢化社会への的確な対応をしていきたいと考えております。

次に、行政サービスの拡充についてをお答えいたします。

住民票や印鑑登録証明書等が必要なときに、仕事などで市役所の開庁時間に来庁できず、
休暇をとって市役所に来られている方も大勢いらっしゃるという話を聞いております。この
課題は、市民サービスの向上の観点からも解決しなくてはならないものと考えております。
コストや開設する窓口の範囲など慎重に検討する必要があるかと思いますが、時間延長は
もちろんであります。休日の窓口開設も視野に入れながら、実現に向けて早急に調整して
いきたいと思っております。

次に、海上健康増進センターの使用料についての問題であります。

これは島田議員が何回か質問されているようでありますが、私も議員当時、一緒の席でそ
れを聞いておりまして、増進センターが200円が400円になったのでは住民サービスの点から
も違うだろうと、そんなような発言でありましたけれども、実際、今回の一般質問に出ると
いうふうなことで現場を見させていただきました。1日に60人くらいの利用者数だそうで
ありますけれども、プールのほうは20人、トレーニングのほうは20人、両方行ったり来たりす

るのがあとの残りの20人だそうでありまして、そういった部分の中で、あそこは入り口が一つでありまして、それを分けるという作業も結構大変なのかな、そんなようにも思いました。また、類似する、それも先ほど島田議員のお話がありましたように、いろんな、市内には施設があるわけでありまして。そういった部分も含めながら、検討する、検討するでは、いつまでたっても検討するで終わってしまうわけでありましてけれども、十分前向きな方向で解決をしていきたいと、そんなように考えているところであります。

また、障害者、高齢者に対するの割り引き、このことは、私もそれはやっていかなければならないのではないかなと。これは全部、全市一つの決まりでやっていきたいと、そんなようにも思っているところでありまして、これも担当の方々とよく相談をしながら、障害者、お年寄りに対しては少しの割り引きは必要なのかなと、そんなように思っているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

以上で終わります。

議長（向後和夫） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） ただいまの3番につきまして、私のほうからお答えいたします。

再整備事業も粛々と進んでおりまして、いろいろご心配の、資金ショートしたらどうだと、こういうようなご心配をしている方もいらっしゃると思いますが、当初の事業性を検証したとおり、全く現在でもそれにつきましては変わっておりません。どうぞ皆さんご安心していただきたいと、このように思います。

それから、「たら」ということはその辺にしておいて、増収対策であります。先ほども申し上げましたように、民主党の政権になって、これが大幅に大改革というような、医療のほうでも相当変化があるものと思われまして。今まで収入の9割を占めております診療報酬、この診療報酬の決め方がだいぶ変わってくるというふうなことでございます。しかし、まだこれは始まってみなければ実際のところはよく分かりません。

しかしながら、民主党の議員等の話によりまして、やはり今、病院の医療崩壊が起きている。そのため、大きな原因が医師不足であるということで、医師の数を増やしますと。それから、特に地方の公立病院、基幹病院、これに手厚く診療報酬を出しますというふうな方針が出ておるわけでありまして、今よりはよくなる方向にいくだろうというふうに思っております。

それから、やはり病院は、人材の確保というのが何よりも、特に医師、看護師、この継続

的、持続的な確保というのが非常に大事である。このようなことでありまして、この方面につきましてもいろいろ今までも手を打ってまいったわけでありまして。さらに継続してその人材の確保に努めたいと、このように考えております。

もちろん、その他、出づるを制すというのは当然のことでございます。

以上でございます。

議長（向後和夫） 企画課長。

企画課長（堀江隆夫） それでは、行政評価の取り組みにつきましてお答えさせていただきます。

行政評価の取り組みにつきましては、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限られた資源、これは人、あるいは物、金、こういうものがあるかと思えますけれども、これらでどれだけの効果を得ることができるか、また、コストの削減や成果を得るためにはどのように改善していくか常に考え、取り組む必要ということで、我々は重要と認識しております。

評価の方法には、自治体によりまして、事務事業の評価や、あるいは施策基本事業評価等、いろんなレベルまで踏み込み、どのような評価を行うか、いろんな手法があるというようなことで聞いております。現在、担当課としましては、先行事例を研究しながら、本市でどのような評価方法がベストなのかを慎重に検討しているところでございます。当面につきましては、できることから事務事業の成果やコストの精査等を通じまして、現状の分析、あるいは自己評価等を行い、事務改善に結びつけていきたいなと、そういうふうに考えております。

ご質問のシステムの導入の関係でございます。先行して実施しております自治体に聞きますと、最低でも2,000万円、多い所では4,000万円を超えている。そういうことで聞き及んでおります。

以上でございます。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初の、市長が掲げた政策の中で優先的に取り組もうとしている施策はという質問がありますが、市長からは、中央病院の再整備、また学校施設の改良、あるいは排水・道路の整備と、こういったようなことを優先的に取り組んでいきたいといったことで答弁があったわけでありましてけれども、私としましては、やはりこの1番目の旭中央病院の再整備、これにつきましては、旭市始まって以来の大事業ということで、何としても

早期にこの完成をしていただきまして、病院の今いろいろ駐車場の問題等も指摘されておるわけでありますので、一刻も早く完成をしていただきまして、良好な医療環境の提供と申しますか、そういったものをしていただきたいというふうに思っております。

これが完成すれば、いろいろ病院の課題、ただいま事業管理者のほうからもお話ございましたけれども、やはり医師の確保、あるいは看護師の確保、これらも、そういったすばらしい環境を整えればおのずとそういった方々もやはり集まってくるというふうに考えられますので、この事業については一番の旭市の課題ということでこれから取り組んでいただくという市長の答弁がありました。私もそのように思います。よろしく申し上げます。

そのほかにもいろんなことについてこれから市長は取り組んでいかれるということでありますけれども、私どもも議員としまして市民の声を聞きながら市長の市政運営のほうをチェックしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、2番目の財政健全化への取り組みということでお伺いをしたわけでありますけれども、合併算定替えが10年間で消えると、その後、大幅な市の収入が減少すると、そういった中で帳じりを合わせるにはどうしたらいいかといったようなことをお伺いしたいわけでありますけれども、そういった中で市長のほうからは、これから進める事業については厳選をして進めたいといったような対策とか、そのほかにもいろいろ対策をおっしゃられたわけでありますけれども、これから大きく変動する項目と申しますか、交付税については大きく10年後には減るということがもう分かっているわけでありますけれども、そのほかの項目につきましても、変動が考えられるものがあるかと思っております。そういったものをできれば数字で表していただきまして、合併のこの算定替えがなくなるときにはこのくらいになりますよというようなことを示していただければと思うんですけれども、よろしく申し上げます。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 今、ある程度有利な財源が終わって、大きく変動する項目の数字があればということでもございました。確かに一番大きなもの、これはやはり交付税の関係になるかと思っております。合併算定替えで、先ほど日下議員からもお話ございましたとおり、ちょっと数字を申し上げれば、18年度、19年度、これは一本算定したときと合併算定替えで来るものの差というのは約15億円ございます。20年度の決算、これで見ますと15億6,700万円ほどであると、これが本当に一番大きなものだと思います。

それ以外のものにつきましては、例えば国からの補助金、例えば10年間で5億4,000万円

来ますというのは、それ以外の財源を見つけていけばそれほど難しい話ではないし、そのほか普通交付税の臨時的経費に対する財政措置、これなども実際には5年間で6億8,000万円あったわけですけれども、これはもう今までの整備の中で優先的に使ってきている。それから、特別交付税の包括的な措置ということで、これも3年間で7億8,000万円あった。あと県からの補助金も約7億円あったと。そういったものは比較的有効にきちんと活用しながら、優先すべきものをしっかりとやってきた。それで今、基金も増やしながらかつ金を増やさずにやってきている状況がございます。

やはり一番大きなものは、その普通交付税の合併算定替えをにらんで、じゃ、どのようにしていくのかということなんですけれども、大きな視点で考えますと、この国の財政支援の終期に合わせて現在行われている行政基盤整備のための投資的経費、実際には19年度、20年度と約50億円ぐらいずつ普通建設事業費を決算の中で使っております。じゃ、類似している団体はどのくらい使っているのか、変な話ですけれども、すぐお隣の市の状況なんかですと、実際には20億円弱、昨年辺りは15億円とかという数字に実際になっています。その差というのは、計算していただければお分かりになるとおり。今は合併に際して必要なものを作っている。その先に際しては、やはり通常の更新のベースにしていくというのが一つあると思います。それとあと、これはここで言ってしまうといいかどうか分かりませんが、いろんな行政施設でふくそうしてサービスをしている部分というのが相当あります。そういったものはやはり整理していく必要があるだろうと。それで経常的な経費を抑えていくことが必要になると。

あともう一つ付け加えて申し上げれば、合併特例債等を多く借りていて心配だという話もあるんですけれども、実際に20年度末で、じゃ、合併特例債をどれだけ借り入れているのかというと、50億4,800万円ほどでございます、まだ。それはやはり低く抑えながら来ているというのが現状でありまして、それも長期に返済するものという取り扱いではなくて、例えば10年で借りるものを一番多くする。その後、長期に償還が必要なものであれば15年と。それは比較的その算定替えの中でうまくおさまるような形で持っていったらいいというのが一つあると思います。そうすることによって、その支払いが終わるころにはまた財政が少し縮小できていく、そういうこともあるかと思っております。当然、今、合併後の一つの段階として人件費も相当落ちてきています。そういったところを維持しながらいけば何とか行政サービスを保っていけるのではないかと、そのように考えております。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 課長の説明をお聞きしますと、交付税が減った分を投資的な経費、あるいは人件費等を削減。人件費等は、今人員を減らしているわけで、これは当然減っていくということが考えられるわけでありましてけれども、投資的な経費を今50億円、本年度ですか、投資していると。これらを減少させていけば、合併算定替えがなくなってもやっていけるのかなというような答弁でございました。

そういった中で、先ほどの柴田議員、また日下議員にもお話の中でいろいろ議論されておりましたけれども、やはりこの今使える合併特例債、非常に有利な財源ということで、そういった中で、財政のこの健全化といった中で、議員の皆さんからもいろいろ執行部のほうは指摘を受けているわけでありまして。大丈夫かというような指摘を受けているわけでありましてけれども、そういった中で、きょうは柴田議員、日下議員から、やるべきものはやったほうがいいんじゃないかというようなご指摘がございました。

私もそういったような考えを持っておりまして、合併特例債という有利な財源が切れてしまっただけで使えなくなっただけから、ああ、こういったこともやらなければならなかったといったような事業が仮にあった場合には、旭市の負担としては大きな負担になってくるわけでありまして、合併特例債が使えるうちに、使える事業については、どうしてもやらなければならないといったような事業があるかと思っております。無駄なことはやる必要はありませんけれども、インフラの整備とか、やらなければならない事業についてはよく考慮していただきまして、今、この合併特例債が使えるうちにやるということが、大きな目で見れば旭市にとって財政の健全化に貢献するんじゃないかというふうに思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 確かに島田議員おっしゃるとおり、真に必要な事業、これはやはり有利な財源が使えるときにスピードを持って実施することが必要だと思っております。当然、これは明智市長の考えもありますから、例えば今これから22年度の事業のための予算を組んで参ります。そうしたときに、例えば主要事業をきちんと各課から上げてもらって、その中できちんと議論をしながら、これは必要である、早期にやるべきだというようなお話をきちんと立てていく。そのようなことは十分考えておるところでございます。

実際に合併特例債は平成26年度までしか使えませんので、その中で、じゃ、取捨選択するもの、ある程度長期の計画を持って、それから、きょう、議会の中で当然お話があったと

思うんですけれども、市長は次の計画にも当然携わって参ります。今、5か年の計画が市長の任期中に終わりますから、その先に次の後期の計画があります。その中で必要な事業を当然盛り込んで、早期にやるべきものはそこできちんと示すというようなことも、企画の範疇だと思わんですけれども、そういうこともやはり事業の仕分けの中では必要になってくるだろうと、そのように考えております。

あと実際に今、もう一つだけ付け加えさせていただければ、一般会計で借金が増えているという話が先ほどもございました。ただ、国のほうの措置といたしまして、臨時財政対策債というのを普通交付税と同じ扱いで、市町村でここまで借りていいですよと、これは全くの一般財源の取り扱いになります、起債といいながら。そういったものが、例えば21年度予算であれば11億円も示されていると。20年度であれば7億円ちょっとであったと。そういったところの数値もありまして、実際に少し借金の額が増えているという状況もあるということもこの場で少しご説明させていただきました。

以上です。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 一つ、健全化を急ぐ余り、ためらっていないで、大きな、もうちょっと長いスパンで考えていただいて、健全化のほうも考えていただきたいと思います。よろしくお願いをします。

では続きまして、3番目の旭中央病院の経営についてということでお伺いをします。

この質問もやはり市の財政の健全化といったような中での質問ということでもありますけれども、院長のほうからただいま、再整備については当初の事業性を検討したとおりだと、順調にいらしているといったような答弁がございました。

そんな中で一つお伺いしたいことは、先に私、やはりこの質問をしましたけれども、病院の経営の増収対策としまして、20年度からDPC適用病院、また23年度から7対1看護を目指すといったようなことが打ち出されているわけでもありますけれども、これらの事柄が予定どおり増収効果として出ているのかどうか、実績についてお伺いをします。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 中央病院の増収対策として、DPCの状況、それから7対1看護の現在の状況はということでございますけれども、このDPC 診断群別包括払い制度というものでございますけれども、一般病棟の急性期患者を対象といたしました、いわゆる

る出来高から包括支払い方式に診療報酬が変わったわけですが、手術とか麻酔とか別途出来高で算定されるものはございますけれども、一定の病名に対しては一定の出来高になるという制度でございます。これについては、当病院では20年4月から導入をしております。

導入効果といたしましては、この診断群分類によりまして診療データの分析、それから医療の標準化も進めておりますために、在院日数の結果として短縮、それから適切な医療行為によるコスト削減等の効果があって、結果としての増益につながっているというふうに認識しているところでございます。

それから、7対1看護基準の取得でございますけれども、23年度の実施に向けて現在看護師の確保を行っているところでございます。今後も看護師確保に努めて、一日でも早い導入を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） D P Cのほうは20年度から実施されているということですがけれども、数字としてはどのくらいの増収効果があったというようなことは、分かればお伺いしたいと思いますけれども。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（渡辺清一） 取りあえず試算でございますけれども、全体の病院の収入増といたしまして4億9,000万円ほどございましたけれども、D P Cの関係で増収となったものは約2億円というふうに試算しております。経費等を除くと約4,000万円程度の増収効果があったというふうに考えているところでございます。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 分かりました。D P Cにつきましては、当初の計画では4億7,000万円くらい増収効果を見込んでいるといったような答弁でありましたけれども、今後これらが改善されていくのかどうかについては、私どもは素人ですので分かりませんが、そういった期待を持っております。

質問の回数が減ってしまいますので、次の質問に移らせていただきますけれども、先ほど、地域医療再生基金のお話でしたけれども、日下議員が質問しておりましたけれども、その中で、この基金はまだもらえるかどうか分からないわけですがけれども、もらえるかもしれないといったことで今いろいろ議論されているわけでありましてけれども、その中で、先ほどの日

下議員の質問の答弁の中で、県の医療計画とリンクしていかなければならないといったような院長の答弁がございましたけれども、そうしますと、この二次医療圏の中での医療連携と申しますか、そういったものの推進と申しますか、それがやはりこの基金の獲得の前提条件とかそういうことになるのでしょうか。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） おっしゃるとおりでございます。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） じゃ、それが前提条件になるということですので、医療連携のほうにつきましても積極的に進めていかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、行政評価の取り組みということで再質問をします。

この答弁ですけれども、できるところからやるというような、それで事務改善に結びつけるといったような課長からの答弁がございました。

また、システムを作るのに2,000万円から4,000万円の費用がかかるということでもありますけれども、こういったシステムがなければ事務事業の評価ができないのかということでもありますけれども、今、市からこの決算報告の中で、旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料というのがありまして、その中に、主な施策に関する事項ということで、80から90項目の事業に対して評価がされているわけでありまして。これ、一応市としてそれぞれの課がこの事務事業について評価をして示されているわけでありまして、ここまでこういった評価ができていくということで、あとは、この事務事業の評価、行政評価というのは皆さんもご存じだと思いますけれども、プランを立てて実行をして、プラン、ドゥ・実行、それからチェック、チェックはチェックですね、分かると思いますけれども、チェックをして、それからまた改善をする、アクションを起こすと。P D C Aサイクルと言われているわけですが、この市が今出された資料は、P D、プラン、実施、チェックの一部までやられていると思うんですよ。

もうちょっと進めてもらえれば、行政評価として立派な資料になるんじゃないかなというふうに私は思っているわけでありましてけれども、これから先、チェックの中で、ここには効果だけ示されているわけですね。いろいろこうやって見ますと、図られたという言葉が多いわけですが、策定されたとか整えられたとか、こういうことができましたということ

だけ示されているわけですがけれども、じゃ、問題点はなかったのかと、見直す点はなかったのかと、そういうことをこの評価の中にも入れて、皆さんは実際はそういうことについてはもう分かっていると思います。やはりちゃんとこういった報告書の中にもそういうものを入れて、問題点を入れて、それでまた、じゃ、どう改善していったらいいかと、そういうことをやっぱりやっていくと。こういうことが、この行政評価といいますか、事務事業の評価といいますか、そういうことだと思います。こういったような形で実施できないかどうか、どうでしょうか。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（堀江隆夫） 今、議員のご指摘のとおり、先ほどのシステムが2,000万円から4,000万円、これをかけてやりますと、逆にこの行政評価そのものが評価にかかって一番まずい事業じゃないかなと、そういうふうには実は認識しているところでございます。

そんなところで、議員の最初にご質問にありましたように、最少の経費で最大の効果ということで、答えの中で言いましたように、できる事業からというようなことで、先ほど議員からありました、各課の中で今、事業の効果ということまでは検証しております。その後のいろんな改善の見直し、そういうところも含めて関係課の連携の中で実施をしていきたい、そういうふうを考えております。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） じゃ、そういうことで取り組んでいただきたいと思いますが、要は、この事業に取り組んでいる職員の皆さんが、このPDCAサイクル、こういった考え方を常に意識していただければ、今まで以上の事業推進について成果が見られると思いますし、経費の削減も当然できてくると思います。よろしく願いいたします。

じゃ、続きまして、2項目めの1点目、市民窓口サービスの拡充について再質問をさせていただきます。

市長から、前向きに検討をしてくれるといったような答弁がございました。私としましては、時差出勤で時間を延長といったようなことが、最初考えていた点であります。

関連と申しますか、勤務時間を延長して窓口を開いているといったような業務、関連でございまして、税金の延長の徴収というのが行われているわけでありまして、これらはどの程度の実績が上がっているか、その件数、また徴収金額、分かればお伺いします。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、税務課の平成20年度の夜間納税窓口の実施状況についてお答えいたします。

実施日につきましては、毎月10日と25日、これは閉庁日の場合は翌日行いまして、月2回、年24回行っております。時間につきましては午後8時までで、窓口の場所は本庁と各支所4か所で実施しております。それから、全体の件数ですけれども、1,695件、徴収金額は2,837万円でございます。それから、1,695件の内訳としまして、本庁が862件、海上分室が201件、飯岡分室が310件、干潟分室が322件という状況でございます。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 税金の徴収とこの窓口のサービスでは若干趣が異なりますけれども、年間4か所で1,600件余りの市民の皆さんがわざわざ窓口を訪れて来てくれているといったようなことがございます。自分で今度、逆に用を足したいということであれば、結構要望もあるかと思えます。ぜひ、行政サービスの拡充につながると思いますので、市民窓口サービスの拡充についてよろしく願いをいたします。

続きまして、健康増進センターの使用料についてお伺いをします。

こちらについても市長から、前向きな方向で検討をしていただけるといったような答弁がございました。ぜひ何らかのこの結論をお出し願いたいと思います。

これも参考までのお話ですけれども、昨年7月に施設が有料化されたわけなんです、その以前と有料化以後の施設の利用者はどのような状況か、分かればお伺いをいたします。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、利用状況についてちょっとお答えいたします。

海上健康増進センターの年間の延べ利用者数ですけれども、19年度が1万8,325人、それと20年度が1万5,712人、2,613人の減、86%で、パーセンテージで言いますと14%の減です。

それで、今、年間ですけれども、じゃ、徴収前の4、5、6月の3か月間で見ますと、これは3か月で944人、もう既に徴収前に20年度は19年度に比較して減っておりました。ですから、すべてが徴収したから減ったのかなということでもない。

それと飯岡のけんこうセンターですけれども、これにつきましては、19年度が5,917人、20年度が年間で7,411人、年間で1,494人の増、パーセンテージで25%の増になっております。飯岡につきましては、もう徴収前から、先ほどの海上と逆に、4、5、6月で既にもう160

人の増員となっております。

それと、ちなみに21年度ですけれども、海上の健康増進センターですけれども、4、5、6、7、8月、5か月間で7,542人、これが20年度は5か月で6,644人で、5か月間で既に21年度は898人、海上健康増進センターは増員となっております。

それと飯岡のけんこうセンターですけれども、これもいいおかセンターは5か月間で20年度に比較して656人の増員となっております。

以上のような状況でございます。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 今、利用者の有料化前と後の数字が上げられたわけでありまして、これを見ますと、海上が若干減って、飯岡については増えたといったのは間違いないということだろうと思います。その理由としてやっぱり考えられるのは、海上は400円、飯岡は200円、そういったのが一つ理由として考えられるんじゃないかなというふうに私なりに判断しているわけです。これはそんなに大きな問題じゃないんですけれどもね。

私が申し上げたいことなんですが、この施設を介護予防というようなことで使っていただきたいというようなことなんですが、そもそもこの海上の健康増進センター、また飯岡のけんこうセンターですか、これにつきましては、介護予防といったような目的が示されて設置されたわけですが、市長も今回の政務報告の中で介護予防については触れられております。

ちょっと朗読してみますと、一人でも多くの高齢者ができるだけ健康で自立して生活ができるよう今後も努めて参りますと、このようにおっしゃっているわけでありまして、その対策としまして、やすらぎ園で実施しております通所型介護予防事業を上げていられるわけでありまして、前にこのやすらぎ園の施設を見学しましたけれども、海上増進センター、あるいはこの飯岡のけんこうセンターの施設と同じような施設ということで、介護予防ということの中で使っていただければというふうに思っているわけでありまして。

きのう、高齢者福祉課長にちょっとお伺いしまして、その状況について若干お伺いしたんですが、今、旭市には、今年度は650人ほどの特定高齢者に認定された方がいるということでございます。その中で実際にこの通所型介護予防事業に通っている人は、何人でもないんですよね。そのほか大勢の方々は、そういったところは必要ないといったような考え方もされているようですけれども、身近な所でこういった同じような運動ができるわけですので、そういった所を有効に、今ある市の施設を有効に利用してやっていただければと思います。

れども、市の考えとしてはどうでしょうか。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 海上健康増進センターの問題ですけれども、一律全員の利用者に対する使用料の問題は、やはり全市的な類似施設があるというようなことで、もうしばらく検討を重ねていきたいと、そんなようにも思っているところでありますが、2番目の高齢者や障害者等についての割引きということについては、使用料、手数料に関する条例の中で、第5条の5番目、その他前各号に準ずる場合で、公益上特に必要があると市長が認めた場合というようなことも条例に入っていますので、高齢者や障害者に対しての料金割引きについては早急に前向きに検討していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（向後和夫） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 最後に、これらの施設の管理についてなんですが、そもそもこれは合併前にそれぞれの市町で設置されていた施設なんですが、設置目的が、先ほど私、言いましたが、海上、飯岡については、介護予防が主ではないんですけれども、介護予防、あるいは福祉の増進といったような、そういったことで書かれていたわけでありまして、合併後において調整をされた結果、この介護予防といったような考え方がなくなったというわけがあります。

料金等についても調整をして、それぞれ公平にというようなことで考えて調整をしたわけでありまして、管理についても、そろそろ管理の効率化といいますが、そういったものも考えて、一元化したこの管理というのも考えてはいいんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 今、類似施設等という、一元管理ということだと思いますけれども、今、島田議員のお話だと、介護予防施設という形で今現在とはとらえていないんですけれども、内容的には今、体育館のトレーニングジムと同じような内容。設置条例においても、介護予防という文言はなくなって、健康増進施設ということの位置づけに増進センターはなっております。

ですから、体育館とかという同じ運動施設としての一元管理というのは今後考えていく必

要はあるのかなとは思いますが、これは関係課と協議していかなければならないので、ちょっと関係課と協議させていただきたいなと、そのように考えております。

議長（向後和夫） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時40分

議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

神 子 功

議長（向後和夫） 続いて、神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

24番（神子 功） 24番、神子功でございます。お疲れのところとは思いますが、よろしくお願いいたしたいと存じます。

平成21年旭市議会第3回定例会において一般質問を行います。

先の旭市長選におきまして当選され市長に就任されました明智市長、誠におめでとうございます。

明智市長には今後、市民のための市政運営を推進していただくことを願い、一般質問を行います。

私は今回、市長の政治姿勢について、旭市行政改革アクションプランについて、大きく2点の質問をさせていただきます。

初めに、市長の政治姿勢についてであります。

旭市は、平成17年7月1日、1市3町の合併後、新市建設計画に基づき、平成19年度から平成28年度までの旭市総合計画を策定し、現在、平成19年度から平成23年度までの前期5か年の基本計画により各種事業を推進されておりますが、平成21年度は前期5か年の基本計画の中間年度に当たり、平成23年度まで2か年の計画を残しております。

そこで市長にお伺いいたします。

明智市長は市長選挙において旭市安定化宣言を公約されましたが、その旭市安定化宣言とはどのような内容か、具体的にお示しをいただきたいと存じます。

併せて、旭市安定化宣言と現在推進しております旭市総合計画に掲げてある内容と相違はあるのかどうか。相違があるとすればどのような内容かお示しをいただきたいと存じます。

次に、市長の政治姿勢についての(2)旭中央病院の管理運営の考え方について質問いたします。

旭中央病院は現在、ご案内のように、地方公営企業法に基づき、事業管理者のもとで管理運営がなされております。このような状況下で市長は、旭中央病院の経営の健全化に当たりどのような管理運営が必要と考えているか。また、旭中央病院の管理運営に当たり市長と事業管理者 これは病院長の兼務であります との責務についてどのように考えておるか、お伺いしたいと存じます。

次に、2点目の旭市行政改革アクションプランについて質問いたします。

本市は、平成17年7月1日、1市3町の合併後、行政改革の指針となる旭市行政改革アクションプランを作成し、その計画に基づいて平成17年度から行政改革を推進されており、平成21年度はその最終年度を迎えております。この件につきましては、平成18年12月議会、本年3月議会及び6月議会でも一般質問をしてきたところでございます。

旭市行政改革アクションプランにつきましては、地方分権の進展や少子化・高齢化への対応、財政状況の悪化など共通の課題を持つ1市3町が、行財政の効率化や行財政能力の向上への早急な対応が求められている中での合併ということを踏まえ、組織のスリム化や事務事業の効率化を進め、財政基盤の強化を目指すために旭市の行財政全般にわたる総点検を行い、抜本的な改革を実施するために、行財政運営の指針となる計画を策定されたわけであります。

そこで、平成17年度から平成21年度における検証、評価、そして今後の取り組みについて市長にお伺いしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。

議長(向後和夫) 神子功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

市長(明智忠直) 神子議員の質問にお答えをいたします。

まず、マニフェストの中でチラシにうたっております旭市安定化宣言ということについてのお尋ねであります。

私がマニフェストに掲げた内容に26項目ありますけれども、一つ一つ任期中近づけていくことにより旭市がより安定化していく、そういうことになるとの考え方から、そのキャッチフレーズとして旭市安定化宣言と使用したものでありまして、旭市総合計画とのかかわりはございません。公約したマニフェストについては、基本構想、基本計画との整合性を図りながら、今後は実現に向けて最大限の努力をしていきたいと思っております。

総合計画全般的には、「自立・共生・協働によるまちづくり」を基本理念に、財政状況や市民のニーズに照らし合わせて、スピードアップ、スピードダウンする事業を振り分けながら、今後の後期基本計画の作成に向けて計画を立てていきたいと、そのように思っております。

次に、旭中央病院の管理運営についての考え方ということでお答えをさせていただきます。

地方公営企業法においては、公営企業の合理的、能率的な運営を図るために、その業務の執行に関して広範な権限と安定した身分を有する管理者を置き、その事業管理者が公営企業の経営を専ら行うこととなっております。したがって、旭中央病院においても、事業管理者が与えられた権限を適切に行使して、健全な病院事業を行ってみたいと考えているところであります。

旭中央病院においては、各地で地域医療の崩壊等が言われている中、健全な経営を維持し続けています。今後も病院事業管理者には適切に病院事業を運営してもらいたいと思っております。

業務上のチェックということもお尋ねがりましたが、毎年度、決算の報告による決算状況の確認を行い、また例月出納検査の資料により毎月財務状況の確認を行っております。

なお、病院事業の中では経営も重要であり、その中でも職員の人材育成は特に重要であると認識しておりまして、そういった部分での人事交流を含め、市職員と病院職員の連携を進めてみたいと、そんなように思っております。

また、事業管理者である病院長とは定期的に話し合う場を設け、旭市において大切な財産を守り育てていく所存であります。

3番目の質問であります行政改革アクションプランについてであります。

現在の行政改革アクションプランは、平成21年度で5年の計画期間が終了いたします。成果につきましては、予定より進んだものや計画どおりにいかなかったものがあるかと思っております。行政改革は、何より継続性を持って取り組むことが大事であると思っております。そういう中で、現計画での反省点を十分に検討して、そういったものを踏まえながら、新たな目標に

向かって次期の5か年計画を策定し、行政改革に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（向後和夫） 総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、行政改革アクションプランの関係で、今後の取り組みにつきましては、先ほど市長のほうから申し上げました。

前段で、17年から21年度における検証、評価はどのようにしたかということでございます。

アクションプランにつきましては、各取り組み事項の推進状況につきまして、各年度ごとに担当課から成果を出していただきまして、その内容を取りまとめまして、行政改革推進委員会というのがあるわけでございますけれども、こちらに報告をいたしまして、さらに意見等をいただいているところでございます。平成20年度につきましては、現在取りまとめ中でございます。これから、例年ですと11月くらいに報告ということで取りまとめ作業に入っております。

先ほど市長も申し上げましたように、数値で表せるもの、そうでないもの、いろいろな中身を検証して、これから評価、そういったものをやりながらまた委員会等に報告をしてまいりたいということで、現在作業中でございます。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、市長の政治姿勢の安定化宣言でございますが、これはキャッチフレーズという位置づけで、特にマニフェストについては基本計画と整合性を持たせて取り組んでいきたいという内容をお示しいただきました。

総合計画につきましては、基本構想から始まって、前期、これから計画いたします後期、こういった進行状況になってくると思いますけれども、そうしますと、マニフェスト、それから基本計画のその整合性ということについては、いつ、どのようにされていくのでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 選挙中にお約束しましたマニフェストにつきましては、それ以後、総合計画の基本構想、前期基本計画の中でいろいろと比べてみました。ほとんどが基本計画の中に入っている事項でありまして、そのことにつきまして、これからいかにどう実現していく

かに向けて一つ一つ検証といいたいでしょうか、4年の中でどのくらいやれるのかという工程表みたいなものを作って自分自身やっていきたい、そしてまた職員の皆さん方にも協力していただきたいと、そんなように今考えているところであります。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） そうしますと、そのマニフェストと基本計画の整合性というものは、現状を把握しておかなければその次はないという、そういったことになります。したがって、その整合性を持たせて、今後、その実現に向けて工程表を作られるということについては、十分把握して、できたもの、できなかったもの、こういったものを十分把握しながら事実で検証されまして、それで終わっているもの、これから進めるもの、その中に、2日間にわたって各同僚議員からも話がありましたように、新しいものができました。例えばゼロ歳から3歳までの紙おむつの問題、それからかがやきプランの問題、これは具体的に出てきました。それをどうするかということについては、どこかに折り込まなくちゃいけません。

しかし、私たちが見ているのは、ここにあります旭市総合計画、これだけしかないんですね。これで実行しているわけです。ただ、当初年度については各主要事業が生まれ、そして予算計上されて、決算でそれが把握できる。先ほども島田議員からお話があったように、PDCAでやるとすればちょっと足りないのではないかなというご指摘がありました。

そういったことを考えますと、その整合性をどうするかというのが一番大事になってくる。財源が必要なもの、これは今、市長が申されましたように、ほとんどは変わっていない。そうすると、プラス要素が出てくるということになります。

したがって、その財源措置については今後どのようにお考えなのかどうか、お願いをしたいと思います。そして、見直しをするものについては、このマニフェストの中にはないということによろしいのかどうか。それから、事業の縮小、あるいは中止、そういったことについてもないのかどうか。

財政措置については、ただいま例を挙げましたように、紙おむつ、さらにかがやきプランの導入とすれば、それは短期か中期か長期か、こういったことになりますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） この選挙に出しましたマニフェストにつきましては、最大限実現の方向に向けて努力していきたいと。今、その中で取り消すというような部分はありません。

そしてまた、総合計画との整合性でありますけれども、分野別の第3章で計画が載っております。その中には、私の目標に掲げたものはほとんど入るというような思いであります。そのこれまでの進捗につきましては、これからいろんな部分で、市長就任以来、懸案事項や事務手続き、そういった部分での引き継ぎもきちっとやっておりますので、そういった部分での進み具合などもいろいろ聞かせていただいておりますので、私の考えたマニフェストについて、どのくらいの今の段階なのかというような部分もこれから把握していきたいと、そんなように考えております。

財源の問題については、確かに財源が裏づけされなければできないわけでありまして、紙おむつの問題、あるいはかがやきプランの問題、そのこともきちっと担当課のほうにお願いをしてあるところでありますので、これから工程表といいたいでしょうか、何年くらいでできるのかどうか、そういった部分も含めまして検討を加えていきたいと、そんなように思います。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 市長が代わられまして、私どもが資料として持っているのは、ただいま申し上げました総合計画でございます。実際問題、毎年毎年予算があり決算があり、この点は把握を議員としてはしなければいけないという、そういったことですけれども、以前、旧旭市の場合には、その実施計画をもってやられた時期がございました。そうしますと、実施計画ということは手間がかかるわけでございますけれども、進捗状況がよく分かる。ローリングが必要かも分かりませんが、そういったことが一つ考えられます。

もう一つは、そこまでいなくても、先ほど議論がありましたように、決算では80から90の事業が分かる状況もございます。そこで、検証をして、そして問題点を把握しながら次に持っていくという、何でも構いませんけれども、そういう分かるような状況を作ったらいいなというふうに私は考える一人なんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。要するに、市民に開かれたものにするということを前提として、今よりも一歩進めるということについてどう考えるかどうか、この辺はいかがでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（堀江隆夫） それでは、総合計画が企画課のほうの担当ですので、ここの部分につきましてお答えさせていただきます。

実は担当の課のほうでも、この実施計画、市長のマニフェストともし違っておれば、これはちょっと精査しなきゃいかんということで、いろいろすべて網羅しました。その中で、

ほとんど、市長が言いましたように、この中に入っておるところで認識をしております。むしろ「地産地“商”」という、市長のところは「商」という部分、ここは実は作ったときにはそういう発想がなくて、現在、いろいろ農工商連携とかいろいろ国でも施策があるわけですが、現在の施策の取り組みかな。そういうことで、字句には書いてありませんけれども、ここは産業の振興とかそういうところで読み取れるのかなと。そんなことで、特に今回、マニフェストを出されまして、それに対して実施計画、総合計画を変えなきゃいかんと、そういうことは我々は担当課としては考えてはおりません。

それと、今、議員のご指摘にありましたように、ただ単にこういう計画を作っただけではなくて、やはり市民に対して、どこまで今いっているか、あるいはこれからどうするか、そういう検証が必要だなというのは本当に十分理解をしております。いろんな広報紙等を使いまして、市民の方に率直に現時点の内容、あるいはこれからの取り組みの姿勢、そういうことをお伝えしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） そうしますと、市長の政治姿勢の（1）安定化宣言と申しあげましたけれども、これはキャッチフレーズであったということで、マニフェストについては26項目ぐらいありますけれども、精査をした結果、これは現状とあまり変わらないということですから、これはある意味では前市長を継承したということがうかがえますけれども、そういったことで認識をさせていただきたいと思えます。

そして、今申しあげましたように、市民や議員が分かるような、そういう事業の計画、そして終わった後のフォロー、こういったことをやっていただけるということも確認をさせていただきましたので、次の（2）のほうに移らせていただきます。

旭中央病院の管理運営の考え方でございます。

今、地方公営企業法につきましては、市長が申されたとおりだと思います。これから監査の内容についても、あるいは事業管理者との話し合いを持つ機会を作ろうということについては、大変重要なことだというふうに思っております。

市長はこの2日間の中で、健全経営をしたい、あるいは医療の環境、そして職場環境の充実、市民の健康を守る病院としたいということで、ある意味では充実、そして市民を思う気持ち、こういったことがありますけれども、事業管理者に任せるということについてはたびたび出て参りました。一つ事が間違った方向にいけますと市長の責任になるというふうなこ

とを考えると、もう少し綿密に、その地方公営企業法に照らし合わせた場合には、地方公共団体の長は、地方公営企業の業務と地方公共団体の他の事務との間の調整を図るために必要がある場合に限り、地方公営企業の業務の執行についての必要な指示をすることができるという、こういったことが言われております。

したがって、必要なものについては事業管理者にお任せするわけですが、市長が必要と認めた場合には、それをいち早く問題提起するなり、あるいは今私が申し上げましたように、市長が申された医療の環境づくり、職場の環境づくり、こういったことがどうなっているのかどうかということでぜひ上げてくれというようなことができると思いますけれども、その点は中央病院全体について事業管理者の管理のもとにありますけれども、市長はそういったことをやっていくようなお考えはあるのかどうか、お示しをお願いします。

議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 今、神子議員が質問されたことは、本当に私もそういうように思っております。事業管理者、院長がいる前で大変失礼な言い方かもしれませんが、最終責任は市長というようなことありますので、要望事項、その辺のことはきちっと事業管理者にも伝えたいと思います。

今でもその再整備の中で、先ほど神子議員からお話がありましたように、医療環境の充実、あるいはまた職場環境の充実、そしてまた医師、看護師、患者さん方の潤いや安らぎの場を作っていただきたいと、再整備の中でそういったこともきちっと事業管理者、院長のほうには申し伝えてありますので、その辺は、これからも意思の疎通といたしまししょうか信頼関係を築きながら中央病院の経営にも申していきたいと、そんなように思っておるところであります。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） そうしますと、先ほど市長のほうから人事交流というお話もいただきました。これは大変大切な部分だというふうに思います。

中央病院でははい上がりの方がおりますけれども、専門的な事務ということでやられてきたという思いはありますけれども、やっぱり行政としての位置づけを考えたときには、違った部分も視野に入ると。お互いが、旭市の行政をつかさどる方については病院の状態を知る、病院の状況については本庁のほうでも十分に把握すると、こういった交流があれば今以上に対応ができるというような思いが私にもございます。それはぜひやってほしいと思いま

すけれども、その人事交流についてはいつごろからどのような形で進めようとしているのか。もちろん人事権については病院事業管理者が持っているわけですから、やたらめったら云々ということではできませんので、病院事業管理者の思いも含めて十分に話し合いがあった中で進めなければならないというふうに思いますけれども、その辺を市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） これは本当に事業管理者のほうの考え方もあるわけでありますので、私の個人的な今の考え方ということの中で、人事交流はぜひやっていきたいと。このことは前からきつと議会でもいろんな部分でも話があったのではないかなと、そんなように思いますが、できれば来年度、4月から実施していきたいと、そんなようにも考えております。事業管理者のほうのご意見もこの場でちょっとお答えをいただければと。

議長（向後和夫） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） これは市長のお考えですので、重く受け止めて、また内部で一応相談して前向きに進めたいなと、考え方としては非常にいいことだなと、こういうふうに思っております。今までいろいろな事情でできなかったということもありますので、前向きにとらえていきたいなと、こう思っております。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 市長、もう一つですけれども、市長は公設公営ということで選挙戦でも訴えられていたという話を聞いております。それでその中で、今、病院の事業を見ますと、これは私の質問に対して病院事務部長が答えていただいた内容ですが、業務の関係で委託の業務があると。要は、民間に委託しているということがいっぱい増えますと、病院の存在価値というのがどうなのかということになるかと思えます。内容的には、まず、昨年度から業務を開始したSPD 院内物流の業務、それから患者給食の配膳の業務、清掃業務、警備業務、設備保守業務ということで業務委託を行っているという答弁がございました。

こういったことがうまくいっているかいないかということについては、当然、病院事業管理者がチェックをすべきですけれども、こういったことも含めてぜひ交流を持っていただきたいなというふうに思うわけですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 私としましては、病院経営の中で事業管理者、事務部長が判断したものに對して、民間活力といひましようか、民間の力をかりるといふような意味で経営改善されていくといふような大前提のもとにやっていることだと、そんなように認識しておりますので、今のその委託業務について、私のほうからは何ともいひようがございませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） それでは、病院の關係につきましては、人事交流をしていただくといふことと、今申し上げました業務委託についてはお任せしてあるといふことですが、やはり必要なのは費用対効果といふことといふふうに結びつくと思ひます。そういった意味では、お互いにチェックをされたらどうかと。これは私の思ひですから、その辺を念頭に入れて今後の対応をお願ひしたいといふふうに思ひます。

それでは、最後の行政改革アクションプランにつきまして再質問をさせていただきます。

市長は市長の政治姿勢の中で、マニフェストと基本計画のすり合わせはしましたといふ中で、事務引き継ぎはやっているといふお話がございまして。それを念頭に置きますと、このアクションプランといふのは、1市3町が合併して一番大切な部分で遂行していかなければいけないといふことで作ったものです。

したがって、市長が先ほど事業の位置づけのすり合わせは行われたといふことですがけれども、この行政改革アクションプランについても、現状を把握して、事実を踏まえて検証しながら、それを次のステップに生かすといふことをやっていただかないと、現状が分からなければ次のステップはありません。

したがって、市長は、アクションプランのこの17年度から21年度まで、どういふ状況であるかどうか把握されましたでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の質問に對し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 事務の内容の引き継ぎ、あるいは懸案事項の引き継ぎ、それでかなりの時間もかかりました。行政改革アクションプランの全般についての精査といひましようか、その進捗状況といひましようか、そういった部分はまだ煮詰めておりませぬので、これから21年でこの行政改革アクションプランの一応年度が終わるわけでありませぬので、これからこれまでの進捗状況について詳しく説明を受けたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 17年度から21年度までの旭市行政改革アクションプランの6ページには、この計画をどうするかということで、計画の推進の期間、これはもちろん5年ですけれども、行政改革の推進の体制ということの中に計画の進行管理というのが書かれています。ちょっと読みます。

計画の推進に当たっては、毎年度、計画策定 プラン、実施 ドウ、検証 チェック、見直し アクションのサイクルに基づき、絶えず点検を行います。また、その状況について行政改革推進委員会に報告し、その提言を踏まえて必要な見直しを行うとともに、市議会や市民にも公表しますとなっています。これは、今のこのプランができて議会で報告を受けたということが、記録がないわけです。したがって、そういったことも事実を検証すれば、次にやることが分かってきます。したがって、今、私が市長に申し上げたのは、全部把握されましたかというのはそこにあります。

それで、そのP D C Aでやっているんですけども、ここにはきっと足りないものがあると思うんです。それは確認なんです。計画を立てて実施したときに、必要なものは確認です。計画を立てて、やったのかやらないのか、実施したら検証したかしてないのか、検証したら見直しをしたのかしないのか、それによってまた計画が策定できる。こういったことが一番大事になってきます。

それからもう一つは、問題を見つけるためにはどうしたらいいかどうかということもあるわけです。事実で検証して、それで問題点を抽出して、それをどうやったらいいのかわかるといふ対策を練りながら、それで対策を講じてやっていくという、そういった流れも当然必要となってきます。

そういったことで、この6ページに書いてあります市議会や市民にも公表しますということは、本来は毎年毎年やっていかなければならなかったことがやられていなかったということについてまず反省をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（平野哲也） 今、神子議員のほうからご指摘がございました。確かに6ページのほうに、それを検証、さっき言いましたような検証、そういったものを点検して、さらに、行政改革推進委員会の報告はもちろんですけれども、議会、あるいは市民の皆様には公表するというようなことになっておりまして、その点が若干抜けておりまして、今までですと、

たしか神子議員はじめ、議員の質問にお答えするような形でのちょっと報告という、これは本当に本来の形ではございませんでした。

今後につきましては、機会を見まして議会のほうにも、検証した結果を冊子にして、冊子といたしますか刷り物にして報告をするような形を今考えております。また、市民の皆様にはどういう形で公表できるか、この辺も検討しながら進めてまいりたいということで考えております。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） そこで、本会議の中でも今、20年度の決算を行っています。その検証というものがいかに必要かどうか考えたときに、市長が新しくなられました。でも、前任者が素晴らしいことをやってきたならば、素晴らしいことを引き継ぐことができます。しかし問題を残したら、今の明智市長が大変な思いで、自分の政策もできないままに4年間を送ってしまうという可能性もあるわけです。言い替えば、職員の方は人事異動があるけれども、先送りしないで、問題点が出た場合にはそれを自分のところで必ず終わらせるということを常に気をつけていなければ、その次の人が困るということが、この行政改革アクションプランの中には、書いていないですけれども、あるわけです。

したがって、計画をしたものが、やった結果、よくできた。それでもちゃんと評価をしなければいけないと思います。計画したものが、やったけれどもできなかった。これも経過を反省しなくちゃいけない。しかし、計画したけれども何も手をつけていなかったということについては、何でそれが手をつけられなかったかということが、22年度に向けてのこの行政改革アクションプランが一番大事にしなければいけないところだということを市長はぜひ考えてもらいたい。そうでなければ前進できません。人になすりつけるような状況があったんでは、最後は市民が困るということをやっぱり念頭に置いていただいて、市長は確固たる気持ちを持って、きずなも大事でしょうし思いやりも大事でしょうし、そういういろんな市長の思いがあるでしょうけれども、その思いの裏には厳しさということをやっぱり忘れてはいけないと思います。したがって、叱るべきことは叱る、そういった行政がなければいい行政はできないというふうに私は思いますけれども、その辺、市長はいかがでしょうか。

特に飯岡荘の問題、これは未解決です。やはりこれは20年度の決算を迎えていますけれども、分かる人がいるとすればとことん議論をして、そして結果、出なかったらこれはしょうがないじゃないですか。しかし、そこまでいかないと同じようなことをまた繰り返します。市長はその辺も含めていかがですか。

議長（向後和夫） 神子功議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（明智忠直） 神子議員の質問といいたまいますかご意見、本当に全くそのとおりだという感じがいたしまして、まだ就任1か月半でありますけれども、少しそういった部分では怠慢があったのかなと反省しているところではありますが、一つ一つの事業について、やはり行政は停滞は許されないということもありますので、その辺はきちっと課長さん方にも、ぜひ引き継ぎの段階で懸案事項と、またやり残した事業、そうした部分は引き継いでいただきたいと、そんなように改めて強く要望をいたしたいと思います。

飯岡荘の問題でありますけれども、これは20年度で終わったことだと私は認識しておりましたので、その辺については私のほうからは問うということはしなかったわけありますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

議長（向後和夫） 神子功議員。

24番（神子 功） 新しくなられました明智市長につきましては、新しい目で見られます。今度、議員と立場が違いますから、行政の長として、やっぱり厳しいときには厳しさを持ってもらう、そしてちゃんと指示をさせていただいて、指示したらちゃんと報告をしてもらう、それでP D C Aなり、あるいはその問題の現状の把握、あるいは現状の分析、問題の抽出の立案、そしてその対策、そして効果を見ながら歯止めを作って次に前進すると。それはあくまでもP D C Aの中で確認、確認をしなければならないということも念頭に置きながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

したがって、問題が出ないように、また、問題を先送りしないように、市民が困らないような行政の運営をぜひお願い申し上げまして、組織の見直しは、きっと必要だと思います。これは総務課長がまとめているということは日常業務をしながらですから、これはまとめることができないと思います。したがって、市長におきましては、組織の見直し、7万人の市民を抱える行政として、この簡素な行政の組織を見直すようしていただくことをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

議長（向後和夫） 神子功議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議長（向後和夫） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は28日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時24分

平成21年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成21年9月28日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（22名）

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 伊藤保 | 2番 | 島田和雄 |
| 3番 | 平野忠作 | 4番 | 伊藤房代 |
| 5番 | 林七巳 | 6番 | 向後悦世 |
| 7番 | 景山岩三郎 | 8番 | 滑川公英 |
| 9番 | 嶋田哲純 | 10番 | 柴田徹也 |

11番 木内 欽市
 13番 日下 昭治
 15番 林 俊介
 18番 高木 武雄
 20番 向後 和夫
 24番 神子 功

12番 佐久間 茂樹
 14番 平野 浩
 17番 林 一雄
 19番 嶋田 茂樹
 22番 林 正一郎
 26番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	増田 雅男
教育長	彗田 哲雄	病院事務部長	渡辺 清一
総務課長	平野 哲也	秘書広報課長	米本 壽一
企画課長	堀江 隆夫	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	野口 徳和	市民課長	増田 富雄
環境課長	平野 修司	保険年金課長	花香 寛源
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在田 豊
高齢者福祉課長	渡辺 輝明	商工観光課長	神原 房雄
農水産課長	林 清明	建設課長	北村 豪輔
都市整備課長	伊藤 恒男	下水道課長	佐藤 邦雄
会計管理者	高山 重幸	消防長	菅谷 衛一
水道課長	横山 秀喜	庶務課長	浪川 敏夫
学校教育課長	平野 一男	生涯学習課長	野口 國男
国体推進室長	高野 晃雄	監査委員 事務局長	林 久男
国民宿舎 支配人	堀川 茂博	病院事務次長	石鍋 秀和
病院経理課長	鈴木 清武		

事務局職員出席者

事務局長	加瀬 寿一	事務局次長	石毛 健一
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

議長（向後和夫） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 決算審査特別委員長報告

議長（向後和夫） 議案第1号から議案第16号までの16議案及び陳情第2号から陳情第5号までの陳情4件を一括議題といたします。

日程第1、決算審査特別委員長報告。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、神子功議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 神子 功 登壇）

決算審査特別委員長（神子 功） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、

議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月11日及び14日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑6点について申し上げます。

1点目として、歳入の地方交付税のうち特別交付税として8億4,600万円ほど収入されているが、この内容は何かとの質疑では、地方交付税については、交付税総額の94%が普通交付税として、残りの6%が特別交付税ということで、国のほうで割り振られる。特別交付税については、12月と3月に交付されているが、12月分の交付の中で一番大きいのは、旭中央病院にかかわるもので、例えば、精神病床の関係で9,790万円、救急医療の関係で4,420万円、救命救急センターで8,939万4,000円、周産期医療で7,314万円、小児医療病床で4,200万円、また、特殊財政事情等ということで2億2,000万円ほどが含まれているとの答弁がありました。

次に、2点目として、歳入のコミュニティバス運賃収入について、地区別の運賃収入はどうなっているかとの質疑では、地区別の運賃収入については、旭地区が303万4,120円、海上地区が117万9,552円、飯岡地区が374万3,613円、干潟地区については、試行運転分として国からの補助金の71万4,753円を含めて140万5,533円であるとの答弁がありました。

次に、3点目として、土木費の旭駅前広場等整備事業について、平成22年末で一たん終了ということであるが、最終的にどのような形になるのかとの質疑では、駅前広場の整備面積は3,000平方メートル、道路の幅員は16メートルとなっている。道路の内訳は、歩道を左右にそれぞれ3.5メートルずつとり、道路部分は9メートルとなる。道路の延長については、旭駅から商工会館の十字路までの350メートルを予定している。現在、ガードレール等で使いつらい状況になっているが、来年、国体を迎えるに当たり、暫定の形で供用開始したいと思っているとの答弁がありました。

次に、4点目として、消防費の防災行政無線統合整備事業について、屋外受信局が減った理由は何か。また、戸別受信機の受信不良は、どのように解消するのかとの質疑では、屋外受信局については、旧1市3町合わせて118か所設置していたが、今回整備したものは、前のものよりも性能がよいこと、また、取り付け位置を高台にしたことで、電波のエリアが相当カバーできることから、6か所減の112か所に設置した。戸別受信機の受信不良対応については、初めに、家の中で戸別受信機の位置を動かしてもらい、それでも受信されない場合は、外部アンテナを市の負担でつけさせてもらい、聞こえない所がないようにしているとの答弁がありました。

次に、5点目として、教育費の沖縄交流事業について、その事業効果と生徒の人選はどうしているかとの質疑では、この事業は、平成18年度より5か年計画の中で、市内小学校15校の5年生を毎年3校ずつ、計20人が沖縄県の中城村へ訪問している。内容については、平和祈念公園や世界遺産に登録された旧跡を見学、また、中城村の生徒との交歓会を実施している。子どもたちの感想の中では、平和に対する思いや沖縄県の暖かい気候の中での生活の様子などが、記録だけではなく記憶にも深くとどめていると感じている。

また、生徒の人選については、各小学校にお任せをしており、人数制限をしている部分については心苦しい思いをしている。来年が最終年ということで、計画的に実施をさせていただき、その後、総括的な反省を基に、これ以降のことについて、保護者の負担等も含めて考えていきたいとの答弁がありました。

最後に6点目として、教育費の学校給食費について、賄い材料費は3施設合わせると約3億円になるが、食育及び地産地消の観点から、地元食材の占める割合はどのぐらいかとの質疑では、市内産の食材が占める割合については、施設ごとに、第一給食センターが24%、第二給食センターが43%、第三給食センターが27%で、3施設の平均は31%である。今後とも、地産地消に努めて、安心・安全な旭の食材を子どもたちの食育のために使っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、国民健康保険事業について、老人保健拠出金と後期高齢者支援金は同じ性質のものかとの質疑では、性質的には同じものであるが、算出の関係では、老人保健の拠出金は実績に基づいて拠出しており、後期高齢者の支援金については、全国ベースで算出していることから、当市は千葉県の中でも医療にかかる経費は低いわけであるが、全国平均ということで、後期高齢者の支援金のほうが若干高い設定になっているとの答弁がありました。

次に、2点目として、国民健康保険証の短期証や資格証となる条件は何かとの質疑では、短期被保険者証については、滞納の期間により、5期から8期を納めていない場合には6か月証で、9期から16期が3か月証、17期以上が1か月証となる。また、資格証については、納税に全く対応してくれない場合となるとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

介護保険事業の中の住宅改修費助成事業について、申請件数は何件あり、どのような改修内容であったか。また、住宅改修費1件当たりの最高助成額は幾らかとの質疑では、平成20年度の住宅改修事業については、介護保険で助成する部分と、介護保険でまだ認定を受けていない方の任意事業で助成する部分の2通りがある。件数については、介護保険の部分で129件、任意事業の部分で10件の申請があり、主な改修内容は、手すり、床の階段の解消、トイレである。また、1件当たりの最高助成額については、住宅改修費の20万円までを対象とし、そのうち介護保険から9割の助成ということで、18万円が最高額となるとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

水道事業会計において、繰上償還する条件は何か。また、繰上償還額の上限はあるのかとの質疑では、繰上償還については、金利5%以上で政府系資金を条件としている。また、繰上償還額の上限については、特に決まりはない。効果の上がる借入れをするために、県や国の出先である千葉財務事務所と協議をしているが、内部留保資金等の状況を見ながら、運営に支障のない範囲で進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

病院事業会計において、DPCの導入により増収効果が図られたということであるが、当初見込んだものと比較してどうであったのか。また、平成23年度に導入を予定している7対1看護に対する看護師の状況はどうかとの質疑では、旭中央病院は、この地域の医療連携の中で、急性期の患者を主に診ており、急性期を脱した方は近くの病院等に転院する形で行っていたわけであるが、昨年、銚子市立病院の休院により、受け入れてくれる病院が満床状態となり、計画どおりに転院ができなかったことなどが原因で、本来のDPC効果が、当初見込んだものよりはうまく働かなかった部分がある。

また、看護師の状況については、今年4月の段階で、看護師数は758名で、昨年より30名ほど増えている。7対1看護を導入するに当たっては、患者の数等に影響により総員数が決まってくるが、常勤として800名の看護師が最低必要な人員と考えている。平成23年4月

の段階で、看護学校の卒業生が60名ということで就職・退職の差し引きを考えても、無理なく7対1看護の体制がとれるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

昨年12月にリニューアルオープンされ、収支の状況と、今後どのように経営改善をしていくのかとの質疑では、平成18年度より経営診断を行い、コンセプトとして、これからの時代は団体客が激減し、個人客、グループ客の形になるということで改装工事を行ったが、経営は非常に悪化し、純損失が年々増えてしまっている。今年の宿泊収入については、1月が623万9,300円、2月が468万5,809円、3月が768万9,979円で、計画と大きな差が生じている。

今後の経営改善の方法については、職員の接客マナーのレベルアップや、現在も行っているが営業活動を市外も含めて行っていきたい。また、基本となる宿泊料金については、高いというお客様の意見等を踏まえながら、安くすることにより、来てくれる可能性もあるので、来年の1月以降、改正に向けて作業を進めているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、10議案とも全員賛成で認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年9月28日、決算審査特別委員会委員長、神子功。

議長（向後和夫） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑、討論、採決

議長（向後和夫） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第10号までの10議案について採決いたします。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 賛成多数。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

日程第3 常任委員長報告

議長(向後和夫) 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

(公営企業常任委員長 日下昭治 登壇)

公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第13号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第14号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、議案第13号の質疑とその答弁の内容を申し上げます。

今回の補正の中で、地上デジタル放送対応のテレビを購入するということであるが、中央病院では何台ぐらい入れ替える予定かとの質疑では、入れ替え台数については約200台で、予算は約3,000万円を予定しているが、そのうち2,750万円は一般会計からの繰出金であるとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年9月28日、公営企業常任委員会委員長、日下昭治。

議長（向後和夫） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第11号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、土木費の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の総事業費と完成目標年度はいつか。また、費用対効果の面はどうなっているかとの質疑では、総事業費については15億円強で、平成25年を目標年度としている。費用対効果については、交通量の調査をして、1

を基準にして1.68となっている。この道路を造った場合には、例えば、清滝バイパスができ、そことつながり、海上支所のわきの道路を通り1本になり、便利になるのではないかと考えているが、この計画案で決まったということではないので、この案を基に調査をして、また設計の段階でいろんな案を作って考えていきたいとの答弁がありました。

次に、2点目として、商工費の長熊釣堀センター管理費の補正について、ヘラブナ4トン投入するということであるが、釣れない原因は何かとの質疑では、釣れない原因については、長熊釣堀センターを改修したことにより、魚の安定、また、施設の安定という部分が必要になってくる。一般的には3年かかると言われており、その3年間でいろんな対策をとった中で民間の場合には運営をしている。また、管理しやすいように整備した駐車場の舗装等により、降った雨が沼に流れ込んでくるという部分など、今までと違う状況が、結果として釣れない原因の部分になっている。今後は、魚を入れた中で、どのくらい釣れるかなどを参考にしながら、対策をとっていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年9月28日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

議長（向後和夫） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第16号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第11号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、教育費の小学校施設改修事業について、中和小学校のプールを解体して駐車場にするということであるが、何年くらい使用していなかったのか。また、プールがなくなることをどう考えているのかとの質疑では、使用状況については、本年度と昨年度の2年間使用していなかった。授業については、昨年度は干潟中学校で行い、本年度は古城小学校で授業を行った。方針としては、プールの授業数があまりないことと、近くの学校のプールを使用して授業が可能であるということから、新たにプールは作らないで、敷地の有効利用ということ考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、教育費の大原幽学記念館のエレベーター設置工事について、設置する理由は何かとの質疑では、設置する理由については、記念館の内部構造的なもので、非常に階段がきつくなっており、特に、高齢者の利用者が多いということと、市の方針として、交流の拠点として位置づけていきたいという背景があるとの答弁がありました。

次に、議案第16号の主な質疑について申し上げます。

今回の改正により、出産育児一時金が35万円から39万円に上がるが、市の負担はどの程度増える予定か。また、今後も引き続いていくものなのかとの質疑では、本年度は170件を見込んでおり、改正が10月からとなるので、100件の400万円程度と見込んでいる。また、今後の出産育児一時金については、被保険者等の経済的負担の軽減を図るために、保険給付のあり方や費用の負担のあり方について、国のほうで引き続き検討して決定するとしているので、その動向を見ていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年9月28日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

議長（向後和夫） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市職員

の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月24日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第11号の質疑2点について申し上げます。

1点目として、今回の補正予算に盛り込まれた低公害車導入促進事業あるいは地上デジタル化対策事業について、国が予算を執行停止した場合、どのように対応するのかとの質疑では、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金については、地方に対しての配慮ということから配分されたものであるため、執行停止にはならないのではないかと考えている。仮に執行停止となった場合には、国庫補助金を主に予算措置しているため、一時執行を見合わせざるを得ない部分が出てくると思っているが、現在、国の方針で精査中であり、10月2日を過ぎないと分からないので、その辺については慎重に対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、地上デジタルテレビの購入に当たっては、こういった形で入札をされるのかとの質疑では、地方の経済危機対策ということであるため、基本的には地元業者への発注を考えており、どのような形で発注できるかは内部で十分検討をしたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年9月28日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

議長（向後和夫） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

議長（向後和夫） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(向後和夫) 討論なしと認めます。

これより議案第11号から議案第16号までの6議案について採決いたします。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第5 常任委員長陳情報告

議長(向後和夫) 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇)

文教福祉常任委員長(柴田徹也) 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第2号、現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、陳情第3号、国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第4号、子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第5号、新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情の4件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月18日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情第3号の国民健康保険制度改善を求める陳情項目に資格証明書発行の義務づけをやめることとしているが、被保険者間の納税の公平性を堅持することが国保事業の健全経営には必要不可欠であり、また、国保への国庫負担率を総医療費の45%に戻すこととし

ているが、国庫補助金が増えればそれにこしたことはないが、他の部分で削られては困るので、医療全体を見据えた要望でなければならないのではないか。

また、陳情第5号では、介護報酬を引き上げることとしているが、国では、本年度から介護報酬の改定を行っており、また、介護分野の追加経済対策として、介護職員処遇改善交付金が新たに創設されたところであり、当面は、この施策の運用状況を見る必要があるのではないかとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情第4号については賛成多数で、そのほかの陳情3件については、いずれも全員賛成でそれぞれ不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年9月28日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

議長（向後和夫） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑、討論、採決

議長（向後和夫） 日程第6、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号から陳情第5号までの陳情4件について採決いたします。

陳情第2号、現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

陳情第3号、国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号、子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 賛成多数。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

陳情第5号、新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国へ意見書提出を求める陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向後和夫) 全員賛成。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

日程第7 事務報告

議長(向後和夫) 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長。

総務課長(平野哲也) 事務報告を申し上げます。

今回、篤志寄附等はありませんでしたので、ご報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

議長(向後和夫) 事務報告は終わりました。

日程第 8 閉 会

議長（向後和夫） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成21年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 向 後 和 夫

副議長 林 一 雄

議 員 高 木 武 雄

議 員 嶋 田 茂 樹